

府方完備シタルモノヲ拵ヘテ自分デヤレバ、周囲ノ醫者ハドウナルカ、此處ニ頗ル脅威ヲ感ズル、私ガアナタニ御尋ネスルノハ此ノ點デス、其ノ方針ヲ一ツオ決メニナラヌト、折角サウ云フコトヲ御考ニナツテモ、サウ云フ設備ヲナサルコト自體ガ開業醫ヲ潰スコトニナルデス、此ノ案ヲズツト見マストヤハリソコカラ出テ居ルコトガ分ル、サウ云フモノヲ何箇處カ作ル、無醫村ノ何處カニ「センター」ヲ作ル、サウシテ其ノ邊ノ醫者ヲ統制スルコト云フノハ、皆公營主義カラ出テヤリ方デス、今大都會デハ私ノオウナ考ヘ方デハ駄目ダラウト御シヤフタケレドモ、私ハ大都會ガ一番業ダト思フ、大都會ニハ大學、專門學校ノ病院ガアリ、赤十字社ガアリ、其ノ他大キナ病院、官公立ノ病院ガ澤山アルニモ拘ラズ、都會ノ貧乏人ガ診テ貰ヘナイト云フコトハドウ云フコトデス、是コソ制度ノ缺陷デアル、

出合デコソアンナ十分ノ設備ヘナイカ、都會デハ幾ツモアル、唯制度サヘオ改メニナレバ直グニ合フ、例ヘバ赤十字社ニ例ヲ取テ見マス、何方故ニ赤十字社ガ設備タラセンナラヌデス、是位馬鹿ダケ制度ヘナイ、私ハアンナ病院コソ、中産階級以下、或ハ「カド」階級ト云フ諸弊ガアルカ知ラヌガ、サウ云フ人々ニ之ヲ開放シテヤルガ宜シト思フ、只テ開放セイトハ言ハナイ、組合デモ作ツテ自由ニ治療ガ受ケラレルヤウニスベキデアルト思フデス、ソレヲ今日完備シタル院程餘計ニ錢儲ケラシテ居ル、何ト云フ矛盾デスカ、コンナモノヲ先ツ改メテ貰ヒタ、大學ニシテモ何ニシテモ錢儲ケノ爲ニ國家ガ拵ヘテ居ルノデハナイ、馬鹿ナ話チヤナイデスカ、御覽ナサイ、今日ノ何處ノ

カ、肋膜ノ氣ガアツクサウナト云フコトニナル、是ニハ女子ガ含マレテ居リマセヌガ、嚙テハ女子ニモ及ブノデスカ、サウナルト人生ノ悲喜劇、色々ナ問題ガ是カラ起キテ來ルダラウト思ヒマス、隨テ私ハ此ノ秘密ヲドウヤツテ護ルヤウニナサルカ、此ノ對案ヲ一ツ何ツテ置キタイ、實ハ昨年カ一昨年、産業組合ノ病院ノ問題ノ時モ私ハ之ヲ不可ナリ申シタルデアリマスガ、産業組合デヤツテ居ル病院ニシテモ、現在ヤツテ居ル健康保險モ之ニ付テ特ニ御考ヲ願ヒタイ、此ノ頃デハ藥ノ名ヲ見ルト、此ノ藥ヲ飲ムナラ此ノ病氣ダト云フコトガ分ラテ居ルカラ、田舎デハ直グ時ガ立チマス、アソコノ家ノ息子ハ結婚ノ初期ヤサウナト云フコトガ直キ全部ニ分ツテシマフ、是ハ非常ニ大切ナコトデ、私ハ本案ニ依ツテ又候サウ云フ問題ガ起ツテ來ルノデハナイカト思ヒマス、私ハ今日マデ日本ノ醫者ノ地位ニ付テ有難イト思ツテ居ルコトガアル、日本デハ醫者ノ技術ノ良シ惡シハ皆選擇シマス、併シテ醫者ニ診テ貰ヒニ行ツタラ家ノ息子ノ病氣ガ福レヤセスカ、家ノ者ノ病氣ノ秘密ガ世間ニ漏レヤセスカ、サウ云フ心配ハ一ツモナカワタ、是非非常ニ有難イコトデ、醫者モ秘密ヲ嚴守シテ居リマシタ、ソレガ斯ウ云フコトニナレバナル程、總テノ秘密ガ公開シテ暴露スルコトニナツテ參ルノデアリマス、是ハ初メニ餘程嚴重ニ此ノ點ヲ御取締ニナツテ置キマセスト、折角デスカ、此ノ案ヲ恨ミマス、此ノ案デ子供ガ健康診斷ニ行ツタガ爲ニ肺病ダト付ケラレル、或ハ肋膜ダト付ケラレルト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、其ノ家族ハ必ズ之ヲ恨ミマス、將來トモ此ノ案ニ國民ハ

協力セヌヤウナ結果ニナルコトヲ憂ヘマスカラ、一ツ此ノ對案ヲ何ツテ置キタイト思ヒマス
○吉田國務大臣 條文ニモ秘密ヲ保護義務ガアリマスルガ、條文ニ一項入レテ置キマシテ、其ノ條文ダケテ解決スルト云フコトハ中々望ンデ得難イト思ヒマス、如何ニシテ左様ニ秘密ヲ暴露セナイヤウニ、檢査ヲ受ケル人ニ迷惑ヲ與ヘルコトノナイヤウニ考慮スルカト云フ點ニ付キマシテハ、御話デアリマシテ、勅令案以下ノ手續——手續モ是モ規則ノコトデアリマスルカラ、規則ヘ拵ヘレバ拵フテ置イテモ旨ク行クト云フ風ニハ思ヒマセヌデ、此ノ事ヲ實行致シマスコトニ付キマシテ、能ク其ノ取扱ニ當ル人ノ、是ハヤハリ心構ヘト申シマスルカ、體力檢査ヲ受ケル人ニ對スル理解、同情ト申シマスルカ、サウ云フ心持ガ本ニナラナケレバ、規則デ金縛リニシタカラソレデ安心ダト云フ風ニハ結局行カナイノデハナイカ、取扱方ニ付キマシテモ十分ナ工夫ヲ只今當局ニ於キマシテ置キテ居ルノデゴチイマスガ、ソレト併セテ運用ノ上ニ於キマシテ十分温カ味ノアル取扱アルコトニ諸々ガ心掛ケルヤウニ、有ニル講習ナリ或ハ打合せ會ナリサウ云フ機會ヲ出來ルダケサウ云フ方面ニ活用シテ行クト云フ風ニ考ヘテ行クコトガ、大切デアラウト思フノデアリマス、斯ウノ「斯ウヤルカラ大丈夫ダト云フ、唯手段手續等ヲ申上ゲマシテ、ソレダケデ必ズヤ御安心ハ參ルマイト思ヒマス、要ハ其ノ事ノ非常ニ大切デアルト云フコトヲ當局ハ常ニ忘レナイデ取扱ツテ行クト云フコトニ致シタイト思フノデアリマス

○田中委員 是ハ實際問題トシテ私ハ非常ニ御困リト思ヒマス、又此ノ事ガ暴露シテ、ソレカラソレ何トカシヨウトナサルノデハ、折角デスカ此ノ案ヲ呪ヒマス、隨テ私ハ御參考マデニ是ハ申上ゲテ置キマスガ、少クトモ病氣ニ關スル限リダケハ醫者ト其人トノ取引ニナラヌト、是ハ大變ナ問題ガ起リマス、此ノ「カド」ヲ全部國ガ手ニ渡シテハ無難ナリマセス、既ダケデモ是ハ御マシメタルト私ハ思ヒマス、或ハ個人ニ渡ストカ保護者ニ持タストカ、是ハソコノ所マデハ宜イノデスカ、町村役場ガ關係シマス、是ハ當然關係シナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、サウナツテ來ルト、是ハモウ廣告シテ居ルノデアリマスカラ、私ハ此ノ點ハ病氣ト云フコトノ注意トカ、マア苟クモ健康診斷ヲシテ病人トシテヤカシト云フコトデアラナレバ、ソコノ所ハモウ公共ノ場所デ或ハ其ノ記入ヲスルコトヲ止メルトカ何トカ云フヤウニ、實際今カラキチツト御立テニナツテ置キマセスト、皆ノ前テ病氣デアルト書カレテシマツタラ、ソレハ大失望デス、是非非常ニ色々ナコトニナツテ參ルダケデナタ、一生ノ悲喜劇ガ起ルノデアリマス、ソレデ私ハ此ノ點ダケハ幸ヒ先ニ申上ゲマシタヤウニ、アノ醫者ニ掛ツテモ秘密ガ漏レハシナイカト云フ心配ノナイヤウニ今日ハ出來テ居ルノデアリマスカラ、身體ノ惡イ者ダケハ此ノ醫者ヲ利用ナサツテ——健康體ハ是結核ナシトカスケレドモ、特殊ノ注意、殊ニ結核ダトカ特殊ノ注意ヲ要スルコト云フ場合ニハ、サウ云フ風ナコトニナサレナイトイカスト思ヒマス、ソコデ私ガ申上ゲテ置キタイコトハ、今ノ國民健康保險モ、産業組合モ是ハ駄目

デアリマス、ソコニ若シ保管サレルト云フコトデアレバ、其ノ村ノ理事者ガ之ヲ皆見ルノデアリマシテ、而モ其處ノ醫者ハ開業醫デハナイノデアリマスカラ責任ヲ持チマセヌ、ソレデアリマスカラ是ハ産業組合ノ醫者トカ、産業組合病院トカ、今拵ヘタ國民健康保險ノ管理トカ云フモノニ、ウツカリトコンナモノヲ御任セニナルト云フヤウニナリマス、其ノ村心トモ最小限度、其ノ部表ニ公表スルコトニナリマスカラ、私ハ此ノ點ダケハ嚴守シテ置キタイ、是ハ是カラナサレノデアリマスカラ、私ノ試案デアリマスガ、ドウゾ御參考マデニシテ置キタイ、ソレト同時ニ厚生大臣ニ御伺シタイコトハ、昨年モ是ハ問題ニナツタコトデアリマスガ、是ト關聯シテ、近頃醫者ノ診療簿ヲ盛ニ見ニ來ル、健康保險トカ或ハ國民健康保險ガ之ヲヤリ出シタ、アレハ實ニ怪シカラスコトデス、内容調査ニ來ルノデス、診療簿ハ人ノ秘密ニ關スルコト、是ハ絕對ニ見セルコトハ出來ヌ、拒ミ得ラレルモノヲ、近頃ハ役人ガ大學ノ若イ人連ヲ連レテヤツテ來マス、ソレ何處カラカ知ラヌ層ツテ來テ、官吏ハ役人サンデ分ラヌカラ、サウ云フ若イ連中ヲ連レテ處方ヲ見テ來ル、官更ハテ一々之ヲ指圖スル、厚生省ガマカ内容ノ指圖ヲシテゴザルハ思ヒマセヌガ、コンナコトヲナサツタラドウナルノデス、コンナコトデ診療簿ノ檢査ガ出來ルト思ヒマシタラ、私ハ是ハトシテモナイ間違デアラト思フ、若シモ厚生省ガソナコトヲナサイマシタナラバ、恰好ダケハ好イモノヲ作リマス、文句ヲ言ハレテハ敵ハヌカラ好イモノヲ作りマス、是ハホンノ極端ナ一例デアリマスガ、肺炎デフウノ言ツテ居ル患

者ニ重曹ヲ與ヘマス、肺炎デフウノ言ツテ居ル者ニ炭酸ヲヤツテ居ル、ドウデスカ、ソナコトヲ素人ガ考ヘタラ、ドナタガ考ヘタツテソナマ鹿ナコトガト誰モガ考ヘ危険ナ状態ニナツテ來タ時ニハ、急イデアリカリヲヤラナケレバナラヌ、ソコデ重曹ヲソレヲウツカリ肺炎ノ重曹者ニ重曹ヲヤルト云フ處方ヲ書イテ居ラドウナリマス、又ソレデ世間ノ人達ハソレダカラ醫者ハボロイ儲フシテ居ルノダト云フヤウナコトヲ言フ、其ノ重曹者ニ重曹ヲヤツテ、併シ其ノ重曹ガ其ノ人ノ生命ヲ繼グノデアル、コンナ例ハ澤山出テ參ルノデアリマス、ソレヲ一々診療簿ヲ調べ、モウトシテモナイコトデス、ソレヲ今始メ掛テ居リマスガ、私ハ厚生大臣ハ此ノ際ニ一ツハツキリトシテ藏キタイト思フ、斷ジテ醫者ノ診療簿ハ見ナイ、裁判所ノ何カノ特別ノ場合ハ是ハ別デアリマスケレドモ、然ラザル限リニ於テ左様ナコトハナサラヌヤウニ、ハツキリシテ貰ヒタイ、何時デモ警察官ガ附イテ來ルカ、役場ノ吏員ガ附イテ來ル、是ハ必ズ附イテ來マス、而シテサウ云フ人ノ秘密ハ誰モ見タイモノデスカラ喜ンデ見ル、是ガ人情デス、此ノ秘密ダケハ私ハ嚴然ト守ツテ藏キタイ、ソナコトハ幾ラホヂカリ出シタツテ是ハ何ニモナラヌコトデス、私ハ厚生大臣ハ此ノ際ニ一醫者ノ診療簿ヲ見ルト云フコトヲ固ク禁ズルコトガ、ソレヲ現在ヤツテメラレテハ居リマスガ、ソレヲ現在ヤツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ點モドウゾアナタノハツキリシテ御所信ヲ此ノ際何ツテ置キタイノデアリマス

○吉田國務大臣 前ニ御話ニナリマシタ田中委員ノ御氣付トシテノ秘密ヲ嚴守スル方法トシテ、一般ト同様ニ扱ハントスル爲ノ御考案ノ御話デゴザイマシタガ、當局デ只今考ヘテ居リマスコトモ、大體御話ニナリマシタヤウナ特別ノ方法ヲ執ルノガ宜シイノデハナイカト云フコトデ、ソレノ具體的ナ手段ヲ考ヘテ居ルノデゴザイマス、其ノ點ハ十分ニ患者ニ無用ノ迷惑ニナラヌヤウニ、サウシテ尙且ツ治療ノ目的ヲ達シ得ルヤウニ、親切ヲ以テ患者ニ接スルヤウニシタイト思ツテ居リマス、大體御話ニナリマシタヤウナ、サウ云フコトヲドウ實現スルカト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ診療簿ノ檢査ノコトハ、ドウ云フ事實デアリマシタノカ、ソレハ事實ヲモウ少シ的確ニ私モ調べ見ナイノデ分リマセヌガ、是ハ公務上ノ場合デアリマシタナラバ——無暗ニ見ナイト云フコトハ是ハ無論デアリマセウケレドモ、時トシテ見ネバナラヌコトモアリマセウ(田中委員)イヤ、ナイノデトモ命令ヲ出スコトハドウダラウト私ハ考ヘルノデアリマスカラ、サウ云フコトハ濫用セラレナイヤウニト云フコトハ十分氣ヲ付ケタイト思フノデアリマス

○八木委員 田中君、モウアナタハ終リデスカ

○田中委員 實ハ今外ノ委員會モ支ヘテ居ツテ速記ノ方ガ足ラヌカラ、ドウカ此ノ程度デ止メテ貰ヒタイト云フコトヲ速記課カラ申出テ來タノデアリマス、所デ若キモ能ク經驗ヲ持ツテ居リマスガ、議會ノ終ヒ

○八木委員 實ハ今外ノ委員會モ支ヘテ居ツテ速記ノ方ガ足ラヌカラ、ドウカ此ノ程度デ止メテ貰ヒタイト云フコトヲ速記課カラ申出テ來タノデアリマス、所デ若キモ能ク經驗ヲ持ツテ居リマスガ、議會ノ終ヒ

○八木委員 實ハ今外ノ委員會モ支ヘテ居ツテ速記ノ方ガ足ラヌカラ、ドウカ此ノ程度デ止メテ貰ヒタイト云フコトヲ速記課カラ申出テ來タノデアリマス、所デ若キモ能ク經驗ヲ持ツテ居リマスガ、議會ノ終ヒ

○八木委員 實ハ今外ノ委員會モ支ヘテ居ツテ速記ノ方ガ足ラヌカラ、ドウカ此ノ程度デ止メテ貰ヒタイト云フコトヲ速記課カラ申出テ來タノデアリマス、所デ若キモ能ク經驗ヲ持ツテ居リマスガ、議會ノ終ヒ

○八木委員 實ハ今外ノ委員會モ支ヘテ居ツテ速記ノ方ガ足ラヌカラ、ドウカ此ノ程度デ止メテ貰ヒタイト云フコトヲ速記課カラ申出テ來タノデアリマス、所デ若キモ能ク經驗ヲ持ツテ居リマスガ、議會ノ終ヒ

第七十五回帝國議會 國民優生法案委員會會議錄(速記)第九回

昭和十五年三月二十四日(日曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 八木 逸郎君
理事 村松 久義君 理事 伊藤東一郎君
理事 江原 三郎君 理事 中野 寅吉君
青木 亮貴君 山田 清君
西田 都平君 野方 次郎君
山川 三郎君 曾和 義式君
世耕 弘一君 河合 義一君
田中 養達君 守屋 榮夫君
太田 正孝君

三月二十二日委員信太儀右衛門君辭任ニ付其ノ補闕トシテ山田清君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

- 厚生大臣 吉田 茂君

出席政府委員左ノ如シ

- 司法省理事局長 墨岡 涉君
文部政務次官子爵 倉橋 清賢君
鐵道省運輸局長 長崎 聖之助君
厚生政務次官 一松 定吉君
厚生省醫務局長 飯村 五郎君
厚生省衛生局長 佐々木芳遠君
厚生省衛生局長 林 信夫君
厚生省衛生局長 高野 六郎君
厚生省衛生局長 新居善太郎君
厚生省社會局長 川村 秀文君
厚生省書記官 會我 梶松君
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
國民體力管理法案(政府提出、貴族院送付)

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り質問ノ通告者ガマダ八人ハカリテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ質問ハ十分キツテ質問ノ時間ハ十分モベテ

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

○八木委員長 本會デモ質問ヲ三十分ト限

付託議案審査終了ノモノヲ除ク(國民體力管理法中改正法律案(政府提出)第一〇四號)國民體力管理法案(政府提出、貴族院送付)第一〇九號

(三三三)

ノ手ヲ通ジテ直接配給ヲスルト云フヤウナ
コトニナリマスレバ、商業組合ソレ自身モ
亦配給機構ノ外ニ出テシマフコトニ
ナツテ来ルノデアリマス、況ヤ醫藥品ニ付
キマシテハ、主トシテ醫師ノ御使ヒニナル
部分ヲ地方藥種商ガ扱ツテ居ルト云フヤウ
ナ關係ガアリマスシ、是ハ中々難カシイノ
デ、ドノ程度ニ醫師會等ガ配給ノ機構ニ當
ルカト云フコトハ、尙ホ考究ノ餘地ガアル
ト思フテ居リマス

○世耕委員 購買組合ノ方ハ……

只今申上ゲタコトデハ、尙ホ盡キテ居ル
ノデアリマスガ、詰リ醫師諸君ノ作ル産業
組合法ニ依ル購買組合ト云フモノヲ直接配
給機構ニ致スト云フコトガ、實ハ他ノ配給
機構ノ改廢ニ非常ナ影響ヲ持ツテ来ル譯ナ
ノデアリマス、隨テ其ノ購買組合ガ從前ノ地
方商人カラ買ツテ載イテ、主トシテソレヲ
醫師諸君ノ間ニ分配スルト云フ段階ニ入レ
ルコトデアリマスレバ、是ハ何等ノ弊害ガ
起ツテ来ナイノデアリマスガ、サウ云フ購買組
合ノ作リマシタ結果、地方ノ卸賣人等ノ手
ヲ抜イテ直接基本ノ生産者トノ間ニ取引ヲ
スルト云フコトニナリマスレト、是ハ先程
申シタヤウニ大變難カシイ問題ニナツテ来
ルノミナラス、統制經濟ノ配給ヲヤツテ行

○林政府委員 購買組合ニ付キマシテハ、

カウト云フ場合ニハ、ソコニ多少ノ無理ガ
ゴザイマシテモ、ドレダケノ物品ガドノ手
ヲ通ジテ流レテ行ツタカト云フコトヲ把握
シナイ限りハ出來マセヌノデ、是等ノ點ヲ
考慮致シマス、今直チニ醫師ノ作ル産業
組合法ニ依ル購買組合ヲ配給機構トシテ、
ドノ程度ニ入レテ行クカト云フコトハ、モ
ウ少シ研究サセテ載カヌト、結論ガ得難イ
ト思フノデアリマス

○世耕委員 次ニ保險院ノ政府委員ニ御尋

致シマスガ、法律ノ改正ニ伴ツテ結核性患
者ニ對スル治療ヲ百八十日以上延期セシメ
ルコトハ、法律ノ改正ニ依ツテ明カデアリ
マスガ、其ノ費用ノ見積ハマダ明カニナツ
テ居リマセヌ、此ノ百八十日以後ノ治療費
ノ見積ヲ一ツ承リタイ、例ヘバ入院患者ノ
分、人數、治療日數等ニ關シ、又外來患者
ノ分、或ハ居住治療ノ方面ニ互ツテ御説明
願ヘレバ結構ト存ジマス

○清水政府委員 御答申上ゲマスガ、只今

御話ノ健康保險法ノ改正ニ依リマス費用ノ
御話ゴザイマスガ、マダ實施ヲ致シテ居
リマセヌノデ、正確ナ數字ガ分ラヌノデア
リマス、見積ノ正確ナ數字ハ實ハ今持合セ
テ居リマセヌシ、且ツ御話ノヤウナ待遇方
法ニナツテ居リマセヌノデ、一々ノ御答ハ
出來ヌノデアリマスガ、大體申上ゲマス
ト、健康保險法ノ改正ニ依リマシテ結核ノ
給付期間ヲ一年ニ延バスコト、ソレカラ被
保險者ノ家族ニ診療ヲ及ボスコト、此ノ兩
方併セマシテ大體全被保險者ヲ平均シテ一
人當リ一圓三十錢位一年ニ掛ル見込ニナツ
テ居リマス、其ノ中デ一圓餘リガ家族ノ給
付デアリマス、アト三十錢餘リガ結核ヲ一
年延バスニ要ル費用、其ノ中デ入院ニ要

○清水政府委員 第一ニ處置手術ノ見積ノ

根據デアリマス、是ハ大體現在ヤツテ居リ
マス健康保險ノ實施カラ考ヘマシテ、ソレ
ニ依ツテ只今申上ゲマシタヤウナ一圓何ガ
シノ數字ノ中ニ含マレテ居ル譯デアリマス、
細カイ數字ハ宜シウゴザイマスガ(世耕委
員)宜シウゴザイマス)ソレカラ家族ノ世帯
員ノ給付ノヤリ方デアリマスガ、是ハ大體
ノ所ハ今ノ考ト致シマシテハ、ヤハリ日本
醫師會ニ御願ヲシテ、健康保險ト同様ノ報
酬ヲ御願ヲシタイト思フテ居リマス、ヤリ
方トシマシテハ、被保險者ノ方ハ是ハ家族
デアリマスノデ、一々入院ナリ手術ガ要リ
マス場合ニ、地方長官ニ承認シテ貰ツテ、
承認書ヲ醫者ノ所ニ持ツテ行ケバ分ルコト
フ工合ニシタナラバドウカト思フテ居リマ
ス、ソレカラ實際ノ報酬デアリマスガ、ソ
レハ結局日本醫師會ト御相談ヲスレバ健康

○世耕委員 有難ウゴザイマシタ、分リマ

シタ
○八木委員 守屋君
○守屋委員 私ハ本法草案ニ付テハ大體贊
成ナシデアリマス、其ノ施行ノ完備ヲ期ス
ル上ニ於キマシテ、二三ノ點ニ付テ御尋
シテ置キタイト思ヒマス、國民ノ保健治病
ニ關シ、現代ノ醫學及醫藥ガ貢獻サレマ
シタ從來ノ功績ニ對シテハ、感謝ノ意ヲ表ス

○清水政府委員 ソレヲ今一寸申上ゲタ

スガ、此ノ世帯員ノ診療ハ全部診療デア
リマセヌデ、入院トカ手術ケデアリマス、
ソレガアリマシタ場合ニ、實際問題ハ後ニ
ナルカモ知レマセヌガ、一應地方長官ニ出
シテ、地方長官カラ承認書ヲ貰フ、ソレヲ
被保險者ガ醫者ノ所ヘ持ツテ行ク、斯ウ云
フコトニナリマス

○世耕委員 今ノ患者ノ入院處置、手術、

其ノ一圓ト云フ見積ノ内容ヲ御伺致シマス
○清水政府委員 一圓ノ内容ハ、實ハ細カ
イ數字ヲ持ツテ居リマセヌデ、ハツキリシ
マセヌガ、結局健康保險ノ實施ニ依ルコト
ト思ヒマス

スル費用ハ大體被保險者一人當リ三十錢
位、ソレカラ入院外ノ費用ガ三錢位、ソレ
カラ被保險者ノ家族ノ方ノ給付ノ中デ結核ニ
關聯シテ入院ニ要スル費用ガ二十一錢位、
大體ソレナ風ナ計算ニナツテ居リマス
○世耕委員 尙ホモウ一點ダケ念ノ爲ニ最
後ニ御尋致シマスガ、患者ノ入院ノ處置、
手術ノ見積材料ヲ御説明願ヘレバ結構デア
リマス、ソレカラ次ニ被保險者ノ世帯員ノ
診療報酬ハドウ云フ方式デ支拂ハレルカ、
ソレカラ次ニ醫師ト患者ノ世帯員トノ報酬
關係ハ普通患者ノ通りカ、又ハ健康保險並
トスルカ、次ニ醫師ノ診療ニ當リテ醫師
ハ被保險者ノ世帯員ナルコトヲドウシテ知
ル方法ガアルカ、最後ニ政府ハ此ノ世帯員
ノ診療ヲ日本醫師會ニ請負ハス考アルカ、
是デ終リマス

實行スルト云フコトハ極メテ大切デアルト
思フノデアリマス、現在審議ヲ續ケテ居リ
マスル醫藥制度調査會ニ是ハ一番大切ナ審
議題目デナケレバナラスト同時ニ、最初ニ
申シマシタ醫師ノ實力修養ト申シマスガ、
其ノ研究ヲ深メルト云フ問題ニナツテ来ル
ト思フノデアリマス、是モ醫藥制度調査會
ニ於キマシテ基礎ノ重要項目トシテ種々
考察ガゴザイマス、又政府ノ調査會バカリ
デナク、醫者制度ノ刷新ト云フコトニ付キ
マシテハ、新界ノ有力ナ方々ノ研究機關モ
ゴザイマシテ、其ノ方面デモ研究ヲ重ねテ
居ルノデアリマス、我國ノ醫者ト云フモノ
ハ今マデノ通りデアツテハナラナイ、是
ハ我國ノ國情ニ鑑ミ、又時代ノ要求ニ即應
致シマシテ、改善セネバナラヌ點ガ非常ニ
アルト思フノデアリマス、本法ノ施行ト云
フコトモ唯形式的ニ此ノ法律ヲ施行スルト
云フコトダケデナクシテ、丁度御話ノ如ク
醫師ノ能率ヲ高メルト云フコトト併セテ行
カナケレバ、本法施行ノ目的效果ハ達成セ
ラレナイト考ヘテ居ル次第デアリマス
○守屋委員 今大臣カラ御親切ナ御答辯ヲ
承ツタノデアリマスガ、具體的ナコトニ付
キマシテ少シ御尋シテ見ヨウト思フノデア
リマス、當局者ノ考ニ依リマス、今日疾
病ノ診療ヲスルコトノ出來ル者ハ、醫師ダ
ケダト云フヤウニ考ヘラレテ居ルノデアリ
マス、之ニ付テハ私ハ當局ノ説ニ全幅ノ贊
成ヲ持ツテ居リマスガ、併シナガラ當局ハ今
日疾病ヲ診療スルニ付テ醫師ガ獨占ノ地
位ニアリ、他ノ者ハ疾病ノ診療ハ出來ナイ、
斯ウ考ヘテ居ラレラヤウデアリマス、所ガ醫師
ガ獨占ノニ持ツテ居ル病氣ノ診

察ニ付テ見マスルト、往々ニシテ誤診ガア
ル、ソレガ爲ニ國民ハ非常ナ迷惑ヲシテ居
ル、例ヘバ目下東京ヲ襲ツテ居リマスル天
然痘ニ付テ考ヘテ見マシテ醫師ガ早期ノ
診斷ヲ誤ツタ爲ニ今日相當ニ蔓延シテ居
實情デアリマス、此ノ事ニ付テハ三月二十
日ノ報知新聞ニ「天然痘禍ト醫師ノ無責任」
ト云フ記事ガ出テ居リマス、私ハ此ノ記事
ニ非常ニ同感ヲ覺エマスノデ、委員長ノ御
許ヲ得テ鼓朗讀サセテ載キタイト思ヒマ
ス(帝都ノ恐怖)天然痘患者ハ續々ト發見
サレ十九日マデニ遂ニ十二名ノ多キニ達シ
タ、警視廳防疫課、市防疫課ガ不眠不休ノ
活躍ニモ拘ラズ、マダノ終熄シサウモナ
イ形勢ヲ見セ、七百万市民ヲ戰慄セシメテ
居ルガ、何方恐怖ノ渦ヲ斯クマデ擴大セシ
メタカ、防疫陣ノ最大ノ懼ニハ、淺草ノ基
會所カラ發見サレタ五人モノ大量患者ガ何
モ知ラズニ市中ヲ歩キ廻ツテ居タコト、其
ノ發見ガ餘リニ遅クツタコト、ナゼ發見出來
ナカツタカト云フコト等々ヲ突詰メテ行ク
ト醫者ハ是デ宜イノカト云フコトガハツキ
リ市民ノ頭ニ映サレル、最初京橋ニ發生シ
タ仕立職人ノ患者ハ、生來ノ放浪癖カラ淺
草附近ヲ彷徨ヒ歩イテ病菌ニ感染、三月七
日ニ發疹ヲ見タ、自分デモヤカシイト思フ
タガ、十日ニハ附近ノ醫師ニ診察ヲ受ケタ
ガ「風邪デセウ」ト云フ按配ナノデアル、ソレ
ニシテモ變タト翌日又某病院ヘ行ツテ見タ、
此處デモ「能ク分ラナイガ……」ト言ハレ、最
後ニ東大ノ附屬病院ヘ行ツテ初メテ、天然
痘ト診斷サレタト云フ始末、防疫當局ハ大
慌テ此ノ患者ノ歩イタ先ヲ一ツツ洗ヒ
上ゲテ淺草ノ基會所ヲ發見シタ時ハモウ
五人モノ眞性患者ガ出來テ居タ、氣付カヌ

健ニ將棋ハ指ス、風呂屋ヘハ行ク、市中ニ
病者ハバラ撒カレテ居タ、是デハ防疫
モ莫クモナイ、仕立職人ヲ最初ニ診テ醫師ガ
天然痘ト診断シテ居タラ、二日早ク病者ノ
鼻ヲ突クコトガ出来、コトナニモ病者ノバラ
撒カレルコトハナカウツノダ、(中略)醫師ハ
何ヲシテ居ルノカ、醫學ヲ知ラズ巡査デサヘ
注意ト責任感カラ行ク患者ヲ捕ヘテ居
ルデハナイカ、醫師ノ無責任、醫師ノ非良心
文明國ヲ野蠻國ニスル、マダ日本ノ醫學ハ斯
ノ如ク早期診断ニ低能ナルカ、斯ウ云フ
記事デアリマス、私ハ素人デアリマスガ、
此ノ記事ヲ大體本當ト思ヒマス、一體醫
師ノ診察能力ニ付テハ今マデノヤウナ養成
ノ仕方、今マデノ開業規則ニ限ラレテ居ル
項目ダケテ十分デアリ、少シモ研究シナイ
デ宜イト云フヤウニ考ヘラレテ居ル所カラ
斯ウ云フコトガ生ジテ来ルノダラウト思ヒ
マス、醫者モ人間デアリマスカラ萬全ヲ望
ムコトハ出来ナイデセウケレドモ、併シ醫
師モ相當研究ヲ修養シテ行クト云フコトニ
シナケレバ、唯醫師法ニ於テ保護サレテ
居ルト云フヤウナ立場カラ、不勉強デ居ル
ト云フヤウナコトノナイヤウニスルコトガ
望マシイト思ヒマスガ、サウ云フ點ニ付テ
厚生當局ハドンナ御考ヲ御持チデスカ、モ
ウト修養研究ヲ促進サレルコトニ付テ御考
ガアリマスルナラ承ツテ置キタイト思ヒマ
ス

シテ置イテ、少シモ進歩ガナイト云フコト
デハ、大切ナ人ノ生命ヲ預カル職分ハ到底
違セラレナイ、ヤハリ不斷ニ勉強シ研究ヲ
深メ經驗ヲ重ねテ行クコトガ、總テ醫師自
身ノ職分ヲ達成スル爲ノ貴重ナ修養ニナラ
ネバナラナイト思フデアリマス、其ノ外
ニ學界ニ依ル雜誌ノ研究等モ、醫師ノ修養
機關トシテ有用ナ效果ヲ舉ゲテ居ルト思フ
デアリマス、ソレ等ノ點ハ今ヨリ一層力
ヲ注ガネバナラマセヌガ、例ト致シマシテ
本法案ノ如キモ、此ノ體力管理醫ハ主ト
シテ開業醫ニ御願スルト云フコトハ先般來
申上ゲテ居ル通りデアリマスガ、管理醫ニ
御願致シマシテ其ノ全面的ナ協力ヲ得テコ
ソ初メテ本法ノ目的ヲ達成スルノデアリマ
スカラ、本法ノ運用ニ付キマシテモ是ハ單
ニ疾病治療ト云フコトダケヲ目的ト致シテ
居ルノデハゴザイマセヌ、強健ヲ優良ナル
國民ヲ育テ居ルコトヲ建設目的ニヨリ多クノ
力ヲ注ガネバナラヌト考ヘマス、左様ナ方
面ニ對シテ是マデノ開業醫ガ總テ十分ナ研究
ヲシ能力ヲ持ツテ居ルト云フ風ニ期待シテハ
却テ法ノ運用ヲ誤ルヤウナコトニナラウカ
ト思ヒマス、再教育ト申シテハ或ハ失禮ニ
當ルカモ知レマセウケレドモ、本法運用ノ
一番ノ中樞ニナツテ行キマス體力管理醫ノ
任務ヲ果スニ適當ナ識見並ニ方法ヲ用ユル
ト云フコトノ爲ニハ、政府ト致シマシテ十
分ナ心構ガ必要デアリ、醫師各位ニモサウ
云フ積リニナツテ裁カネバナラヌト思フ
デアリマス、固ヨリ日常ノ職分ヲ執行セラ
レル爲ノ修養研究ト云フコトモ、基礎的ニ
大切デアルコトハ申スマデモナイ所デアリ
マス、時トシテ誤診ノアリマスルコトハ、
是亦尚ニ事情已ムヲ得ヌ場合モアラウカト

思ヒマス、ソレハ出来ル限り左様ナ不仕合
ナコトノナイヤウニ普斷カラ實力ヲ涵養シ
テ行クコトガ最も大切デアラウト考ヘマス、
其ノ點ハ御質疑ノ御趣意ト全然同意ニ思ヒ
マス

○守屋委員 只今ハ醫師ノ診察能力ノコト
ニ付テ御伺シマシテ、大臣カラ懇切ナ御話
ガゴザイマシタガ、次ニ醫師ノ治療成績ノ
コトヲ御伺致シタイト思ヒマス、今日色々
ノ病氣ガ出テ參リマシタカラ、從來ノ醫師
ノ治療方法、即チ化學的藥品ヲ與ヘルトカ、
或ハ注射ヲスルトカ、或ハ切開手術ヲヤル
ト云フコトダケデ病氣ヲ治癒シテ行クト云
フ結果ガ現ハレテ来ナイモノガ相當ニ多イ
ヤウニ思フデアリマス、殊ニ本法ヲ施行
シマス上ニ付テ考ヘテ見マス、花柳病、
其ノ中ノ梅毒ト云フモノニ付キマシテ、
今日ノ所謂西洋醫學ト云フモノガ本當ニ之
ヲ治療スル實績ヲ舉ゲテ居ルカ、私共ノ
意意ナ醫學博士ニ聽イテ見マシテモ、自信
ガナイト云フテ居ル位デス、サウ云フコト
ハ眞面目ニ御調ニナレバ當局デモ御分リノ
コトデアラウト思ヒマス、其ノ他ノコトニ
付テモ兎ニ角今ノ醫者ノヤウテ居ル治療方
法ヲ以テ病氣ガ必ズ治ルト云フコトニハナ
ツテ居ナイヤウニ思フデアリマス、殊ニ先
程外ノ委員カラモ質問ガゴザイマシタガ、
今日醫者ガ病氣ヲ治ス材料トシテ重大視シ
テ居リマス所ノ藥品ガ、市内ニ於テハ相當拂
底シテ居ル、先程衛生局長カラ物價ノ公正
ヲ期スルコト、配給ノ調整ヲ圖ルト云フ
コトノ御話ガゴザイマシタ、當局ハサウ
考ヘテ居ルカモ分リマセヌ、併シナガラ現
實ノ事能ヲ見テミマス、重曹ガナイ、ア
スピリンガナイ、「モヒ」ガナイ、燐酸コデ

イン」ガナイ、或ハ「グリセリン」沃土加里ガ
ナイト云フヤウナ風ニ頻々トシテナイモノ
ガ多クナツテ来テ居ル、ソレカラ又必要ナ
資材ニ付テ見マシテ、脱脂綿、「ガー
ゼ」ナドモ少クナツテ来テ居ルト云フヤウ
ナ譯デアリマス、或ル病院デハオ産ヲスル
ナラバ脱脂綿ヲ持ツテ来テ貰ヒタイト云フ
ヤウナコトマデ言フテ居ルヤウナ實情デア
リマス、斯ウ云フヤウナコトハ衛生當局モ
既ニ御承知ダラウト思ヒマスガ、元來藥品
ダケヲ以テ必ズシモ病氣ガ治ルトハ思ハレ
ナイガ、ソレヲ使ツテ治ル病氣ニシテモ、
今日サウ云フ風ニ藥品ガ拂底シテ居ルカラ、
醫師ノ治療能力ト云フモノヲ増進スルコト
ニ付テハ從來モ御考ニナツテ居ルコトカモ
知レマセヌガ、將來モ御考ニナラナケ
レバナラヌト思フ、サウシマセヌト、折角
此ノ國民體力管理法ヲ以テ花柳病ニ繼ツタ
者ガアツテ、ソレニ對シテ治セト云フテ見
タ所ガ、今マデノヤリ方デハ治ラヌト云フ
コトデアリマス、本當ノ成績ヲ上ゲルコ
トガ出来ナイナルダラウト思ヒマスカラ、
ドウシテモ是ハモウツテ醫者ノ治療ニ對スル
能率ヲ上ゲルコトニ付キマシテ、從來ノ醫
術ト云フモノヲ十分應用ニナル必要ガアル
ト思ヒマスガ、其ノ他ノ治療成績ノアルモ
トニ付テハ公平ニ考ヘテ之ヲ採入レ、サウ
シテ本當ニ病氣ヲ治シテヤルコトヲ考ヘル
コトガ必要デアルト思ヒマスガ、其ノ點ニ
付テハ厚生大臣ハドウ考ヘラレマセウカ

○吉田國務大臣 醫務資料ノコトニ付キマ
シテハ非常ニ憂慮スベキ窮迫ノ状態ニアリ
マシタコトハ、當局ト致シマシテモソレヲ
認メマシテ、最善ノ努力ヲ傾倒致シテ居ル
所デアリマス、既ニ其ノ爲ニハ國家モ亦其

ノ問題ヲ解決スル爲ニ相當ノ犧牲ヲ拂ツテ
モ宜シイト云フ位ナ覺悟ヲ以テ、其ノ問題
ニ善處シテ居ル譯デゴザイマス、成ベク速
ニ只今御話ニナリマシタヤウナ不都合ガ清
算サレマスヤウ、熱心ニ努力ヲ續ケテ居リ
マス、逐次效果ヲ上ゲ得ル運ビニナツテ居
リマス、此ノ上トモ一層骨ヲ折ラウト思ッ
テ居リマス、尙ホ治病ノ成績ヲ上ゲル爲ニ
ハ投藥ダケデハ駄目ナ場合ガ屢、アルヂヤ
ナイカ、斯ウ云フコトデアリマス、藥ダケ
デ病氣ガ治ルト云フ譯デハ固ヨリナイノデ
アリマス、其ノ藥ヲ使フ、或ハ患者ノ指導
ヲスル、其ノ全體ガ集マリマシテ初メテ重
カラザル内ニ患者ヲ發見シ、サウシテ適當
ナル指導治療ヲ加ヘマシテ治療ノ成績ガ上
ガルト云フコトニナリマス、其ノ爲ニハ醫
師ニ於テ十分ナ日常ノ研鑽修養、其ノ使命
ニ對スル精神ノ自覺ト申シマスガ、其ノ
自覺ヲ實際患者ノ上ニ現ハス、職分ノ上ニ
現ハスダケノ方法ノ研究ト云フヤウナコト
ニハ不斷ニ精進ヲ續ケネバナラナイト思フ
デアリマス、ソレヲ行ツテ參リマス上ニ
於キマシテハ、必ズシモ醫師トシテ投藥ノ
ミニ依ツテヤリ得ルト私ハ考ヘテ居ル醫者
ハナカラウト思フデアリマスガ、有ニル
有效ナル方法ヲ偏見ナク活用スルト云フコ
トハ、常ニ醫師トシテ心構デナケレバナ
ラナイト思フデアリマス

ナ項目デゴザイマス、マダ同調査會ノ審議
ト云フモノハ結了致シテ居リマセヌ、醫藥
制度調査會ハ日本ノ醫藥治療制度ニ關スル
現代ノ要求致シマス最モ、大切ナ改革ハドウ
ヤツトラバ宜シイカト云フコトノ非常ニ大
キナ使命ヲ以テ設ケラレ、各方面ノ權威ヲ
網羅致シマシタ機關デゴザイマス、取扱フ問
題ハ一ツ、大切デアルト同時ニ、洵ニ難儀
ナ問題ガ山積致シテ居ル譯デゴザイマスノデ
ソレ等ノ權威アル機關ノ攻究ト併セマシテ、
政府ニ於キマシテモ十分ノ考慮ヲ致シテ有
ニル醫藥制度上ノ缺陷ト云フモノハ、缺陷ノ
明カナルモノハ連ニ是正シ向ホ益、醫藥ノ效果
ヲ上ゲマシテ、國民健康ト云フコトノ増進ニ
努メネバナラナイト思フデアリマス、今
ノ檢定制、開業醫資格ヲ斯ウ變ヘル、ア
ア變ヘルト云フコトヲ今日申シマスルコト
ハ、少シク時期ガ早イカト思フデアリマ
ス、改ムベキモノハ成ベク速ニ之ヲ立派ナ
制度ニ改メルコトハ必要デアラウト考ヘマ
ス

○守屋委員 醫師ノ治病能率ヲ舉ゲルト云
フ方面カラ考ヘマス、民間ニ起ツテ居リ
マス色々ナ治療ヲ調査シマシタ結果、確ニ
治療ノ成績ガ舉ツテ居ルト云フモノガ段々
學問トシテモ研究サレ治病ノ能率ヲ増大シ
テ居ル、所ガドウモ醫師ノ方ニハ偏見ガア
リマシテ、從來自分ノ學習シタ以外ノ治療
方法ハ、殆ド調査研究セズシテ捨テシマ
ツテ居ル状態ノヤウニ思ハレルノデアリマス、
併シ段々科學ノ進歩ニ伴ヒマシテ、從來ノ
療法以外ニ確ニ、治病成績ノ舉ツテ居ルモ
ノガアル、ソレ等ニ付キマシテハ漸次研究
サレテ居ル状態ニ在ルノデアリマス、例ヘ
バ東大ノ醫學部ナドニ付テ見マス、是ハ

外ニハアリマセヌケレドモ、内科ニ物理療
法學科ト云フモノガ一講座アリマス、ソレ
カラ放射線醫學科ト云フモノガ一講座アリ
マス、ソレカラ臟器藥品化學科ト云フモノ
ガアル、ソレカラ東北大學デアリマスカ航
空醫學科ト云フモノガアルト云フヤウニ、
日進月歩シテ來ル科學カラ出テ來ル治病方
法等ニ付テハ、或ル程度マデ研究シテ居ル
ヤウニ見受ラレマセウケレドモ、衛生ノ方ニ
直接關係ヲ持ツテ居ル厚生省ニ於テハ、サ
ウ云フ日進月歩シテ居ル治療ニ必要ナ科學
或ハ方法ニ付テ、本當ニ研究シテ居ラレル
ヤウニ思ハレナイ、ソレヲ研究シテ行キマ
スト今マデノ開業醫試驗科目デ免許ヲ與ヘ
タ醫師ノ能力デハ、本當ニ病氣ヲ癒ス力ハ
ナイモウツソレ以外ノモノニ付テモ研究ヲ
サシテ、其ノ能率ヲ舉ゲナケレバナラヌコ
トニナツテ來ル譯ナンデアリマス、東大ア
タリデヤツテ居リマス新シイ治療方法ハ、
開業醫試驗規則ニハ載ツテ居ナイノデアリ
マス、隨テ開業醫試驗規則デ認メラレタ醫
師ノ診察ハ、サウ云フ日進月歩シテ居ル治
療方法ニ依ラナクテモ宜イコトニナツテ居
リマス、ソレガ先程申シマシタ限診ヲ來シ
タリ治病能率ガ舉ラナイ結果ヲ持來シテ居
ルノデアツテ、本當ニ病氣ヲ癒シテヤラウ、
又國民ノ健康ヲ保持シテヤラウト云フコト
デアラナラバ、モウツテ衛生當局ハ日進月歩
シテ居ル診斷方法ナリ治療方法ナリニ付
テ、大ニ見直サネバナラヌヤウニ思フデア
リマス、サウ云フ點カラ考ヘテ来マス、
將來サウシテ治療方法ニ對スル調査研究ノ
範圍ヲ擴メテ參リマス同時ニ、醫者ヲ養
成スル學校ニ付キマシテモ其ノ學科目ニ付
テ研究セネバナリマセヌシ、延イテハ開業

醫試驗科目等ニ付テモ相當ニ御考ニナルベ
キコトデアリナイカト考ヘラレマス、併シサ
ウ云フコトニ付テハ大臣ハ醫藥制度調査會
ニ附議シテ調ベテ見ルト云フ御考デアリマ
スカラ、更ニ進ンデ御考ハ致シマセヌ、唯
私ハサウ云フ考ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ
申上ゲテ置キマス、唯モウツ此ノ際承ツ
テ置キタイト思ヒマスコトハ、醫師ハ免許
營業ト云フモノハ絕對ナモノデナクシテ、
營業ト云フモノハ相對ナモノデナクシテ、
醫師ハ試驗規則ニ依ツテ試験ヲ受ケルノデ
アリマス、其ノ試験ヲ受ケル際ニ試験サレ
タ科目ヲ應用シテ治療ヲ行フ範圍ニ營業ガ
限定サレルト云フコトガ、醫師法ノ解釋ダ
ト思ヒマス、此ノ點ハ如何デスカ

○吉田國務大臣 御質問ノ趣旨ヲモウ少シ
詳細ニ承リマセヌト……

○守屋委員 醫師ハ免許營業ト云フコト
デアリマシテ、醫者ハ何デモ出来ルト云ス
風ニ考ヘラレテ居ルヤウデアリマス、所ガ
醫師法ヲ制定サレタ時ノ營業ト云フモノハ
即チ開業醫試驗規則ト云フモノガ元アツタ
ノデアリマス、ヤハリ今日デモ一部ニ於テ
ハ解剖學、生理學、病理學、藥物學、衛生
學、細菌學、其ノ第一部ノ試験ヲ受ケマシ
タ者ガ第二部ノ外科學、耳鼻咽喉科學及ヒ
皮膚病學、瘰癧學、內科學、小兒科學及ヒ
精神病學、眼科學、產科學、婦人科學、臨
床試驗、斯ウ云フモノヲ受ケテ合格スレバ
營業ヲ爲スコトガ出来ルコトニナリマス、
即チ營業トシテ醫師ガ免許サレテ居ルノハ、
斯ウ云フ學科ニ及第シテ斯ウ云フ學科ヲ應
用シテ營業ヲ爲スコトガ出来ルト云フ範圍
内ニ限定サレベキモノデアリマス、サウ解
釋シテ然ルベキモノダト思ヒマスガ、ドウ

○香田國務大臣 今日ハ御承知ノ通りニ、檢定試験ト云フ方法ニ依ツテ、主トシテ醫師ガ養成セラレテ居ルノデアリマセズシテ、專門學校ニ於テ所定ノ科目ヲ修メ、只今御列記ニナリマシタヤウナコトヲ含テ所定ノ科目ヲ修メテ、無試験檢定ト申シマスカ、學校卒業ト云フコトニ依リマシテ、醫師ノ資格ヲ與ヘラレテ居ル醫師ガ大部分デアルト思フノデアリマス、ソレニシテモ學科内容、修業内容ト云フモノハ、大體只今御示シニナツタヤウナ方法ヲ行ハレテ居ルノデアリマス、ソコヘ書イテアリアリマス以外ノコトニ付テハ、檢診治療ノ權限ヲ持ツテ居ラスノデナリカ、斯ウ云フ御尋デゴザイマス、私ハサウデナイト思フノデアリマス、ソコヘ書イテアリアリマスコトハ、醫師トシテノ職分ヲ果スニ付キマシテ、必要缺クベカラズト考ヘマシタソレ等ノコトヲ列記シテアルノデゴザイマシテ、ソレヲ列記シテアリアリマスノヲ修メタト云フコトハ、醫師トシテノ資格ヲソレ得テ、斯ウ云フ意味ニ解釋ヲセバナラヌト思フノデアリマス、ソウデアリマセヌト、御説ノ如クニ學問ハ日進月歩スル、例ヘバ去年定メタ規則ニ依ツテ卒業シタル人ガ、今年ニナツテ新規ノ學説ハ扱ヘナイ、去年習ツタコトダケシカ檢診治療モ出來ナイ、サウ云フコトニナツタノデハ、實際ノ實行ノ方途ガ附カナイノデゴザイマスノデ最初ニ御説ニナリマシタヤウニ、科學ニ基礎ヲ置イタ日進月歩ノ醫術ノコトデアリマスカラ、學校卒業後ト雖モ不斷ニ研究、修養ヲ積ンデ行カナケレバ、醫師トシテノ職分ヲ果セナイコトハ申スマデモナイノデアリマス、古イ免狀ヲ持ツテ居ルカラ、其ノ

免狀ノコトシカ出來ヌト云フコトニスベキデハナイト思ヒマス、但シ年所ヲ經マシテ今マデアリマシタ規則、或ハ學科内容ト云フモノガ、是デハ不十分ト云フコトニナリマスレバ、其ノ規則ノ方ヲ變ヘテ、今後出テ來ル人ハモツト廣範圍ニ互ツテ修養シタ人デナケレバナラス、斯ウ云フコトニ改ムベキデハナイト思フノデアリマス、何デ改メテモ、學問ハ日進月歩デゴザイマスカラ、ヤハリ學校ヲ出タ後、試験ヲ受ケタ後ノ修養ト云フモノガ斷斷シナイヤウニ、之ヲ繼續シテ行クコトガ必要デアルト思フノデアリマス、尙ホ醫學教育ナリ、或ハ色々ノ研究範圍ト申シマスルカ對象ト申シマスルカ、ソレハ既ニ出來上ツテ居ル學説、技術ノ範圍ニ局限サレテ、御質疑中ニ仰セラレルヤウナ一種ノ偏見ニ陥ルヤウナコトガアツテハ、洵ニ相濟マヌコトト考ヘルノデアリマス、各種ノ方法ニ付キマシテ常ニ謙虛ナ心ヲ持テ以テ研究ヲ高メ、醫學ノ進歩ガ單ニ學術教授バカリデナクテ、醫師全體ト雖モソレハ、立場々々ニ於テ自分ノ經驗實際ト云フ上ノ立場カラモ、全體ノ醫術醫學ノ發達ト云フコトニ寄與スル位ノ心持デ、ヤハリ油斷ヲ持タズシテ本當ノ科學者ノ態度デ研鑽ヲ積ルコトガ必要デアルト思フノデアリマス

○守屋委員 大臣ノ御答辯ガアリマシタガ、其ノ點ニ付テ私ハ大臣ト意見ガ違フコトヲ残念ニ思ヒマス、苟モ免狀ヲサレ、保護ヲサレルト云フコトニ付テハ、限局サレナケレバナラヌト思フノデアリマス、デスカラ今日帝大ノ醫學ニ於テ研究サレテ居リマス學科目、是等ノ學科ニ於テ研究サレテ居リマス及ビ開業試験科目ニ合格シタ者ノミガ、開業出來ル譯デスカラ、ソレ等ノ學科目ガ保護サレテ居ル範圍デス、デスカラ大學以テ研究シナイ學科目、サウ云フモノニ付テモ醫學トシテ保護サレルカドウカ、是ハ結局醫師法ノ第十一條ニ關係シテ來ルノデス、「免許ヲ受ケズシテ醫學ヲ爲シタル者ハ」云々ト云フコトニナツテ來マスカラ、私ハ此ノコトヲ承ツテ居ルノデアリマス、第十一條デ言フ醫學ト云フモノノ範圍ヲ何處ニ置クノカ、ソレデ私ハ醫師ガ大學ニ於テ學習シテ學科目、開業試験規則ニ於テ認マラレタル學科目ト云フモノヲ應用シテ醫學ヲヤルト云フ場合ニハ、第十一條ニ入ツテ來ルト思フノデアリマス、併シ其ノ他ノ方法ヲ用ヒテ病氣ヲ治シタト云フヤウナ場合ハ、醫師法違反ダ、免許醫學ニ違反シタモノダト言フコトニハナラナイ、此ノ點刑罰局長ガ御見エニナツテ居リマスガ、司法省ノ管轄ニ屬シ、裁判所ガ最後ノ決定權ヲ持ツテ居ルモノト思フノデアリマス、ソレニ付テ御意見ヲ承リタイト思ツテ居リマスガ、即チ醫師法第十一條ノ解釋ニ關スル問題ナノデアリマス、昨年十二月十三日ニ、衛生局長ノ通牒ヲ以テマシテ「カシセント」綜合光線療法ナルモノニ對シ、醫師法第十一條違反ダト云フヤウナ回答ヲサレテ居ルノデアリマス、私ハ今マデ大審院ニ於テ「カシセント」綜合光線療法ト云フモノガ、醫師法第十一條違反トシテ判決サレタ事實ヲ承知シテ居ラスノデアリマス、サウ云フ事實ガアリ、ソレニ基キテ、衛生局長ガチウ云フコトヲ知ラズニ是等ノ者ガ、カシセント」綜合光線療法ヲヤウテ居ルト云フ場合ニハ、此ノ醫師法第十一條ニ依ツテ則チ受ケルノデアル、サウ云フコトガナイ

ヤウニト云フ親切カラ、此ノ回答ヲ出シタルデアルト云フコトナラ、受取レルノデアリマスガ、ドウモサウデナイヤウニ思ハレルノデアリマス、大審院ノコトハ私ハ知りマセヌガ、「カシセント」綜合光線療法ト云フモノガ醫師法第十一條ノ違反トシテ罰セラレタコトガアリマセウカ、先ヅ其ノ事カラ承ツテ置キタイトデアリマス

○黒川政府委員 只今御尋ノ點ハ、私能ク了解致シ難クナリマシマスガ、「カシセント」綜合光線療法ト云フモノハ、ドウモ存ジマセヌ、私ノ知ツテ居リマスノデ能ク存ジマセヌ、私ノ知ツテ居リマス範圍ニ於キマシテハ、サウ云フ只今御話ノアリマシタヤウナ治療法ガ、醫師法違反ニナルト云フヤウナ、大審院ノ裁判例ガアルト云フコトヲ、私ハ只今ノ所デハ承知致シテ居リマセヌ

○守屋委員 ソレナラ此ノ衛生局長ノ通牒ハ御承知デセウカ

○黒川政府委員 其ノ通牒モ只今初メテ承知致スノデ、能ク承知致シテ居リマセヌ

○守屋委員 此ノ通牒ハ、此ノ間他ノ委員會ニ於キマシテ林衛生局長ニ承リマシタ所ガ、是ハ醫師法第十一條ニ違反スルノダ、サウ云フ意味ノ回答デアル、斯ウ云フコトデゴザイマシタ、是ハ大臣ノ見解ト承知シテ宜シイカト申シマシタ所ガ、大臣ノ見解ト承知シテ宜シイカト云フコトデゴザイマシタ、併シナガラ事苟モ刑罰法ニ關スル解釋デアリマス、是ハ裁判所ガ權限ヲ持ツテ居ルノデアラフテ、苟モ外ノ行政官ニ於テ、罰斷法以テ之ヲ回答シテ、下級官廳ヲ指導シテ行クト云フヤウナコトハ、眞シマナケレバナラヌコトト、考ヘラレルノデアリマス、

併シ是ハ是以上問題ヲ進メマスト云フト、色シナ事ガ生ジテ來マスカラ、此ノ程度ニ打切ルコトニ致シマス、私ノ質問ハ是デ終リマシタ

○田中委員 衛生局長ガ見エテ居リマスカラ御伺致シマス、實ハ私昨日ノ質問中ニ、政府ガ公正ナル藥價ヲ、治療費ト申シマスカ、脱ンデ、サウシテ組合ト醫者ト患者トノ綜合取引ヲ立テテ、國家ノ保證シタ組合カラ、ソレヲ支拂フガ宜カラウト云フヤウナコトヲ申シマシタノハ、今厚生省ノ方ニハ、藥價令ヲ作ラウト云フヤウナ研究ヲシテ居ラウシヤルト云フコトモ聞イテ居リマスガ、其ノ藥價令ノヤウナモノヲ作ラフテ、之ヲヤルト云フ私ノ意味デハナイノデアリマス、此ノ藥價令ニ付テノ御考ヲ承リタイト思ヒマス、其ノ調査ナサツテ居ラウシヤル經過ヲ一ツ……

○林政府委員 醫藥制度全體ニ關スル點ヲ申上ゲナイデ、藥價令ナラ藥價令ト云フダケノ問題ヲ採上テ御話申上ゲルコトハ、私ハ或ル場合ニ誤解ヲ生ズル虞ガアリハセヌカト云フコトヲ心配スルノデアリマス、全醫藥制度ノ改善ノ機構ニ於テ、藥價ト云フモノガ、ドウ云フ工合ニ取扱ハレテ居ルカト云フ御話ヲ實ハ申上ゲナイト、間違ラ起ス虞ガアルト思フノデアリマシテ、大變ナコトニナリマスカラ、其ノ點一ツ御心ヲシテ聽イテ戴キタイト思フデアリマス、ソレデ現在如何ニ藥價令ノ内容ヲ決ムルカト云フコトハ、尙ホ研究中ニ關スルコトデアリマスガ、調査會ニ於テ研究ヲ續ケラレテ行ク、其ノ調査會ノ幹事役トシテ考ヘ、且ツ調査會ノ審議ノ便利ノ爲ニ、今マデ考ヘラレテ居リマス點ハ、現在ノ藥價ト云フ

モノニ於テハ、御承知ノ通り是ハ總テト云フ譯デハアリマセヌ、色々ノ段階ヲ開業醫師ニ依ツテ御自由ニ御採リニナツテ居ルノデスガ、大勢カラ申シマス、現在ノ藥價ト云フモノハ、藥ノ價格デナイコトハ御承知ノ通りデアリマス、診察料ナリ其ノ他ノ處置料等モ時ニハ含シタ意味デ、藥價ト云フモノガ決定サレテ居ル譯デアリマス、是モ大體ノ場合デアリマス、ソコデ藥品ト云フモノニ付テ價格ヲ定メ、醫師ノ診察料ノ他ノ行為ニ對シテハ、其ノ行為トシテノ報酬ヲ定メテ行クト云フ立方ヲ考ヘタ場合ニ、益ニ藥ノ價ト云フモノヲ決メル必要ガ起ラテ來ルノデアリマス、其處カラ所謂藥價令ト云フモノガ生レテ來ル、斯ウ云フコトニナルト考ヘテ居リマス、而シテ其ノ藥價令ノ内容ヲ、ドウ云フ工合ニ決ムルカト云フコトニナルト、是ハ色々ナ方法ガアラウトアリマスカラ、既ニ諸外國デヤラレテ居ル例デアリマスカラ、諸外國ノ例ノ如クニ、之ヲ移シ植エルト云フヤウナ、簡單ナ考方ヲ以テシマスナラバ、隨分細カキ各藥品ニ付テ別々ノ價格ガ、現ニ多ク價格決定ニ依ツテ決マツテ居リマスガ、各品目ニ付テ價格ガ決定セラレ、其ノ幾ツカノ品種ノ藥品ガ割合セラレル場合ニ於ケル分量ニ應ジテ價格ガ決定シ、且ツ是ノ調劑ニ要スル手數料、乃至是ガ容器其ノ他ノ價格ガ決定セラレ、其ノ綜合上ニ、或ル投藥ノ藥價ト云フモガ決定セラレ、斯ウ云フ細カキノガアル譯デアリマス、併シ又一面ニハ、藥品ノ中其ノ價格ノ相似寄レル價格ガアルモノニ付キマシテハ、一定量ヲ使ヒマシテモ、其ノ價格ト云フモノガ、或ル程度以上ニハ上ラナイト云フコトノ分リマス藥ヲ御使ヒ

ニナツテ、ソレガ割合サレテ居ルト云フヤウナ場合ニハ、是ハ具體的ニ一々ノ藥價ノ綜合デハナクテ、一劑幾ラト云フ決メ方ヲナサレテモ差支ナイ藥價ノ決メ方ガアルト思ツテ居リマス、サウシテ特ニソレ等ノ價格ヲ以テシテハ爲シ難イ高價ノ藥品ニ付テハ、其ノ高價ノ藥品ガ入ツタ場合ニ、之ヲ藥價トシテ其ノ上ニ添加シテ行ク、斯ウ云フ藥價ノ決メ方モアルト思ヒマス、尙ホ何レヲ以テ是トスルカト云フ點マデ、話ガ進ンデ居ル譯デアリマセヌノデ、サウ云フ方針デ藥價ト云フモノヲ別ニ計算スルトシマスナラバ、藥價令ノ爲ニ特別ノ專門家ノ方ニ御意見モ承ワテ決メタイ、斯ウ云フ積リデアリマス

○田中委員 藥價令ヲ決メルト云フコトノ前提ハ、ヤハリ醫藥分業デアル、醫者ハ診ルダケダ、斯ウ云フヤウナ建前カラ無論ナルモノダト思ヒ、其ノ考方ノ結論ガサウナルノダト私ハ考ヘマスガ、若シサウ云フコトニナリマス、是ハ今ハ藥ノ方ダケデアスガ、治療其ノ他ノ方ヲ見マシテモ、大變ナコトニナツテ參リマス、無論御調ニナツテ居ル獨逸アタリノ例ヲ一寸見マシタダケデモ、五百種類モ六百種類モ條項ヲ書カスト、此ノ病氣ハドウダ、斯ウシタ時ニハドウダ、切ツタラドウダ、縫ワタラドウダト云フヤウニ、大變ナコトニナツテ參リマス、往診ノ如キデモ、同じ夜間デモ、宵ノ中ハ幾ラ、十二時カラハ幾ラ、ソレダケデナシニ、患者ノ家ニ行ツテ三十分居ルト幾ラ、マルデ自動車ノ客待ノヤウニ、キチツト皆サレテ居リマス、又ソレハ一面ニ於テ醫者ノ保護ニナルカモ存ジマセヌガ、日本ノ今マデノ醫藥制度ニ於テハ、

非常ニ差支ガ出來ハシナイカト思フ、假ニ私共ガ夜忠家ニ行ク、サウ云フ時ハ何時デモ普通デナイ重症其ノ他ノ場合デスガ、注射デモスルト、痛ム時ハ注射後ノ經過位ハ居テ診テヤリタイ、又其ノ家族モ居ツテ賈ヒタイト云フ希望ガアツテ、左様ニ現在ツテ居リマス、ソコニハ時間ノ制限モ何モナイ、若シ是ガ藥ハ幾ラ、手數料ハ幾ラト云フコトニナル建前デズツト行キマスレバ、モウ暫ク居タイト思ツテモ、居ルコトガ金デアル、家族ハ歸ツテ賈ヒタイト云フ氣持ガ起ルカモ知レナイ、醫者ハサウ云フ氣持デハナシニ、折角注射シタガ、アトドウナルダラウカト心配シテ、モフト居ヨウト思ワテモ、ソレハ醫者ガ金儲ノ爲ニ居ルノダト解釋サレバ居ラレスカラ、時間的ニ、モウ宜イト云フコトニナラス中ニ歸ツテシマフト云フコトニナツテ、實際問題トシテハ、非常ニ差支ガ起ツテ來ルノデハナイカト憂ヘテ居リマス、私ノ聞ク所ニ依レバ、藥價令ニ付テ段々御研究ニナルコトハ結構デアリマスガ、サウ云フ方針デ行クトキニ、昨日モ申上ゲタヤウニ、改正サレルコトニ反對スル意味ハアリマセヌガ、日本古來ノ制度ヲ十分ニ尊重サレマシテ、之ヲ撤廢シテシマフ、ヤリ直スト云フ建前デハナシニ、將來トモ改正シテヤウテ戴キマセヌト、非常ニ支障ガ來テ、折角今日マデノ開業醫制度ガ、根柢カラ壊レルトコトヲ憂ヘマスカラ、是ハ別ニ合出來テ居ルノデハナク、問題ニナツテ居ルノデアリマセヌカラ、重ネテ御答辯ヲ戴カナクテモ結構デス、ドウカ此ノ點ハ十二分ニ御注意ヲ御願シテ置キマス

○林政府委員 只今田中サンカラ御話ガア

ノデアリマス、後日ノ例ノ爲ニ私ハ申上ゲルノデアリマスガ、只今拜承致シマシタヤウナ事項ニ付キマシテハ、大分細カシイ問題デアリマスカラ、議題者ノ御方ト個々ニ御面談ヲ下サツテモ宜イコトトモ思フノデアリマス、私ハ關聯事項ニ付テノ發言ハ、成ベク其ノ事項ニ關シテ、關係者ノ政府委員ガ此ノ委員會ノ席上ニ御見エニナツタカラ、自分ノ考ヘテ居ル鐵道ナラ鐵道ノコトヲ尋ネルト云フコトハ、私ハ關聯事項トシテノ質問ニ少シ過ギテ居ルノデアリナイコトモ思フノデアリマス、モウ此ノ委員會ニハ終末ニ近付イテ居ルノデアリマシテ、チウ云フヤウナ場合ハナイカトモ思ヒマスケレドモ、私ハチウ考ヘマス、若シ私ノ考ガ違フテ居リマシタラバ、委員長ノ御指示ヲ願ヒマス

○八木委員長 ドウカ委員諸君ハ其ノ御積リヲ御願致シマス

○伊藤委員 今後注意致シマス

○田中委員 國鐵ノ従業員ガ二十八万人モ居リ、其ノ三分ノ二ガ二十五歳未満者ト云フコトデアリマス、殊ニ最近ハ年少者カラ採用者モ澤山オアリノコトトモ思ヒマス、聞ク所ニ依リマスト、ヤハリ近頃ハ鐵道ノ採用ハ非常ニ難カシイト同時ニ希望者ガ非常ニ多クデアリマス、此ノ際今アナタノ御配慮ナサレコトモアリ、現實ノ問題トシテ酒ガ交通業者ニ對シテ危險デアリ、止メナケレバナラヌト云フコトハ決ツテ居ル、ケレドモ今業者ニ直ダ止メテシマヘト云フ酷イコトデナク、少クトモ是カラ採用スル者ニ對シテハ、酒ヲ飲ム者ハ採用シナイ、是ハ何ノ苦痛モナイコトデアル、此ノ位ノコトハ鐵道省ガ當然

オヤリニナルベキ義務モアルノデアリナイカ、鐵道省ガ獨リノヲオヤリニナレバ、外ノ交通業者モ義務ヲ參ヨマセウシ、大體皆アチタノ監督ノ下ニアルノデアリマスカラ、是故ナコトハ明日ト云ハズ直ダケルト云フ此ノ熱意ガアルカナイイカトモ思ヒマス

○長崎政府委員 田中君ノ御説洵ニ御尤モト存ズルノデアリマス、御説ノ通り鐵道省新規採用者ハ大分若イ者ガ多クデアリマス、併シ大體ハヤハリ中學卒業以上ノ程度デアリマシテ、年ヲ取ツテ居ル者モ相當アルノデアリマス、ソレニ對シテ酒ヲ飲マナイ者デナイト採ラナイト云フコトデ、果シテ只今ノ人手ノ不足ノ場合ニ應ジ得ルカドウカ、之ニ對シテハモウ少シ調ベテ見ナクテハナラヌトモ思ヒマス、非常ニ志望者ガ多イト云フ御説デアリマスガ、御承知ノコトト存ジマスガ、私ノ方ハ體格檢査ガ中々ヤカマシイノデアリマシテ、都會地ナドニ於テハ體格ノ優秀者ハ中々少イノデゴザイマス、學校ヲ出テ學課ノ方ハ極メテ良イノデアリマスガ、身體ノ方ニナルト申ス吾等ノ欲スルヤウナ人ガナイノデアリマシテ、其ノ點デモ相當苦勞シテ、已ムヲ得ズ年ヲ取ラテ居テモ任方ナイト云フ風ナ狀況モアルノデアリマス、神戶官ノ點ハ尙ハ尙ニ御同感デゴザイマス、併シ直ダニチウ云フコトニスルカドウカト云フコトハモウ少シ研究サシテ戴キタイトモ思ヒマス、尙本年長者ノ訓練ニ付キマシテハ、只今デハ是ハ大體ノ局デヤワテ居リマスガ、正式採用前ニ嚴重ナ訓練ヲ致シマシテ、チウシテ其ノ場合ニ無論酒、煙草ナドハ止メルヤウニ、又飲ンデハナラヌト云フ風ナ準備ノ教育モ致シ、ソレ等ノ方面ニモ十分ナル關心ヲ持ツテ熱

心ヲ指導ヲ致シテ居リマス、チウ云フ程度デゴザイマシテ、只今ノ御意見ノヤウニ、明日カラデモ止メテ宜イカドウカト云フコトハモウ少シ研究サシテ戴キタイトモ思ヒマス

(委員長退席、村松委員長代理著席)

○田中委員 明日カヲト云フコトハ、熱意ノ程度ヲ申シタノデ、明日カヲヤツテ貴ヒタイト云フコトヲ申シタノデアリマセウ、諸外國モ現在チウツテ居ルノデアリマセウ、ナゼ日本ガ之ニ手ヲ着ケラレスカ、私ハ不思議ニ思ヒマス、モウモ事案アル度ニ其ノ事ハ問題ニナルノデアリマセウ、私ハ從業員ヲ賣ル意味デハアリマセウ、澤山ノ生命ヲ預ツテ居ルノダト自ラ反省シテ呉レバ結構デアリマス、ドノ點カラ言ヒマシテモ議論セナケレバナラヌコト今日コトナ事ヲ議論セナケレバナラヌコトノ問題ヲ取上ゲテ戴キタイ、斯ウ云フ事變下デ人ノ資源ノ特ニ大切ナ時デアリ、手邊ヒノ起リ易イ時デアリマスカラ、本人ノ爲バカリデナク、國民全部ノ健康ノ爲デアリマス、ドウゾ是ハ各省ノ問題トシテ取上ゲテ戴キタイトモ思ヒマス、鐵道ノ方ニ對シテ問題ハ是デ止メテ置キマ

○村松委員長代理 ソレデハ是デ休養致シマシテ、午後一時三十分カラ再開致シマス

午後一時三十分休養

午後一時三十分休養

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス

○山田委員 御許ヲ得マシテ極メテ簡單ニ

質問ノ要點ガクヲ御尋致シマス、第一ハ人口増殖問題ニ對スル根本政策如何ト云フ問題、是ハ大臣カラ直接御答ヲ願ヒタイ、時間ヲ短縮スル關係上質問ニ對スル答、更ニ質問ニ對スル答ヲ云フコトヲ止メマシテ、私質問ノ要點ガクヲズツト續ケテ申述ベテシマヒマス、支那事變ヲ中心トシマシテ、帝國ノ最重要ナ問題トシマシテ考ヘナケレバナラヌコトハ、人、物、金ノ三問題デアリコトハ嘆キヲ要シマセウ、物ト金トノ問題ニ付キマシテハ自ラ他ニ愛タガアリマスカラ私ハ之ヲ譲リマス、私ハ人ノ問題ニ付テ政府ノ御質問ヲ申シマスガ、私ノ人ハドウ云フ人ヲ言フノデアリカ、私ノ求メントスル人ト云フノハ體力、智力、精神力ニ於テ卓越セル優秀ナル人ヲ指スノデアリマス、更ニ此ノ優秀ナル人ノ民族ガドウスレバ増殖スルカト云フ問題デアリマス、更ニ優秀ナル民族ドウスレバヨリ以上ニ優秀ニ爲シ得ルカト云フ問題デアリマス、優秀ナル民族ヲ確保スル國民ハ興リ、然ラザルモノハ滅ブルノデアリマス、物ト金トハ人ニ依ツテ自ラ解決スベキモノデアリマス、此ノ優秀民族ヲ確保スルニ當テ、國家ハ其ノ手段方法ニ付テ高策ヲ研究致シテ行クベキデアラウトモ思フノデアリマス、而シテ其ノ實行ニ當テハ如何ナル努力モ犧牲モ拂フベキデアラウトモ思ヒマス、而モ優秀民族ヲ得ルニ付テハ、其ノ年月ハ極メテ長年月ト、非常ナ忍耐ヲ以テ有ル總テノ犧牲ヲ拂フテ、チウシテ此ノ問題ニ打突カツテ參ルト云フコトニ付テハ、到底金ヲ物ヲ得ルナドト云フ其ノ困難以上ノ大問題デアラウト云フコトハ、

是ハ天下下識者ノ皆知ツテ居ル問題デアリマス、帝國民族ノ現狀ヲ考察シテ見マスルニドウデアリマセウカ、日本民族ガ世界第一優秀民族タルコトハ論ヲ要シナイ、併シナガラ現在ノ我が人口、體力、智力、精神力等ニ付テハ、遺憾ナガラ段々非優秀ニ移行シテワアル所ノ幾多ノ病根ガ現存シテ居ルコトハ、實ニ私ハ嘆カザルヲ得ヌトモ思ヒマス、一日放置シテ居ルマシレバ一日國家ノ大損失デアル、人口ノ問題ニ付テ大正年間ニハ自由放埒、此ノ主義ノ結果トシテ、人工的産兒制限ノ流行ヲ來シタノデアリマシタ、其ノ風潮ニ加ヘテ、社會生活ノ複雜化ニ伴フ生活困難ニ從ツテ、人工的産兒制限ノ問題ト、更ニ晩婚ノ風習ト貞操觀念ノ低下トニ依ツテ、花柳病ノ蔓延、酒ニ對スル國家ノ根本の方針ガ確立シナイ爲ニ、ソレニ依ツテ生ズル幾多ノ弊害、結核病ノ蔓延、是等ノ問題ハ國民ノ體力、知力ヲ低下セシメツツアリマスト共ニ、歐米思想ノ浸潤ハ國民ニ精神的ニ病根ヲ與ヘテ居ワタコトモ是ハ事實デアリマス、幾多ノ病根ガ日本民族ノ優秀性ヲ漸次低下セシメテ居リマセウ、更ニ日支事變ニ依ツテ一段ト人口ノ減少ヲ迎リツツアリマスガ、政府ハ此ノ深憂スベキ現象ニ對シテ如何ナル具體的對策ヲ有スルノデアリカト云フコトヲ聽クノデアリマス、第二ハ體力管理案ノ狙ヒドコロ、ソレハ何デアルカ、本法案ハ帝國國民ニシテ成年ニ達セザル者ノ體力ヲ檢査シテ之ヲ管理セントスルモノデアル、其ノ結果國民ノ體力ヲ向上セシムル如キ方策ヲ講ゼントスルモノデアラフテ、其ノ本旨ニハ賛成デアリマス、併シナガラ其ノ結果ニ於テ政

府ハ如何ナル方策ヲ講ゼントシテ居ルノデアリカ、體力ノ不足ノ青年ヲ徵兵檢査以前ニ、第二種ノ如キ青年ヲ或ル場所ニ收容致シマシテ、體力ノ向上ノ爲ニ短期間ノ訓練ヲ行フコトニ依ツテ、其ノ目的ヲ達成セントスルト云フコトデアルガ、併シナガラ是ダケデ簡單ニ體力ノ向上ハ出來ナイ、疾病ノ預防等ニ關シテハ更ニ十分ノ注意ヲスルコトガ必要デアルトモ思フノデ、體防ニ關スル方面トハ十分ノ連絡協同ヲ必要トスルト私ハ考ヘマス、之ニ對シテ十分ノ連絡ハ出來テ居ルカドウカ、更ニ體力ノ管理ニ付テ實際ノ向上施設ノ運用ニ重點ヲ置カナケレバナラナイガ、此ノ問題ニ付テハドウ云フ所見ヲ持ツテ居ルカ、第三點ハ本案ニ依ル所ノ結核對策、是ハ既ニ各委員カラ御質問ガアツタトモ思ヒマス、本案第十二條ニ於テ體力檢査ニ於テ主務大臣ノ指定スル疾病ニ罹レル被管理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シテ療養ニ關スル處置ヲ命ズルコトヲ得ルトナツテ居リマス、此ノ「主務大臣ノ指定スル疾病」トハ「トシホム」花柳病、結核ヲ指スモノデアリマセウ、「トシホム」花柳病ノ問題ハ姑ク措キマシテ、結核ニ對シテ政府ノ所見ヲ質シタイ、是等ノ青年ノ檢査ヲシテ何人ノ結核患者ガ出ルカト云フト、約一〇%ノ患者ガ出テ來ルト考ヘマス、陸軍ニ於テハ甲種合格ノ成績ト入營セル者デアリマシテモ、尙ホ二%ノ結核患者ガアルト云フヤウニ報告シテ居リマス、隨テ是等青年ノ檢査ノ結果約一〇%ノ療養ヲ必要トスル患者ガ發見セラレラウト考ヘマス、明年年度ニ檢査サレルノハ男子ノ十七、十八、十九歳ト云ハレテ居リマスカラ、其ノ實際人員ハ二百萬人位ニナルノデアリマセウ、

其ノ中約一〇%即チ二十万人ノ患者ガ發見セラレレバアルガ、女子ヲ檢査スレバ同様ニ二十万人、即チ四十万人、是等ノ發見セラレタル患者ニ對シテ唯政府ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルケデアル、被保護者ガ命令ヲ受ケテモ醫務ヲ受ケル資力ガナケレバ國ノ力ヲ以テ之ヲ入院隔離シテ、第一ニ被保護者ヲ救済シ、第二ニ大衆ニ傳染スルコトヲ預防セシムル、チウ云フコトデナケレバ何等ノ效果ハナイ、是ハ當然デアリマセウ、然ルニ國家及ビ自治體ノ力ヲ以テ此ノ亡國病ニ對シテ之ヲ預防シ、治療スベキ目的ノ結核病床ハ全國全部ニ於テ、昭和十三年年度調査ニ依リマシレバ、僅ニ一萬八千二百五十八「ベッド」ニ過ギナイノデアリマス、是等ハ既ニ滿員々々ノ状態ヲ續ケテ居リマシテ、入院希望者ガ假ニアリマシテモ、我ガ東京市ニ於キマスル入院希望者ノ如キ、半年モ前カラ入院ヲ求メ居ツテモ入院スルコトガ出來ナイ、其ノ大多數ハ怨ヲ吞ンデ死ナナケレバナラヌト云フ實情デアリマセウ、本病ハ其ノ經過ガ長期ニ亙ル病氣デアリマスガ故ニ、中々ウマス行キマセウ、全ク其ノ大半ハ病氣ニ罹ツテ居ル中ニ、多數ノ家族ト雜居シテ居リマスガ爲ニ、其ノ家族ニ感染セシメマシテ、更ニソレガシツツアルノ實情デアリマス、現在我國ニ蔓延シテ續ケテ居ルコトヲ云フ結核患者ニ對シテ、其ノ實際數ハ百分ノ一ニ足ラナイ所ノ施設ヲ有スルノミヲ我國ト致シマシテハ、此ノ體力管理案ノ實施ニ伴フテ現ハレテ參リマスル所ノ結核患者ヲ、他ノ結核患者ト綜合シテ見マスルト、我國ノ結核ノ死亡者ハ一年約十四萬ニ達シテ居リマシテ、患者

ハ此ノ約十倍ノ百四十萬以上ヲ算スルノ實情デアリマスガ、此ノ恐ルベキ亡國病ニ對シテ政府ノ對策ハ洵ニ淋シイモノガアルノデアリマシテ、是等ノ患者ハ今後此ノ儘ノ状態ニ進ンデ參リマスルナラバ、鼠算ノ増加スル一途ヲ迎ルガデアラフテ、國家ノ將來ヲ考ヘマスルト、洵ニ私ハ帝國國民ノ體位問題ニ關シ、又帝國ノ國力問題ニ關シ實ニ歎カザルヲ得ヌト私ハ深ク憂ヒテ居ル次第デアリマス、而モ本法案ノ實施ニ當ツテ毎年更ニ何十万人カノ結核患者ガ新ニ發見セラレルモノデアリマス、ナラバ、ドウスレバ宜イノデアリマセウカ、少クトモ強制的ニ身體檢査ヲ致シマシテ、ソコデ發見セラレタル結核患者ニ對シテハ、田中委員ヨリ繰返シ繰返シ熱意ヲ以テ質問セラレマシタ通り、知ラザル所ノ結核ノ初メテ自分ガ知ツテ、恐ラク非常ニ精神的ニ惱ミ、而モ療治スル金ガナイ、而モ政府ハ之ニ結核ダト云フ赤イヲ押ス、其ノ人ハ精神的ニモウ死スデアリマセウ、之ニ對シテ大キナ親ノ慈悲ノ力ヲ以テ救済スルコトガ出來ナイ、フン、病氣ハ進ンデ行ク、斯ウシテ段々倒レテ行クト云フヤウナコトデアリマセウ、唯單ニ之ヲ發見シテ管理スルコト云フコトガデアラナラバ、私ハ百害アツテ一利ナイト考ヘル次第デアリマス、斯様ナ不徹底ナコトヲセズニ、故ニ政府ハ根本的ニ大ナル對策ヲ樹立スル必要ガアルトモ思フノデアリマスガ、結核者ノ國家對策トシテハ男子ト同様ニ女子モ被檢査者トシテ取扱ヒ、チウシテ是ガ根本的對策ヲ必要トスルト考ヘマスガ、此ノ點ニ關スル大臣ノ所見如何、第四ノ點ハ厚生省、文部省、兩省間ニ

第六類第十三號 國民優生法案委員會議錄 第九回 昭和十五年三月二十四日

一六九

○佐々木政府委員 此ノ管理法ヲ實施シマスト、前々カラ御説明申上ゲマシタ通り、體力管理ニ頼ラナケレバナラス、即チ原則トシテ開業醫ノ方々ノ御協力ニ俟タナケレバナラスノデアリマス、今色々細カクイテ字ヲ擧ゲテノ醫師ノ生活狀況等ニ付テノ御話デアリマシタガ、此ノ管理法ニ依リ仕事ヲ開業醫諸君ニ御願シテ、其ノ爲ニ非常ニ生活上困ラセルヤウナコトハ、絶對ニ考ヘテ居ラヌノデアリマシテ、要スルニ體力検査ヲヤリ、指導ヲヤリ、其ノ他療養ノ指導ヲヤル場合ニ要スル費用ハ、一切國費負擔ヲシ、今舉ゲラレマシタ色々ナ醫費ニ要スル資料等モ、國費負擔スル積リデゴザイマス、其ノ費用ヲ見テアルノデゴザイマスカラ、體力管理ノ義務ヲ分擔シテ貰フ爲ニ非常ニ困ル、生活ヲ壓迫スルト云フコトハ、絶對ニナイト信ズルノデアリマス、喜ンデ御醫者サンノ御協力ヲ願ハナケレバナラスト云フ御説ハ、御尤モデアリマシテ、吾々モ其ノ點ハ十分注意ヲ致シテ居ルノデアリマス、其ノ體力管理制度ガ提唱セラレマシテ、即チ内閣ニ學術振興會カラ建議ヲサレタ其ノコトガ世間ニ傳ハルヤ、一番最初ニ贊成セラレタノハ日本醫師會デアリマス、ソレカラ愈々實施スルト云フ管理法ノ要綱ガ世間ニ發表セラレマシテ、第一番ニ贊成ノ氣勢ヲ擧ゲラレタノハ、日本醫師會ノ昨年ノ總會デアツクノデアリマス、ソレカラ昨年此ノ準備調査ノ爲ニ、千葉縣デ大々的ノ調査ヲヤツクノデアリマスガ、其ノ際ニ千葉縣ノ醫師會ノ非常ニ御協力ヲ得テ、非常ニ成績ヲ擧ゲラレタ、サウ云フヤウナ方面カラ考ヘマスト、醫師會ノ方々及ビ開業醫

ノ方々ハ、此ノ制度ニ滿福ノ實意ヲ表セラレ、又十分ノ御協力ヲ願ヘルト云フ確信ヲ吾々ハ持つテ居ルノデゴザイマス、第二回ノ問題ハ、醫事行政ハ成程法律ヲ修メタ私ガ、局内デハ優秀ナ技術官ガ多數居リマシテ、健全ナ立派ナ醫事行政ノ運用ニ付テハ、少シモ心配ナイ陳客デアアルノデアリマス、吾々醫事行政ヲ運用シテ行キマス場合ニ、優秀ナ技術官諸君ノ意見ヲ十分ニ採入レテヤル積リデゴザイマスカラ、御心配ノ點ハナイト思ヒマス

○山田委員 私人質問ハ是デ打切りマス、有難ウゴザイマシタ

○山川委員 私人質問申上ゲタイノハ、只今山田サンカラ仰シヤツクコトガ、大部分デゴザイマスルガ、問題ハソレニ違ヒナイノデゴザイマスルガ、少シク私ノ考ヘテ居ルコトハ違フノデアリマス、此ノ法案ハ國民ノ體力ヲ先ツ以テ調ベテ置カウト云フ法律デアリマス、言ウテ見ヨウナラ、國民ノ體力別、體質別ノ統計ノヤウナモノヲ作ルニ過ギナイ譯デアリマス、斯ウ云フ風ニ思フ、ソレデ體ヲ調ベテ見テ、悪いモノヲ除去シテ行ク爲ノ設計デアアル、設計ヲシナケレバ建築ニ掛レナイ、斯ウ云フ意味ヲ現ニ角設計ヲ爲サル法律ノヤウニ見ルノデアリマス、是ハ固ヨリ國民ノ體力ノ全貌ヲ御知リニナツテ居ルコトハ必要ナコトデアアル、私ハ思フノデアリマスルケレドモ、是ガ實施ニ當リマシテハ、一年ニ一千万圓位ノ金ガ要ルノデアリマス、經費ハソレ位ノモノヲ御掛ケニナルカト思フ、デゴザイマス、ソレハ國ノ費用ハソレ位デモ、全國ニ互ツテ是ガ爲ニ費スルノ金ハ大變ナモノノ

アル、又金ヲ使ハナイデモ、勤勞ヲ換算シタラ、日本ノ國々マデ入レルト一億圓位、政府ノ支出シテ居ル金ノ十倍位ノモノハ、費サナケレバナラスト私ハ思フ、ソレモ結構デアリマスガ、今我國ガ改メテ體力管理法ヲ作ツテ、ソレニ依ツテ國民ノ體力ヲ調ベナクテモ、現在我國ガ國及ビ府縣ニ於テ使ツテ居リマス國民衛生ノ費用、僅少ナル此ノ額ヲ以テ、其ノ一部ヲ以テ、忍ブベカラザルモノヲ忍ンデ、國ト府縣ニ豫防事業ヲ施行サレテ居ル、斯ウ云フ風ニ思フ、コトナモノニ大金ヲ掛ケテ調ベナイデモ、現ニ只今山田君カラ御話ニナリマシタ通り、我國ニハ醫者ハ見ナクテモ、吾々ノ眼ヲ見テモ直チニ分ルヤウニ、結核患者ガ澤山ソコニウロウシテ居ツテ、病菌ト云フモノハ到ル處ニ撒イテ居ルノデアリマス、又毒菌ノ如キモノ、コソナ體力管理法ニ依ラヌデモ、現ニ取締ノ行届カナイ私娼窟等ニ付テ、モツトモツト是ノ撲滅ヲ講ジテ、之ニ金ヲ使ツタナラバ、之ヲ治療シ得ラレ、病人ノ數ヲ減スコトガ出來ルト思フノデアリマス、又痲患モ是ガ遺傳デナク傳染デアアルト云フコトガ知レマシタ今日、此ノ痲患者デアアルト云フコトガ分リ、又痲患者ノ初期デアアルト云フコトガ分リ、又痲患者ヲ知ルコトガ出來、本人モ自分ガソレヲヤント知ツテ居ルニモ拘ハリマセズ、ソレヲドカ病院ヘ收容シテ貰ヒタイト請求シテ居ルケレドモ、國又ハ府縣ノ設備ガ貧弱デノヲ收容スル所ノ餘地ガナイ、ダカラ收容シ得ラレスノデアリマス、斯ノ如キ傳染ノ恐ルベキ所ノ疾患著ク國內ニ歩カシテ居ル、斯ウ云フヤウナコトニナツテ居ルノデアリマス、今一億圓ノ金ガアツクナラバ、是等ノ設備ノ

如キモ最モ其シク惡イ部分ヲ餘程緩和シ得ラレルト私ハ思フノデアリマス、精神病ハ遺傳ト決ツテ居ルノデアリマスカラ、國民衛生法ニ依リテ別問題デアリマス、アノ方ハ抛ツテ置イテモ解決ハシマシタ、抛ツテ置イテモ、直チニ蔓延シテ山田君ノ言ハレル算算用ニ殖エテ行クト云フ心配ハナイノデアリマス、結核、花柳病、癩ノ如キ其ノ他各種ノ病氣ガアリマス、又各種傳染病デアアル八種傳染病ニ對シテモ十分設備ガ行ハレテ居ラナイ、我國ニハ無醫村サヘ澤山アルト云フヤウナ狀況デアリマス、現ニ他ニ仕事ガナケレバ宜イガ、何方ガ爲ニ皆サン方ガ他ニ效果ノアル所ノ仕事ニ取掛ラズニ、斯ウ云フ永久的ノ大キナ設計ニ取掛ラレタノデアアルカ、一方デソレダケノ設計費ヲ使ヒマスルナラバ、社會ニ最モ害ヲ流ス病氣ニ對スル豫防設備ガ爲シ得ラレルト思フノデアリマス、此ノ點私ハ非常ニ疑フ風ニ世ノ中ガ進ンデ來タ以上ハ、國民ノ體力ト云フモノノ調査位ハセナケレバナラスト云フコトハ當然ノ仕事デアアル、斯ウ云フ風ニ言ハレルノデアリマスルガ、惜デ其ノ惡イ身體ガアルト云フコトガ知レマシタラ、結核ノ初期ノヤウナモノデアリマシタナラバ、之ヲ防ギ得ル所ノ途モアリマセウガ、ドウシテモ防ギ得ラレナイ所ノ病ガアリマシタナラバ、是ハ動物デアツクヲ殺シテシマフノデアリマスカラ改良モ出來マスガ、人間ハソレガ出來ナイノデアリマス、惡クテモ之ヲ保護シ、ソレノ生存ヲ續ケシムルヤウニスル、國家ガ十分ノ保護ヲ與ヘナケレバナラスノデアリマス、デアリマスカラ是カラ傳染シテ行クト云フモノヲ、分

ルコトハ分ツタガ、ソレヲ防グ方ノ途ハ抛ツテ置イテ、調ベラゲケテ、ソレニ大變ナ金ヲ掛ケル、國ガ衛生ノ爲ニ使フ金ト云フモノハ非常ニ貧弱デアアル、若シ其ノ貧弱ナル所ノ金ダケヲ使フナラバ、有效ナ所ニ使ツテ、設計バカリニ金ヲ入レルヨリハ、一方ノコトバツク建テモ宜イカラ、當面間ニ合フ所ノ家屋ヲ建築スルト云フ風ニ、結核トカ花柳病トカ癩病トカ云フモノニ對スルルコトガ第一義デアアル、眼ノ轉ジ方ガ大變違フノデアリマス、斯ウ云フヤウニ思フノデアリマス、此ノ事ハ此ノ法案ニ對スル私ノ根本ノ疑念デアリマスルカラ、大臣ガ出ニナツタ時ニ御話ヲ申上ゲタイト思フテ先程モ是非大臣ノ居ラレル間ニ思ツテ居リマシタガ、大臣ハ外ニ行カレマシタカラ、之ニ對スル所ノ政府委員ノ御考ヲ御答辯願ヒマシテ、尙ホ之ニ對シテハ大臣ヨリ御答辯ヲ願ハナケレバナラスト思フノデアリマス

○佐々木政府委員 此ノ管理法ノ意味ハ體力検査ヲシテ其ノ結果病氣ガ發見セラレ、其ノ病氣ニ對シテ手當ヲスル、而モ此ノ病氣ヲ發見シタ場合ニ色々ナ施設ヲ要シマスガ、其ノ施設ノ方ガ寧ろ體力検査ヲスルヨリモ先チヤナイカ、而モ體力検査ニ要スル費用ト云フモノハ相當莫大ナモノデアリ、金、及ビ勞力ヲ金ニ換算スルト莫大ナモノニナルガ、ソレヨリモ施設ノ方ガ大事デハナイカト云フ御趣旨ニ拜聽シタノデアリマス、體力管理法ノ狙ヒ所ハ勿論國民全體ノ體力ヲ検査致シマシテ、サウシテ國民全體ノ體力ノ現狀ガドウデアルカト云フコトヲ具體的ニシツカリト調

デ、色々ナ諸施設ニ資スルト云フノガ一ツノ目的デゴザイマス、ソレカラモウ一ツハ個々ノ體力ヲ知リマシテ、個別的ニ體力向上ノ指導ヲスルト云フモノ、是モ重大ナル一ツデゴザイマス、ソコデ唯病人ダケノ世話ヲヤル譯デアリナイノデゴザイマス、勿論病人ノ世話ヲ十分ヤルト云フコトハ、重點ハ置イテ居ルノデアリマスガ、假ニ體力検査ヲシマシタ結果、病氣デアリナイ、是ハ銀ハレバ銀ハレ立派ニ強イ身體ニナルト云フヤウナ者ニ對シマシテハ、其ノ方ノ指導ヲヤル、ソレカラ又同ジ病氣デアリナイシテモ、何トモ言ヘナイカ弱イ身體デアラ、是ハ適當ニ指導シ、適當ニ鍛錬方法ヲ加ヘバ相當役ニ立ツ身體ニナルト云フヤウナ者ガアリマスル、政府ナリ或ハ自治團體ナリノ施設ニ收容致シマシテ、サウシテ適當ニ指導ヲ加ヘマシテ、十分ニ御奉公ノ出來ル身體ニシヨウト云フノデアリマス、サウシテ今御話ニアリマシタ結核トカ花柳病ト云フヤウナモノニ冒サレテ居リ、而モ醫師ノ療養ヲ受ケテ居ナイト云フヤウナ者ガゴザイマスレバ、其ノ際ニハ政府ハ醫師ニ就テ療養ヲシナサイト云フコトノ指導ヲ與ヘルノデアリマス、ソレハ未成年者ニ指導ヲ與ヘルト同時ニ、其ノ保護者ニ對シテ指導ヲ與ヘテ、サウシテ其ノ本人ナリ或ハ保護者ガ資力ガゴザイマスレバ、其ノ資力ニ應ジテ或ハ轉地ガ出來ル者モアリマセウシ、或ハ病院ニ入院スル者モナリマセウシ、色々ナ施設ヲ利用スルコトモ出來マセウ、若シ其ノ療養ノ處置命令ヲ受ケテ居ラ、サウ云フ資力ガナクテ、何トモ仕様ガナイト云フヤウナ者ハ、結核豫防法ナリ、或ハ其ノ他ノ救養設備ニ依ラテ救養上、有ニル既

設ノ施設ヲ利用シテ其ノ手當ヲスルヤウニ世話スルノデアリマス、若シソレデモ施設等ガ足りナクテドウシテモヤレナイト云フモノガ起リマスカラ、ソコデ政府ノ方ニ於キマシテハ、體力管理醫ノ療養ノ指導ニソレヲ移スト云フヤウナコトヲ目論ンデ居ルノデアリマス、結核豫防法ナリ花柳病ノ豫防法ナリト云フヤウナモノハ、是ハ管理法ノミニ關セズ、十分其ノ法律ノ運用ヲ願ハナケレバナラスノデアリマス、又其ノ方ノ施設モ十分ニ作ツテ貰ハナクテハナラスノデアリマス、ソレデ御話ニアリマシタ通り、或ハ體力検査ヲ致シマシタ結果非常ニ病人ガ殖エテ來ルト云フコトハ豫想セラレルノデアリマスガ、左様ニ病人ガ殖エマシタ結果當然結核ノ療養所ノヤウナ施設、花柳病ノ診療所ノヤウナ施設、サウ云フモノガソレノ要求ニ從ツテ殖エル、殖エナクテナラヌト云フコトハ無論豫想シテ居ル次第デアリマス、サウ云フヤウナ施設ハ管理方法ノ如何ニ拘ラズ、十分増設セラレタクテナラヌノデアリマセウガ、検査ノ結果當然要求セラレルコトナルノデアリマス、此ノ體力検査ニ非常ニ金ガ掛ルノチヤナイカト云フヤウナ御話ガゴザイマシタガ、現在ノ所サウ御話ノヤウナ莫大ナ金ハ掛ラヌト思フノデアリマシテ、來年度ニ二百三十万ノ青年ノ體力検査ヲヤリマス場合ニ、検査費トシテ約八十七万圓位豫想シテ居ルノデアリマス、假ニ管理法ガ全面的ニ未成年者全部ニ適用セラレルト云フヤウナ場合デモ、約千二百萬アレバ検査ノ出來ル豫定デゴザイマス、其ノ金デ以テ十分國民ノ體力ノ現狀ヲ知り、サウシテ有ニル保健施設ノ確實ナ基礎ヲ立テタルト云フコトモ重要ナコ

トデアルト同時ニ、又個々ノ體力ノ向上ノ指導ヲヤルト云フコトハ、最モ有效適切ナル方法デアルト存ジマシテ、此ノ法案ヲ立案シタ次第デゴザイマス

○山川委員 サウ致シマス此ノ體力管理醫ト云フ者ハ、此ノ検査ヲ致シマスノニ、對シテノ費用ハ豫算ト致シマシテハヤハリ五圓程度ヲ見テ居リマス、其ノ外ノ検査ニ要シマス費用一切ハ國庫デ負擔スルコトニナリマスカラ、管理醫ニ四十人ノ検査ヲシテ貰ツテ、ソレニ對シテ手當トシテ五圓程度ノモノヲ見テ居リマス

○山田委員 御醫者サンガ診ニ歩カレルト云フノハ、各村々デアラナケレバナラスガ、其ノ村ノ醫師サンソレニ當ル義務ガ生ジル譯デスカ

○佐々木政府委員 村ニモ才醫者サンノ居ナイ所モアリマスシ、又居リマシテモ適當ナ才醫者サンノ居ナイ場合モアルト思フノデス、ソコデ大體府縣單位ニ、何處ノ町村ハ何日カラ何日マデト云フヤウナ計畫ヲ立テマシテ、サウシテ其ノ計畫ニ應ジテ縣任命致シマシタ體力管理醫ヲ適當ニ配置スルト云フコトニナリマス、マア大體地元ノ開業醫ノ人ヲ使フコトガ多カラウトハ思ヒマスケレドモ、縣單位ニ計畫ヲ立テテ管理醫ヲ配置スルト云フヤウニ致シタイト思ツテ居リマス

○山川委員 サウ致シマス、地方ノ才醫

者サン、是ハ随分昔ノオ醫者サンモ、鐵醫者モ居ル譯デアリマスガ、此ノ任命ヲ受ケマシタ以上ハ、其ノ人ノ鑑定シタモノハ、確乎不動ノ一ツノ權利ヲ持ツタノ原本ガ出來ル譯デアリマス、常ニ動キツツアルモノデアリマス、ソレガ一遍サウ云フ印ヲ打タレト一ソレハ何時マデノ間デスカカ、年々其ノ同ジ體ヲ見ルノデアリマスカ

デアリマス、縣ノ中央ノ何處カノ病院デモ利用シテ調ベルトカ、或ハ國ガ其ノ醫術ニ必要ナル所ノ器械ヲ買入レテ、ソレヲ用ヒルト云フ方針デアリマスカ、指ノ頭デコシコン印イタ位デハ今ハ中々決スルコトハ出來ナイイダラウ、醫術ガ進ンデ來テ居ルデアリマスカラ、有ユル文化的ノ器械ガ應用サレルコトトモ思ヒマスガ、ソレヲコンナ

マスルコトハ、役場ハ非常ニ迷惑スル譯デアリマスガ、ソレニ對シテハ、國カラ何トカ云フヤウナコトニ對シテハ、國カラ其ノ費用ガ出ルノガ當然デアラウト思ヒマスガ、其ノ豫算ノ概算等ニ付キマシテ、相當ノ計上ガセラレテ居ルカ否ヤ、是ハホンノ法律デ、此處デ論議ヲ致シマス空論トハ違ヒマシテ、行ハバ直チニ實地ノ問題ニ違著スル譯デアリマスガ、ソレニ對スルアナタ方政府委員ノ御手心ハドレ位ニシテ

大體ソレ等ノ助手ハ百四十五人位使ヘル、斯ウ云フ費用ヲ見積ツテ居リマス
○山川委員 ソレデ大分分リマシタガ、サウシマスルト特殊ナ身體ニ付キマシテハ、再検査ト云フヤウナ風ニ、最も惡イ身體トカ、療養ヲ要スル者トカ、或ハ機械ナシテハ分ラナイ者ハ機械ノアル所ニ連レテ行クト云フヤウナコトニシテ、相當完全ナコトガ出來ル見込デアリマスカ、ソレヲ一ウツツカリヤツテ貰ヒタイ、ホンノ印シテ附ケテ貰フ位ノコトデハナンニモナラスト思ヒマス

○佐々木政府委員

○佐々木政府委員

○佐々木政府委員

○佐々木政府委員

中ニハ御話ノヤウニ所謂能力ノ十分デナイオ醫者サンモアルコトナラバ、政府ト致シマシテハ、十分ニ検査ノ方法ナリ或ハ指導ノ方法ナリニ付キマシテ、講習會、打合せト云フヤウナモノヲ繰返シヤリマシテ、十分ニ此ノ體力管理醫トシテノ働ガ出來ルヤウニ準備ヲ致ス積リデアリマス、サウシテ愈々體力検査ヲヤリマ

サウシテ一般ノ體力検査ヲ致シマシテ、其中デ注意ヲ要スル人間ガ居リマシタラバ精密検査ヲ致シマシテ、レントゲンニ掛ケルナリ、其ノ他ノ方法デ精密検査ヲ致シマシテ、サウシテ結核トカ其ノ他重要ナ病氣ニ罹ツテ居ル者ニ對シテハ、適當ナル指示ヲヤリ、又處理命令ヲ出スノデアリマスカラ、此ノ病氣ノ診斷ト云フコトニ付キマシテハ、大體誤診ト云フコトハナカラウト思ヒマス、其ノ診斷ハ毎年一回ヤルコトニナリマスカラ、一年間影響スルコトニナルト思ヒマス

私カラ御答致シマス、大體二ツニ分ケテ考ヘラレトモ思フノデアリマスガ、第一ハ検査ニ要スル費用デアリマス、最も仕事ノ忙ガシイハ検査デアリマシテ、検査ノ時ニハ市町村ノ吏員ノミナラズ、或ハ學校ノ先生、青年團、其ノ他多クノ助手ヲ要スルノデアリマス、是等ノ人々ニ對シマシテハ、大體半日働イテ戴クノデアリマスガ、ソレニ對シテ相當ノ日當ヲ出ス積リデアリマス、豫算ト致シマシテハ、一日一圓位ヲ見込シテ居リマス、ソレカラソレ以外ノ場合ノ集計等ノ事務ニ對シマシテハ、ヤハリ臨時ノ之ニ當ル補助員ヲ使フ豫定デアリマス、是ニモヤハリ其ノ位ノ日當ヲ出ス積リデアリマス、ソレカラ其ノ他ニ打合せ會、協議會等ヲ開キマス費用ガ要ル譯デアリマスガ、是等ニ對シテモ、相當ノ費用ヲ見積ツテ居リマシテ、一町村最モ少イ所デモ六十圓平均位ニシテヤツテ居リマス、ソレカラソレ等ノ費用ハ全體ト致シマシテ大體協議會等四十五圓位ト見積ツテ居リマス、助手ナドノ費用ハ只今申上

シツカリシタ權威ノアル斷診ガ出來ルモノト存ジマス
○山川委員 次ニ御伺ヒ致シマスノハ、此ノ原簿ト云フモノガ出來ル譯デアリマスガ、其ノ原簿ハ誰ガ作ツテ誰ガ保管ノ責ニ任ズルノデアリマスカ、是ノ秘密ニ付キマシテハ此處ニ罰則ガ設ケテハアリマスカレドモ、大體是ガ大切ナ問題デアリマシテ、肉眼デハ分ラナイ、又普通ノ診察デハ分ラナイコトニマデ徹底シタ體力ノ検査ガ出來ル譯デアリマスカ、サウシマスルト今日マデ表ニ現ハレテ居ルヤウナ病人ナラバ、是ハ誰デモ、アア、アノ人ハ肺病ダナ、アノ人ハ此ノ頃斯ウ云フ病氣ヲ持ツテ居ルノダナト云フコトガ分ツテ居ルガ、是デモ検査サレルト云フト其ノ奥ノ奥マデ分ツテ來ル譯デス、其ノ疾患トカ、モウ今マデ隱シテ居ツタモノ、一代デモ隱シテ隠シテ居ツタモノ、サウ云フコトガ皆分ルト云フコトニナリマシテ、ソレガ原簿ニ登記シテアル、又自分モソレヲ記載シタ所ノ帳面ヲ貰フ譯ニナル、自分ノ家ニモ秘密デナケレバナラヌ所ノモノヲ、ソレハ良イ成績ヲ持ツテ

居ル者ハ人ニソレヲ示シタガ、ハイ私ノハ斯ウ云フノデゴザイマス、ドウソ御覽下サイト言フ、アナタノ所ノ子供サンハ何モ病氣ハゴザイマセスカ、ハア御蔭様デト云フノ返事ヲシテ居ル、併シ誰ニデモ見セルコトガ出來ナイノハドウスル、本人ガ秘密ヲ守ル守ラヌハ勝手デセウガ、娘ニ結婚ノ申込ガツアタ時ニ、私ノ所ノハ是デゴザイマスト云フテ自慢デ出シテ居ル、ソレハ惡イノデスカ宜イノデスカ、良イ成績ノ帳簿ヲ持ツテ居ル者ハ表ニ現スコトニナル、サウデナイ惡イ者ハ出サナイト云フコトニナル、サウスルト自然ノ間ニソレヲ出スト出サヌニ依ツテ、アノ人ノ身體ハ何デアラウカト云フコトガ社會ニ分ツテシマフト云フコトニナリマス、是ガ大變ナコトデス、是ハ人間一代ノ運命ニ拘ハル根本問題デアル、是ハドウ云フ方法ニヤラレマスカ知レマセガ、法ハ法デ是デマア結構トシテ、吾々ガ御承認申上レバ

力検査ノ結果ヲ記載致シマスルモノガ三ツアルノデアリマス、第一ハ體力検査票デアリマスガ、其ノ體力検査票ニハ身體検査カラ疾病、其ノ他指導事項ノ主ナルモノ等ヲ皆記載スルノデアリマスガ、是ガ年齢別、或ハ男女別等ニ綴リ合ハサレマシテ、役場ニ一年間保管セラレルノデアリマス、即チ翌年體力検査ヲ行フマデ是ガ原簿トシテ保管セラレルノデアリマス、併シナガラ此ノ體力検査票ニハ、只今御話ノヤウナ秘密事項ハ之ヲ記載スルコトヲ避ケタイト考ヘテ居リマスノデ、秘密ヲ要スル事項ニ付キマシテハ、先程局長カラ御答申上レマスカ、別ニ精密検査ヲ致シマスノデ、是ハ精密検査票ト云フ別ノ検査票ヲ使フノデアリマス、其ノ精密検査ハ別室ニ於テ、醫師對個人ノ間デ成ベク行ヒマシテ、澤山ノ人ヲ之ニ立會ハスコトハ避ケル考デアリマスカ、其ノ結果結核トカ、或ハ花柳病トカ、即チ十二條デ以テ主務大臣ノ指定スル疾病ノ其ノ他秘密ヲ要スル疾病等ニ付キマシテハ、直チニ必要手術トカ、或ハ處置トカヲ命ズル必要ナルモノハ、地方長官ノ方ヘ體力管理醫カラ直送スルヤウニ致シマシテ、成ベクハ澤山ノ人ニ涉ツテ秘密ガ洩レルト云フコトヲ防ギタイト考ヘテ居リマス、ソレ等ノ細カイコトニ付キマシテハ、尙ホ勅令ヤ省令ヲ定メル時ニ十分注意ヲシテ定メタイト思フノデアリマス、ソレガ精密検査票ノ記載デアリマスガ、第三ハ御話ノ體力手帳ノ記載デアリマス、是ハ本人又ハ保護者ニ與ヘマスノデ、成ベク其ノ個人ノ體力ノ現狀ガ善カニ分ルヤウニシテヤリタイト考ヘテ居ルノデアリマス、併シナガラ毎年々々其ノ記載ヲ致シマシテ、大體其

ノ人ノ發育狀態、健康狀態ト云フモノノ核心ヲ掴メルヤウニシテヤルト云フコトガ、一番大キイ目的デアリマスカラ、只今御話ノヤウニ秘密ヲ要スル疾病ヲ明ラサマニ書イテヤルト云フコトガ善イカ悪イカト云フコトハ、相當考慮ヲ要スル問題ト思フノデアリマス、現在マデモ海軍ノ體力検査等ノ結果ヲ記載致シマシタ成績等ニ鑑ミマシテモ、ソレハ相當考慮ヲ要スル考ヘテ居ルノデアリマシテ、如何様ニ記載ヲシテヤルカト云フコトニ付キマシテハ、只今專門委員ヲ設ケテ考究中デアリマシテ、具體的ニ其ノ體力手帳ニ結核デアルトカ、或ハ癩デアルトカ云フヤウナコトヲ、其ノ儘書イテヤルガ善イカ悪イカト云フコトニ付テハ、マダ具體的ニ決メテ居リマセガ、ソレ等ニ付テハ十分注意ヲシテ記載方法ヲ考ヘル積リデアリマス

番ト云フヤウニ言ハナケレバナラス、洵ニ迷惑ナ話デアリマス、是ハ實際惡イ體ト、ソレカラ體ヲ改良スルニ必要ナル事項ヲ、其ノ醫員ガ密ニ呼ンデ、一人々々秘密ノ場所デ、前ノ娘ニハ斯ウ云フコトガアル、モウ暫ク抛ツテ置クト、立派ナ結核ニナル、今ノ間ニ斯ウ云フ養生ヲシナケレバ大變ダト、一人ツツ別ニ知ラシテヤルト云フヤウナ方法ヲ執ルカシナイト、病名ヲ現ハスナント云フコトハ、私ハ以テノ外惡イト思ヒマス、ソナナコトハ絕對シテハイカス、病名ヲ現ハサスカラト云フテ、自分ノ娘、自分ノ家族ガ持ツテ居ル病氣ニ付テ醫者カラ一言聞イタラ、ソナナコトハ帳面ニ附ケテ渡シテ貰ハスデモ、忘レルコトハナイ、如何ニモサウデゴザイマスカ、畏マリマシテ、ソレデハ何トカシナケレバナラヌト云フコトニナル、デアリマスカラ其處ハ餘程注意シナケレバカラスト思フノデアリマス、此ノコトニ對シマシテ私ハ第八條ト云フモノニ付キマシテ、此ノ法律ヲ非常ニ惧ルモノデアリマス、之ニ對シマシテ御當局ノ今後ノ取扱レラ方法ニ付テ、安心ヲ與ヘテ戴カナイト大變ナコトデアリマス、ドウカ一ツ其ノ方法等ニ付テ豫メ斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルト云フコトヲ、御差支ナイ程度ニ御示テ願ヒタイ、體ノ太サヤ長サヤ、肥ヘテ居ルトカ病セテ居ルトカ云フコトハ精ヒマセガ、完全ナ體ダト思フノニ、内臟ニ「レントゲン」ヲ掛ケテ結果發見シタ、是ハ今ノ間ニ早ク癒セト云フテ、癒スコトガ出來ル程度ナラバ宜イケレドモ、モウ是ハ癒セナイ結核ニナツテ居ルト云フヤウナコトガ「レントゲン」ヲ掛ケテ結果現ハレタ、是ハ大變ダマルデ死刑ノ宣告ヲ受ケタヤウナコ

トニナル、殊ニ此ノ結核ヲ消毒ノ程度ナラ
マダノマシデスガ、若シ前兆ト云フ
ヤウナモノヲ發見シタ時ハ、ソレ等ノ取扱
ニ付テハ、國民全體ト致シマシテ重大ナ問
題デアラト思フ、此ノ取扱ニ付テハ、コソナ
手帳ヲ渡サナクテモ宜イ、コソナ手帳ノ掛
ル手帳ハ要ラス、本人ニソコナモノヲ渡サ
ナクテモ宜イ、私ハ此ノ手帳ト云フモノヲ
大變慶レル、之ニ付テハ御答辯願ヒタ
イ、ソレカラ意見ニハナリマスケレドモ、
序ニ申上ゲテ置キマス、コソナモノハ要ラ
スト思フ、法律ニ拵ヘテ置イテモ宜シイ
ガ、其ノ書キ方デドウデモナリマスカラ、
是ハ餘程御注意ヲ要スルコトト考ヘルノデ
ゴザイマスガ、ソレニ付テモウ少シ詳シク
御答辯願ヒマス

○會我政府委員 體力手帳ノ記載方法ニ付
テデアリマスガ、是マデ色々ノ例ヲ調ベテ
見マシテモ、御説ノ通り明ラサマニサウ云
フ病狀ヲ書クコトノ善シ惡ト云フコトニ付
テハ、相當議論ガアルノデアリマス、ソコ
デ私共ト致シマシテモ、手帳ニ其ノ健明ヲ
サマニ書イテヤルト云フコトニ付テハ、
可ナリ考慮ヲシナケレバナラヌト考ヘテ居
ルノデアリマス、ソコデ體力手帳ニ其ノ病
名ヲ書イテヤルト云フコトニ付マシテハ、
更ニ十分ニ考究ヲスルコトト致シマシテ、
マダ未決定ナラザリマスガ、大體體力手
帳ノ目的ハサウ云フ所ニアルノデナクシテ、
本當ノ目的ト致シマス所ハ、其ノ個人ノ體
力ノ實情ヲ年々繼續的ニ書イテヤツテ、サ
ウシテドウ云フ發育狀況ヲ以テ成年マデ發
育ヲシテ來タカト云フヤウナ狀況、其ノ經
過ヲ知ルト云フコトデアラフテ、其ノ人ノ體
力ノチウ一時的ノ問題デアリマス

カラ、體力ノ向上ノ上ニソレガ最も必要デ
アル、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマスノデ、之
ニ記載スル事項ハ主トシテ其ノ人ノ發育狀
況ガ、明ニ示サレバヤウナ事項ヲ成ベク書
イテヤル積リナノデアリマス、ソレカラ又
指導事項ニ致シマシテモソレヲ主眼ト致シ
マシテ、營養ニ關スル事項、或ハ運動ニ關
スル事項、或ハ疾病ノアル人ニ對シテハ疾
病ノ治療ニ關スル事項、此ノ治療ヲ繼續シ
テヤルコトガ必要ダト云フヤウナ、主ナル
指導事項ヲ書イテヤル積リデアリマシテ、
仰セテ通り秘密ヲ要スル疾病ヲ其ノ健書イ
テヤルト云フコトニ付テハ、十分研究
ヲシナケレバナラヌト思フテ居リマス、唯
今御話ノアリマシタサウ云フ疾病ノアル者
ニ付キマシテハ、別ニ別室ニ於テ精密検査
ヲシテ、其ノ精密検査ノ結果相當確實デア
ルト云フヤウナ者ニ付テハ、本人ニ大キ
イ衝動ヲ與ヘナイヤウニ、或ハサウ云フ
處アル者ハ保護者ヲ呼ンデ、保護者ニ對シ
テ其ノ話ヲシテヤル、其ノ指導ヲシテヤル
ト云フヤウニ取扱フテ、其ノ病氣ヲ知ラセ
ルト云フコトニ依ツテ、更ニ本人ノ體力ヲ
悪クスル、現狀ヨリモ悪クスルト云フヤウ
ナコトノナイヤウニシテ行キタイト考ヘテ
居ルノデアリマス

○山川委員 大變結構デゴザイマス、ドウ
ゾ一層ノ之ニ對スル御研究ヲ願ヒタク考ヘ
マス、其ノ次ニ御向上ゲタイノハ「保護者
ニ對シテ營養ニ關スル處置ヲ命ズルコトヲ得」
ト書イテゴザイマス、此ノ營養ヲスルニ付
テ「貧困ノ爲其ノ義務ヲ履行スルコト能ハ
ルトキハ地方長官ハ其ノ者ノ申請ニ依リ國
民體力管理費ニ就テ營養ノ指導ヲ受ケシム
ルコトヲ得」是ハ無料デナル、詰リオ上ノ費

用デオカリニナルノカ、此ノ處置ヲ命ズル
ト云フコトハ隔離ト云フヤウナ意味モ含
デ居ルノデアリマスガ、サウスルナラバ其
ノ費用等ハドウスルノデアルカ、出來ル者
ハ宜シイガ、貧乏ノ者ハ出來ナイノデアリ
マス、ソレガ伴ハナカウナラバ此ノ法律
ハ畫ニ描イテ餅ノヤウナモノニナツテシマ
フ、此ノ費用ト云フモノガ伴ツテ初メテ是
ガ活キテ來ル、此ノ法律ヲ作ルカ作ラヌカ
ト云フコトノ問題ハ是デアリマス、先程御
伺申上ゲマシタ醫學ノ費用モ國デ出ス、又
其ノ色々ナ仕事ニ從事シテ居ル所ノ者モ國
ノ費用デオカリニナリマス、是ハ分リマシ
タ、但シ此ノ最後ノ目的ハ如何ニシテ營養
セシメルカ、是ガ問題デアリマス、若シ日
本全國ノ統計ヲ取ツテ見マシテ、斯ウ云フ
病人ハ是ダケアル、斯ウ云フ病人ハ是ダケ
アルト云フコトヲ御調ニナリマシタラ、是
ハ驚クベキモノガ現レルダラウト思フ、ソ
レハ體力検査ヲセヌメ凡ソ私共知ツテ居
リマス、今ノ何處ニナリカト云フコトハ、
私共ノ常識判斷デ分ル、此ノ頃或ル代議士
ガ言ツテ居リマシタ、村長ノ所へ或ル病人
ガ來テ、私ヲ早ク入院セテ呉レ、入院サ
セテ呉レナイデ何時マデ斯ウヤツテ置ク
村長サンノ宅へ行クト言フノデ、洵ニ迷
感シテ居ル、其ノ申ニ通知ガアルダラウカ
ラ、モウ少シ待ツテ居テ呉レ、サウ云フ風
ニ言ツテ村長サンガ洵ニ困ツテ居ルト云フ
ヤウナ話モ聞キマシタ、ソレカラ考ヘテ見
マスト、必要ナル所ノ隔離スベキ患者ニ對
スル設備ガ、國家ニ足リナイト云フコトハ
分ツテ居ルノデアリマス、現在デサヘモ足
ラナイノニ、又此ノ法律ニ依ツテ多數ノ數
ガ現レテ來タト云フタラ、ソレコソ本當ニ

ママス、是ハ私共ノ素人考ゲケチナイ、
地方ニ於テ相當ノ專門醫者非常ニ要ヘテ居
リマス、アノ工場デアレバ位ノ患者ハ濟
ミサウモナイ、ドウ云フ検査方法ヲ執ツテ
居ルノカ、皆會社ニ任シテ居ルノダラウカ
ト云フコトヲ唱ヘテ居ル者モアルノデアリ
マス、ドウカ此ノ邊ニ付テモコソナ法律ヲ
拵ヘタ位ノ效果デハナイ、ソレハアナタ方
ガキユツト眠ミヲヤツタ大キナ事ガ出來
マス、大キナ結構ヲ防グコトノ途ハアルト
思ヒマス、其ノ他工場ダケデハナイ、他ニ
モ澤山不衛生職業ニ從事シテ居ル者ニ對ス
ル設備ニ付テハ、所ガ随分アルト私ハ思
フノデアリマス、ソレニ對シマシテ、モウ少
シ眞劍ニヤレヌカドウカ、御考アル所ヲ御
答辯願ヒタイト思ヒマス

大變ナコトデアアル、ソレニ對スル設備ト云
フモノヲシナケレバ何モナラヌノデアリマ
スカラ、此ノ營養ト云フコトニ對シテハ、
徹底的ニ之ヲヤラナケレバ役ニ立タヌ、之
ヲ防グト云フコトニ付テハ設備萬端ヲ國ガ
スルダケノ豫算ガアナタ方ニアリマスガ、
ソレダケノ豫算ヲ請求スル度胸ガアリマス
カ、ソレガナケレバ駄目デス、ソレダケノ
度胸ガ坐ツテ居ラナケレバ何方厚生デス、
何モ厚生ヲ作ル必要ハナイ、内務省ノ健
デ放ツテ置イタラ宜イ、サウ云フ風ニ病人
ガ現レテ來タナラバ、假令何十億ノ金ガ掛
ツテモ國民ノ身體ニハ代ヘラレナイ、大藏
省ガ之ヲ容レテ呉レナケレバ厚生省ハ仕事
ヲヤラヌゾ、俺ハ局長ヲシテヤラヌゾト云
フ位ナ勇氣ガナケレバナラヌ、私ハ此ノ事
ヲ御願致シタイ、唯、斯ノナ效果ノ少イ弊
害ノ伴フ法律ダケ拵ヘテモ何モナラナイ、
ドウゾ其ノ邊ヲ御確カセテ願ヒタイ

○佐々木政府委員 御説ノ通りデアリマシ
テ、營養ニ關スル處置ヲ命ズルト云フコト
ハ、是ハ被管理者ノ病氣ニ付テ保護者ニ命
令ヲ出スノデアリマス、保護者ハ自分ノ費
用ニ於テ其ノ命令ヲ履行スル義務ヲ負フ
デアリマス、ソコデ其ノ經濟ニ順應シテ、
或ハ轉地スル者モアリマセウシ、病院ニ入
ル者モアリマセウシ、其ノ命令ヲ受ケタガ、
併シナガラ其ノ命令通り出來ナイ、生活ハ
出來ルケレドモ、子供ノ營養ト云フコトニ對
シテハ費用ヲ出スコトガ出來ナイト云フ者ガ相
當ニアルノデアリマシテ、サウ云フ者ニ對シマシ
テハ、本人ノ申請ニ依ツテ第二項ノ規定ニアル
ヤウニ、國民體力管理費ニ就テ營養ノ指導
ヲ受ケシメルト云フコトニナツテ居リマス、

ソコデ問題ハ然ラバ澤山病人ガ居テ、ソレ
ヲ收容スル施設ガナイ場合ニドウスルカ、
斯ウ云フ問題デアリマス、御説ノヤウニ是
ハ大問題デアリマス、體力検査ノ結果相當
ノ病人ガ發見サレマシタナラバ、其ノ情勢
ニ應ジテ國家ナリ或ハ公共團體ナリガ、ソ
レニ應ズル所ノ施設ヲ當然ヤルベキデア
ル、斯ウ考ヘテ居リマス、ソコデサウ云フ豫算
ヲ出ス度胸ガアルカト云フコトヲ問フメ
レトノデアリマスガ、是ハ私共ノ信念カラ
申シマスレバ財政問題デアリマシテ、國民
ノ體力ノ上カラ當然解決セラレナケレバナ
ラヌ問題デアルト斯ウ考ヘテ居リマス、國
家トシテ適當ニ處置サルベキモノナリト云
フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス

○山川委員 其ノ答辯ニ満足致シマシタ、
然ラバ之ニハ順位ガアルト思ヒマスガ、是
ハ調ベナクテモ今病人ハ餘ツテ居ル、此ノ
餘ツテ居ル病人ノ收容所ノ設備ノ不完全ヲ
補フト云フコトニ付テ、此ノ法律ヲ御拵ヘ
ニナルノモ敢テ差支ヘアリマセウガ、是ト
別箇ニ現在ノ醫務其ノ他、病院施設ノ不足
ヲ補填スベキ途ヲ忘レナイヤウニシテ、
コトガ必要デアアル、體力管理案ト云フ法律
ヲ一ツ出シテ、是ガ通過シタカラト云フテ、
ソレデ現在ノ健業テテ置クト云フヤウナコ
トハ、非常ナ私ハ誤ヲ生ズルト思ヒマス、
之ニ對シテハ今期議會ニデモ相當ノ豫算ガ
請求サルベキ筈ト思ヒマス、此ノ案ヲ出ス
位ナ考ガアルナラバ、現實ノ問題ニ付テ、
何々病院ノ不足ニ付テハ、府縣ヲシテ之ヲ
爲サシムルトカ、或ハ國ガ直接ソレヲスル
トカ云フヤウナ風ニ致シタイ、ソレカラ結
核ニ付テハ、陸軍、海軍ノ療養所ダケハ漸
クニシテ大方出來タ、之ヲ私ハ七十二議會

デ—其ノ時分ハ内務省ノ衛生局ノ時分
スガ、非常ニ極端ヲシタ、自分ノ村ノ實情話
ヲシテ御美申シタコトガアルガ、其ノ
後戰爭ガ起ツテ都合好ク陸海軍ダケノ戰
カラ歸ツテ來タ所ノ患者ヲ收容スル設備
ハ出來タ、所ガ此ノ間モ此處デ申上ゲタ
デアリマスガ、不衛生工場出來タ所ノ患
者ヲ、之ヲ完全ニ收容出來テ居ルカ居ナイ
カ、アナタ方ガ命令ヲ下シテ御居リナサ
ル所ノ各大會社ノ工場ニ備ヘテアル病院ニ、
其處デ出來タ所ノ病人ヲ悉ク收容シテ居
ルカ、是ハ風邪ヲ引イテ居ル、家へ行ツテ養
生シテ來イト云ウテ、風邪ト云フ名前デ恐
ルベキ菌ヲ持ツテ居ル所ノ病人ヲ鄰里ニ歸
シテ居ルノガアリハシナイカ、ソレノ検査
ヲヤツテ居ルノハ紡績會社ノ森ノ食ンデ居
ル所ノオ醫學者サンガヤツテ居ルノデアリ
マス、ソコナ者ニ任シテ置イテ其ノ監督ハド
ウ云フ風ニナサレノデアルカ、府縣ノ長官
ニ任シテ居ラレノデアリマスガ、サウ云
フモノハ何處マデモ徹底的ニ其ノ會社ノ責
務トシテ最後マデ療養ノ途ヲ立テシメナケ
レバナラナイ、是ハ大キナ問題デス、丁度
兵隊ノ肺病患者ヲ昔何等ノ療養保護ヲ與ヘ
スシテ除隊ヲサセル、サウシテ恐ルベキ所
ノ肺ノ菌ヲ持ツテ其ノ取扱方ヲ知ラナイ家
庭ニ歸ツテ、サウシテ其ノ者ガ死ダケデ
ハナイ、財産ノアルダケヲ遺シテ、後デハ
又其ノ兄弟、子、チウ云フ者ニ恐ルベキ面
ヲ移ス、是ガ今日ノ日本ノ壯丁體位ノ低下
ノ根本ナンデアアル、一番恐ルベキモノヲ除
ク所ノ途ガ立ツタト致シマシテモ、今日マ
ダマダ不衛生工場ノ設備ト云フモノニ付テ、
私ハソレガマダ等閑ニ付セラレテ居リハセ
ンカ、斯ウ云フコトヲ非常ニ案ズルノデア

去スルコトニ努メナケレバナラヌト思フ
デアリマス

○飯村政府委員 山川委員ノ御質問ハ極
メテ御尤モノ御質問ト私モ存ジテ居リマス、
結核等ノ療養ノ施設ニ對シマシテハ尙ホ不
十分ノ所ガ少クナイノデアリマス、私ハ只
今數字ヲ持セガアリマセウノデ、申上ゲ
ル譯ニハ參リマセウガ、來年度豫算ニモ幾
分ナガラ、是等ノ經費ガ計上致サレテアル
ノデアリマス、更ニ先程御話モ出タ
デアリマスガ、昭和十年度ノ全國一齊ノ檢
査ニ依リマス、癩患者ハ昭和十年ニ於キ
マシテ一萬五千六百—或ハ是ヨリ多イ
デハナイカト思ヒマスガ、調査ノ結果現
レタ數字ハ左様ニナツテ居リマス、而シテ是
等ノ患者ヲ一日モ早ク隔離收容致サナケ
レバナラヌ、而シテ癩ノ根絶ヲ絶タナケレ
バナラヌト云フ計畫ノ下ニ、政府ニ於キマシ
テハ、昭和十二年度ヨリ三箇年計畫ヲ以テ
一萬人收容ノ計畫ヲ立ツタノデアリマス、
今年度ガ丁度三年目デアリマシテ、今年度
此ノ計畫ガ完成致シマスレバ、多少次年度
ニ收容者ノ一部ハ殘リマスガ、一萬人ノ收
容ヲ完全ニ遂行致サレノデアリマス、更
ニ來年度ニ於キマシテモ豫算ヲ計上致シマ
シテ、癩患者ニ對スル施設ヲ致スコトニ相
成ツテ居リマス、隨テ癩患者ノ方ハコソ
年ヲ出デズシテ全部ノ患者ヲ收容スルノ運
ビニナルコトヲ、此ノ際申上ゲテ置キマス
○山川委員 只今ノ御答辯デ大變私ハ満足
ヲ致シマシタ、是ガ遺傳デナクシテ傳染デ
アルト云フコトニ確ニ學理ガ定マリマシタ
コトハ、洵ニ人類ノ仕合セデアリマス、政
府ノ力ニ依リマシテ十分ニ對スル御處置
アルモノト信ズルノデアリマス、私ハ南洋

ノ方ニ昨年参リマシタ時モ、此ノ種ノ病院
モ、概括的デハゴザイマシタガ、見テ來、
又其ノ病院ノドウ云フ設備デアルカト云フ
コトモ考究シテ來タノデアリマス、ドウモ
氣候ノ關係上暖イ所ハ此ノ患者ガ多イヤウ
ニ思ハレマス、我國デモ統計ニハサウ云フ
ヤウニ現ハレテ居ル狀況デゴザイマス、
ソレデ一層其ノ方面ニ對スル設備ヲ完成
セラレンコトヲ希望致シマス、只今政務
官ヨリ、御答辯デ大ニ満足致シマシタ
ガ、尙ホ明年モ御遠慮ナク衛生ノ豫算
ヲモツト、殖ヤシテ貫ヒマスヤウニ願ヒ
マス、ドウモ御醫者サント云フモノハ、村
夫子トカ天神様ノヤウナ方ノ御寄リ集リデ
アリマスカラ御遠慮ガ過ギテ居ルト思フ、
一方ニ學理ヲ研究スルト共ニ、豫算ヲ取
ルト云フコトノ政治的ニモハツキリセラ
レンコトヲ希望スル者デアリマス、次
ニ御伺申上ゲタイノハ、此ノ法律ニ依ツテ
體位ノ良質ナル者ト不良ナル者ト、或ハ普
通ナル者トガ分リマス、良質ナル者ハ良質
ナル者ト士縁組ヲスル、今マデハ分ラヌナ
リニ色々ノモノヲ擱ンデ見ルト云フコトモア
ウツカラ、盲滅法ニ夫婦間ハ結バレテ來タ
ノデアリマス、愈々斯ウ云フモノガ出來テ
見ルト秘密ハ漏レテ居ラスケレドモ、國民
全體ガ體質ト云フコトニ付テ、非常ニ大キ
ナ關心ヲ持ツヤウニナル、是ハ結構ナコト
デアリマスガ、併シ動物ダウツラ殺シテシ
マフノデアルケレドモ、人間ハ殺スコトガ
出來ナイノデアリマスカラ、惡イ者ハ惡イ
者デナハリ同ジヤウニ殘ル、是マデハ山子
ガ效イテ良イモノト中等品トテ婚禮ガ出來
ル、又上等ト下等ガ婚禮ガ出來ル、ダカラ
中間ノ平均シヤウナモノモ出來テ來ル、

今度ハハツキリシテ來ルカラ良イ者同士補
ツテ結婚スル、サア劣等品ノ始末ハドウス
ルカ、斯ウ云フコトニナツテ來ルノデアリ
マシテ、是ハ此ノ法律ガ國民體位ノ向上ト
云フ美名ヲ付ケル所ノ値打ハチツトモナイ、
餘程大切ナ問題デアリマセウ、是ハ羊頭ヲ
懸ゲテ狗肉ヲ賣ルヤウナ所ガアルヤウニ思
フ、今日マデノ遺傳學デ言ヒマス同ジ質
ノ者ガ寄ツタラ惡イト云フ、ソレデ近親結
婚ナドモ民法デ禁ジテアル、ソレガ惡イ者
同士ガ結婚シナケレバナラス、良イ者同士
ガスルノハ宜イケレドモ、惡イ者同士ガヤ
ラナケレバナラスト云フコトニナルノハ、
是ハドウ云フ結果ヲ生ムカ、私ハソレヲ一
ツト伺ヒタイノデアリマス

ノデアリマス
モウ僅ニナリマシタガ、結核
ノコトニ付テハ先程カラ申上ゲマシタ、繼
毒デアリマスガ、繼毒ノ問題ニ付キマシテ、
是ハ惡イ素質ノ者ヲ見付ケテ治スト云フコ
トモハ宜イシ、結構デス、併シ是ガ傳染
シナイト云フコト、之ニ付テ、何カ御考ガ
アリマシテ、相當期制ノ方法ヲ考ヘラレ
ルコトガ出來テ居ルノカドウカ、甚ダ疑ハ
シ、完全ニ繼毒ヲ持ツテ居ル者ハ、實淫
ヲスルコトハナラスト云フノガ完全ニ行ハ
レテ居ルノハ、公娼ノ方ニ行ハレテ居ルケ
レドモ、私娼ノ方ハ完全ニ行ハレテ居ナイ、
是等ニ對シテモ公娼以上ニ危險ナノデス、
公娼ノ規則ニ括ラレテ居ルガ私娼ノ方ハ其
儘規則ニ提ハレテ居ナイ最モ取締ヲ嚴重
ニシナケレバナラスモノガ比較的放任シテ
アル、ホソノ注意的ノ方法シカ行ハレテ居
ラス、斯ウ云フコトハドウナリマスカ、是
ハ社會局長サンアタリモ、ドウ云フ風ニ見
テ居ラレマスルカ、是等ニ付キマシテハ一
ツ共ニ御協力願ツテ、自分ノ受持ノ分野ダ
ケト云フ譯ノモノデハナイ、大體是ハ社會
教育トシテ最モ大切ナコトデアラウト思ヒ
マスノデ、教育ノ方面ヤラ、社會教育ノ方
面ヤラ、又衛生方面ヤラ、各方面カラ割出
シテ本當ニ良イ所ヲ提ヘテ、費用ハ國ハ各
マナイノデゴザイマスカラ、各マナイドコ
ロデハナイ、病人ガ減ルト云フコトハ大變
ナ錢儲ケナノデスカラ、國民ノ體力ヲ向上
セシメルト云フコトハ非常ナ國力増進デス、
ソシテ事ニ決シテ國ハ金ヲ吝シマナイ、
唯等閑ニ附シテ、從來ノ習慣ト云フモノヲ
其ノ儘ニ認メテ、見テ見ヌ振テ居ラレ
ル、間イテ開カヌ振テ居ラレ、斯ウ

云フコトガ一番危ナイト思フノデス、ソレ
ヲ御監督サナル所ノ皆サン方役人サンハ、
餘程ノ決心ヲ以テ是ガ撲滅ノ方法ヲ考ヘラ
レンコトヲ希望スルノデアリマス、ソレニ
對スル御所見ヲ伺ヒタイ

○飯村政府委員 只今ノ山川委員ノ御質問
洵ニ御尤モ存ジマス、政府ニ於キマシテ
ハ花柳病ニ對シマシテハ、努メテ之ヲ撲滅
致サナケレバナラス、豫防致サナケレバナ
ラスト云フ大方針ニ基キマシテ、昨年ノ議
會ニ於キマシテハ御承知ノ通り花柳病豫防
法中一部改正ヲ行ヒマシタノデアリマス、
御承知ノ如ク、花柳病豫防法ハ業態者ヲ檢
査ノ對象ト致シテ居ツタノデアリマスガ、
業態ニアラザル一般ノ人ニマデ診察ヲ受ケ
シメ得ルヤウナ風ニ、昨年改正致シタノデ
アリマス、更ニ今議會ニ於キマシテモ、何
故ニ花柳病豫防法ヲ提出シナイカト云フヤ
ウナ御議論モ耳ニ致シタノデアリマスガ、
目下此ノ花柳病豫防法ヲ努メテ廣クシヨウ
ト、政府ニ於テハ、調査中デアリマシテ、
更ニ其ノ效果ヲ擴大セシムベク花柳病豫防
法ノ改正案ヲ近ク提出致サレルト確信
ヲ致シテ居リマス、左様御承知願ヒタイ
ノデアリマス

○山川委員 昨年私モ其ノ委員ノ一人デゴ
ザイマシテ、ソレヲ審議致シタ、其ノ時ニ
御注意申上ゲタ、花柳病ハ出入スル男子ヲ
ナゼ檢査シナイカ、烟ノ方ニ病氣ガアツテ
ハナラス、種ノ方ニハ病氣ガアツテモ宜シ
イ、女ハ弱イカラト云フツテ女ガ檢査サレ
ル、男ハ強イカラト云フツテ男ガ檢査サレ
ナイ、金サハアレバ威張ツタモノダト云フ
ノハ、洵ニ非人道的ナ習慣デアリマス、之
ニ對スル御意見ヲ伺ヒタイ

○飯村政府委員 洵ニ御尤モ御意見デゴ
ザイマシテ、ソレ等ノ點モ篤ト不日花柳病
豫防法中改正法案ヲ提出致シマスル場合
ニ於キマシテハ、考慮ヲ致サナケレバナラ
ス重要ナ事項ト存ジテ居リマス

○山川委員 満足致シマシタ、ドウソ強ク
ヤツテ下サイ、ソレカラ茲ニ斯ウ云フコト
ガ、起ツテ來タノデス、是ハ私ウツカリ思
フコトモアルナト云ハレマシテ、ソレカラ
思ヒ付イタノデゴザイマスガ、ヤハリ體力
問題ニナツテ來マス、保健ノ問題デゴザイ
マス、只今ノ保險ト云フノハ、現在民間ガ
ヤツテ居ル生命保險ハ、身體ヲ醫者ガ出テ
來テ診テ、マア若玉デナカウツラ其ノ身
體ヲ診テ、是ハ保險ニ取ル取ラスト云フコ
トヲ決メテ居ル、オ醫者サンガ見テ是ハ氣
遣ヒナイト思ツタラ、ソレデ済ンデ行ク
ソレガ保險會社ニ歸ツテ、自分ノ保險會社
ノ醫長ガ其ノ診斷書ヲ調ベテ、サウシテ契
約ヲセイトカセスト云フコトヲ決メ、サ
ウシテ小サイ金額デアウツラ、保險會社ニ
依ツテハ千圓以下或ハ二千圓以下ハ其ノ醫
者ガ決メ、チフト大キナ會社ニナルト三
千圓マデハ其ノ醫者ガ決メ、ソレ以上ノ
金額、五千圓トカ、一萬圓、二萬圓ノ金額
ニナルト會社ノ方ノ醫長ノ手ヲ經テ決メ、
斯ウ云フコトニナル、サウスルト其ノ契約
ガ出來テ十五年トカ、或ハ二十年トカ先ニ
保險金ヲ渡スト云フ契約ヲシテ居ル保險ガ、
都合ニ依ツテハ被保險者ガボツト發病シマ
シテ急性肺炎カ何カデ、一年カ二年保險料
ヲ支拂ツタケデ、コロリト死ンデシマフ
コトガアル、サウスルト無論保險料ハ支拂
ハナケレバナラス、今マデモ支拂ツテ居ル

ケレドモ、其ノ中デ會社ニ依リマシテハ隨
分支拂ノ辛イモノモアル、サウスルト是ハ
ドウモロカシイナ、先ニ何カ既往症ガアツ
タノデヤナイカ、一遍調ベテ見ヨウデハナ
イカト云フツテ調ベテ見ルト、皆ナアレハド
ウモチトカカシイ、アンナ體デヨク保險ニ
入ツタナアト云フツテ居ル、斯ウ云フコトヲ
聞イテ來ルト、ソレヲ基ニシテ保險金ヲ支
拂ハレナイト云フ訴訟ヲ起ス、サウスルト
ソレガ爲ニ訴訟問題ガ起ツテ來ル、ソコデ
結局拂フトカ拂ハナイトカ云フコトニナツ
テ、中ニハ拂フツテ貰ヘナイ者モ出テ來ルシ、
所ガ此ノ體力手帳ト云フモノガアリマシタ
ナラバ、此ノ體力手帳ハ一ツノ體ノ證明デ
ス、サウスルト保險會社ハ體力手帳ヲ見セ
ヨト云フコトハ、秘密デアリマスカラ、ソ
ンナコトハ言ヒヤシマスマイガ、向フガ體
力手帳ヲ持ツテ來テ、俺ノ娘ハ斯ウ云フモ
ンチヤト云フツテ其ノ帳面ヲ見セル、是ハ秘密
ハ秘密ダケレドモ、良イモノヲ見セルト云フコ
トハ其ノ人ノ權利チヤナイカ知ラント思フ、ソ
レ惡イト云フコトニシナサルカ、見セテレ
者ト見セラレナイ者トテハ、手帳ヲ見セテ
イ者ハ身體ヲ惡イト云フ結果ニナツテ來ル、良
イ手帳ヲ持ツテ居ル者ハソラ見テ受レト云
フツテ書イテアルモノヲ見セル、惡イ者ハイ
ヤ御醫者デト云フツテ隱シテ居ル、ソコハド
ウヤウニナルカ、ソレガ世ノ中ニサウ云フ
風ニナルダケデハナイ、今申シマス所ノ現
實ノ保險ノ問題ニ掛ツテ來ル、其ノ時ニ既
往症ガアツタノヲ隱シテ保險ニ入ツテ居ツ
テ、サウシテソレヲ支拂ハナイト云フコト
ニナツテ來ルト、ソコデ大問題ガ出來テ來
マスガ、訴訟ノ問題ノ時ニ、此ノ體力手帳
ト云フヤウナモノガソノ爲ニ利用サレ、

之ヲ引出ス、何カ之ニ對スル證明ヲ見セテ
吳レト云フ問題ガ起ルカ起ラナイカ、ソ
ナコトニ付テ之ヲ立證スル材料ハナラヌ
カ、此ノ體力手帳ノ原簿ナルモノヲ以テ立
證シナケレバナラスト云フ問題ガ起ツタ
ドウナリマスカ、只今ノ保險ノ制度ハ先
大キナ會社デ六割ハ準保險金ト云フツテ保
ノ雜用ニシマスカ、四割ガ保險金デアリマ
ス、此ノ四割ダケガ積ンデアツテ、サウシ
テソレガセングリ子ヲ産ンデ出來タ計算
デ、ソレガ本人ニ支拂フ所ノ保險金デ、六
割ハ雜用ニ使ツテシマツテ居ル、ナンデソ
ンナ高イ無駄ナ六割モ金ヲ使フカト云フ
ト、ソレハ動モスルト惡イ身體ヲ醫者ガ擱
ムト云フコトヲ豫定シテアツテ、チヤント
雜用ガ六割、保險金ガ四割ト云フ計算デ積
立ヲサセテ居ル、其ノ積立ガ出來テサヘ、
マダヤカマシク言ツテ居ル會社ガアルト云
フ位ノモノデアリマス、火災保險何カデ
アツタラ、保險料ハ沒收シテシマフノデア
リマス、併シ人間ノ保險料ハ取ツテシ
マフ、併シ人間ノ保險料ハソナコトヲ言
フテ居ツタラ、生命ノ問題デアリマスカ
承知シナイ、承知シナイヨラ多クダハ金
ヲ戻シテヤルト云フコトニナル、ソレ保
險デアル、サウシタラ若シ斯ウ云フモノヲ
利用シテ完全ニ身體ダケ取ツテマサカノ時
ニハ體力手帳ニ對照シテ見テ既往症ガアツ
テ、若シ其ノ時ニ嘘ヲ言ツテ取ツタモノハ
無効ニナルト云フコトニナツタラ、是ガ逆
サニナツテ雜用ガ四割、保險金ガ六割ト云
フコトニチヤント會社ガ積立テ、モツト
モツト割ノ好イ保險率ニナルトサウ云フ問
題マデ起ツテ來ル、訴訟ニ關係ノアル問題
ノミナラス、是デ支拂ハヌデモ宜イ、既往

症ヲ隱蔽シテ居ツテ契約ヲシタ者ハ金ハ支
拂ハヌデモ宜イ、マサカノ時ニハ之ヲ引張
リ出シテヤリサヘスレバ宜イコトニナツテ
來ル、サウナレバソノ所ニ會社ハ大變ニ
計算ノ基礎ガ變ツテ來ル、保險金ト準保險
金ト云フモノノ計算ガ變ツテ來ル、是ハ重
大問題ニナツテ來ルノデアリマス、今マデ
無責任ナ募集員ガドンドン募集シテ歩イ
テ、サウシテソコデ隨分既往症ノアル者ヲ
醫者ガ擱ンデソレヲ支拂フ、一般ノ人々ハ
萬一ノ爲ニ入ツテ置カウト云フノデ隨分入
保險金ヲ取ル、是ハソカシイナト思フト、
アンナ身體デ能ク入ツタナ、賢イナ、巧イ
コトヲヤウツタナト云フコトニナツテ來ル、
之ニ大影響ヲ及ボシテ來ルト思ヒマス、先
ヅノ法律化シテ、ソレカラ次ニ勸令ヲ御
出シニナルカナラヌカ知ラヌガ、勸令ニ依
テ色々御決メニナラナケレバナラスト思フ
ガ、之ニ關スル相當ノ準備ト云フモノガ出
來テ居ラナカウツラ、大變妙ナ方面ニ
色々ナ影響ヲ及ボスト云フコトヲ考ヘルノ
デアリマス、ドウカ之ニ對スル御考ヲ承
タイノデアリマス

○一樓政府委員 山川委員ノ御質問ヲ途中
カラ拜聴致シマシタノデ、御質問ノ全部ニ
對シテ御答ガ出來ルカ分リマセマスガ、私ノ
承知シテ居ル點ダケニ付テ答ヘサセテ戴キ
マス、尙ホ足りナイ所ハ他ノ政府委員カラ
答ヘテ戴キマス、御質問ノ要旨ハ被管理
ノ體力檢査ニ付テ、此ノ法律デ體力手帳ト
云フモノヲ作製シテ、其ノ體力ノ檢査、結
果ヲ記載シタル帳簿ヲ本人ニ交付スル、其
ノ交付シタル帳簿ニ付テ、他人ガ其ノ被管理
者ニ對シテ、才前ノ持ツテ居ル體力手帳ヲ

第六類第十三號 國民優生法案委員會議錄
アル折柄デモアルシ、ソレ等ノ點ニ付テハ...

○林政府委員 只今既ニ次官ヨリ御答ヲ願...

ガ進メラレナケレバナラナイコトハ勿論...

○田中委員 一寸關係シテ御等致シマス...

其ノ儘放任サレテ居ルコト云フ状態...

○田中委員 一寸關係シテ御等致シマス...

最モ大キナ一ツトシテハ此ノ癡行爲...

○田中委員 只今既ニ次官ヨリ御答ヲ願...

ノ統計ハ無論御持チノコトト思ヒマス...

云フ氣持デアリマス、チウシテドレガ利...

シタヤウニ、癡行爲ハ厚生省トシテ...

○田中委員 只今既ニ次官ヨリ御答ヲ願...

ハ當然爲スベキコトデアル、現在ヤツテ居ル鍼灸ハ學校ノ講座トシテ取上ゲタラドウカト云フコトニ付テ、文部省ノ答辯マデ求メタノハ其ノ爲デアリマス、效クモノナラバ何デモ喜ンデヤリタイ、今日一旦ヤツテ居ルモノハ常識ヲ判断シナケレバナラス、私ハ此ノ點ヲ申上ゲルノデアリマス、ソレガ爲ニ迷ヒ、ソレガ爲ニ治療ノ時機ヲ失シ、是ハ實際開業シテ居ル人ハ往々體驗シテ居リマス、實ニ可哀サウデス、效クナラバ、斯ウ云フ大切ナ非常時局下ニ厚生省ハ一日モ早ク、明日カラデモ一大調査會ヲ拵ヘテ、ソレヲ御調査ナサルガ宜イト思ヒマス、而シテ本當ニ效クモノナラバ效クヤウニ、私ハ法律ノ手續ハ存ジマセスガ、醫者ガ爲スベキコトハ醫者ガヤリ醫者デナクテモヤレルモノハソレガヤル、急イデ是ハ調査ヲ爲サツテ、取捨ルベキモノハ徹底シテ取捨ヲナサルコトガ必要デアル、其ノ多クハ可哀サウニ廣告ノ爲ニ迷ハサレテ居ル人ガ澤山アルコトヲ憂ヘマス、私ハドレトドレト云フコトハ申シマセスガ、常識デ現實ノ問題デス、中ニ危險ノナイノガアリマシタラ、危險ノナイモノヲモウ少シ與マデ掘ツテ行ケバ、效果ガナイト云フコトデス、效果ノナイモノデモヤツテモ宜イデヤナイカ、精神的ニヤツテモ癒ル場合モアリマス、神様詣リテ病氣ノ療ル場合モアルノデアリマスカラ、サウ云フヤウナ解釋デ行カレルナラバ何デモ間ニ合フ、私ハサウ云フ解釋デナシニ、現實今ヤツテ居ルノデアリマスカラ、效クナラ效クデ宜イ、又其ノ方法ヲ其ノ人ニヤラス方法モアリ、醫學トシテ採入レル方法モアルノデアリマス、ソレヲ私ハ兎々角申スノデハナイ、ドウカ一フ此ノ點ニ付キマシテ

ハ、茲デ議論ヲ申スコトハ差控ヘマスガ、ドウソ厚生省ハサウ云フ氣持デ取捨調査ヲシテ、取上グベキモノガアレバ取上ゲル、斯ウ云フ行キ方ニシテ戴キタイ、私ハ之ニ關聯シマシテ、此ノ事ノ希望ヲ述ベマス、今ノ療術行爲ノ色々ノ數方澤山アリマス、ソレ等モ一ツ統計ヲ戴キタイ、ソレカラ療術行爲個々ニ付テノ料金其ノ他ノ問題モ、政府ノ手ニオアリノコトト思ヒマスカラ、ソレ等モ參考ノ爲ニ一ツ明日是非繼メテ御出シヲ願ヒタイト思ヒマス

○中野委員 本法案ニ對スル質疑ハ此ノ程度デ止メルコトヲ提議致シマス、ソレカラ國民體力管理ト云フコトハ、厚生省ダケガ骨ヲ折ルベキモノデナクテ、此ノ事タルヤ、文部省モ、海軍省モ、陸軍省モ、農林省モ商工省モ鐵道省モ關係ガアリマスカラ、明日ノ討論ノ時ニハ一ツ此ノ各省ノ政務官其ノ他ノ人ヲ此處ヘ坐ラセテ貰ヒマス、勿論厚生省ガ主力トナツテ是ハハラナクテハナラナイ、外ノモノハ厚生省ガ是ダケ骨折ツテ居ルノニ、體力ノ完全ニ出來上ツタ者ヲ使フダケデ、ノホントナツテ居ラレテハ困ル、ドウソ委員長ニ於テ、今申上ゲタ文部省、海軍省、陸軍省、農林省、商工省、鐵道省(内務省ハドウダト「呼フ者アリ」内務省ノ方ノ御出席モドウソ委員長ニ於テ御取計ヒ願ヒマス(贊成)ト呼フ者アリ)ソレカラ田中サンノ要求シタ資料ハ、明日ドウソ御提出アランコトヲ……

○八木委員長 ソレデハ質疑ハ終了ト致シマシテ、明日午前十時カラ開會シ、討論ニ移リマス、今中野サンノ御希望ニ對シテモ成ベク御趣旨ニ副フヤウニ註文シマス、ソ

レデハ本日ハ是デ散會致シマス
午後四時四十六分散會

昭和十五年三月二十六日印刷

昭和十五年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第六類 第十三號

第七十五回帝國議會 國民優生法案委員會會議錄(速記)第十回

(三三七)

昭和十五年三月二十五日(月曜日)午前十一時七分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 八木 逸郎君
理事村松 久義君 理事伊藤東一郎君
理事江原 三郎君 理事中野 寅吉君
青木 亮貫君 山田 清君
渡邊 健君 西田 郁平君
野方 次郎君 曾和 義次君
山川頼三郎君 世耕 弘一君
石坂 豊一君 河合 義一君
田中 養達君 守屋 榮夫君
太田 正孝君

出席國務大臣左ノ如シ

- 厚生大臣 吉田 茂君

出席政府委員左ノ如シ

- 外務政務次官 小山 谷藏君
外務參事官 小高長三郎君
大藏書記官 氏家 武君
陸軍歩兵大佐 河村 參郎君
海軍參事官 小山邦太郎君
海軍少將 阿部 勝雄君
海軍大佐 千田 金二君
文部省社會教育局長 田中 重之君
教學局長 安井 章一君
農林政務次官 岡田喜久治君
農工參事官 喜多壯一郎君
選信政務次官 武知 勇記君
厚生政務次官 一松 定吉君
厚生參事官 飯村 五郎君

厚生省體力局長 佐々木芳遠君
厚生省衛生局長 林 信夫君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
國民體力管理法案(政府提出、貴族院送付)

○八木委員長 是ヨリ委員會ヲ開キマス

村松君
○村松委員 私ハ討論ニ入ルニ先立チマシ
テ本案討論ノ基礎的ノ材料トナルベキ事項
ニ付テ政府ノ言明ヲ得テ置キタイト思フノ
デアリマス、之ヲ御許ヲ得タイト存ジマス
○八木委員長 宜シウゴザイマス
○村松委員 第一點ハ今日ノ厚生省、醫師、
藥劑師、更ニヨリ廣汎ナ範圍ニ於キマシテ、
此ノ醫療關係ノ職責ヲ持ツテ居リマスルソ
レノ方面ガ極メテ憂慮スベキ對立、矛
盾ヲ致シテ居ル事實ヲ感ズルノデアリマス
(ヒヤ) スノ如キ、其ノ淵源相當ニ古キ
モノガアリ、殊ニ行政官廳ノ醫療關係ニ於テ
ル認識ノ缺如、或ハ不足セルコトニ原因シ
テ居リマスルコトニモ依ルト思フノデアリ
マシテ、今日醫療治療關係ノ發展進步シ、
而シテ各職能方圓滿ニ協調ノ上ニ時局下ノ
醫療關係ニ從事シナケレバナラナイコトガ
痛感セラレテ居リマスル此ノ際、私共ハ洵
ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、其ノ根本
原因ハ敢テ私ガ今更改メテ指摘スルマデモ
ナク、此ノ現狀ガ斯ノ如キ矛盾顯著ニアル
ト云フ事實ハ、モウ既ニ當局ニ於テハ感ジ
テ居ラレナケレバナラスコトト思フノデア
リマス、本委員會ニ於キマシテモ此ノ點ニ

關スル質疑ガ相當部分ヲ占メテ居リ、政府
ノ善處ヲ要望スル聲ガ委員會ニ充テ滿チテ
居リマシタコトハ既ニ政府ニ於テモ感ジテ
居ラレコトデアアルト思フノデアリマス、
隨テ各職能方圓滿ニ其ノ職能ヲ發揮シ得ル
ヤウニ政府ニ於テハ緊急適切ナル對策ヲ立
テラレナケレバナラスコトヲ痛感致ス次第
デアリマスルノデ、過去ノ色々ナル行政官
廳ニ於ケル考ヘ方ナリガ若シ誤ラテ居ルナ
ラバソレヲ訂正スル必要モアリマセウ、苟
以テ其ノ圓滿ナル協調ト云フコトニ對シテ
ハ全力ヲ盡シテ之ヲ御解決ニナラナケレバ、
極メテ憂フベキ事態ガ生ズルト思ヒマス、
之ニ對スル政府ノ御用意ノ程ヲ承リタ
イ、モウ一ツハ支那事變發生以來大陸ニ向
ヒマスル醫者ガ非常ニ多數ニ上ツテ居ルノ
デアリマス、醫者ノ進出ト共ニ醫藥又藥品、
醫療器械ト云ツクヤウナ方面ノ進出モ、當
然ニ之ニ隨伴致シテ居ルノデアリマスル爲ニ、
唯デサレ醫者、藥品、醫療器械等ノ不足ヲ
告ゲテ居リマスル所ノ我國ノ狀態ニ於テ、
是ガ益、今後モ左様ナ傾向ニナツテ來ルト致
シマスルナラバ、此ノ際ニ於テ政府ハ相當
ノ眞誠ニシテ且ツ適切ナル對策ヲ急遽樹立
ナサラナイト、取返シノ付カナイヤウナ事
態ガ起ツテ來ルノデハナイカト思フノデア
リマシテ、隨テ此ノ後ニ附帶決議ニ於テ要
望モ致スノデアリマスルレドモ、眞ノ國
民健康ノ爲ニハ缺クベカラザル絕對ノ要
求ニナツテ居ルノデアリマスルガ故ニ、政
府ハ早急ニ此ノ點ニ關シマスル案ヲ具シテ、

其ノ實施ヲ圖ラナケレバナラスト思フノデ
アリマスルガ、政府ハ之ニ對シテドウ云フ
對策、如何ナル心組ヲ以テ之ニ處セントス
ルカ、此ノ二點ニ付テ言明ヲ得テ置キタイ
ト思フノデアリマス
○一松政府委員 只今村松委員カラ御意見
ノ御發表ノアリマシタ第一點、厚生省並ニ
醫師及藥劑師、是等ノ三者ガ協力一致シ
テ、國民ノ保健衛生ト云フ方面ニ向ツテ努
力シナケレバ、眞ノ國民ノ保健衛生ヲ増進
セシムルコトハ至難デアル、然ルニ醫師ト
藥劑師、厚生省、此ノ間ガビツクリト手ヲ
握ツテ進ムト云フコトニ對シテ遺憾ノ點ガ
アルヤウニ思フノデアリマス、之ニ對シテ
ハ厚生省トシテハドウ云フ對策ヲ持チ合セ
テ居ルカ、斯ウ云フヤウナ意味ノ御意見デ
アツタヤウニ拜聴致シタノデアリマスガ、
厚生省ト醫師ト藥劑師トガ互ニ對立抗争ヲ
シテ居ルト云フコトニ付キマシテハ、必ズ
シモサウデアルト云フコトニ付キマシテハ、
デアラウカト思フノデアリマスルガ、兎ニ
角サウ云フヤウナ非難ヲ受クベキヤウナ狀
況ガナキニシモアラズト云フ點ニ對シマシ
テハ、今御話ノヤウニ厚生省ノ當局ト致シ
マシテ考慮ヲシテ居ル狀態デアルコトハ否
ムコトハ出來マセヌ、ソコデ是等ノ狀態ガ
此ノ儘ニ持續セラレルト云フコトデアレ
バ、今御話ノヤウニ眞ノ保健衛生ノ爲ニ、
國民體力増進ノ爲ニ是ハ憂フベキコトデア
ルノハ言フマデモゴザイマセヌ、ソコデア
ウシテモ是ガ三位一體トナツテ本當ニ互ニ協

第六類第十三號 國民優生法案委員會會議錄

第十回 昭和十五年三月二十五日

力シテ是等ノ目的ヲ達成シヨウト致シマス
ル方法ト致シマシテハ、厚生省トシテモ餘程
是ハ心ヲ痛メテ是非サウ云フコトノナイヤ
ウニシテ行カケレバナラヌコト云フコトニ
付テハ、深甚ノ注意ヲ拂フテ居ルノデアリ
マス、御承知ノ如ク醫藥制度審査會ト云フ
モノヲ設ケテ、是等ノ點ヲ十分ニ檢討シナ
ケレバナラヌコト云フ立場ニ於キマシテ、醫
師及ビ藥劑師方面ノ權威者ヲ集メ、サウシテ
今是等ノ關係ニ付キマシテ慎重審議致シテ
居ルノデアリマシテ、輕々ニ案ヲ決メテシ
マフト云フコトガアリマシテ、若シ取返シ
ノ付カナイヤウナコトニナワテハナラヌコ
ト云フノデ、陸軍省ニ審議ヲ進メテ居リマ
スルガ爲ニ、政府カラ諮問致シマシテ案件
ニ付キマシテモ、俄ニ具體的ノ答申ヲ得ル
ニ至ラナイ事情モ注ニ存スルコトデアラウ
ト思フノデアリマス、此ノ委員會ニ於キマ
シテ御説ノ如クゾレ等ノ點ニ對シテ各委員
諸君カラ熱心ニ御意見ヲ御發表アリマシ
タコトニ鑑ミマシテ、厚生省トシテハ一層
其ノ點ニ深キ注意ヲ拂フテ、若シ相剋摩擦
ガアルト云フコトデアレバ、是非ハ精勵
ニ一掃シテシマツテ、サウシテ眞ノ目的ヲ
達成スルコトニ一層ノ努力ヲ拂ヒタイト思
フノデアリマス、其ノ具體案ハドウスルノ
デアラカト云フ點ニ對シマシテ、今私ガ此
ノ點ニ對シテ新案ヲ具體案ヲ持合セテ居ル
コト云フコトヲ發表致シマスルコトハ適當デ
ナイト思ヒマスルカラ、何レ適當ノ機會ニ於
テ發表致シマセウシ、皆樣ノ御意見ヲ
ル所ヲ十分尊重致シマシテ、其ノ目的ヲ達
成致シタイ、此ノ程度ニ於テ御承認願ヒタ
イノデアリマス、第二ノ此ノ支那事變發展ノ
途ニ上テ大陸方面ニ醫者ガ多數進出致シ

マス、ソレハ御承知ノ通りニ各方面ニ向ツ
テ醫者ヲ要求スルコトガ急ナ餘リニ、サウ
云フヤウナ事實ガ現ハレテ居ルノデアリマ
スガ、之ニ應付致シマシテ醫藥器械、藥品等
ガ日本カラ彼ノ地ニ多數輸出セラレテ居
マスコトモ御説ノ通りデアリマス、ソレガ
爲ニ醫者ガ缺乏シ、藥品若クハ醫療器械等
ガ段々缺乏ノ一途ヲ辿リツウアル、是ハ正
ニ其ノ通りデアルト考ヘラレルノデアリマ
ス、此ノ事ニ付キマシテハ獨リ衛生方面ノ
施設バカリデアリマセス、今日長期戰ノ現
狀ニ鑑ミマシテ各方面ニ對シテ物資ノ缺乏
ヲ來シテ居ルコトハ、是ハ時局柄洵ニ已ム
ヲ得ナイコトデアリマシテ、何トカシテ是
等ノ缺乏ヲ十分ニ補填ノ出来マスルヤウニ
シナケレバナラヌコトハ、各委員ノ御意見
ニ對シテ審議スルモモトモナイデアリマス
ガ、彼中村君等ノ御説ニ付キマシテサウニ
保健衛生、健康増進ト云フ方面ニ向フテ
ハ、何ヲ措イテモ最モ大切ナコトデアリマ
ス、然ルニ其ノ醫療器械、其ノ必要ナル藥
品ノ缺乏ト云フコトハ、是ハ重大問題デア
リマスカラ、此ノ點ニ對シマシテモ厚生省
ト致シマシテハ、出来得ル限り有ユル機能
ヲ十分ニ發揮致シマシテ、ソレ等ノ缺乏ニ
向フテ補填ノ途ヲ講ズルコトニ目下努力致
シテ居ルノデゴイマスカラ、左様御承認
ヲ御願致シタイノデアリマス

○八本委員 是カラ討論ノ入りマスガ、貴
族院回付ノ修正案ヲ討論ノ原案トシテ、御
討論ヲ願ヒたい存ジマス、貴族院カラ送
付サレタ議案ハ、御手許ニ付キマシテ御持
チナワテ、御承認ノコトヲ存ジマスガ、念
爲私ガ是カラ讀ミマス、國民體力管理法
ガ國民體力法ト變フテ居リマス、ソレカラ
第一條ニ「政府ハ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲
本法ノ定ムル所ニ依リ國民ノ體力ヲ管理ス
トアリマスガ、是ハ其ノ通りデアリマス、
其ノ第二項ニ「前項ノ管理トハ國民ノ體力
ヲ検査シ其ノ向上ニ付指導其ノ必要ナル
措置ヲ爲スヲ謂フ」ト云フ一項ヲ挿入スル
ト、是ダケ修正ニナツテ、後ハ全部原案ノ
通りデアリマス——伊藤君

○伊藤委員 只今御讀聽ケノ貴族院ノ修正
ニ賛成ヲ致シマス、各方面カラ理窟ヲ申シ
マスレバ限リナイコトデアリマスルガ、要ハ
古來「管理」ト云フ文字ハ總ジテ物ニ對シテ
使ハレテ居リマスルノガ社會通念デアリマ
ス、然ルニ今若シ是ガ人ニ使ハレルコトニ
ナリマスルト、人ヲ、而モ吾々日本國民ヲ
物トシテ取扱フノコト云フイナナ盛ジテ國
民ノ體力カキ、其ノ管理セラレテハ、民族發展
ノ礎トモナルベキ本法未代マデノ名譽デア
リマスルカラ、此ノ「管理」ノ二字ヲ削除シテ
國民體力法ト稱ヘルコトガ明朗デ、一層堂々
タルモノダト考ヘラレマス、又斯様ニ表
題ヲ改メマシテ、而シテ先程御讀聽ケニ相
成リマシタル第一條第二項ノ文句ヲ挿入シ
テ置キマスレバ、他ニ本條文中ニ相當多ク
使ハレテ居リマスル管理ト云フ文字ノ意味
モ限定キレ、自ら體整タルモノデアラウテ、
其ノ管理ヲ行カセウナコトヲ示スルカラ
デアリマス

今大事變ノ目的ガ東亞新秩序ノ建設デア
ルコトハ今更私ノ申上グルマデモナイコト
デアリマス、而シテ此ノ目的ヲ達成シマス
ルノニハ、支那ノ現地ニ於キマシテハ勿論
ノコト、將又之ヲ國際的ニ見マシテモ容易
ナラザル難關ヲ突破セナケレバ相成ラナイ
ノミナラズ、而モ此ノ難關ヲ切抜ケルコト

力一致荷モ從來アツクヤウナ斯ル誘ノナカ
ランコトヲ豫メ希望ニ堪ヘザル次第デアリ
マス
更ニ又本案ニ關聯シマシテ、ヨリ重大デ
アリマスコトハ、國民生活ノ安定ヲ得セシ
ムルト云フコトデアリマス、即チ如何ニ本
法案ガ重大デアリ、結構デアルト申シマシ
テモ、是ガ對象トナリマスル國民ノ生活ニ
國民ノ活動ニ不安動搖ガアリマシテハ、到
底本法案所期ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナ
イノデアリマス、政府ニ於キマシテハ深ク
思フ哉ニ致サレマシテ、物心兩方面ヨリ國
民生活全般ニ互リ其ノ内容ヲ豐富ナラシメ
本法ノ效果ヲ十分ニ得セシメ、我ガ大和民
族ノ使命ニ鑑ミ、眞ニ東亞民族ノ指導者ト
シテ奮カシカラス心身兩方面ノ奮邁向上ニ
萬遺憾ナキヤウ努メラント切望シ、
斯クシテ官民一致今大聖戰ノ目的達成ニ邁
進シ、未來永劫世界ノ平和ニ貢獻センコト
ヲ神カケテ祈ル次第デアリマス、茲ニ立憲
民政黨ヲ代表致シテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表
明致シマス、尙ホ次に附帶決議ヲ附シマス

附帶決議
一、我國民ノ壽命ハ文明諸國ニ比シ遙ニ
劣レリ而シテ其ノ最大原因ハ胎兒及乳
幼兒ノ死亡ト結核ノ豫防施設ノ不完全
ニ歸ス政府ハ專ラ此ノ點ニ留意シ積極
的ニ其ノ施設ヲ完備シ併セテ國民ノ自
覺ヲ促進スルコトニ努ムヘシ
二、山上ト海濱ノ療養所ハ結核豫防ト治
癒ニ關テハカラス政府ハ宜シク國家府
縣又ハ個人ニ向ヒ増設ヲ期スヘシ
三、花柳病ハ總テ其ノ原因竝ニ治療共ニ
判明セリ、唯國民ノ自覺乏シキト國家
ノ施設不完全ノ爲現狀ニ甚延ヲ來スモ
ト本施設ガ適正ニ行ハルルヤ否ヤト云フコ

ノトス、政府ハ宜シク此ノ點ニ留意シ
其ノ豫防撲滅ニ邁進スヘシ
四、事變下ニ際シテ「醫藥(藥品ヲ含ム)
及醫療材料ヲ確保スル」ト共ニ「健康保險
等」ニ對シテ「重要内容」トシテ「下セシムヤウ
特ニ注意スヘシ」
五、本法ヲ施行スルト共ニ現行保健法現
行衛生法制定ノ目的達成ノ爲努力
スヘシ
以上デアリマス(拍手)
○會和委員 私ハ立憲政友會ヲ代表致シマ
シテ、只今伊藤委員ガ立憲民政黨ヲ代表シ
テ述べラレマシタル貴族院送付ノ二個ノ修
正案ニ賛成致シ、更ニ同ジク伊藤委員カラ
述べラレマシタル所ノ五項ノ附帶決議ニモ
賛成スル者デアリマス、簡單ニ其ノ理由ヲ
説明致シマス

政府原案第一條ニハ「國民ノ體力ヲ管理
ス」ト規定サレテ居リマス、併シナガラ本
法案全部ヲ通ジテ見マシタル時ニ、本法ニ
依ツテ企圖サレル所ノ施設ハ、國民ノ保健
衛生ニ關スル全部ヲ管理スルニアラズシテ、
單ニ之ニ指導ヲ與ヘ、或ハ其ノ他必要ナル
措置ヲ爲スニ止ツテ居ルノデアリマス、隨
ヒマシテ國家管理ニ付テ政府ノ行ハレル所
ヲ明確ニスル爲ニ、第一條第二項ヲ茲ニ附
加スル所ノ必要ガアルノデアリマス、隨ヒ
マシテ此ノ法律ノ名稱モ「管理」ノ二字ヲ取
リマシテ、國民體力法トスルノガ最モ妥當
デアルト信ズルノデアリマス、尙ホ此處デ
一言私ノ希望ヲ附加ヘテ置キマスレバ、本法
ハ洵ニ劃期的ノ施設デアリマシテ、諸外國
ニモ殆ド其ノ例ガナイト云フコトハ、政府
ノ言明サレテ居ル所デアリマス、隨ヒマシ
テ本施設ガ適正ニ行ハルルヤ否ヤト云フコ

トハ、非常ニ今後ノ國民體力ニ影響スルノ
デアリマシテ、若シ不幸ニシテ是ガ適正ニ
行ハレナカワタ場合ニハ、本法ノ企圖スル
目的ヲ達シテイノミナラズ、却テ或ハ體力ノ
低下ヲ來スヤウナ結果ヲ生ラシムルコトモ
ハ懸ラズトスルモ、國民ノ不慮ヲ加キ時ニハ
國民ノ怨嗟ノ聲ヲ聞クガ如キ場合ガナキニ
シモアラズト私ハ信ズルノデアリマス、何卒
政府ニ於カレマシテハ、本法施行ニ際シマ
シテ有ユル點ニ萬全ヲ期セラレ、殊ニ現在
ノ我ガ全國ニ於ケル所ノ醫療機關分布ノ現
狀カラ見マスルナラバ、管理醫ノ專任等ニ
十分慎重ナル考慮ヲ拂ハレ、而シテ本法ノ
目的達成ノ爲ニ萬全ノ策ヲ講ゼラレシコト
ヲ希望致シマシテ、伊藤委員ノ述べラレマ
シタル所ノ發言ニ賛成スル者デアリマス
(拍手)

○石坂委員 私ハ本案ノ委員トシテ列シテ
居ウタノデアリマスルガ、昨日マデ豫算ニ
關係致シテ居リマシタルガ爲ニ、熱心ナル委
員長竝ニ本案ニ對シテ興味ヲ持チ、又深キ
造詣ヲアタル所ノ委員諸君ノ審査ニ信賴
ヲ致シテ、皆樣方ノ御審議ニ耳ヲ藉スコト
ノ機會ヲ得ナカツタコトヲ慚愧ニ思フノデ
アリマス、幸ニシテ皆樣ノ熱心ナル御審議
ニ依リマシテ、本案ハ本院ヲ通過スルト云
フコトノ好機會ヲ持ツタコトハ、洵ニ私共
ハ悦ブ次第デアリマス、只今民政黨ノ伊藤
君ヨリ述べラレマシタル御趣意ハ、私モ全
然我黨ヲ代表シテ賛成ノ意ヲ表スルモノデ
アリマス、又同僚カラ申サレマシタル本案實
施ニ當リマシテ政府ニ對スル御注意ハ、至
極尤モノコトデアリマス、新シキ法案ガ兩
院ノ筋ノ如ク出マスガ、能ク其ノ效果ヲ舉
ゲルコトハ極ナモノデアリマス、國民ノ理

本委員ハ昭和十五年三月十四日(木曜日)議
長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

今日議案ノ第四項ニ、事變下ニ際シ農
業及畜産物検査法案ノ修正ニ、其ノ
重要部分ニ對シテ、政府ノ意向ヲ
示シ、其ノ修正ノ必要ナル部分ニ
對シテ、政府ノ意向ヲ示シ、其ノ
修正ノ必要ナル部分ニ對シテ、

病後ニ從事シテアル民衆ニ對シテ
テハ其ノ費用ヲ連ニ調査シ其ノ有
關ナルモノニ對シテハ之ヲ保護
シテ之ヲ救済スベシ

○八本委員 伊藤君
○伊藤委員 先程河合君ノ御意見モ
リマシタリ、私ハ附帶決議ノ二ニ「政府
ハ宜シク國家府廳又ハ」云々トアル、其ノ
「附帶」ト云フコトハ「此ノ附帶決議」ニ
對シテ「附帶」ト云フコトハ「此ノ附帶決議」ニ
對シテ「附帶」ト云フコトハ「此ノ附帶決議」ニ

昭和十五年三月二十六日印刷

昭和十五年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第六類 第十四號

第七十五回帝國議會 農產物検査法案委員會議議録(筆記)第一回

付託議案
農產物検査法案(政府提出)(第九
六號)

委員會成立
本委員ハ昭和十五年三月十四日(木曜日)議
長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

キヲ認メ末松君一君ヲ委員長ニ指名シ本
原七郎君、森下國雄君、吉樺庄亮君及伊東
岩男君ヲ理事ニ指名ス

○農務管理委員 議會ヲ宣告ス
午前十時四十五分散會

- 委員長 末松君
- 理事 原七郎君、森下國雄君、吉樺庄亮君、伊東岩男君
- 委員 本原七郎君、森下國雄君、長野綱良君、渡邊健君、馬岡大郎君、東條貞君、菊地養之輔君、北勝太郎君

- 委員 本原七郎君、森下國雄君、長野綱良君、渡邊健君、馬岡大郎君、東條貞君、菊地養之輔君、北勝太郎君
- 委員 本原七郎君、森下國雄君、長野綱良君、渡邊健君、馬岡大郎君、東條貞君、菊地養之輔君、北勝太郎君

○農務管理委員 議會ヲ宣告ス
午前十時四十五分散會

○農務管理委員 議會ヲ宣告ス
午前十時四十五分散會

第七十五回帝國議會 農產物檢查法案委員會會議錄(速記)第一一回

付託議案 農產物檢查法案(政府提出)第九
六號 日本輸出農產物株式會社法案(政
府提出)第一〇二號

會議 昭和十五年三月十六日(土曜日)午後一時三
十分分開議

- 出席委員 左ノ如シ
- 委員長 末松一太郎君
 - 理事 本原 七郎君 理事 森下 國雄君
 - 理事 吉植 庄亮君 理事 伊東 岩男君
 - 長野 綱良君 成島 勇君
 - 内藤 守正君 樋口善右衛門君
 - 馬岡 次郎君 高橋能次郎君
 - 東條 貞君 菊地養之輔君
 - 大石 大君 北 勝太郎君
- 同月十五日委員中好君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ森下太郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ
三月十五日日本輸出農產物株式會社法案
(政府提出)ノ案在ヲ本委員ニ付託セラレタ
リ
- 出席國務大臣 左ノ如シ
- 農林大臣 島田 健雄君
 - 農務政府委員 左ノ如シ
 - 農林政務次官 岡田喜久治君
 - 農林省農務局長 土屋 正三君
- 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者 左ノ如
シ
- 農林技師 森 時郎君
- 本日ノ會議ニ上リタル議案 左ノ如シ
- 農產物檢查法案(政府提出)
- 日本輸出農產物株式會社法案(政府提出)
- 末松委員長 開會致シマス、本日ハ農林
大臣ハ貴院ニ各委員會ニ出席ノ必要
上、本案ノ説明ニ他ノ方ニ開クイハ

レテ居リマスカラ、農林大臣ニ對スル質疑
ハ留保願ヒマシテ、他ノ機會ニ御質問アラ
ゾトナリ希望シマス、御注意ヲ御請求
アル御方ハ下カカ理事ヲ成ベク速ニ御申
出ヲ願ヒマス——農林大臣

○島田國務大臣 只今本委員會ニ付託セラ
レマシタ農產物檢查法案ノ概要ヲ申上
ゲタイト思ヒマス、米穀其ノ他ノ農產物檢
査ノ事業ハ、現在御承知ノ如ク各道府縣ニ
於テ施行シテ居リマス、其ノ關係上檢査ノ
統一及ビ適確ヲ期スルコトヲ圖ルニ當リ
ニアリマスコトハ、既ニ本會議ニ於テマ
シテ、本法案ノ骨子ト致シマス所ハ新ニ
國ノ農產物檢査機關ヲ設置致シマシテ、差
當リ米、麥及ビ菜種ニ付キマシテ、從來道
府縣ニ於テ施行シテ居リマシタ檢査ヲ統
合致シマシテ、施行セシムルモノデアリ
マス、本法案ハ第一ハ米、麥及ビ菜種ニ付
キマシテ、政府ノ行フ檢査ヲ受ケタルモノ
ニ非ザレバ、之ヲ受渡シ、又ハ主務大臣ノ
指定スル地域ニ搬入スルコトヲ得ザルコト
トセントスルモノデアリマス、但シ小作木
ノ納入ニ付キマシテハ、今直チニ全國ニ互
チ檢査ヲ強調スルコトハ適當デナイト認メ
マシテ、第一條第四號ノ命令ヲ以テ、現在
道府縣ニ於テ檢査ヲ強調シテ居リマセシ地
方ノ小作米ノ納入ニ付テハ、檢査ヲ強調シ
ナイコトトスル考デアリマス、第二ハ、米
麥及ビ菜種ニ付關檢査ヲ施行スル關係上、
函館ノ農產物ニ付キマシテ、現在函館ニ

於テ施行シテ居リマス檢査ノ施行ニ支障ヲ
生ゼシメナイ爲ニ、必要アル場合ニ於テキ
マシテハ函館ノ農產物檢査機關ヲ、函館
農產物檢査ヲ行ヒ得ル迄ヲ延ビテ之ヲ設
テマス、第三ハ、檢査手續料ニ關スル規定
デアリマシテ、勅令ヲ以テ手續料額等ヲ規
定スルコトト致シタノデアリマス、第四ハ、檢
査ノ證明書ニ取替及ビ罰則規定等デアリマ
シテ、附則ニ若干ノ経過規定ヲ設ケテ居リ
マス、以上簡單ナララ本法案ノ概要ヲ申上
ゲタ文筆デゴキマス、此ノ農產物檢査法ニ
付テハ、國務トスペクト云フコトガ我々議
會ニ對シキマシテモ數年前ヨリ屢々唱ヘラレ
タ事柄デアリマシテ、今同之ヲ提案スルノ
運ビニナワク次第デアリマス、何卒速ニ御
審議ノ上御贊成アラントナリ希望致シマス

○末松委員長 是ヨリ通告願ニ依リ順次質
疑ヲ請フマス——馬岡次郎君

○馬岡委員 既ハ此ノ問題ニ對シテ御審議
タイ監ヲ數點アリマス、併シ農林大臣ニ御
伺シタイ問題ニ對シマシテハ、後日ニ御保
スルコトヲ御願致シマス、此ノ農產物檢査國
營ノ問題ニ對シマシテハ、多年以來其ノ唱
タコトデアリマシテ、國務其ノモノニ對シテ
ハ何等ノ異議モ疑同モ持タナイ者デアリマ
スガ、今度現ハレマシタ法案ヲ拜見致シマ
シテ、恰モ一大改訂ヲサレタカノ感ヲ持ツ者
デアリマス、即チ其ノ國務檢査ノ技術ニ於
テ、今マデ地方デナワテ居ワタモノヨリモ
却テ改訂サレテ居リハシナイカ、斯ク云フ
處デテ檢査ノデアリマス、蓋ニ是等ノ點ニ

付テ二三御審議シテ置キタイノデアリマス
第一ニ、ナゼ檢査手續料ヲ御取リニナル
ノカ、國務檢査ハ今マデ各府縣ノ希望デ
リ、要綱デナリ、色々ナ方法ヲ御取リ、各
マデハ各府縣デナワテ居リマス、是ハ地
方ノ考トシテハ已ムヲ得ナイデアラウト
思ヒマス、然ルニ國務ニシテ欲シイト云フ
ノハ、斯ク云フ風ニ區々ハイケナイカラ
デアリマス、此ノ點カラ考ヘテ見マス、此
是ハ一種ノ商品デアリマス、國民生活
ノ檢査ノ對策ハ米麥デアリマス、國民生活
ノ上ニ最モ必要ナ物デアリ、斯ク云フ考
ヲ見マスナラバ、此ノ國務檢査ニ對シテハ
手續料ヲ取ルベキモノデアリ、國民ノ保
健ノ上カラ考ヘテモ、之ヲ國家ガ檢査シテ
完全ナモノニシテ國民ニ與ヘルノ當然ノ
責務デアリマス、唯ニ農產物ノ價額ノ上カ
ラデモ、相當價額ヲ上テナレバナリタイ
ト云フ議論ガアワテモ、第一ニ米ハ國民生
活ノ必需品デアルト云フ意味カラ頭モ抑ヘ
ラレ、色々ノ方法モ講ゼラレテ居ルノデア
リマス、此ノ點カラ見テ、手續料ヲ取ルト
云フ御意見ハ何處ニアルノカ、私ニハ分ラ
ナイノデアリマス、此ノ點ニ付テ一應詳シ
ク其ノ事情御説明ヒタイ

○岡田政府委員 手續料ノ點ニ付キマシテ
ハ、御説ノ如ク出來マスモノナラバ全ク免
除シタイノ旨山々デアリマス、併シ何分ニ
モ實際ノ手續料要スルコトデアリマシテ、
應テ差費ヲ要スルコトデアリマシテ、國務

財政ノ都合モアリマス、且又從來地方ニ於テ手數料ヲ取ツテ居ルモノ、或ハ又極メテ輕微ナルモノモナイデハアリマセウガ、概シテ一般ニ之ヲ徵收シテ居ル實績モアリマスシ、殊ニ又今回ノ國營検査ニナリマシテモ、總體ノ費用ハ、支出ニ於テ大體一年ヲ通ジマシテ七百八十一萬圓、而シテ手數料ヲ取ルト致シマシテモ收入ガ六百三十一萬圓ト云フヤウナ見當デアリマシテ、尙且ツ不時ノ支出ガ相當ニ上ル譯デアリマスルカラ、要スルニ左様ナ事情ト相俟チマシテ若干ノ手數料ヲ取ルコトガ、已ムヲ得ナイ事情ニアルノデアリマス、此ノ點御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○馬岡委員 只今ノ御説明ニ依リマスルト、費用ヲ取ラナクバヤレナイカラ已ムヲ得ナイ、斯ウ云フ御答辯デアリマス、併シ現任在府縣ニ於ケル縣内消費ノ所謂生産検査ナルモノニハ、何等ノ費用ヲ取ラナイ地方ガ多イノデアリマス、又縣内ノ消費數量ガ相當イノデアリマシテ、他府縣ニ移出スル數量ガ比較的少イノデアリマス、サウシテ此ノ多イ方ハ取ラナイデ少イ方ノ手數料ヲ取ラレテ居ル府縣ガ多イノデアリマス、然ルニ是ハ縣外ニ出スカラト云フ意味ニ於テ、移出ノ場合ニハ其ノ商品價値ト云フ意味カラ、検査手數料ナルモノガ若取ラレテ居ルモノデアラウト思フノデアリマス、此ノ點カラ考ヘマシテ斯ウ云フ缺點ガアルカラ國營ニシテ検査キタイ、國營ニシナクバナラナイノデハナカラウカ、六百數十萬圓ノ國幣ハ必ズシモ少イトハ申シマセウ、併シ現在百三億ノ國庫豫算、百四十何億ノ純計豫算デアルトカラ考ヘマシレバ、左程ニ大シタ金デアリマセウ、下世話ニ申シマス

ガ、支那事變ガ十日早ク起ツタカ、或ハ十日早ク解決ガ著イタトシタナラバ、數十年分ノ是等ノ検査手數料ガ浮イテ來ルヲ答デアリマス、物ハ見方デアリマス、此ノ點カラ考ヘテ、ナゼ之ヲ農林當局トシテ取ラナイヤウニ出來ナカツタカ、又之ヲ一依六錢ノ手數料ヲ取ルトスラバ、今マデ取ラナカツタ地方ガ新ニ是ダケノ負擔ヲセナケレバ、カラス、之ヲ負擔スル場合ハ必ズ生産者ノ負擔ニナルトシカ考ヘラレマセウ、サナキダニ他ノ物資ニ對シテ米ハ國民生活ノ必需品ト云ツテ頭ヲ叩カレ、其ノ米ニ是ダケノ苦痛ヲ負ハセルコトハ不自然デアアル、此ノ食糧ヲ確保シナケレバナラナイ目下ノ狀況カラ見テモ、好イ現象デハナカラウ、必ズ是ハ減産ニ拍車ヲ掛ケルモノデナカラカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付テ當局ハ如何ニ御考ニナツテ居ルカ、重ねテ御諒シタイ

○岡田政府委員 今申上ゲマシタ通り現ニ角検査ニ依リマシテ、一ツハ謂ハバ商品價値ノ向上ト申シマセウカ、當事者トシテモ何ガシカノ利幅ヲ受ケルコトデモアリマス、ノデ、僅カノ金ヲ出シマスルコトガ必ズモ堪ヘ得ラレナイ程ノコトデモアルマイカラ、謂ハバ要シテ手數ニ對スル報償トシテ、御承知ノヤウニ六錢ト云フヤウナモノヲ取ル、斯様ノ程度デアリマスカラ、其ノ程度ノ上ニ於キマシテモ必ズシモ是ガ負擔ノ増産ヲ妨ゲルト云フヤウナコトハアルマイト見テ居ルノデアリマス、又他面カラ申シマシレバ、多少ノ手數料ヲ取ルニ致シマシテモ、尙又一層正確ナ検査ヲ行ヒ、或ハ又検査ノ統一ヲ圖リ、而シテ検査ノ目的ヲ達成スルトカ、或ハ又検査員ヲ漸次相當ニ便調致シ

マシテ、検査上ニ對スル便益ヲ増スト云フヤウナコトニ於テ、其ノ方ニ於テ考ヘタガ結局農民即チ當事者ニ對シマシテモ、却テ宜イノデハナイイカ、要スルニ程度ナリ額ナリニモ依ルノデアリマスガ、以上申シタ通り些少ノ負擔デアラナラバ、ヤハリ是ハ當事者ニ對シマシテモ相當利幅便益ヲ與ヘルコトデアリマスカラ、隨テ手數料ヲ多少取ルト云フコトハ已ムヲ得ナイコトデハナカラウカ、是ハ他面カラ申シマシレバ、全カヲウカ、是ハ他面カラ申シマシレバ、全然負擔ヲ掛ケナイト云フコトハ、ヨリ良イコトデアリマセウケレドモ、又此ノ點ニ於キマシテハ從來大體ニ於テ左様ナコトニナワテ居リマスカラ、財政上ノ都合ト云フコトモゴザイマスルノデ、先ツ手數料ヲ徵收スルコトハ已ムヲ得ナイコトデアラウ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ルニ過ギナイノデアリマス

○馬岡委員 此ノ問題ハイワマデ申シテ居リマシテモ見解ノ相違デ、片付タ問題デアカラウト思ヒマス、併シ私ハ重ねテ申上ゲテ置キマスガ、僅カノ問題デアラカラ負擔ノ上ニハ左様ニ心配ハ要ラナイダラウ、斯ウ云フ御答デアリマス、併シ是ハ米ヲ作ル申シマシテモ一種ノ生キタ植物デアリマスカラ、唯肥料ヲヤルダケデハ米ガ出來ナイノデアリマス、右ニル方面カラ、所謂耕夫ノ足跡ガ肥料ニナルト稱ヘラレ、且、且ト云フ問題デアリマス、自己ガ進ンデ事ヲ欲シ、善ンデ事ヲスルコトト、幾分ノ不平等ヲ持ツテ事ニ當ルコトト、幾分ノ不結果ニ大ナル相違ガ起ツテ來ルノデアリマス、必ズシモ肥料ヲ與ヘタカラト云フデ作物ノ出來ルモノデアリマセウ、未其ノモノ

ニ對スル農夫ノ親切ト力ガナケレバ絕對ニ出來ナイ問題デアリマス、然ルニ茲ニ今マデ課セラレナカツタ手數料ガ要ル、殊ニ是ハ個々ノ問題デアリマセウ、農會法改正ニ依ツテ自由選擇ヲ許サレナイ強制的ニ作物ヲ作ラナケレバナラナイ、斯ウ云フ傾向ニナツテ來マスルナラバ、好ムト好マザラナイト考ヘマス農夫ノ心ハ如何デアリマスカ、已ムヲ得スト云フ考カラヤルナラバ、茲ニ自然的ニ注意ヲ怠ツテ參リマス、其ノ結果期セズシテ統計ニ現ハレナイ大ナル缺陷ガ起ツテ來、數字ガ減少シテ來ルノデハナカラウカ、茲ニ大ナル心配ヲ持ツ者デアリマス、是等ノ點ニ對シマシテハ、私ハ根本的ニ農林大臣ニ改メテ御諒致スコトシマシテ、本日ハ留保致シテ置キマスルガ、此ノ意味カラ考ヘマシテ、又先程來商品價値トシテ之高ムル上カラト云フ御説明ガアリマシテ、商品トシテ米ヲ作ツテ居ルト云フ頭デ居リマスルナラバ、モウ少シ米ノ價格ヲ商品價値ニ改メテ記載キタイノデアリマス、國民生活必需品デアラトシテ考ヘルナラバ、此ノ際吾々ハ議論ヲ絞キニシタイト思ヒマス、又検査員ヲ優遇スル意味ニ於テモ經費ガ少イト云フ御答デアリマシタ、是ハ後デドウ云フ風ニ優遇サレカ御諒致シタイト思ヒマス、申上ゲヨウト思ヒマス、此ノ際ニハ指イテ置キマシテ、其ノ次ニ御諒致シタイノ移出トノ檢査ニ於キマシテ地方ノ生産ト移出トノ區別ガ付カナイノハ一元的ニナルノハ已ムヲ得ナイコトダト思フノデアリマス

○岡田政府委員 本會議ノ御質問ニ對シマシテモ御答辯申上ゲタ通り、適當デハ大體現在ノ検査員ヲ、其ノ儘ニ引續ケト云フヤウナ形ニ於キマシテ採用シタイト云フ大體ノ方針ニ相成ツテ居リマス、又検査員ノ待遇等ノ點ニ付キマシテハ、是ハ検査員ノ階級ニモ依ルコトデアリマシテ、從來上級ノ者デアリマシレバ、國ノ技師ト云フヤウナ待遇ニナリマシテ、國ノ官吏タルコトニ相成リマス、又通例ノ検査員デアレバ、適當デハ所ハ或ハ國ノ雇ト云フヤウナコトニ相成リマセウガ、此ノ點ニ付キマシテハ尙本會議ニ對シマシテ、今後國家トシテ適當ナ待遇ノ方法ヲ考ヘタイト思フデ居リマシテ、目下考慮中デアアルノデアリマス、セメテ判任待遇ト云フヤウナ形ニデモシタイト云フ方針ヲ以チマシテ、目下考慮中デアリマス

ス、併シ一元的ニナツタ結果、遂ニ其ノ地方「ブロック」ニ於テ消費サレルモノニモ不動態ヲ掛ケナケレバナラナイ、雁字羅列掛ケナケレバナラナイト致シマスルナラバ、茲ニ相當ノ手數ト苦痛ヲ掛ツテ來ルノデアリマス、ダカラ縣外、所謂「ブロック」以外ニ出スモノニ手數料ヲ取ラレルノハ左程問題デアリマセウガ、隣カラ隣、所謂地方消費デアツタモノノ數量ガ相當多イノデアリマス、之ニ對シテハ非常ニ生産者ノ苦痛ガ増スノデアリマス、是ニハ不動態ノ廢止又ハ手數料免除トカ何カノ方法ヲ御執リニナル御意思ガアルカドウカ、又單式ニ全部ヲオヤリニナル御意思ガアルカドウカ、承リタイト思フノデアリマス

○岡田政府委員 大體原則トシマシテハ單式検査ノ方法ニ依ルノデアリマス、併シ今御話ノヤウナ場合ニ於キマシテハ包裝等ニ付キマシテハ、特ニ相當ノ考慮ヲシタイト云フ考ヘ方ヲ持ツテ居ルノデアリマス、尙ホ更ニ詳細シイコトヲ若シ御諒デアリマシレバ、別ニ他ノ政府委員カラ御答辯ヲ申上ゲルコトニ致シマス

○馬岡委員 包裝等ハドウ云フ風ニ便法ヲ設ケルト云フコトガ分クテ記リマシレバ、此ノ點御諒知ラセテ置キタイ

○森田委員 只今御説明ニ依リマシテ、検査ヲ國營ニ致シマシテ出來得ルダケ統一ヲ取ル考デアリマスガ、統一ト云フ點ニ於キマシテ最モ困難ノアリマス、點ハ、御話ノ包裝ノ關係ガ其ノ一ツデアルト思ヒマス、隨ヒマシテ包裝ニ付キマシテハ、國營ニ移シマシテモ充分ノ間從來道府縣検査ヲ認メラレテ居リマス、包裝ヲ認メテ參リマシテ、根本的ニ包裝ノ改良等ニ付キマシ

テモ研究致シマシテ、漸次統一ニ進ミタイト思フノデアリマス、具體的ニ申上ゲマスレバ、從來地方消費ニ對シテ單價、或ハ不動態ヲ掛ケナイ地方ニ於キマシテハ、差當リハ其ノ儘ノ包裝ヲ認メテ行キタイ、斯様致シマシテ、急激ニ此ノ包裝ノ點ニ付キマシテハ大ナル變革ヲ致サナイ、斯様ナ考ヲ致シテ居リマス

○馬岡委員 幸ウ致シマスルト假ニ今マデ地方デハ生産検査トシテ不動態ヲ許シテ居ル、移出スル場合ニハ不動態ヲ掛ケシテ居ワタ所ガアルト致シマスルナラバ、事實上之ヲ地方消費米ト移出米デアルト云フ區別ハドウ云フ風ニ御付ケニナルノデスカ

○森田委員 是ハ地境ヲ限リマシテ單價ヲ認メ、或ハ不動態ヲ免除スルコトニ致シマシテ、其ノ地境ヲ問ハズハ二重價ニ致シマシテ、或ハ不動態ヲ掛ケル、サウシテ點檢ヲ受ケル、斯ウ云フ方法ニ致シタイト思フデ居リマス

○馬岡委員 左様ニ致シマシト、茲ニ頂戴致シマシタ資料ノ上カラ考ヘマシテモ、生産移出二元的ニナツテ居ル府縣デハ、生産検査ニ検査手數料ヲ取ラナイ府縣ガ二十七府縣アリマス、又單式検査ノ縣ハ十縣ニシタナイヤウニ考ヘマス、其ノ何レヲ見マシテモ單式ノ所デハ七錢ト云フノガ一箇所、其ノ他ハ皆六錢ヨリ安イノデアリマス、又生産検査ノ手數料ノ縣デハ五錢ノ長野縣以外ニハ殆ド三錢、二錢、一錢五厘デアリマス、是ガ今度國營ニナツテ六錢ノ負擔ヲシナケレバナラナイ、實際上ノ問題トシテ是ガ地方民ハ承知スルデセウカ、斯ウ云フモガ通過致シタト致シマス、農民民ハ改善サレタト云フ不服ガ起ルダケデ、喜ンデ此

○岡田政府委員 六錢ヲ算出シマシタ基礎ニ考ヘル、或ハ平均指數カラ見マシタラ六錢ニナルカモ知レマセウ、併シ何處ノ縣デモ縣内ノ生産検査ナルモノガ多ク移出ハ少イノデアリマス、ソレト算出平均カラ唯移出生産單式トシテ之ヲ割ルナラバ六錢ト云フ數字ニナルカモ知レマセウケレドモ、事實上ハ之ヲ實際ノ便數ニ合ハスナラバ六錢ト云フ數字ハ尙來ナイ、非常ニ過重ナルモノナラハナイイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、此ノ六錢ノ間マシタ理由ハドウ云フ所ニアルカ、御説明ヒタイ

○馬岡委員 大體原則デ六錢ガ間テ來タラシテ、要スルニ大體ニ於テ從來行ハレテ居ラス、要スルニ大體ニ於テ從來行ハレテ居ラス、是レ經費ヲ要スルダラウト云フ御答デアリマス、米價ノ上ヲマシテモヨリモ此ノ検査手數料ノ上ヲマシテモ方ガフント多イコトニナリマシマシカ、肥料モ相當上ヲテ居リマス、労働人夫賃モ上ヲテ居リマス、依裝代モ上ツテ居リマス、有ニル材料一切ガ上ツテ居ル、石炭ハ有ニル物ノ資源ガアルカラ、之ニ國家ハ補助サレル費用ガ出サレテ居リマス、ソレ増産ガ出來マセウ、併シ石炭ヲ採ル人夫ノ食ハル米ソレ等者ハ、何等ノ

○馬岡委員 考究中ノ問題ヲ突進メテ御諒スルコトハ、或ハ無理カモ分リマセウ、併シ現在行ハレテ居リマス地方ノ検査員ナル者ハ、縣ノ雇ノ所デアリマス、又吏員ノ所

○馬岡委員 考究中ノ問題ヲ突進メテ御諒スルコトハ、或ハ無理カモ分リマセウ、併シ現在行ハレテ居リマス地方ノ検査員ナル者ハ、縣ノ雇ノ所デアリマス、又吏員ノ所

モアリマス、是方爲ニ相當ノ年限ヲ勤メマ
スナラバ、恩給ヲ與ヘテ居ル地方モアリマ
ス、是方今度恩給ニナルト致シマスナラバ、
今マデ少シノ恩給デモ樂ミニシテヤウテ居
ル者ガ、是方目的ガ變テ來ルノデアル
カラ、辭メテシマフ者ガ續エテ來ル、慣レ
タ者ヲ辭メサスト云フコトニナル、又之ヲ
今辭メサストシマスナラバ、縣吏員ガ相當
ノ年數ヲ勤メテ居ル者トスルナラバ、地方
ニ於テハ退職金ヲ與ヘナケレバナラス、
此ノ恩引額イデ歳々ナラバ、或ハ宜カラウ、
キウ云フ制度ノ改革ニ伴フテ、或ル一種ノ
變革ガ行ハレル爲ニ、是方變テ行クトス
ルナラバ、其ノ人間ノ考カラ、辭メル者ガ
出來テ來ルトスルト、或ル地方ニ於テハ一
時ニ非常ニ退職金ヲ出サナケレバナラ
ヌ、地方負擔ガ非常ニ殖エル、斯ウ云フ實
現象ガ現ハレヤウト思フノデアリマス、是
等ニ對シマシテハドウ云フ風ニ御下サツ
テ居ルノカ、私ハ御伺シタイ、又殊ニ今政
務次官ノ御答辭デハ、此ノ檢査ノ手數料ヲ取
ツテ、優遇ノ方法ヲ講ジルノダ、斯ウ云フ
御話モアリマシタ、然ルニ現在縣吏員デア
ル者ガ國家ノ雇ニナルノデアレバ、優遇ス
ルノデナクシテ左遷サレルノデアリマス、
是デハ實際地ヲモノデナカラウト思ヒマ
ス、是等ノ點ニ對シマシテハ、此ノ法ヲ實
施スル骨子トシテ、確タル御意見ガナケレ
バナラナイコトダラウト思ヒマス、之ヲ承
リタイト思ヒマス

位ト云フヤウナコトニ付キマシテモ、相當
優遇ノ状態ニナルト云フコトヲ考ヘルノ
デアリマス、又一般ノ檢査員ニ付キマシテ
ハ、只今申上ゲテ通り未ダ確定致シテ居
マセス、隨テ是等ノ者ニ對シマシテモ努
メテ之ヲ優遇ノ地位ニ置カシムルベク、今
關係廳ト種々折衝中デアルノデアリマシテ、
ドウ云フコトニスルト云フコトヲ今日ハ
キリ申サレマセスガ、方針トシマシテハ一
般ニ是方國ノ官吏若クハ雇員其ノ他ヨリ以
上ノ待遇ヲ受ケル所ノ國家ノ待遇員トシ
テ扱フノデアリマスカラ、漸次之ヲ左遷ナ
意味ニ於キマシテ待遇シタイ、斯様ナ方針
ヲ今採テ居ルノデアリマス

ハ只今ノ所デハ恩給制度ガゴザイマセ
カラ、隨テ恩給ヲ取消スルコトハ今日ノ所
不可能ト思ヒマス、併シナガラ既ニ恩給年
限ノ迫ツテ居リマシテ、後一兩年デ恩給ガ
附クト云フヤウナ者モ相當數ガアルト思
ヒマス、サウ云フ諸君ニ付キマシテハ關係
縣ノ當局ト相談致シマシテ、恩給ガ附クマ
便宜何等カノ方法ヲ縣ノ職員ニナリマシ
恩給年限ガ満了シマシタラ、國ノ方ニ引受
ケルト云フ便宜手段モアルノデハナイカ
恩ヲテ居リマス、ソレカラ恩給年限ニ相當
マダ餘格アルト云フヤウナ諸君デ、コチ
ラニ採用ニナル人ハ宜シウゴザイマスガ、
採用ニナラス人ニ付テハ其處ニ何等カノ個
人的ニ救済ノ手段ヲ考ヘテヤラナケレバ
ラスト思ツテ居リマス、ソレ等ノ點ニ付キ
マシテハ、本法ヲ施行致シマス際ニ篤ト實
情ヲ考ヘマシテ、關係府縣知事ト協力シテ
善處シタイト思ヒマス

ハリコナラニ引受ケマシテ、定時ノ定給
働キマス檢査員ト、ソレニ臨時ノ嘱託檢査
員ト兩方ニスル考デ居リマス

テハ此ノ地方ノ實情ヲ只今調査ヲ附シテ居
リマスガ、既ニ三年間調査ヲ致シマシテ、
後二年位掛ルト、調査ガ完了スルコトニナ
ルト思フノデアリマスガ、其ノ完了致シマ
シタ際ニ、其ノ問題ニ付テハ根本ノ解決
ヲスルコトニ致シマシテ、此ノ際ハ取敢
ズ現在ノ制度ニ從テテ容量重量併用主義ヲ
採リマシタ次第デアリマス、此ノ問題ハ終
來ノ解決ニ延バシタ御託承テ願ヒマス

販價格ト變フテ居ルノデアリマス、是等ノ
點ニ付テハドウカ農林當局ト軍部ノ方ト能
ク御打合セテ願フテ、實際農民ニ不平ノ聲
ノナイヤウニシテ戴クヤウニ、私ハ御願致
シタイ、具體的ニ一例ヲ申上ゲマス、軍
用麥ニ付テデアリマス、是等ニ付テハ一戸當
リ五分ノ如キハ何故出セト云ハレマス、
之ヲ買入レテ國家ノ義務ヲ果ス農民ガ多
クデアリマス、是等ハ非常ニ犧牲ヲ拂ワ
テ居リマス、是等ハ非常ニ犧牲ヲ拂ワ
ウト思フ、又昨年來ノ大麥、裸麥ノ供出ノ如
キハ後幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、
市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯
ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマス、農民ハ
易キトシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマス
ガ、心ノ中ニハ海ニ國ヲト云フヤウナ考
ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ
非常ニ由キキ問題デハナカラウカト考
マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ
出サナイヤウニ、能ク御打合セテ願ヒタイ、
是デテ御願シテ置キマス

局ト連絡ヲ執ル積リデアリマス

ハリ軍モ六圓五十錢ニスルカ、或ハサモナ
ケレバ此ノ市販價格ガヤハリ五圓一寸越シ
タ位ノ所ニ決マセテ置カネバナラスト思
フノデアリマスガ、其ノ點ニ付テ行政的ノ
考慮ガ足ラナイ、斯ウ思フノデアリマス、
是ハ今後モアルコトデアルト思ヒマスガ、
斯ウ云フ點ニ對シテハドウ云フ道ヲ方ヲ
テ積リデアリマスガ、伺ワテ置キタイト
思ヒマス

輸出ノ振興ヲ圖リマスニコト重要ナルコトハ、敢テ多言ヲ要シナイ所デアリマス、特ニ農産物ノ輸出ハ外貨獲得ノ見地ヨリ致シマシテ、一層其ノ重要性ヲ有スルモノデアリマシテ、政府ニ於テキマシテハ一定ノ輸出計畫ノ下ニ、常ニ是ガ遂行ニ萬全ノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ最近ニ於ケル是等輸出農産物、特ニ我國ノ特産品タル除蟲菊、薄荷、青豌豆及ビ輸出向菜豆、菜種及ビ菜種油等ニ付キマシテ、其ノ國內取引事情ヲ見マスルト、洵ニ遺憾ノ點ガ多クアルノデアリマシテ、輸出ハ勿論、軍需、其ノ他必要ナル方面ヘノ供給ガ、極メテ不調滑ナル状態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、即チ除蟲菊、薄荷、菜種油等ニ付キマシテハ、需要ノ増大、價格ノ騰貴等ニ伴ヒマシテ、輸出數量ノ確保ガ極メテ困難デアリマシテ、豫期ノ輸出ヲ見ルコトヲ得ザルノ状態デアリマス、而シテ是ガ原因ト致シマシテハ、一面ニ於テキマシテハ、是等農産物ニ對スル需要ノ増大ニ對シ、供給ガ伴ヒ得ナイコトニモ因リト思ハレマスガ、最モ主要ナル原因ト認メラレマスモノハ、是等農産物ニ關スル現在ノ國內取引事情ガ統一ヲ缺イテ居リマス爲ニ、著シク供給關係ヲ困難ナラシメ、隨テ又國內價格モ不自然ニ騰貴且ツ亂脈ノ傾向ヲ招來シテ居ルコトデアリマス、固ヨリ是等農産物ノ生産方面ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ相當施設ヲ講ジツ、アルノデアリマスガ、前述ノ事情ニ鑑ミマシテ、此ノ際ニ是等農産物ノ集荷及ビ配給ヲ適當ニ統制スルコトガ、極メテ緊要デアルト存スル次第デアリマス、以上ノ如キ理由ヨリシマシテ、日本輸農産物株式會社ヲ設立致シ、是等農産物ノ集荷及ビ配給ノ統制ヲ圖ル爲ニ必要ナル事業ヲ行ハ

シメ、以テ是等農産物ノ出廻リ數量ヲ確保スルト共ニ、之ヲ輸出業者其ノ他必要ナル方面ニ調劑ニ配給セントスルモノデアリマス、而シテ日本輸農産物株式會社ハ、其ノ事業ノ性質上、政府モ之ニ半額出資致シマスト共ニ、其ノ業務及ビ事業ノ執行ニ付キマシテハ、嚴重ナル監督ヲ加ヘ、遺憾ナキヲ期セントスルモノデアリマス、以上本案ノ大體ノ御説明ヲ申上ゲマシタガ、何卒御審議ノ上御可決アラント希望致シマス

○馬岡委員 只今上程ニナツテ居リマスル日本輸農産物株式會社ニ付テ御尋致シタマシ、只今御説明ニナリマシタコトデ大體了承出來タノデアリマス、併シ直輸出ヲヤリマスナラバ兎モ角、輸出商ニ之ヲ爲サシムルト致シマシテ、此ノ會社ガ是等ノ有ユル對象物ヲ集荷スルト致シマス、他ニ是等ノ組合トカ聯合會トカ云フモノガアルノデアリマス、ソレガアツテ其ノ上ニ又此ノ會社ガ農業者マスト、結局屋上屋トシテマシタコトニナラフテ、是等ノ品物ニ對シマシテモ大體價格ハ頭ヲ決マレテ居ルニ違ヒナカラウト思ヒマス、サウスルト此ノ會社ヲ維持スル爲ニ必要ナル經費其ノ他ノ配當金ナドハ、結局生産者ノ負擔ニナルノデアリナカ、又現在此ノ事變下ニアル狀況トシテ考ヘルナラバ、是ハ一時ノ現象トシテ、是等ノ聯合會等ノ團體ニ爲サシメテ、此ノ統制ヲ執レバ、其ノ目的ヲ達スルノデハナカラウカ、永久ニ此ノ會社ヲ存立シナケレバナラヌト考ヘルナラバ、何故直輸出ヲオヤリマシタコトニナラフテ、直輸出ヲオヤリマシテ此ノ會社ノ意義ガアリ、又農民、生産者モ願ハレムトデアラフテ、永久ニ存続シ、價値ガアリマセウ、併シ今ノ一時ノ現象カラ集荷配給ヲシ

ナケレバナラヌト考ヘルナラバ、他ニ執ルベキ手段ガ臨時的措施トシテアル、會社ヲ作ルコトハ要ラスノデアリナカト思フ、此ノ頃ドウモ政府ハ會社ヲ御作りニナルノガ御好キデ、非常ニ深山會社ヲ御作りニナルガ、其ノ成績ノ見ルベキモノガ比較的少イコトハ、會社通念ニナツテ居リマス、結局屋上屋ヲ造ルコトハ、生産者ノ負擔ヲ増スコトニナル、現在ノ日本ノ國情カラ見テ無駄排除ヲ御爲サナケレバナラヌモノニ對シテ、殊更ニ斯ウ云フモノヲ積ヤスコトハ、系統機關ハ備ハルカモ知レマセスガ、結局中間ニ或ル擷取ガ行ハレルトニナルノデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ政府ハドウ云フ御考ヲ持タルカ、又直輸出ヲオヤリマシタコト、此ノ點ニ付テ御尋申上ゲタイ

○土屋政府委員 此ノ會社ヲ作テモ直輸出ヲ爲サナケレバ、目的ヲ達シナイデハナカ、又此ノ會社ハ屋上屋ヲ築スルコトニナラフテ、此ノ會社ヲ維持スル費用ガ御尋致シテ生産者ノ負擔ニ歸スルノデアリナカト云フ御質疑デゴイマシテ、一應御尤モニ拜承致シマスガ、此ノ會社ヲ作りマシタ趣旨ハ、先刻提案理由中申上ゲマシタ通り、現在ノ取引機構ガ、何ト申シマスガ、言葉ハ少シ亂暴デアリマスガ、洵ニ亂脈デゴイマシテ、輸出業者ハ深山ノ中間者ヲ使フテ集荷ニ狂奔シテ居ルト云フコトハ狀態デアリマス、其ノ結果公定價格ノアルノハ只今ノ所ハ除蟲菊デゴイマシマスガ、公定價格ハ實際上取引ガ用ニテ居リマセス、ソレカラ又九・一八價格等モゴイマシマスレドモ、九・一八價格ヨリ總テ上廻ラテ居ルノデアリマス、左様ナコトヲ政府ガ地方

置イテハ怪シカラヌト仰シヤルカモ知レマセスガ、實情ヲ率直ニ申上ゲテ居ル譯デアリマス、ソコデ從來ノ儘ニ放任シテ置キマス、結局必要ナル方面ニ品物が流レナイト云フコトガ最大ノ缺點デアリマシテ、其ノ爲ニ輸出モ思フヤウニ行キマセヌシ、軍需モ充足ガ出來ナイ、ソレナラバ今日價值ノ高クナツタノガ皆生産者ノ利益ニナツテ居ルカト云フ、必ズシモサウデハナイ、寧ろ生産者ノ方デハ非常ニ投機的ニナリマシテ、經營ガ不安デアリマスカラ、今日ノ價格ノ暴騰ト云フコトハ、必ズシモ生産者ノ利益トモ考ヘルナカ、斯様ナ觀察カラ此ノ會社ヲ作ルコトヲ考ヘタ次第デアリマス、ソレデ輸出ハ從來ノ輸出業者ガソレレノ系統ヲ持ツテ居リ、輸出價格ヲ開拓致シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ從來ノ輸出價格ヲ利用スルノガ、ヤハリ一番輸出ノ促進ニナルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマシテ、新設ニ會社ヲ設ケ、其ノ會社ガ新設ヲ開拓スルコトハ容易デナイ、殊ニ一方亞米利加等ハ出物品物ハ相當多クアルノデアリマスガ、對外關係カラ申シテモ、一手ニ輸出スルト云フヤウナコトニ付テハ必ズシモ好影響ノミハ考ヘルナカ、ソコラノ見地カラ輸出ハ從來ノ輸出業者ニヤラセル、從來ノ輸出業者ガ今マデハ集荷モヤリマシタカラ、色色價格ノ變動ヲ生ジタノデアリマスガ、今度ハ集荷ハ直接ヤラナクテモ宜シイ、此ノ會社カラ買ヘバ宜シイノデアリマス、隨テ其ノ點カラ輸出業者トシテモ專ラ輸出ニ專念向來ル譯デ、有利ヲラウト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ此ノ會社ヲ維持シテ行ク費用デケハ、結局輸出ノコストガ高クナル譯デゴイマス、併シナガラ今日ノヤ

ウナ價格ノ亂脈ナ状態ヲ脱却スル爲ニ、此ノ會社ノ經營程度ノモノガ掛カリマシテモ、ソレニ依テ生産者ノ不利益ニナルコトハナイ、公定價格若クハソレト同ジヤウナ價格ヲ買入標準ヲ決メマシテ、總テノ取引ガ其ノ標準價格ヲ行ハレマスレバ、生産者カラ申シテモ經營ガ安定致シマス、隨テ投機的ナ農産物生産ナクナルノデアリマシテ、農産物全體ノ上カラ申シテモ、生産者個人ノ點カラ申シテモ、得ル所ハ少クナイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○馬岡委員 大體分リマシタ、併シ輸出業者ヲ使フコトガ便利デアルト思ヒマス、而モ此ノ會社ガ集荷價格ヲ決メルト致シマシテ、並ニ市場ニ「ダンピング」ガ行ハレ、統制ガアツタ場合、是ハ國家ガ負擔スルノデアリマス、會社ガ負擔スルノデアリマス、又斯ウ云フ輸出業者ガ中間ニアルナラバ、必ズ外國ニ向ツテノモノデアラナラバ、外貨獲得ノ上カラ斯ウ云フ惡影響ヲ來ス機關ヲ別ニ設ケナイ方ガ宜クハナイカ、サウシテ又國家ガ大體ノ標準ヲ決メテ之ヲ爲サシメルナラバ、此ノ組合ニ爲サシメテモ別ニ變リハナイ、非常ニ取引ガ亂脈デアルト仰セラレマスガ、除蟲菊ノ公定價格モ決ツテ居リマス、又其他ノモノデモ是等ノ關係團體ニ命ジテ爲サシメルナラバ、取締ハ付クノデアリマシテ、殊更ニ是等ノ會社ヲ作ラヌデモ、現在深山ノ指導團體、集荷團體、配給團體モアルノデアリマスカラ、別段事缺カナイト思フ、唯軍需資材ヲ得ル上カラ考ヘマスナラバ、是ハ國家ガ或ル程度干渉スレバ宜イノデアリマス、斯様ニ考ヘルノデアリマス、若シモ輸出商ヲ相手ニスル爲ニ、一定ノ價格ヲ集荷スルト致シマス、輸出

商ノ操作ノ爲ニ缺點ガ行ツタ場合、之ヲドウシテモ、會社ガ負擔シナケレバナラヌト云フコトニナルト、餘程考ヘナケレバナイ結果ニナリハシナイカ、斯ウ云フコトヲ心配スルノデスガ、此ノ點ハドウナリマスカ

(速記中止)

○末換委員 速記開始

○馬岡委員 能ク分リマシタ、ソレデハ其ノ點ハ、先ツ政府ノ價格操作ニ依ツテ安心スルト致シマシテモ、サウ云フ便法ヲヤウテ設ケルナラバ、ナゼ是ダケノ品種ニ止メタルデアリマス、之ヲナゼオヤリ下チラナカワタカ、昨年六月ノ商工省令ノ改正ニ依ツテ、吾々ノ農産物ノ輸送者、非常ニ惡影響ヲ受ケテ、或種ノ人ニ委任セシナケレバ出來ナイデ、泣イテ居ル者モ相當アルノデアリマス、其ノ後色々ト當局ノ御折衝ノ結果、幾分緩和サレタモノモアリマスガ、マダ殘ツテ居ルモノモアリマス、斯ウ云フ風デアリト致シマスナラバ、ナゼ此ノ會社ニサウ云フモノヲ全部包含セシメテ下チラナカワタカ、此ノ點ヲ御尋シタイト思ヒマス

○土屋政府委員 此ノ會社ニ取扱ハセマス品目ハ、先刻申上ゲタ通りノ程度ノモノヲ、只今ハ考ヘテ居リマスガ、併シ是レ止メル積リハゴイマセスノデ、將來モ研究ヲ致シマシテ、此ノ會社ノ取扱品目ニ取入レルコトガ、適當ナモノガアリマスナラバ、ソレハ取入レヤル積リデアリマス、只今除蟲菊其ノ他ニ付テ申上ゲマシタノハ、此ノ會社設立ニ付テ、今日只今考ヘテ居ル品目デアリマシテ、是レ限定ス

ルト云フ譯デハナイモノト御尋承ヲ願ヒマス

○末換委員 先程馬岡君カラ質問ガアリマシタガ、米ノ檢査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ方ハ檢査ガアリマセス、其ノ上一日農民ノ手カラ離レテ白米商ノ手ニ渡リマシタ時ニハ、重量一點張リデ賣ラレテ居リマス、昨年、一昨年ノ議會ニ於テキマシテモ、私展、此ノ點ヲ質問シタノデゴイマスガ、少クとも法制的ニ見マシテモ、同ジ國民糧食大家ノ米デアリマス、其ノ米ガ生産者ニ歸スル場合ニハ、重量ト容量ト檢査ヲ受ケテ、白米デ賣ル時ニハ檢査ヲ受ケ、而モ賣買ハ單ニ重量デ賣ラレ、是ハモウ實ニ今日ノ統制經濟ノ中デ、是程不眞面目ナナリ方ハナイト私共ハ思フ、少クとも檢査ガナイナラナイ、生産檢査ガ重量、容量デアルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合格品デナケレバナラヌ、サウナルトドウシテモ、ココデ白米ノ檢査ト云フコトガ必不要ニナツテ來ルノデアリマス、其ノ上今ノ御話デハ、只今其ノ重量ニスルカ、容量ニスルカト云フコトニ付テ、研究中デアルト云フコトデアリマスガ、然ラバ其ノ研究ガ付クマデハ、生産ト販賣ト同ジニ容量ナラ容量、是レ行クベキモノト思ヒマスガ、如何デゴイマスカ

○岡田政府委員 只今御尋ノ件ハ、確ニ御述ノ通りニ、注意スベキ問題デアラウト思フツテ居リマス、現在ノヤリ方デ缺陷ナシトハ申シマセヌデ、幾多ノ不合理ナ點ガアルコトハ感ジテ居リマス、但シ——ニ拘ラズ從來檢査サレテ居ツタト云フコトハ、御

承知ノ通り白米ノ小賣ハ、其ノ多クハ註文ニ應ジマシテ、適宜少量ノ配給ヲスルト云フヤウナ關係モアリマセウシ、隨テ中々此ノ白米ノ檢査ト云フコトガ、相當困難ナモノデアリ、或ハ又手數ノ非常ニ掛ルモノデアルト云フヤウナコトカラ、段々ト放鬆サレテ居ツタト思ヒマスガ、併シ又御述ニナリマシタヤウナ、幾多ノ缺陷不合理性ヲ段々暴露シテ參ツテ居ル現狀ニ鑑ミマシテハ、相當ニハヤリ研究セネバナラヌ問題デアリ、何カ必要ナル處置ヲ考ヘナケレバナラス問題デアルト云フコトニ於テ、目下考處シテアルヤウナ次第ニナラフテ居リマス、實際ノ實情ニ付テノ取敢ズ御尋申上ゲテ置キマス

○吉田委員 先程農務局長カラ御尋承アリマシタガ、只今研究中デアル、調査中デアルト云フコトハ、是ハ會社ノ場合ナラバ、吾々ハ是認セネバナラヌト考ヘテ居リマス、併シナガラ戰時體制ニ入ツテ參リマシテ、米ノ問題ガ日本ノ當面ノ問題中ノ問題トナツテ居リマス、此ノ際ニアト二年、三年掛ツテ調査セネバナラヌト云フヤウナコトハ、是ハ政治ノ根本的誤謬ト私ハ思ヒマス、左様ナ悠長ナコトハ今日許シマセヌ、第一ニ玄米ノ檢査ガ、今回ノ國營檢査ノ施行ヲ見マス、政府委員カラ承ツタ所ニ依リマス、一等ヨリ四等、等外モ或ハ認メラレ、即チ五階段ニ檢査ヲ施行シマシテ、其ノ檢査一元化ト云フ統制的ナ、立派ナ戰時體制ニ適ツタ方法ニ出デヨウトシテ居リマス、其ノ半面ニ、白米ニ於テハ檢査ガナイ、ナイノミデアリマセス、此ノ一等、二等、三等、四等、等外ト、折角檢査致シマシタモノヲ、今日ノ實情デハ、等外米ヲ賣

○吉植委員 此ノ問題ニ關シテハ、ドウシテモ商工省ノ答ヲ得ナレバナリマセシメ、此ノ點ハ商工省當局ガ附屬シテモ...

○岡田政府委員 只今御達ニナツタヤウナ、重量建其ノ他ニ一本建ニスルカト云フヤウ...

○北委員 只今白米検査ノコトデ御話ガアルコトヲ申上ゲテ置キマス...

賣リマセヌ、折實ニシテシマフ、其シイノニナルト九升シカ賣ラヌト云フ話デアル...

○岡田政府委員 北海道ノ實地ニ關スル御話ハ、海ニ參考ニナルコトデアリマシテ...

○土屋政府委員 白米ト申シマスカ、精米ト申シマスカ、精米ノ検査ヲシナケレバ...

○土屋政府委員 今日容量ガ多クノ縣ニ於テ行ハレテ居ルノデアリマス...

消費ノ兩面ニ於テ、生産面ノミヲ検査ヲ嚴重ニシテ、消費面ニ於テハ...

○土屋政府委員 白米ト申シマスカ、精米ト申シマスカ、精米ノ検査ヲシナケレバ...

○吉植委員 先刻私ガ生産検査ニ於テハ、トシテ取扱ハレテ居リマス...

○吉植委員 是非一ツ其ノ點ヲ明確ニシテ置イテ戴キタウゴザイマス...

切ニ政府ノ農村ニ對スル同情アル御處置ヲ御願シタイノデアリマス...

○土屋政府委員 農民が白米をシタ
り、又ハ米ヲシテ、産米組合ノ他ノ機
構デ、自己ノ生産致シマシテ米ヲ精米ニ致
シマシテ、検査ヲ受ケテ、之ヲ都會地ニ出
スト云フコトハ、一向差支ナイノデアリマス、
私共ソレヲ抑壓スルヤウナ考ハ全然持ツテ
居リマセス

○福口委員 此ノ白米検査ノコトニ付テ一
二御尋致シマスガ、先ヅ實際問題トシテハ、今
日各府縣デ検査ヲ致シテ居リマスモノハ、
米穀商ノ方ノ決メルノガ強イト云フコトニ
實際ハナツテ居ル、米屋ノ方ハ非常ニ有利
デゴザイマス、標準米ヲ決メル時デモ、
其ノ決メル人ハ誰ガ決メルカト云フト、
米穀商ガ先ヅ六割ヲ占メテ居ル、農村代
表者ト云フモノハ二人入ツテ居ルガケデ
アル、農村代表者ガ二人三人入ツテ居
ラバ、到底標準米ノ決定ハナイ、標準
米モ高イ標準米ヲ作ツテ、サウシテ是位
Fウモ農村ヲ苛酷ナル方法ヲ以テ繕上ゲル
コトハ、恐ラク私ハ米穀検査以外ニナイツ
思フ、ソコデモウツ私ハ一寸此ノ機會ニ
伺ウツテ置キマスガ、七分搗ト云フノハ、
ドウ云フ定義ヲ以テ七分搗ノ定義ト致シマ
スカ

○土屋政府委員 七分搗ノ定義デゴザイマ
スガ、重量デ申上レバ、搗上リガ主米ノ
時ノ重量ノ九四%以上ニナルモノガ、所謂
七分搗デアリマス、七分搗ト申シマスガ、
米穀検査令ニ依ツテ許サレタ精米ガサウデ
アリマス

○福口委員 サウスルト七分搗ト云フテ御
尋致シマスモノハ、九四%ト云フモノナラ
バ、其ノ米五割迄米ヨリ白ウナツテモ宜ク
ゴザイマスガ、其ノ九四%マデ減リ目マ
ス

○土屋政府委員 只今ノコトハ大分専門的
ノコトデゴザイマスカラ、委員長ノ御許シ
ヲ得マシテ、説明員カテ説明致シマス

○末松委員 検査員
○検査員 乾燥ノ點ハ、從來検査ニ於キ
マシテ、最も重要視シテ居リマス事項ノ一
ツデアリマス、デアリマスガ、農林省ト致
シマシテハ、四等米ノ標準ノ水分ト云フモ
ノハ、御話ノ如ク先ヅ夏越ガ出来レバソレ
デ宜シイ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、
從來道府縣デ行ヒマスル検査標準ノ在定等
ニ立會ヒマシテ、農林省ト致シマシテハ、
サウ云フ考カラシテ、標準ヲ決メテ貰ツテ
居ルヤウナ譯デアリマス、概數ヲ申上ゲマ
スト、東北及北陸地方ニ於キマシテハ、
四等ノ標準米ノ水分ハ一五%乃至一五
五%ト云フコトニナツテ居リマス、其ノ
他ノ硬質米地方ニ於キマシテハ一四%ト
云フ見當デアリマシテ、山陰地方デハ一四
五%ト云フモノヲ標準ト致シテ居ルノデア
リマス、今申上ゲマシタ程度ノ乾燥デアリ
マスレバ、農家ニ特ニ非常ナ努力ヲ掛ケル
コトナクシテ、出来得ル乾燥程度ダト考ヘ
テ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ、検査
方ノ側ニナリマスレバ、モウ少シ深ク各地
方ノ産米状態其ノ他十分ニ調査致シマシ
テ、地方的ニ最も適正ナ乾燥程度ノ標準ヲ
決定致シタイト存ジテ居ルノデアリマス、
從來ト雖モ農林省トシテハ、苛酷ナ乾燥程

度ハ考ヘテ居ナイノデアリマス、實際ノ
検査ニ當リマシテハ、地方ニ依リ御話ノヤ
ウナコトモ無クハナカクカト思フノデ
アリマスガ、今後ハ其ノ點ニ付キマシテ十
分注意シマシテ、尙ホ深ク研究ヲ致シ、適
正ナ程度ヲ決メテ行キタイト思ヒマス

○吉植委員 ドウカ適正ナル乾燥ト云フ所
ニ御留意下スツテ、御研究ヲ願ヒタイト思
ヒマス、私ハ今建議委員會ノ方カラ御話
ニ參リマシタカラ、是デ打聽リマス、又他
ノ人ノ質問ガ甚シクマシタハ、時間ガア
マシタラ發言ヲ御許シタリタイト思ヒマス

○内藤委員 私ハ本法案ハ時局極最モ適切
ナ案ト思フテ、雙手ヲ舉ゲテ賛意ヲ表スル
モノデアリマス、併シ此ノ検査ノ實施ノ結
果、農村ガ非常ナ不幸ヲ見ルノデアリマス、
其ノ點ニ付テ先來他ノ委員カラソレソレ
御質問ニナリマシタ、私ハ實際ノ取扱ツ
テ居ルノデアリマスガ、其ノ上カラ一二御
尋シテ見タイト思フノデアリマス、最前モ
御話ノアリマシタ容、重量ノ問題ノ如キ
モ、政府ノ御答辯ノ如ク、中間ヲ取ルト云
フヤウナコトデハ、到底其ノ統一ハ豈ニ
イモノト思ヒマス、吾々地方デ申シマス
自分ノコトヲ申シテハイケマセスガ、私
方ハ明治初年カラ既ニ此ノ検査ヲ實施シ
テ居リマス、其ノ検査ノヤリ方ハ、依リ作
リマス、其ノ依テ目方ヲ能ク掛ケテ置イ
テ、當時量目デアリマスカラ、四斗二升入
レテ、其ノ中ハ中札ヲ入レマス、産地、生
産者、總テノコトヲ書イテ中札ヲ入レマス、
サウシテ依リ口ヲ縮メル、サウシテ檢依ノ重
量モ決メテ置ク、ソレヲ括ツテ上場ヲ依
テシタモノデアリマス、ソレガ今日デハ
ウカト云フト、吾々百姓カラ申シマス、

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

主ニ懸念致シマスレバ、其ノ點ハ説明ヲ得
ラレト思フテ居リマス

○吉植委員 只今マデノ検査ト云フモノハ、
所謂昔ノ戰國時代ノ群雄割據ノヤウナ状態
デアリマシテ、各府縣發物検査所當局ガ、東
京市場或ハ大阪市場ト云フ、消費市場ニ於
ケル米穀商ノ氣ニ入ルヤウナ検査ヲ致シマ
シテ、又米ノ調製、乾燥等ヲ其ノ方向ニ指
導シテヤツテ參リマシタ、其ノ結果、乾燥
ト云フヤウナ點ヲ、極度ニ硬質米産出地ニ
於キマシテハ斷行致シマシタ、一例ヲ申上
ゲマス、昭和元年カラ昭和五年頃ニ於キ
マシテハ、私共作リマシタ米ハ、大力乾燥
機ニ於キマシテ、一時間半乃至二時間乾燥
スレバ宜クゴザイマシタノガ、一昨年
タリハ八時間乾燥セバナラナイト云フヤ
ウナコトニナリマシタ、ソコデ私ガ文句ヲ
言ヒマシテ、ヤウト六時間デ宜シイト云フ
コトニナリマシタガ、乾燥時間ハ四倍乃至
三倍ヲ要スル、天日乾燥ト違ヒマシテ、大
力乾燥ニ於キマシテハ、湿度ト時間トニ依
リテヤリマスカラ、一時間乃至二時間ト、
六時間ト云フモノハ、丁度正確ニ何倍ト云
フ數字ヲ計リ出スコトガ出来ルノデアリマ
ス、其ノ結果、米ノ一番大産デアリマス
食味ガ善シクセルコトハ勿論デアリマス、而
シテ米ノ一般量ノ容量ガ多クナリマスガ
ラ、一升當リノ粒數ガ非常ニ疎マシテ、
ココデ先程申上ゲマシタ十八貫三百重量
目方ガ掛ルヤウニナツテ來タノデ、前ニハ
十七貫三百重量目方ガ掛ルモノガ、一貫目計
掛ルヤウニナリマシタ、一貫目計掛ルモノ
ト、二貫五合ガ生産者ガ運ヲシテ來タ
云フノガ、千葉縣邊ノ實情デゴザイマス、
今度ノ國家ニ依リ統一検査ニナリマス、

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

其ノ依テ口ノ縮メ方ガ掛ケケデ、一ツ
一ツ縛リマスカラ決シテ縮マラス、其ノコ
トヲ私共始終懸念申シマス、ソレハ成程
産米地トシテハ宜カラウガ、移出スルニ宜
クナイカラ、是非共サウシテ貰ヒタイト云
フコトデアルガ、サウスルト後カラ縮メタ
ノガ解ケテ宜シクナイ、ナゾ括リ結ビニシ
ナイカト云フテモ、ソレヲサウシマス、サ
ウ云フ譯デ、今度ノ検査ハ品種ヲ統一セラ
レバ、品質ノミヲ考ヘルト、各縣ニ依
テ違フノデアリマス、私ノ方デアリマス、
一等米ト云フト想デタイト工合ガ惡イ、ツ
レモ普通ノ指テタイトイケナイノデアリマス、
建議員指テタイトイケマセス、ソレヲ決メ
ラレル意思ガアルカドウカ伺ヒタイト、モウ
一ツハ、最前モ乾燥ノコトヲ言ハレマシ
タガ、實際今マデノ農事獎勵員ノ言フコトハ、
ドウモ私達ノ頭ニ入ラス、乾燥ノ五日セヨ
ト云フコトヲ言ハレマスガ、今日ノ農村ノ
乾燥ハ多ク二三日シカアリマセス、二三日
ルモノハ少イ、假令ニ二三日歩作シテ居ル
トスレバ、二三日歩ノ乾燥スルニ、一日ニ何
枚カノ葉ヲ數キ、ソコヘ何升ブノ乾燥ガ
セルカ、サウ云フコトヲ計算シマシタカラ
バ、三日モ四日モ掛ル、ソレデ全部ヲ五日
モ乾燥スルコトハ出来ナイ、而モ是ハ天氣ニモ
依リマス、曇ツク時ニハ三日乾燥シテモ何
モナラス、ソレヲサウ云フ風ニ強ヒラレ、
ソコデ昨今デハ乾燥機ト云フモノガ出来テ、
乾燥機デ乾燥スルコトニナリマシテ、多少
大量ニ乾燥スルコトガ出来ルヤウニナツタ、
ソレガ實情デゴザイマス、ソレデ寧ろ私ハ
此ノ検査ハ、唯生産者ノミガ苦シムヤウナ
氣持ガ致シマス、折角オヤリニナルナラバ、
検査手續料ヲ廢シテ貰ヒタイト、私共始終申

レリヤウニ、又品質モ劣メテ良イモノヲ出
チウトシテ居リマス。色々ノ検査
ニ依テ妙ナ風ニ混入セテ居ルモノカ、
寧ろハ惡米ヲ作テ計出シテ方宜イ
ト云フ。觀念ヲ實際持テ居ル、ソレハナ
カト云フ。乾燥スレバ目方減ル、惡米
計出シテ方宜イ、斯ウ云フ。先刻モ
計出シテ方宜イ、米ト云フモノハ、
計出シテ方宜イ、米ト云フモノハ、
計出シテ方宜イ、米ト云フモノハ、

ニ對スル注意的ノ意味合ノ件ニ付キマシテ
ハ、十分參考ニ資スルヤウニ致シタイト
ヒマス。
○樋口委員 一寸簡單ニ關聯シテ御許シ
ヘマセスカ
○末松委員長 關聯質問ナラバ簡單ニ願
ヒマス
○樋口委員 只今内務省カラノ御話アリ
マシタガ、先程ノ七分揚ノ問題ニ關聯ス
ルコトアリマス。九、四、四ノモノデアルナ
ラバ、檢査出ルカト云フ御話デス。然レ今日
ノ檢査ノ嚴重ト云フカ、寧ろ苛酷ナ程度ニ
マデ強ヒラレタルアノ一粒選リノ米ハ、乾
燥ニ於テモ、只今吉植君モ言ハレタ通り、
三倍ノ乾燥ヲ要求セラレタルト云フコトデ、
内務委員モ言ハレタル通りニ、五日モ乾セ
カ六日モ乾セト云フヤウニ乾燥ヤカマ
シク言フ、時檢モ十一月カラ一月ニ掛ケテ
ハ空氣乾燥シテ居ル時デアリマス。ソコ
ニ付テ來テ一層乾燥ヲヤカマシク言フ、
ソレヲ今度許入レテ換キマシク時
ハ、ソレハ今内務委員ノ言フヤウナコト
アルカレドモ、ソレヲ換イタ時ニハ必ズ殖
エマス。現在デモ殖エル換ヲ取ツテドウシ
テ殖エルカト申シマス。乾燥シタモノヲ
換ク拍子ニ熱ヲ起シテ水分ヲ吸收シマス
ラ膨脹スル、況ン五月カラ六月頃ニ換キマ
ト、先ヅ一、キロ乃至二、キロト云フモノハ
玄米ヨリ換ヲ取ツテマダ目方計出シタル
ソレデ白米ト玄米トノ不當ナ利潤ノ差ト云
フモノハ何ニ依テ認メテ居ルノデアルカ、
米ノ値ノ上ガスト言ヒマスガ、白米ノ販賣價
格ト云フモノハ九四%ノ減リ目カラ見タ時ニ
一體一依テ幾ノ利益ガ適當ト思フテ居

ルノカ、少クモ現在ノ檢査行キマス、
尙ホ生産者ノ方ニ於テ一依ニ付テ一圓ナ
コト上ゲテモ、決シテ米屋ハヤウテ行ケ
ト云フモノハナイノデアリマス。況ン配
給ニ付キマシテハ、私共ノ方デ賣リマス
ハ十七圓四十錢、直ダ隣ノ米屋デ賣リマ
スノハ十八圓二十錢デアリマス。隣ノ米
屋デ賣ルノ何處ニ違ヒガアルト云フハ、
配給系統ヲ考テ來テ、チウシテ檢査デ
檢査、此處デ八錢ト云フ風ニ、止ル度毎ニ手
數料ヲ取ラレテ來テ居ル、其ノ手數料ガ八
錢ト云ヒマスガ、米屋ハ一依ニ三錢儲ケ
バ十分ナ利潤デアリマス。何ヲ以テ八錢ト
云フヤウナコトヲ見ルノカ、同業組合ノ方
デ此ノ錢ノ餘ヲ來ルノラドウシマスガ、
斯ウ云フヤウナ米ノ檢査ト云フモノハ、
テテ置イタ所デ、米ノ中ニ變ガ一ツ入
居レバ素人デモ分ル、ソナコトニハカ
政府ヨリカマシク御話アリマス。現在
白米ト云フモノノ檢査ハ、重要者トシテ
容易ナラズモ、此ノ方ハ仕方ガ
ナト云フヤウナコトデスガ、斯ウ云フ
トハ今日食糧問題ヲ考究スルニ當ツテ、
局トシテハ言フベキコトデアリマス。當
一番大切ナル所ノ需要者ニ分ラヌト云フ點
ニ付テハ、仕方ガナイト云フヤウナ状態
アル、大體各府縣ニ於ケル所ノ檢査官ト
フモノハ、今日マデ米屋ニ願使セラレテ
ル、乾燥ヲ能クシロノト云フテモ、八月
以後マデ持越シヤウナ米デハナシ、直ダ翌
日使フヤウナ米ヲ、八月以後マデ持フヤ
ナ乾燥ヲ強ヒラレル必要ハナイノデア
ス、チウ云フコトヲスルハ、ハナゼカト云
ト、九四%トシマスレバ、乾燥ヲ能クシ
吳レナケレバ儲ラス、其ノ註文ヲ檢査官ガ

容レマスカラ斯ウ云フコトニナル、隣ノ
米屋ニ賣ルノナラバ販賣米ノ方ガ檢査工
方宜イ、ソレヲ八月以後マデ持フヤウナ
燥ヲ強ヒラレルト云フノ方今日ノ檢査ノ
率ノ基礎ニナラバ居ル、ダカラ是位ドウ
壓調極マル、不合理極マルコトハナイ、
年ハ八十カマシク言ハレル問題デアリ
ケレドモ、是位農村ヲ苦シメ、チウ
テ米屋トカ輪米屋トカ云フ方ニ向テハ、
政府ハオカマシク言ハナイ、生産者ヲ
以上ニ殘酷ナ目ニ遣ハシテ居ル、米屋
接買ヒマス時ニハコソナヒドイコトヲ
モノチヤナイ、米屋ハ好イ顔ヲシテ居
檢査官ガ來テ、是ハ宜イ、アレハ宜カ
言ツテ、マルデ米屋ノ番頭以上デア
ハ此ノ點ニ付キマシテ、今御答辯ヲ求
ウトハ致シマスガ、重大ナコトデア
スカラ、生産者ニ利益ヲ與ヘルカ、消費
ノ方ニ安テ買ハセルカ、低價ト云フ
ナラバ、今少シ物ノ利潤ト云フコトニ
テハ、公正ノ期スルト云フコトニシ
バイケナイト私ハ思フ、只今此處私ハ
答辯ヲ求メヨウトハ致シマスガ、ドウ
一ツ之ニ付テ十分誤ラザル考究ヲシ
ウシテ適切ナル方法ヲ速ニ講ゼラレ
ガ必要ト云フコトヲ、此ノ場合一言
ゲテ置キマス。
○末松委員長 樋口君、質問順序ニ依ル
間ガマダアリマス。
○樋口委員 後デモ宜シウゴザイマス
○末松委員長 簡單ナラバ此ノ點付
シマヒタイト思ヒマスガ、ソレデハ樋
君ニ願ヒマス。
○樋口委員 檢査ノコトハ大體同ジヤウ
コトデスガ、只今吉植君ノ質問ニ對スル

答辯ノ中ニ、手數料ハ從來希望檢査デア
ル所ニハ徵收セズ積リデアルト云フヤウニ
キマシタガ、私ノ方ノ愛知縣アタリハ強
制檢査デゴザイマス、而モ手數料ハ強
居ラヌノデアリマス、斯ウ云フ場合ハ
云フコトニナリマス。
○土屋政府委員 私方先刻吉植委員ニ御
辨申上ゲタコトヲ、モウ一遍繰返シ申上
ゲテ置キマスガ、手數料ハ檢査ヲヤリ
レバ徵收スルノデアリマス、ソレデ徵收
シマス。然レモ、小作米ニ付キマシテハ
主ガ負擔スルヤウニ指導シテ行キタイ
フ風ニ考ヘテ居リマス、希望檢査ニ付
コトヲ申上ゲマシタノハ、手數料ノ問題
デゴザイマス。檢査ヲスルカシナイカ
フコトヲ申上ゲタノデアリマス、普通
於テハ現在デモ小作米ト雖モ生産檢査
ヲテ居リマス、例ヘバ愛知縣ノ如ク左
今後モ引續キ檢査ヲ致シマス、所ガ少
チイマス。然レモ、若干ノ縣ニ依リマ
移轉檢査ヲヤリマシテ、生産檢査ヲ
居ラヌ縣ガアルノデアリマス、斯様ナ
直ニ今回ノ檢査ヲ施行致シマス、小作
ニ付テ檢査ヲヤツテ居ラヌ縣デアリ
ラ、從來ノ慣行ヲ直ニ變更致シマス
檢査ヲ來シマスガ、ソコデ先刻申上
タヤウナ用意ヲ致シマシテ、檢査ヲ
ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマ
ドウソノ點ヲ問達ナイヤウニ御願
イ、ソレカラ愛知縣ノヤウナ所デ、今日
産檢査ノ手數料ヲ取ツテ居ラヌ縣ガ
致シマスレバ、今回ハ取ルコトナ
カラ、ソコデ左様ナ縣ニ於キマシ
ハ、是ハ地主ガ負擔スルヤウニ指導
ト考ヘテ居リマス。

○樋口委員 一體局長ノ今ノ御答辯ハ、實
際地主ト云フモノハ檢査ノ爲ニ何モ出シ
居ラヌト云フ風ニアタ方ハ思フケレド
モ、獎勵米トシテ一升ニ兩シテ居ル、正
當ニ言ハバ檢査ヲ受ケル者ガ出スト云フ
トガ當然デアル、其ノ代リニ等級ニ依
一升トカ二升トカ云フ獎勵米ヲ出シテ
マスガ、此ノ獎勵米ハ檢査スルカドウカ
ヒマス。
○土屋政府委員 獎勵米ハ檢査スルコ
トニ關シテ獎勵米ノ現在ナイ所ハ新
ニ獎勵米ヲ設ケテ、檢査ヲスル考
リマス、獎勵米ヲ出シタ上ニ更ニ檢査
料ヲ地主ガ負擔スルノデハ、地主ノ負擔
重過ギルデハナイカ、斯ウ云フ御
御質問ヲラウト思ヒマスガ、先刻申
タヤウニ檢査ヲ致シマス、殊ニ米ノ
ノ公定セラレマシタ今日デハ、日々相當
ノ費使ヲ費レマシテ、地主トシテハ相當
ガゴザイマスガ、能ク認テラナ
今ノヤウナ點ヲ納メシテ呉レラウト考
ヘテ居リマス。
○樋口委員 地主ガ非常ナ利益ヲ得ル
ハレマスガ、大體此ノ利益ヲ得ル者ハ米
ゴザイマス、強ヒテ手數料ヲ取ラバ
屋カラ取ルト云フコトナラバ宜イガ、地
向テハ獎勵米ヲ出セ、手數料ヲ取
ト云フコトガ、理窟カラ言フテア
方規定スルコトガ出來マスガ、蓋モ希望
テ受ケタモノチヤナイ、必ズ受ケセ
レト云フ譯デアテ居ル譯デアリ
マス、之ヲ希望檢査ヲ一ツア
置カレテ、希望檢査ヲ二ツ建
ラレラバ、ソレハ宜シイ、若シ
檢査ヲ要求スルト云フナラバハ獎勵

セ、手數料ヲ出セザイガ、地主モ好
生産者モ好マス所ノモノヲ、縣ガ
ヤラセテ、獎勵米ハ出サセ、檢
料ハ出サセ、ソナ不正ナコト
ウナコトニ、ナゼ國營檢査ヲ引
カ、是程難デ厄介物ニセラレ
ナイ、縣會ノ度毎ニ此ノ問題
ハナイデハアリマスガ、ソレ
省ニ言フテヤル、米局長ハ何
ラズ、唯檢査場アタリノ人
イデ居ラテ、如何ニ農民ガ
ンデ居ルカト云フコトヲ知
建時代カラ農業ト云フモノ
ル、オ上ノ威勢ニ壓服セラレ
入りニナラテ居ル、是ハ農民
泌ミ込シテ居ル、子カラ孫ニ傳
今日ニ至ルマデオ上ノ言フ
ラシテ居ルガケデアル、何故
ニナルト云フコトデ、ア
スカ、地主ノ何處ニ利益ニ
二升開クテ二十錢ト三錢高
テ、何處ニ地主ノ利益ガアル
ト云フコトヲ何モコソナ
ナイ、唯役人ニ仕事ヲ遣ラ
ソレダテ足ラズデ檢査モスル、
ノ檢査モスル、唯檢査モスル、
モスル、或レモ檢査モスル、
マスカ、ソレ程ニモ農家ト
調ニ疎イモノハナイノ
モ知ラス者ヲ其本ニシ
ル、ソレデ今各府縣デヤ
ト云フモノハ何ヤウデ
デモ何ヤウ檢査スルカ、色々
方檢査ノ費用、査査員ニ見
ラバ、斯ウヤウテ居ルウチニ

入ツテ居ルナラバ話ヲシテ居
ミ出セル、檢査員ガ日程
在ラシテモ、小作ナ檢査
其ノ檢査員ガ檢査ニ來
ヲ言フテ馬鹿ニスル、コ
モ出セ、手數料モ出セ
壓制ナコトヲスルヤウ
サルト云フコトデス、サ
スカ、此ノ檢査制度ノ
○岡田政府委員 色々御話アリ
沟ニ御尤モナ點モ多
チリナガラ併シ幾度カ御
ナ次第デアリマシテ、又御
ニモ參リマセヌノデ、何
ノヤウナ檢査ヲスルコト
理窟ヲ申上ゲルノデア
ノデアリマス、若シ假
ノハ米屋ガカラト云フ
料ヲ取ツテ檢査ヲ致シ
承知ノ如ク轉檢査ヲ致
ノ價格ヲソレダケ低
ゲルト云フコトニナ
云フ譯デアリマスガ、
ラ取ルト云フ譯ニモ參
ラシテ檢査ナキ點トシ
料ヲ徵收スルト云フコト
シテモ是非ナイコト

勿論ソレハ御話ノ如ク、サウ云フ込入ツク事情モアルカラシテ、手數料ノ如キハ撤廢シテシマツタラ宜イデハナイカ、全ク是ハ國家ノ産業政策カラヤツテ居ルコトデアリマスカラ、僅カナモノデアルカラ國ガ負擔ヲセヨト云フコトナラバ、十分ノ理窟ガアルト思ヒマス、併シハ初メ手數料ノ點ニ於テ申上ゲマシテ、サウ云フ理窟モアリマスケレドモ、兎ニ角今マデ相當程度ノ手數料ヲ取ツテ居ツタコトデアリマスシ、又財政上ノ關係カラ致シマスシモ、ドウモ中々簡單ニ國ガ負擔スルト云フコトニハ參ラナカウタ事情ガアリマスノデ、差當ツテノ場合ニ於テ、兎ニ角手數料ヲ取ルコトノ已ムヲ得ナイ状態ニアルデアリマシテ、是等ノコトハモウ繰返シ申上ゲル必要ハナイコトデアルト思ヒマスガ、段々御話デゴザイマスカラ、以上ノ次第ヲ申上ゲテ置キマス、又最後ニ小作米ニ對シテ何カ地主カラ取ラセル、サウ云フ規則ガ出來ルカドウカト云フ御問デアツタヤウデアリマス、是ハ御尤モデアリマシテ、規則ノ上カラ地主ガ負擔スルト云フ譯ニモ參リマス、主ガ負擔ノ手段ト申シマセウカ、指導ノ方針ト致シマシテ、小作人ト云フモノノ立場ガ中々是ハ困難ナ立場ニアリマスノデ、隨テ此ノ程度ノモノハ出來得ルモノナラバ、地主ガ負擔シテヤルヤウニ、獎勵的ニ之ヲヤウテ行キタイ、ソレカラ又地主ハ御話ノ如ク獎勵米モ一面ニハ與レテ居ルコトデアリマスシ、更ニ手數料モ負擔スルノダト云フコトニナリマス、如何ニモ地主ハアレモ是モト云フコトニ考ヘラレマセウ、サリナガラ手數料ノ額ニ於テモドチヲ申上セ

コチラノ地主ハ僅カノ手數料ノ五十錢ヤハ十錢ヲ理窟言ツテ出サス、ト云フコトガ、是ガ因ヲ成シテ、小作等議ニナツテ來ルモノデアル、ソレデ愛知縣ノ如キハ之ヲ撤廢シテ居ルノデス、小作人ノ方ハ決シテコンナ獎勵米ナド欲シガリハ致シマセ、ソレデ手數料ヲ出セト云フハ、ソナナ檢査ハ受ケマセスカラ、希望檢査ト生産檢査ト二ツニシテ、希望檢査ヲ受ケタ者ハ手數料ヲ出スト云フコトニシテモ、ソナナ手數料ヲ出シテマデ檢査ヲ受ケル者ハナイカラ、強制檢査トシテ、縣令デ轉ツテ何デモカンデモ受ケナケレバ、縣令デ轉ツテ何デモカンデモ受ケナケレバ、小作人ノ方デモ受ケル、受ケルト、ソコデ小作人ノ方デモ受ケル、受ケルト、下良ケレバ獎勵米ヲ五合カ一升賣ヘルガ、下手ヲスルト則チ取ラセラルヤウニナツテ居ル、四等以下ニナレバ五合持ツテ行カナケレバナラス、是ハチヤント小作等議等ノ中ニ書イテアル、此ノ間モ爭議ノ起ツタ時ニ、裁判所デハサウ云フコトノ決定ガアツタ、裁制以下ハ五合ノ罰米、等外米ハ一升、一四等以下ハ五合ノ罰米、等外米ハ一升、トニナツテ居ルノデゴザイマス、洵ニ是等カラ見ルト僅カ五錢トカ三錢トカ云フ手數料ヲ出サスカガ、村ノ地主小作人ニ於ケル種々ナル爭ノ因ヲ成シテ來ルモノデアリ、ソレデ愛知縣デハ之ヲ撤廢シタノデゴザイマス、豫算約十萬圓、其ノ後デアツタラウト思ヒマスガ、十萬圓ノ金モ少イトハ思ヒマセマス、ソナナコトガ原因トナツテ是非小作問題ナドヲ起シテ、地主小作人モ非常ナ損害ヲ受ケルコトヲ考ヘテ見ルト、是、縣デ負擔シテ置イタル方ガ宜イト云フノデ、之ヲ縣デ持ツテ居ルノデゴザイマス、サウ云フ意味合ガアリマスカラ、地主ヲ説付

ハ御尤モデアリマス、多種シテ行ケル所ハソレデ宜イガ、瘦地デハ如何ニ肥料ヲ施シタ所デ、ソナナニ種レルモノデハナイ、ケレドモ澤山獲レヌ代リニ味ノ良イ米ガ獲レルカラ値ガ高ク賣レル、ソコデ量一本デ行カレラバ、此ノ點ヲ政府ハ如何ニシテ調節シテ行カレラ御考デアルカ、此ノ點ヲ御伺シタイ、(同感ト呼フ者アリ)

○土屋政府委員 檢査ノ標準ハ質力量カト云フ御質問デアリマスガ、是ハ法律ノ第一條ニ書イテアリマス通リ種別、品位、量目、包裝ノ四點ニ付テ、檢査ヲ行フノデゴザイマシテ、決シテ量ダケニ付テヤルノデハナイデアリマス、大臣ノ此ノ御答辯モ速記録ニ依リマス、此ノ檢査ニ付テハ質ニ依ル力量ニ依ルカト云フ問題ニ付キマシテハ、是亦御説ノ通りデアリマス、質ト量トノ兩方ノ點ニ付テ是亦十分ニ研究ヲ致シマシテ、其ノ片寄リ、ソレニ依ツテ其ノ檢査ノ不正ニ陥ルヤウナコトノナイヤウニシナケレバナラスト考ヘテ居リマス、斯様ニ御答辯ニ相成ツテ居リマス、私共モ量ダケデ檢査スル考ハ持つテ居リマセ、ヤハリ良イ米ハ良イ米ニ、一等米ハ一等米ニ檢査スル考デアリマス

○土屋政府委員 一體質ト云フトドウ云フコトヲ質ト云フノデアリマス

○土屋政府委員 品質ト申シマス、充實ノ程度デアリマス、ソレカラ薄ノ深淺デゴザイマス、ソレカラ厚ノ薄イ、ソレカラ粒ノ整否、食味ト云ツタヤウナモノヲ綜合致シマシテ、判斷致シマシテ利用價値ヲ品質ト考ヘテ居リマス

○土屋委員 ソレハ量ヲ基礎トシタル所ノ品質デゴザイマス、私ノ言フ品質ハ土質ニ

依ツテ違フ品質所謂味デゴザイマス、米ハ食物デアリマス、其ノ土地ニ持ツテ生レテ來タ米デアリマス、此ノ米ノ旨イ、不味イト云フノデ、値段ガ違フノハ當然デゴザイマス、ソレヲ唯調整ノ乾燥ノ満々糖ノ多イトカ少イトカ云フコトハ、量ヲ基礎トシタル所ノ品質デアツテ、私共ノ聽クノハソナナモノデアリ、土質ニ依ツテ違ツテ來ル所ノ質デアル、此ノ點ハドウ云フ風ニ御考ニナリマス

○土屋政府委員 私共品質ト云フ中ニハ、食味ト云フコトハ勿論考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ米ノ品種トソレカラ土質ト結付キマシテ、サウシテ地方デ出來タ何ト云フ米ナラ旨イ米ダト云フヤウナコトハ、自分分ツテ居ルノデアリマス、ソレハ、ヤハリ品質ノ等級ヲ付ケル一ツノ重大ナ標準ニナルノデアリマスガ、詳細ナコトハ委員長ノ許可ヲ得マシテ、説明員カラ申上ゲマス

○養說明員 檢査ニ依ツテ等級ヲ付ケマスノハ、品位ト云フモノヲ基ニスル譯デアリマス、品位ノ一ツノ部分トシテ品質ト云フモノヲ見テ行ク譯デアリマス、御話ノ通り品質ニハ食味ト云フモノガ近年非常ニヤカマシタ言ハレテ居リマス、ソレデ是ハ御言葉ノ通りデアリマシテ、米ノ出來マスル土地、其ノ土質ニ依ツテ違フテ參リマス、栽培サレル品種ニ依ツテ違フテ參リマス、食味ガ善イカ悪イカト云フコトハ熱線シテ檢査員デアリマス、米ノ色澤其ノ他ニ依ツテ或ル程度差別ガ出來ルノデアリマス、場合ニ依リマス、玄米其ノモノニ依ツテ

殊ノ地帯ニ對シテ、特殊ノ品種デ以テ食味ガ良好デアリ、非常ニ堅實ガ高イト云フモノハ、多クノ場合檢査ニ於キマシテハ、特殊ノ銘柄ヲ立テテ、産地銘柄又ハ品種銘柄ニ依ツテ區別ヲシテ居ルノデアリマス、銘柄ニ依リマシテ銘柄格差ガソコニ生レテ來ル、斯ウ云フ譯デアリマス、國營檢査ニナリマシテモ、全然産地或ハ品種ニ依ル銘柄ヲナクナシテマフ譯デアリマス、或ル程度整理サレルヤウな場合モアリマセウガ、必要ナ限リニ於テハ、産地若タ銘柄ノ表示ニ依リマシテ良質ノ米ヲ區別シテ居ル、斯ウ云フコトニ致シタイト考ヘテ居リマス

○土屋委員 アナタ方ハドウモ實際ヲヤツテ見エナイト思フデアリマス、御答辯ヲ聽イテモ仕方ガナイト思ヒマスガ、私ノ言フノハ土質ヲ言フノデアリマス、例ハ私ノ方デ云フト海部、西春日井、斯ウ云フ西ノ方ノ沖積層デ出來タ所ノ米デアリマス、是ハ土質ガ米會川流域ノ沈澱土ヲ持つテ居テ、非常ニ堅實レ、其ノ代リ米ノ質ハ最モ不味イ、是ハ何人ガ食ツテ見テモ直ダ分ル、更ニ山手ニ付イタ所ノ米、是等ハドウ云フ者ガ食ツテ見テ直ダ分ル、ソノミナラズ其ノ又山手ニ入ツタ所ニモ種々アルノデアリマス、決シテ一定シテ居リマセ、現在我國ノ土地ト云フモノガソナナ均等レテ居ル土地デアリマセ、皆爾ニ依ツテ違フ、其ダシイノハ田毎ニ違フテ居ル、ダカラ澤ヤ川縁ニ隨イテ行ツタ所デ、全ク旨イ米ノ種レト云フノハ、同ジ川ノ縁デモ、限ラレテ居ル、アナタノ方デ標準ヲ立テテ居ルト云フコトハ、何ヲ以テ立テテ居ルカ、銘柄デハイカスノデアリマス、同ジモノヲ作

ケレバ、三錢十五錢ノモノハ出スダラウト云フヤウな簡單ナコトデハイカス、出サセルモノハ規則デビシツト出サセル、サウシマシタナラバ、獎勵米ノ方ハ取ラナイヤウニシテ賞ハナケレバ、モウ一ツ進ンデ言フナラバ、希望檢査ニシテ置イテ賞ハナケレバ、生産者ガ檢査ヲ受ケテ出スト云フコトニシテ賞ハナケレバ、其ノ外ハ今ノ生産檢査一本ニシテ置ケバ宜イ、サウシテ希望檢査ヲ受ケタ者カラ檢査手數料ヲ取ルノハ、是ハ理窟デアル、法律ヲ以テ強制シテ置イテ、據グト云フモノヲ無理ニ檢査シテ檢査手數料ヲ取ル、サウシテ是ガ農業者ノ利益ヲ増進スルト云フハ、此ノコトハ、全ク角ヲ矯メテ牛ヲ殺ストハ此ノコトデゴザイマス、ソコデモウ一ツ御尋ネシマスガ、ソレハ本會ニ於キマシテ大臣ハ委員會ニ於テ詳細ニ答辯スルト云フハ、檢査ノ標準ハ質力量カト云フコトデアリマス、御答辯ハ無論ニハ量ダケアルノダト云フハ、ヤウニ聽キマシタガ、兎ニ角時間モナイコトガカラ簡略ナ御答辯デアツタ、ソコデ今日量一本デ檢査ヲサレルト致シマス、御承知ノ如ク山手ニ掛ツタ所ノ總テ瘦セタ土地デゴザイマシテ、澤山ノ米ハ獲レヌ、澤山ハ獲レヌ代リニ非常ニ味ガ良クテ新米ニナルトカ、或ハ其ノ他ノ高級米トシテ高ク賣レル米ガ獲レル、ダカラ少ク獲レマシテモソコデ調節ガ取レテ居ル、今此處ニ屬ラレル内務委員ノ附近ヲ見マス、米ハ澤山獲レケレドモ、量ガマズイ、私ノ方ハ山手ニ附イタ所デ、量ハ餘リ獲レヌケレドモ、味ハ非常ニ旨イ、所ニ依ツテ斯ウ云フ差ガアル、ソレヲ今日デハ多種增收ト云フコトヲ以テ、我方食糧政策ノ根本トシテ居ル、是

○**森田委員** 検査ノ標準ハ御話ノ通り一本ニ立テ検査ヲ致スノデアリマス、其ノ検査ニ當リマシテ、或ル程度ノコトハ検査員ニ於テ米其ノモノヲ見マシテ、品質ノ良否ニ依ツテ等級ヲ判断致シマス、或ル場合ニハ御話ノ通り米其ノモノニ依ツテ判断ガ付キ兼スル場合モアルノデアリマス、隨ヒマシテ特ニ良質ノ米ヲ産シマスル場合ニ於キマシテハ、其ノ生産ノ地帯ニ依リマシテ産地ノ銘柄、又品種ニ依リマシテ、品種銘柄ヲ別ニ立テテ參ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、併シ産地銘柄ニナリマス、御言葉ノ通り非常ニ産地ノ土質ト云フモノガ區々デアリマス爲ニ、徹底的ニ細カク産地ニ依リ銘柄ヲ決メルト云フコトハ、實際ニ困難デアリマス、可ナリ大キナ地帯特ニ米ニ特質ヲ持ツク場合ニ、其ノ産地銘柄ヲ附スル、斯ウ云フ實情ニナツテ居ルノデアリマス、極端ニ申シマス、昨一本越シマシテ、田圃ニ依ツテ土質ガ違ヒマスシ、米ノ品質ガ違フト云フコトハ御話ノ通りダト思ヒマス、左様ニ細カク徹底シテ區別ハ、此ノ検査ニ於テハ、府縣ニ於テヤリマスニシテモ、國ニ於テヤリマスニシテモ困難デアリマス、或ル程度ニテ地帯ニ良質ノ産地ガアルト云フコトニナリマスレバ、之ヲ産地銘柄ヲ以テ區別スルコトガ或ル程度出ル來ル、斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス

○**樋口委員** 産地銘柄ト云フ、ドノ位ノ範圍ヲ言フノデスカ

○**森田委員** 是ハ一概ニ申上ゲラレナイノデアリマス、大キイ場合ニ於キマシテハ昔ノ國ニ依ツテ、一ツノ縣ニ二國三國アリマスヤウナ工合ニ、國ノ區域ニ産地銘柄ヲ立テテ居ル場合モアリマス、或ハ同ジ土質、

同ジ生産状態ニアリマス二三ノ郡ヲ取リマシテ、一ツノ産地銘柄ニ致シテ居ル場合モアリマス、小サイ場合ハ郡或ハ郡ノ一部、是ハ米ノ生産状態ニ依リマシテ、現在大小色々ニナツテ居ル實情デゴザイマス

○**樋口委員** ソンナ國大別シテヤルトカ、縣デ行クトカ云フヤウナ産地銘柄ナラ尙更言フマデモナイコトデ、其ノ中ニ不公平ガ起ツテ居ルノデ、イカスト云フノデアリ、國ト云ツテモ縣ト云ツテモ、田毎ニ遠フモノデアリマス、滋養米トカ三重縣米ト云フモノ三重縣米ノ中ニモ非常ニ優秀ガアル、多額増收セル所ノモノヲ標準米トシテヤラレタノハ堪ヅタモノデハナイ、私ガ實トハ何ゾヤト云フノハソレナノデス、アナタ方ノ言ハレルノハ、所謂白米ノ量ノ餘計種レルモノ、是ヨリ他ニ何モノイ、只今銘柄ニ依ツテヤル、或ハ又サウ云フ美味イ特質ヲ持ツタモノハ検査員ガ見レバ分ルト仰セラレタ、然ラバソレニドウ云フ印シヲ附シマスカ、マツイ米デモ乾燥調整、依テ良ク合格スレバ一等米、二等米ト云フコトニナル、ソレヲ混合シテ依テデドウシテ分リマスカ、是ハ特質ノモノデアルカラ二等ニ屬スルト云フ、ソナコトデハ、生産者ハ何等特別ナル利益ハ受ケテ居ラヌ、假ニ検査員ガ見テ等級ヲ分ルコト言ツテモ、向フ二等ヨリ此處ノ二等高イト言フノナラバ宜シイ、共同販賣同ジ二等一本販賣時ニハ、ドウシテ此ノ人ノ利益ガ保障セラレマスカ、之ヲ没却シテシマツテ、ナリ易イ方法ヲ執ツテ居ル、以前ノ検査ハサウ云フモノデハナイ、内藤君ガ言ハレルヤウニ、誰某ノ何處ノ田デ出來タモノト、

チヤント書イテアル、ソコデ、山手ノ特質ノアル優良米ハ、高級米デ賣レテ居ツタ、ソレヲ今日ハ多額増收ト云フコトヲ言ツテ居ルガ、ソレハ机上ノ空論、結局米ハ實ルケレドモ、ドンナ田デ出來ルカ、田モ知ラナケレバ、土質モ知ラズ、ソレヲ一本ノモノデヤラレタ時ニハ堪ヅタモノデナイ、ソレヲ私ハ聽イテ居ルノデス、只今農務局長サンハ、實ト量デヤルト云ハレタガ、ソレガ實ト量ト一本ノ標準デドウシテ出來マスカ、ソナコトハ出來ベキコトデナイ、又今説明ノ方ハ、検査員ガ別スルト云ハレルガ、ソレナラバナゼ特定ナ「マーケ」ノ之ニ貼ラナイカ、ソナコトハ此處デノ辨解ニ過ギナイコトデアルト思フ、私共ハ實地ニ就イテ知ツテ居ルガ農業者庫ニ持ツテ行ツト時ニ、是ハ米實ノ美味イ一等米ダト云フコトガドウシテ分リマスカ、ソコデ米屋ノ方ハ之ヲ混ゼル、サウセスコトニハ米ノ味ガ出ス、唯一等米ダケ寄セテ美味イカト云フ、決シテサウハ行カス、乾燥ガ過ギルトマツクナル、軟質米ノ方ガ美味イ、ソレダカラ色々ト混ゼナケレバナラヌ、此ノ検査ヲ始メテカラサウ云フコトガ起ツテ來タ、米屋デ色々ト混ゼルト云フヤウナコトハ、懸賞検査ガ始マラナイ前ニハナカウタ、佐賀米ナラ佐賀米ト云フコトニナツテ居タ、然ルニ現在ノ検査米ハ何處ノ泥田ノ米デモ乾燥ガ良ク、調整ガ良クレバ二等米、三等米、コチラモ同ジヤウニ二等米、三等米、之ヲ混合シテ賣ツテ銘柄ハ何ダト云フ、是デドウシテ生産者ノ利益ノ公平ナル分配ガ出來マスカ、實ニ多大ナル犧牲ヲ拂ツテ居ル、検査員ニハ何處ノ米ガ美味イカ、實ガドウカ、ソナコトハ分リマス、ソレデ

私ガ本會議デモ申上ゲタ通り、範圍ヲ廣クスレバスル程統一ガ困難ニナル、若シ統一セントスレバ不公平ハ益ヒドクナツテ來ル、我國ハ山地モアリ、海岸近クノ所モアリ、平野モアル、又氣候モ違ツテ居ル、滿洲ヤ亞米利加ナドノ農業ニ付テハ話ニ聽イテ居ルガ、アア云フ大ナル農業國トハ違フ、百姓ハ美味イ米ヲ作ルコトニハ欲得ヲ離レテヤツテ居ル、ソレヲ一定ノ標準ヲ持ツテ來テ四等米ダ、三等米ダト云フ、サウ云フコトガ能ク言ハレタモノガ、サウ云フコトヲ言ハレルカラ、検査員ヲ袋叩キニシタリ、秤デド突イタリシテ居ル、農業者ガソコマデ憤激スルト云フノハ、ヨクノ事情ガアレバコソデス、窮鼠却テ猫ヲ噛ムデ、農學校ヲ卒業シタ來タバカリノ若イ人ニ、粒々辛苦シテ獲ツタ米ヲ賣メラレヨウト思ツテ居ルノニ、煙草ヲ啜ヘテ嘯イタ態度ヲ講釋言ハレタ時ノ心持ハドウデセウカ、百姓ハ商人トハ違フ、我が子供ノヤウニ可愛ガワツ粒々辛苦シテ獲ツタ米、是ハ良イ米ダト云フテ實ヒタイト思ツテ居ルニモ拘ラズ、駄目ダ、ヤリ直セト云フ...

○**末松委員** 樋口君、成ベク質問ノ範圍ニ願ヒマス

○**樋口委員** 今ノ質問ニ於テハドノ程度デ國ハ八ノルト云フ方針デスカ、之ヲモウ一遍ハツキリシテ置キタイ

○**土屋政府委員** 米ノ味ハ千差萬別デアルカラ、ソレヲ検査シナイデハ検査ノ徹底ハ期セラレナイデハナイコト云フヤウナ御趣旨ニ拜シマシタガ、ソレハ私一應御尤モト考ヘル、荷モ食物デアル以上ハ、形狀トカ大キサトカデ等級ヲ決メベキモノデナイ、

味ノ良イ、賣行ノ良イ米ガ一等ニナリ、味ノ惡イ米ガ二等、三等ニナルト云フノハ一應御尤モニ伺フノデアリマスガ、併シ樋口委員ノ御述ノ通り非常ニ千差萬別ノ米ガ八方カラ市場ニ殺到シテ參ルノデアリマスカラ、検査ヲ全然ヤラナイデ自由放任シテ置クナラバ別デゴザイマスガ、茲ニ検査ヲヤラトナレバ、ドウシテモヤハリ或ル程度大量觀察デ共通性質ヲ捉ヘテ検査ヲヤルヨリ外ニナイト思フノデス、品質等ニ付テ、ドウ云フ風ナ方針デアルカト云フコトハ、只今説明員カラ申上ゲマシタ通りデゴザイマス、尙ホ此ノ検査ヲ施行スルニ上テ於テ、検査員ガ農民ノ立場ヲ理解シナイデ、勝手ナ検査ヲサレルヤウナコトハ、改ムベキコトト思ヒマスカラ、サウ云フコトノナイヤウニ、精々指導ニ注意スル積リデ居リマス

○**樋口委員** 只今局長ノ御答辯デゴザイマスガ、私一寸分リマセス、種々雜多ノ米ガ中央トカ都會ニ殺到スル、ソレデ其ノ區別ヲ識別スルニ困難ダ、ソレヲヤラズニ置イタラ商品ノ價值ガ下ル、斯ウ云フ風ニ聞エマシタ、一體懸方強ヒテ検査ヲスルカラサウ云フコトニナル、大量ニ一遍ニ検査ヲヤラフテシマフモノダカラ、サウ云フコトガ起ル、廣イ範圍デヤルニ依ツテ殺到シテ來ル譯ニナル、チヤント傍ノ酒屋トカ、米屋ニ賣ツテ居ルノダカラ、ソナモノハ本人ガ見テ買フノニ、何ノ検査ガ必要デアルカ、直ダ傍ヘ賣ル所ノ米ニハ検査ヲセスト云フナラ宜イ、其ノ米モ...

○**末松委員** 成ベク議論ハ拔キニシテ、質問ノ範圍ヲ逸脱シナイヤウニ御願致シマス

○**樋口委員** ソレデハ局長サン一寸御球

シマスガ、此ノ米ヲ識別スルノニ困ル、此ノ検査ガナカウタラ、商品價值ヲ落スチヤナイコト斯ウ言ハレマスガ、チヤント隣ナラ隣ノ米屋、酒屋ガ買フト云フ風ニ賣買ノ經路ガ明デアラナラバ、之ヲ検査セヌデモ宜イト思フガドウデスカ

○**土屋政府委員** 今日ノ米ノ取引ノ状態カラ見マスト、ヤハリ或ル程度ノ検査ヲ致シマシテ規格ヲ付ケマセスト、取引ニ困難ヲ來シマス

○**樋口委員** チウスルト今ノ品質ト云フモノヲ犧牲ニシテノ御議論デゴザイマス、私共ハ特質ナルモノヲ一特ニ別ナ方面ヘ賣ルト云フ時ニナレバ、市場ノ價值ト云フモノハ論ゼラレスト思フノデゴザイマス、隣ノ酒屋ナラ酒屋ガ、酒造米トシテ其ノ所ノ米ヲ買フトキニ、市場ノ相場ト云フコトニハ、何等關係ナイト思フガドウデスカ

○**土屋政府委員** 度々繰返シテ申上ゲマシタ通り、検査ヲ致シマス際ニ於テハ、ヤハリ品質ヲ考慮致シマシテ、検査ヲ致シテ居ルノデアリマス

○**樋口委員** ソレデハ一體政府ガ肥料ノ検査ヲスルニハ、ドウ云フコトヲヤウテ検査ヲシテ居ラレマスカ

○**土屋政府委員** 實ハ私モ餘リ詳細ク知りマセスカラ、見當外レノ答辯ニナルカモ知レマセスガ、府縣ニ專任ノ検査員ヲ置キマシテ、其ノ検査員ガ始終廻ツテ歩キマシテ、採取検査ヲシテ居ルノデアリマス、サウシテ其ノ肥料ヲ分析シマシテ、保證成分ガアルカナイカト云フコトヲ調べテ、若シ保證成分ガ足ラヌモノニ對シテハ、處分スルト云フ方法ヲ執ツテ居リマス

別ガ難カシイ、先ツ其ノ成分ヲ抽出スルスラモ、素人ハ容易ナモノチヤナイ、縣廳デ設備ヲ持ツテ分析其ノ他セラレレバ分ルガ、之ヲ依毎ニヤウテ買ハスコトニハ、需要者ハ安心シテ行カレスト思フガドウデスカ

○**末松委員** 肥料ノ問題デスカ、關聯質問ト認メテ御許シマス

○**土屋政府委員** 肥料ノ検査ヲ一俵毎ニヤウタ方ガ農民ガ安心スルダラウト云フ御意見ハ、私モ其ノ通りダト思ヒマス、併シソレヲ致シマスニハ、検査員ノ數ヲウント殖ヤシマストカ、色々ノ方面ニ關係ガ多ウゴザイマスカラ、今日ソレガ行ハレテ居ラスノダラウ、今日ノ採取検査ノ程度デ我慢シテ居ルノダラウト思ヒマス

○**樋口委員** 一寸委員長ニ尋ネマスガ、肥料ノコトハ此ノ委員會デ應イテハイケマセスカ

○**末松委員** サウデスカ、關聯シテ居リマスカラ許シタノデスカ、其ノ御質問ナラ簡單ニ願ヒマス

○**樋口委員** 肥料ノ検査ノ方ハ容易ナラヌト云フ御話デアリマスガ、未ハ五俵、十俵ノモノヲ検査シテ廻ラナケレバナラヌガ、肥料ハ製造會社ニ行ケバ、一定ノ所ニ何万俵モアルカラ、簡單ニ検査出來ルト思フ、ソレヲ米ヨリ手數ガ掛ルト言ハレルノハ、ドウ云フ譯デアルカ

○**岡田政府委員** 段々色々ノ御質問デアリマスガ、大分實地ニ長シタ、多年ノ經驗ニ基キマシテ、極メテ結構ノ御意見ヲ聽カセテ戴キマシテ、當局トシテハ十分御意見ノ次第ハ參考ニシタイト思ヒマス、只今ノ肥料ニ

付テノ段々ノお話モ、是モ一應今御答申上ゲタ通りデアリマスガ、ドウモ聽イテ居リマシテ何ト申シマスカ、意見ノ相違トデモ言ヒマセウカ、ドウ云フコトヲ御答シテ宜イカト云フヤウナコトニナツテ參リマスノデ、繰返シノ同ジヤウナコトヲ申上ゲテ居リマスガ、結局ドウ云フコトヲ御問ニナルノカモウ一遍ハツキリ...

○**樋口委員** 検査ノコトニ付テ、肥料ノ検査ニハ莫大ノ人ヲ要スルト云フ、局長サンノ御答ガアツタカラ聽クノデアリマスガ、米ノ検査ハ五俵、十俵ト検査シテ歩カナケレバナラヌケレドモ、肥料ノ方ハ何万モ同ジ會社ニ積ンデアルカラ、米ノ検査ヨリ榮デハナイカト思フ、ソコデモウ一ツハ肥料ノコトデアリマスガ、今日ノヤウニ品物ノ不足ノ時ニハ、肥料ニ付テモ十分検査シテ賣ツタガ宜イト考ヘテ居ルノデアリマス、現ニ斯ウ云フ實例ガアリマス、縣デ指定ヲシ、縣デ監督ヲシテ居ル保稅倉庫、其處カラ出シテ來タ肥料ト云フコトガアリマシテ、私農林省ヘソレヲ二俵程ヤウテ置キマシタガ、ソレニ付テ此ノ間次官ニ御球シタラ、ソレハ民事上ノコトデ、農林省ノ關係デハナイト云フヤウナコトヲ言ハレテ居リマス、一體自己ノ指定シ、監督シテ居ル保稅倉庫カラ出タ肥料ニ、大銀府ナドガ入レテアツテ、其ノ爲ニ鶏ガ死ニ、産卵率ガ減ル、ソレヲ農林省ヘ言ツタラ、ソナコトハナイト云フカラ、現品ヲ二俵農林省ニ送ツタノデスカ、其ノ解決ノ尙未付ケズニ居ル、サウシテ損害賠償ノ訴訟ガ起ツテ居ルノニ、大臣ハ僕ノ方ノ關係チヤナイト云ハレタ、農林省デハ一體何ヲ監督シテ居ラレルノデア

ルカ、此ノ解決ガ付イテ居ルカドウカ承ツテ置キタイ

○岡田政府委員 今御尋ノ件モ私能ク承知致シマセヌノデ、後程調べマシテ御答申上ゲルコトニ致シマス

○長野委員 關聯シテ——只今樋口サンカラ色々御説ヲ拜聴致シタノデアリマスガ、併シ今日ノ日本ノ情勢ト致シマシテハ、ドウシテモ多收穫ヲ目標ニスル外仕方ガナイト考ヘマス、サウスレバ結局餘計ニ穫レル品種ヲ選ブト云フコトニナルノデスガ、ソコデ検査ハ從來ノ府縣ノ標準米ヲ大體基礎ニ致スノデアリマスガ、或ハ九州デアリマズレバ肥前米トカ、豊後米トカ、四國デアリマズレバ佐米トカ云フヤウナ、大體大キナモノヲ標準ニシテ、御検査ナサル御確定デアルカ、其ノ點ヲ一ツ伺ヒタイ

○土屋政府委員 標準米ノ選定ノ方法ニ付テノ御質問ト心得マスガ、御承知ノ通り今日デハ標準米ノ選定ハ、各府縣ニソレソレノ選定委員會ヲ設ケマシテ、其ノ府縣デ府縣産米ヲ處理シテ、縣一圓ノ標準米ヲ立テテ居リマス、尤モ近時ハ農林省ガ指導致シマシテ、全國ヲ數「プロダクト」ニ分ケマシテ、其ノ關係官ガ先ツ集マリマシテ、大體ノ標準ヲ決メテ、ソレニ近イ方法「デソレム」各府縣デ標準米ヲ立テテ居ルノガ實情「ゴザイマス」、今回ノヤリ方ハ、國營検査ニナリマス關係上、從來ノヤウニ各府縣デ「プロダクト」ニ分ケマシテ、全國ヲ數箇ノ申上ゲマスレバ、是ハホンノマダ腹案デ、未定デ「ゴザイマスガ、福岡、佐賀、長崎、大分ヲ一ツノ「プロダクト」ニスル、ソレカラ熊本、宮崎、鹿児島ヲ一ツノ「プロダクト」ニシテ、

サウシテ各府縣ノ關係者ガ集マリマシテ、年々ノ標準米ヲ決メル、斯ウ云フ方法ヲ採リタイト思フテ居リマス

○馬岡委員 先程樋口サンカラ、食味ノ問題デ押問答サレテ居リマシタカラ、私關聯シテ、——品種ト格差デアリマスナラバ、食味ガ加ハラスコトハ當然デアリマスガ、同一品種ノ物デ、地味ノ爲ニ食味ノ變ツテ居ルモノハ、到底検査デハ分ラナイ、併シ現在ノ検査デハ分リマセヌガ、在来ノ自由價格ノ時デアラナラバ、米ノ力ダケ格差ガアツタモノデス、然ルニ現在ノ統制價格ニナリマシタ爲ニ、斯ル米モ殆ド同一價格ニ取引サレマス結果、地方的ニ之ヲ増産シ、之ヲ獎勵シ、非常ニ努力シテ居「タ農林省、酒ヒラレナク「タウ「タコトハ、否ム譯ニ行カナイノデアリマス、其ノ結果米ヲ捨テ、傾他ノ收入ノ多イ農作ニ移リツウアルカノ傾向モ見受ケラレルノデアリマス、是非非常ニ食糧確保ノ上カラ心配サレル問題アル、検査問題トハ別デハアリマスガ、農林省デハ是等ニ對スル對策ハ、何カ御考下スツテ居ルノカドウカ、現在ノ統制價格ノ間ダケハ、必ズ此ノ現象ガ起ルト思フ、自由價格ニナリマスレバ、其ノ力ダケハ必ズ取引サレマスガ、其ノ格差ガ現「レナイ爲ニ、地方的ニ非常ニ打撃ヲ受ケル地方ガアリマス、之ニ對シテ何カ他ノ方法デ之ヲ助成スル點ヲ考方アリマスガ、御尋致シタイノデアリマス、結論トシテハ、殆ド二十年後戻リスル、情勢養成ニナル結果モ見受ケラレマス、此ノ點御尋シタイ

○岡田政府委員 馬岡サンノ御述ニナツタ點ハ、洵ニ私共モ之ヲ注意シテ居ルノデアリマシテ、全ク御話ノヤウナ傾向ナキニシ

モアラズデアリマシテ、中々以テ斯ウ云フコトニナリマスルト、農民カラ見レバ極メテ爾ヒラレザル關係モ起ツテ参リマセウ、検査等ヲ折角ヤワテモ、サウバリ是ガ何ノ爲カ分ラヌト云フコトニナルノデアリマス、併シ是ハ考ヘテ見レバ、時局下ニ於ケル一種ノ變態ナ現象デアルトモ言ヘルノダト思ヒマス、デアリマスガ、如何ニ變態ノ現象デアラバトテ、斯ウ云フ傾向ガアルニ際シテハ、段々之ニ順應シテ政策モ考ヘナケラズ留意致シテ居ルノデアリマシテ、例ヘバ先刻來白米ノ検査ニ付テ考ヘヨト云フ問題モ、畢竟之ニ伴ツテ起クテ來ル問題デアラウト思ヒマス、色々オ意味ニ於テ、時代順應ノ政策ヲ考ヘナケラレバナラヌト思フテ居リマス、勿論斯ウ云フヤウニ致シマスルト、米ノ如キ手ノ掛ルモノガ、更ニ之ヲ検査マデ受ケルト云フコトニナリマス、米ノ増産ヲ害スルコトニナリハセヌカ、是モ亦同様ニ注意スベキ問題デアラウト思ヒマス、併シ此ノ點ニ付キマシテハ、或ハ農業報國運動ト云フヤウナ名目ノ下ニ、時局ニ對スル自覺ヲ起ヘテ、一段ト國民ノ奉公的精神ニ依ツテモ、増産ノ爲ニ働イテ居

ト云フヤウナコトニ、精神的ニハ致シテ居リマス、又他面ニ於テハ、豫算其ノ他ニ付テ總テ御承知ノ通りデス、兎ニ角米ニ對シマシテモ、努メテ各種ノ助長政策ヲ行ヒマシテ、是ガ増産ニ對スル色々ナ政策ヲ行フテ居ル譯デアリマシテ、之ヲ自然ニ設置スレバ、動モスレバ嫌ナ結果ヲ生ズルノデアリマスカラ、サウ云フ結果ノ起ラナイヤウニ、萬般ノ策ヲ講ジテ居ルヤウナ次第デアリマス、御指摘ノ注意スベキ點ニ付キマシ

テハ、全ク同感デアリマス、是ダケノコトヲ申上ゲテ置キマス

○末松委員長 大會ノ開會日時ハ公報ヲ以テ御通知致シマスガ大體月曜ノ午後一時カラ開會スル豫定デアリマスカラ、御参考マデニ其ノコトヲ申上ゲマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十分散會

モソレハ乾燥第一トシテ貯蔵ニ堪ヘルト云フコト十分考ヘナケレバナラスト思ヒマスガ、サウ云フヤウニシテヤツタ方ガ今日ノ米ノ消費情勢カラ見マシテ、最も適切妥當ナルコトデアルト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付テノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○岡田政府委員 只今御述ニナリマシタ點ハ色々重要ト事柄ト承リマス、殊ニ後段御述ニナリマシタ乾燥本位デ合格非合格ノ二等級テ處断スルト云フヤウナ、時代順應ノ政策ヲカドカ、其ノ御意見ニ對シマシテハ當局トシマシテモ必ズシモ考ヘナイ問題デアリマス、餘リ今日ノ米穀事情ガ變調デアリマスカラ、確ニ此ノ時代即應ノ政策ヲ要スルト云フコトヲ考ヘマシテ、御話ノヤウナ點ニ付テモ色々考査中デアアルノデアリマス、サリナガラ一舉ニ時代ノ變調ニ應ジテ、検査ト云フヤウナ根本ノ問題ヲ杜撰ニスルト云フコトモ亦考ヘナケレバナラナイコトデアリマス、急激ナ變化ヲ斷行スルト云フコトモ慎重ニ考ヘナケレバナラヌコトデアリマス、實ニ方法ニ付テハ必ズシモ御意ノ如ク行キ得ルコト十分マセヌガ、左様ナ方向ニ向フテ深甚ナ考慮ヲ要シ、研究ヲ必要トスルト云フコトニ付テハ全ク同感デアリマシテ、御説ニ對シマシテハ啓蒙ヲ受ケルコトモ少クナイノデアリマスカラ、十分之ヲ斟酌シテ考ヘタイト思ヒマス

是モ全ク御話ノ通りデアリマス、此ノ點ハ斯ウ云フ御質問モ展、アリマシテ、種々ノ機會ニ於テ之ニ對シマシテハ當局ノ考モ申シテ居ツタデアリマス、當局ノ考トシマシテハ、今日ノ非常ニ變態極ツタ現狀ニ對シマシテハ、勿論深甚ナ注意ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、一ツノ考トシマシテハ、白米ノ賣價其ノモノニ對シマシテモ相當ニ適當ナ賣價ヲ必要トスルト考ヘテ居リマス、デアリマス、米價ノ暴落ヲ防グテモ、米價ノ暴落ハ不合理デモアリマシテ、モウ一步進ンデ言フナラバ不都合デアリマス、況ヤ今申上ゲマスヤウナ意味ニ於テ色々影響スル所ガアリマスカラ、適當ニ等級其ノ他ノ鑑別ヲ立テマシテ、合理的ナ處置ヲ講ジナケレバナラヌコト云フコトハ、豫テ申上ゲタ通り目下考ヘツツアル問題デアリマス、隨テサウ云フ問題モ一ツ是正シナケレバナリマセヌ、是正スルトニ依ツテ、併セテ支米検査等ニ關スル考モ持タナケレバナリマセヌ、何レニシマシテモ、是等ノ問題ハ目下何レモ考査中デアリマスカラ、向去實施ニ當リマシテハ十分御意見ノ點ヲ採入レマシテ考慮スルトニ致シタイト思ヒマス

○森委員 非常時ニハ非常時ノ對策ガ必要デアリマス、今マデノ慣例トカ慣習トカ云フヤウナコトハ、斯ウ云フ場合ニハ破ツテ行カナケレバナラヌコト思ヒマス、先程申シマシタヤウニドウカシテ美味シイ米ヲ食ベテ賞ヒタイ、此ノ氣持デ農産物ヲ努力シテ參リマシタ、北陸ノ方ヲ旅行シマスト、汽車ノ排當ニ、是ハ庄内米デアルト云フコトヲ書イテアル、是ハ斯ウ云フ土地ノ米デア

セラレルコトガ宜イノデハナイカト考ヘルノデアリマス、ソレカラ次ニ御導致シタイコトハ、各府縣ノ検査手数料ガドウ云フ風ニナツテ居リマス、是ハ各府縣トモ區々デアラウト思ヒマス、今同ノ法律ニ於キマシテハ六錢、四錢、三錢ノ三段ニナツテ居リマスガ、各府縣ニ於キマシテハ三錢ノ所モアリ、四錢ノ所モアリ、五錢ノ所モアリ、又無料ノ所モアル……

リマシタ通り、昨日モ一昨日モ大分澤山ノ質問ガアリマシタ、サウ云フ次第デアリマスカラ、種々テ概略ヲ申シテ置キマス、茲テ検査手数料徴收ノ關係コトナラ致シタコトナリデアリマス、又色々ノ米穀事情カラ考ヘテ見マシテ、御話ノ如クイワソ出来ルモノナラハハ廣メニシタイト感ジテ居リマス、併シ今同ノ之ヲ實施スルニ付キマシテハ、兎ニモ角ニモ從來之ヲ徴收シテ居ルコトデモアリマス、又種々ノ意味ニ於テ必ズシモ負擔ニ堪ヘザル程ノモノデモナカラウト思ヒマス、勿論最後ノ理由トシマシテハ財政上ノ理由モアリマシテ、アレ是レノ事情ニ依ツテ、取敢ズ此ノ検査手数料ヲ取ルノ已ムナキ狀態ニナツテ居ルノデアリマス、事柄ハ固ヨリ已ムヲ得ナイト云フヤウナコトデアリマスガ、向去之ヲ將來ニ於キマシテハ、十分財政事情其ノ他ヲ斟酌致シマシテ、考慮スルトニ致シタイト思フノデアリマス、是ダケノ事情ヲ一ツ御承テ御ヒタイト思ヒマス

○森委員 昨日出席シナカッタ爲ニ、重テ質問致シマシテ恐縮デス、財政上ノ都合ト云フコトデスガ、百億ノ豫算カラ見レバ僅カナ金デアリマス、食糧政策ノ重大ナルコトヲ考ヘテ見マシテ、當然コンナモノハ國家ガ負擔シテ宜イコトト思ヒマス、是ハ私ノ意見デアリマス

○森委員 現在生産検査ヲヤツテ居リマスノハ、各生産者ノ庭先ニ於テヤツテ居リマス、又産業組合ノ倉庫ニ入レマス場合ニ於テ、一ハ府縣ニ依ツテ無遠慮ヒマスガ、検査ヲシテ居ルノデアリマス、今後國營ニナリマシタ場合ニ、検査ハ庭先ニ検査スルト云フ方針ニ依ツテレバ、庭先ニ検査スルヨリ今同ノ生産者ノ庭先ニ一時ニ行ハレルノデアリマスカラ、檢程便利デアリマスガ、ドウ云フ風ニオナリニナルノデアリマス、又現在各府縣ニ居リマス生産検査員

ハ、當分ノ間ハ勿論之ヲ任用サレルコトト思ヒマス、所ガ米ノミナラズ、麥或ハ其ノ他各種ト云フヤウナ検査ノ件用シテ居リマス府縣ニ於キマシテハ、大體通年ノ二事業ガアリマス、同ジ府縣ニ於テモ米ダケノ生産地方ニ於テハ非常ニ暇ナデアリマス、通年ノ二仕事ガナイ、斯ウ云フ場合ニ於テノ検査員ニ對スル手當報酬ト云フコトハ、現在各府縣ニ於テ檢査ヲ行フデアアルノデアリマス、此ノ檢査員ヲ待遇スル方法、或ハ其ノ忙シイ時、閑ナ時ト云フコトニ付テ御考ガアルノデアリカ、是ガ實施ノ場合ニ於テ檢程問題トナルト考ヘルノデアリマス、此ノ事務ノコトヲ承リタイ

次ニ御導致シタイコトハ、今日ハ大體ニ是テ米ノ標準ヲ定メルノニ係リマシテ、テ居ルノデアリマス、是ハ色々ノ事情カラ所量取引ニシタラドカ、白米ハ所量取引ヲテ居ルノニ、玄米ハ何ノ何ヲ取引ヲテ居ル、ソレヲ精白シテ白米ニスルト、キロレ取引スル、其ニ生産者ノ不利益

ガアル、錯誤ガ起フテ來ルノデアリマス、各府縣ニ米穀ノ取引ガ起ワタト云フコト、各府縣ノ警察ガ相當大體モヤツテ居ル實情モ開イテ居リマス、是ハ極目ト斤量トノ取引ニ非常ニヤコシイ所ガアル、一俵ニ四斗何升入レル、ソレハ何目デアアル、所ガ白米ニシテ何、キロト斗ト云フコトニナルト、一寸素人ニハ、キロト斗ト云フ關係ガ分リニタイ、ソコデ違反ニ引ツ掛ワテ經濟警察ヲ嚴ガシテ居ルヤウナ點ガアルノデアリマスカ、此ノ玄米取引ノ斤量取引ニ改メラレト御意思ハナイカ、此ノ點ニ付テ承リタイト思ヒマス

○土屋政府委員 其ノ點モ實ハ一昨日ヨリ質問應答ガ重テラレタ點デアリマスガ、御趣旨ハ御尤モデアリマシテ、私共モ理想トシテハ重量取引ガ宜イト思フノデアリマス、然ラバ四斗一體何、キロニシタラ宜イカト云フコトニナルト、非常ニ難カシイ問題デアリマス、是ハ當局ニ於テ飯ニ三四年間ヲテ調査フシテ居リマス、アト二年位經テマスト調査ガ完了スルトニナリマス、其ノ調査ガ現狀維持デ行キタイト思ヒマス

○森委員 農産物輸出會社ノ方ハ質問ヲ留保シマシテ大體是デ質問ヲ終リマス

付テ、私共ノ考ヘテ居ルコト全ク違フタ考
ヲ持ツテ居ラレドアルカ、其ノ根本問
題トシテ一ツ政府ノ見透シヲ承ウテ置キタ
イト思ヒマス

○岡田政府委員 御事ノ件ハ、丁度只今ノ森
君カラノ御話ノ筋ト同ジヤウナ意味合ニ於
テノ御意見デアアルヤウニ同フデアリマス、
實ヲ申シマス、サウ云フ御意見ニ對シマ
シテハ、私共ハ深ク之ヲ意ニ留メテ非常ニ
考ヘテ居ルノデアリマシテ、兎ニ角此ノ穀
物検査ノ國營ト申シマセウカ、國家移管ト
云フコトハ、御承知ノ如ク多年ノ懸案デア
タノデアリマス、兎ニ角モ此ノ懸案ヲ國
ニ引移スベク解決ヲ圖ツクノデアリマス
ナリ方ヲ以テ進シテ行キタイ、殊ニ實施初
年度ハ言フマデモナク過渡期ニモ當リマス
ノデ、餘リ新シイ政策トカ急激ニ變化トカ
コトニモナリマス、又實施上或ハ過激ヲ
生ジテモナラヌト考ヘマスノデ、實際問題
ト致シマシテ、成ベク大ナル變化ヲ生ジサ
セマイト云フコトヲ念トシテヤラウ、一年
ノ經驗ヲ以テ更ニ次年度ニ於キマシテハ相
當ニ國家の方針ト申シマセウカ、之ヲ國營
ニ致シマシク眞ノ意義ヲ達成スベク相當ノ
方針ヲ加ヘルコトニ致シタイト云フコトガ、
正直ノ所實際ノ考ヘ方デアリマス、然ルニ
御話ノ通り今日ノ米穀事情ト云フモノハ洵
ニ變調ヲ極メテ居ルノデアリマス、隨テ檢
査其ノモノモ、或ハ時代ニ順應シテ幾多ノ
政策ヲ要スルコトデアラウト思ヒマス、デ
アリマスカラ、此ノ點ニ付テハ森君ニ對シ
マシテモ御答申上テト通シ、實施ニ際シ
マシテ、セメテサウ云フ問題ニ對シテ相當

ノ考慮ヲ加ヘテ、此ノ實施方法ヲ考慮セナケ
レバナラヌト云フコトヲ目下考ヘツツアル
ノデアリマス、殊ニ本委員會ニ臨ンデ此ノ方
此ノ點ニ對シテ有力ナル御質問ガ幾多ゴザ
イマシテ、應ニ於テ何レモ私ト同感デア
リマス、デアリマスノデ、サウ云フ方針ニ
順應致シマシテ、出來得ル限リ是ハ實施ニ
際シマシテ適當ナル方針ヲ加ヘタイ、斯ウ
思フノデアリマス、隨ヒマシテ御話ノ中ニ、
米ハ一體不足時代デアナイカ、然ルニ過剩
時代ノ傳統精神ニ因ハレテ居ルノデアナイ
カト云フコトニ對シマシテハ、私共心ヲ慮
シウシテ其ノ御意見ニ耳ヲ傾ケネバナラ
イト思ツテ居リマス、先ヅ今日ハ言フマデ
モナイ過去七八年ニ及ル過剩時代トハ異
リマシテ、所謂食糧問題ノ中核ト致シマシ
テ、不足ト云フ米穀事情ヲ標準ニシテ、總テ
ノモノヲ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス
ラ、之ニ對シマシテハ前ニ申上テト通シ
當テ方策ヲ以テ望マナケレバナラヌ、斯ウ
考ヘテ居リマス、デアリマスカラ萬事抽象
的ナ話デアリマスガ、心構ヘト致シマシテ
ハ、當局ハ何處マデモ實施ニ際シマシテハ、
出來ル限リサウ云フ概念ヲ携ゲテ以テ適當
ナル方策ヲ立テタイト考ヘテ居ル次第デア
リマス

○末松委員 北君ニ一寸申上ゲマスガ、
北海道長官ハ他ノ委員會ニ出席サレルサウ
デスカラ、北海道長官ニ對スル質問ヲ成ベ
ク願ヒマス

○北委員 根本論ヲ長官ニ尋イテ置イテ御
質問申上ゲタイト思ヒマスカラ、一、過剩
時代カ、不足時代カト云フコトニ對スル的
確ナル見透シノ御話ヲナサラスノデ、大變困
ルノデアリマスガ、是ハ國營検査ヲアルカ
ヤラスカ、検査ノ方針ヲドウスルカト云フ
コトノ根本ニナル御話デアリマス、政府ハ今
暫ク不足時代ガ、斯ウ云フ風ニ見エルト言
ハレレバ、又サウ云フ風ナク持ツテ行カ
ナケレバナラヌノデアリマスガ、併シマア
大體ノ御話デア、不足時代ガト云フコトヲ
大體肯定サレテ居ルコト思ヒマスカラ、
其ノ意味申上ゲテ見タイト思ヒマス、政府
ハ今度ノ國營農産物検査ヲ御承知ニナルニ
付テハ、農家ノ努力ト經費トヲモツト輕減
スルト云フコトニ思ヒテ回ラサレタカドウ
カ、之ヲ一ツ伺ヒタイノデアリマス、農家
ハ今日非常ニ過度ノ勤勞ヲシナガラ生産
ヲヤツテ居リマスガ、其ノ勞苦ニ對シテ
利益ガ非常ニ缺ケテ居リマス爲ニ、今ト
シドシト農業ヲ見捨テテ他ノ仕事ニ轉業
シテ居ルノデアリマス、幾ラデモ儲カ
ル仕事ガアル、故ニ一過都合ニ出タ
リ、他ノ工業ニ轉イタ人ハ、二度ト百姓ハ
シナイノデアリマス、サウ云フコトヲ觀
デドン、逃ゲテ出テ居ルノデアリマス、
一體勤勞ハ最モ尊バナケレバナラヌコト
ハアルガ、過度ノ勤勞ヲヤラヌト云フコト
ニ付テハ、餘程考ヘナケレバナラヌト思
テ居リマス、サウデナイト、丁度英國ノ前世
紀末ニ於ケルヤウナ農業ノ急速ナル頹廢ヲ
來ス因ニナルト思フノデアリマス、特ニ私
ガ一番指摘シテ申上ゲナケレバナラヌ事
ハ、日本ノ農家ノ婦人ノ野良仕事ヲシテ居
ルト云フコトデアリマス、單ニ野良仕事バ
カリデアナイ、野良仕事カラ家庭ニ歸ワテ
來テ色々仕事ヲシナケレバナラヌ、普通
ノ人ノ二倍以上ノ農務ヲ農家ノ婦人ガア
レバコソ、日本ノ農村ハ立ウテ行クテ居ル
ノデアリマス、所ガ私數年前北海道丁抹

ト獨逸カラ模範農家ヲ入レテ、サウシテ經
營シテ居ルノヲ見タノデアリマスガ、ソレ
ニ依ルト、彼等ハ自分ノ家内ニハ決シテ野良
仕事ヲサシテ居ラナイ、而シテ立派ナ奥サ
ンニサシテ、サウシテ天氣ノ好イ最中デモ
子供ト家庭ニ於テ遊ンデ居ル、斯ウ云フ狀
況ヲ見タノデアリマシテ、私ハ是ハ實ニ馬
鹿ナ事ヲヤツテ居ルモノダト思ツタノデア
リマスガ、併シ今日ニナツテ考ヘテ見マス
ト、實ニ彼等ハ先見ノ明ヲ持ツテ居リ、遠
キ慮リヲ持ツテ居ルコトガ分ツタノデアリ
マス、今ヤ農村デハ斯ウ云フヤウナ農家ノ
婦人ニ對シテ非常ニ過勞ノ仕事ヲサシテ居
リマス爲ニ、百姓ノ嫁ニナリ手ガナイ、是
ハ事實デアリマス、私ノ敬愛シテ居リマス
加藤完治氏ガ今年ノ一月ニ興亞日本ト農民
ノ使命ト云フコトヲ幾日モ新聞紙ニ書カ
レテ居リマシタガ、其ノ中ニハフキリ書イ
デアリマス、百姓ノ嫁ニナル程馬鹿ナコト
ハアリハシナイ、殊ニ小作百姓ノ嫁ニ行
ト云フコトハ大間違ヒダ、日本ノ今ノ女子
青年ハ皆利巧者デ百姓ノ嫁ヲ嫌ウテ居ル、地主
デアレバマダシモノコトヲ書イテアリマス
ガ、私ハソコハマダ加藤君ノ認識不足ダ
ト思フ、地主デモ嫁ニナリ手ハアリマセ、
ソノナニ無暗ニ苦勞ヲサセラレテ、サウシ
テ人生ニ何物ヲ得ルカ、左様ナコトカラサ
ウ云フヤウナ空氣ガズツト出テ居ル、少シ
ウラシイ女ヲ農村ニ置キタイト思ツテ、私
共モ、女子青年ナド一生涯命教育シテ居
リマスガ、ソレガ皆都合ニ開テシマフ、其
シイノニナリマス、自分ノ村ヲ見ルコト
デアリマスガ、三十四五歳カラ以上ノ細君
ヲ賣ワタ者ハ、モウ決シテ二度目ノ細君ヲ
得テ居ラナイ、嫁ヲシラシテ居ル、其ノ數

ハ農家ノ戸主ノ一割ニ達シテ居ル、是ハ事
實デアリマス、斯ウ云フヤウナ狀況ニナ
テ居ルノデアリマス、此處マデ考ヘ至ル時
ニ、農家ノ人達ハ今後細君ヲ野良ニ出シテ仕
事ヲサシテハイカス、今迄ノヤウニ酷使ヲ
スベキモノデアナイ、斯ウ云フ工合ニ考ヘテ
居ル譯デアリマス

ソコデ今度ノ農産物國營検査ヲ強行サレ
マス、是ガ爲ニ非常ニ努力ヲ農家ニ強イル
コトニナル、此ノ點ニ付テサウ云フヤウナ
方面カラ考察サレタコトガアルカドウカ、
唯眼ノ前ノ國ノ必要ト云フヤウナ事情ニバ
カリ四ハレテ、斯ウ云フコトヲ御話メニナ
ルノダト云フコトデハ、日本農業ノ將來ニ
取ワテ是ハ角ヲ矯メテ牛ヲ殺スト云フ結果
ニナル、ソレハ日本ノ農業ノ爲ニ執ラザル
所デアツテ、モツト農業ヲ業ニ仕事ヲサシ
テヤラナケレバナラヌト思フノデアリマス
ガ、此ノ點ニ關スル御考ヲ伺ヒタイ

○土屋政府委員 今回ノ農産物國營検査ハ
現ニ道府縣ニ於テヤツテ居リマスモノヲ國
營ニ移管シタダケデアリマシテ、之ニ依ツ
テ今マデヤツテ居ラヌ検査ヲ新ニ始メル譯
デアリマセ、隨テ此ノ検査ヲヤリマス爲
ニ農家ノ努力ヲ非常ニ餘計要スルヤウニナ
ルト云フコトハ、吾々ハ考ヘテ居ラヌノデ
アリマス、併シナガラ此ノ検査ヲヤリマス
爲ニ、検査ノ適リ方農家ニ無益ナ努力ヲ
掛ケルコトガアツテハナリマセスカラ、其
ノ施行方ニ付テハ十分注意ヲシナケレバ
ラスト思ツテ居リマス、又從來單式検査ヲ
ヤツテ居リマス縣ニ付テハ別ニ變リハアリ
マセカ、複式ノ検査ヲヤツテ居リマス縣
ハ、一度検査ヲ行ツテ、今度移出検査ノ場
合ニ又改裝シテ受ケルト云フコトガアツタ

ノデアリマスガ、今回ハ一回ノ検査ヲ済ミ
マスカラ、検査ハ從來ノ最初ノ検査ヨリ
幾ラカ丁寧ニナリマスケレドモ、全體ヲ通
ジテ見レバ、或ハ其ノ點ニ於テハ努力ノ節
約ニナルノデアナイカトモ考ヘマス、要ス
ルニ新シク検査ヲアルニアラヌシテ、現在ヤ
ツテ居リマス検査ヲ國ニ移管スルト云フガ
ケデアリマスカラ、此ノ検査ヲアル爲ニ特
ニ農家ノ努力ヲ要スルコトニナルトハ考ヘ
テ居リマセ

○北委員 今度ノ検査ヲ依裝等ガ非常ニ難
カシイコトニナツテ行クノハ事實デアリマ
ス、ダカラ農家ニ大變ナ努力ヲ掛ケルト云
フコトニナルノデアリマシテ、地方ノ今マ
デヤツテ居ル検査ト大分懸キヲ異ニスル
思フノデアリマシテ、其ノ點ハ能ク御考直
シテ願ハス、簡單ニ考ヘテ貫ツテハ困ル
ト思フノデアリマス、ソレカラサウ云フ割
期的ナ農産物検査ヲアルト云フコトニ付テ、
依ノ重量、容量ト云フヤウナコトニ付テ、
是ハ一ツ根本的ナ改革ヲシテ貫ハナケレバ
ナラヌト思フ、先程カラ色々重量ニスル
カ、容量ニスルカト云フヤウナ御話ガアツ
タノデアリマスガ、之ニ對シマシテハ當局
ハ、重量デモヤルシ、容量デモヤル、今マ
デ通リヤルノダ、斯ウ云フ御話デアリマス、
ソレデハ國營検査ヲアル意味ヲ成サスノデ
ハナイカ、現在ハ實ハ國營検査ヲ全額職
員ニ立チ、或ハ工場ニ出テ行クアツテ、一
十一人山田守ラント云フヤウナ今ノ狀況
ニ於キマシテ、此ノ米ノ一俵ノ重量ハ四斗
入若クハ十六七貫入ト云フコトハ適當デア
ナイ、人間ノ力ニハ限リガアルノデアリマ
ス、昔ノ人ハ中々力ガアツタト言ヒマス
ガ、實際問題トシテ今日ハサウ力ノアル人

題シマシテ、北海道長官が折角米テ居ラレマスカラ北海道ノ問題ヲ一ツ伺フコトニシマス、先日モ此處デ一寸申上ゲタノデスガ、北海道ハ、白米一俵六十斤入デ公定價格ガ決ワテ居ル、農産物検査ハ、白米ハ六十斤デス、所ガ之ヲ小賣ニシマス場合ニ於テハドウナルカト云フト、公定價格カラ言ヒマス、是ハ四斗アルモノナラバ四十分ノ一デ賣ラナケレバナラスノデアリマスガ、實際ハ六十斤ノ白米ハ四斗三升アル、之ヲ小賣ニスル場合ニ於テ依テ決シテ賣ラナイデ賣ラシテ居ル、其ノ折賣モ、一斗折賣ラナイデ、一升折賣ラナイデ九升マデシカ賣ラス、斯ウ云フヤウナ實情ニナワテ居リマス、其ノ爲ニ商人ハ一升折賣ラナイデ三斗八升乃至三斗九升ヲ四斗ニシテ渡ス技術ヲ持ツテ居リマス、是ハ量リ方ガアル、之ヲ假ニ三斗九升デ渡ストシマシテモ、四斗ノ開キガアル、丁度一割ノ開キガアル、今日ノ白米ノ値段ニシマス、北海道ハ一俵四十三圓、一升四十三錢ニナリマスガ、其ノ一割一升ニ付キ四錢三厘ヲ儲ケテ居ル、斯ウ云フ結果ガ現レテ居ルノデアリマス、ソレヲ現在一俵ノ四十分ノ一ノ價格デ賣ツテ居リマスガ故ニ、公定價格デ言フト北海道ハ全部違反デアル、長官ハ盛ニ經濟違反ヲ擧ゲテ居ラツシヤルガ、アナタ自身モ實ハサウ云フヤウナ開取リノ米ヲ食ツテ居ラツシヤル、是ハ事實デアル、之ヲ默認シテ居ララハドウ云フ譯デアラカ、四斗三升アルナラ四十三分ノ一デ賣ラセナケレバナラス、是ハ量ヲ低下シテ公定價格違反デアル、是ハ全道ニ行ハレテ居ル、私ハ是ハ甚ダ怪シカラスコトヲ思フ、之ニ對シテドウ云フ態度ヲ御執リニナルカ、先ヅソレヲ伺ツテ

置キマス
○戸塚政府委員 先程カラ伺フテ居リマス、目方デ言ウテ違フト云フ御話デゴザイマスガ、是ハ私モ能ク背ケルコトデアリマス、併シ今御話ノサウ云フコトハ、私ハ能ク分リマスガ、量ト質トノ關係ヲ違ヘテ行フカラ違反ニナル、斯ウ云フ御話デアリマス、是ハ恐ラク從來ノ慣習デ其ノ儘ナワテ來テ居ツタノデハナイカ、農林省ノ當局ガ決メルコトサヘ出來ナイヤウナコトデアリマス、從來ノ慣習ガ行ハレテ來テ居ツタノデアリマスノデ、直チニソレヲ以テ商人ガ扱方ニ依ツテ得ニナルカ、損ニナルカ云フコトガ、今ノ法的ノ開取リニナルト云フ、風ニハ私ニハ考ヘラレマス
○北委員 私ハソレハ大變ナ開取リト思フ、北海道ニ於テハ公定價格ハ六十斤ニ對シテ公定シテ居ラツシヤル、從來ノ慣習ガカラト言フナラバ、從來ノ慣習ヲ尊重ナサレナラバ、九・一八價格モ、價格等統制令モ何モアリハシマセス、現ニ最近小樽ニ於キマシテハ、肉屋サン達ガ豚肉ヲチカラカラ持ツテ行ツテ賣ラフニ、白米ガ三割入りマスト云フ、パンフレットヲ持テ所ガ、ソレハ怪シカラス、ソレハ質ヲ落スノデアツテ、公定價格違反デアルトシテ警察ハ之ヲ檢舉シテ居ルノデアリマス、甚ダ不公平ナ行キ方デアル、又アナタノ考ト云フモノハ根本カラ法律精神ヲ持ツテ居ラツシヤラナイ、從來ノ慣習ガカラト言フテ、公定價格ニ違反シタ者ヲ其ノ儘ニシテ全道ニ開取引ヲ蔓延キシテ居ルコト云フコトハ、是ハ大變ナ問題デアリ、全道民ガ總テ公定價格ト云フコトニ對シテ非常ニ輕ク扱フコトニナル、アノ全道ニ互ル經濟事犯ト云フモノハ

斯ウ云フ所カラ私ハ出テ居ルモノダト思フノデアリマス、是ハハワキリシタコトヲ承ツテ置カナケレバナラスノデアリマス
○戸塚政府委員 小賣ノ方ハ從來折賣行テテ居リマスノデ、サウ云フ風ヲ違ヒガ出テ來ルノデハナイカト私ニハ思ハレルノデアリマス、ソレデ違ヒマセウカ
○北委員 折賣ナラバ四斗三升アルナラバ、四十三分ノ一デ賣ラヌナラバマダ聞エルサウデセウ、六十斤ト云フモノハ四斗デハナイコトハ御存ジデセウ、ソレヲ四十分ノ一デ賣ラヌト云フ所ニ公定價格違反ト云フモノガ出來ル、如何ニ辨賣デモ、重量賣デモ、サウ云フヤウナ議論ハナイモノダト私ハ思フ、モツトハワキリシタ公定價格尊重ノ考ヲ御持チニナラナイノデスカ
○戸塚政府委員 將來研究シテ御説ノサウニ變ヘルカ變ヘルカ別問題デアリマス、從先程私ガ從來ノ慣習ト申シマシタノハ、從來サウ云フ風ニ扱ワテ居ル問題ヲ、九・一八ニナワテ急ニサウ變ヘタノデアリ、私ハ斯ウ云フヤウニ思フノデス
○北委員 其ノ問題ハ、是レ以上ハ押問答ニナリマスカラ次ノ問題ニ移リマス
 是ハ最近私ノ所ニ北海道ノ農民カラ來タ手紙デアリマスガ、斯ウ言ツテ居ルノデアリマス、北海道ノ米ノ公定價格ハ農家ノ庭先賣ガ、岩見澤地方ニ於テハ三十八圓七錢デス、是ハ玄米デス、倉庫賣ガ三十八圓三十七錢、貨車賣ガ三十八圓六十七錢、斯ウ決定シテ居リマス、農家ガ米ヲ販賣セントスル時ニハ、庭先賣賣テモ、倉庫賣賣テモ、貨車賣賣テモ、何レヲ選ブトモ自由ナモノト考ヘテ居タ、所ガ北海道一圓ガドウ云フ工合ニ取扱ハレテ居ルカト云フ

ト、是ハ二月上旬頃道廳警察部ノ米價取締方針ニ依ルト、生産者ハ倉庫賣以上ニ賣ルコトハ不當ナリト云フ指令ガ出タト云フノデアリマス、是ハ道廳ガテデナシニ、農林省モ序ニ聽イテ敏キタイ、サウ云フ通知ガ來テ居ツタガ、更ニ其ノ後ニナツテ、農家ハ庭先相場以外ニハ賣ツテハイカス、斯ウ云フコトニ又決メラレタト云フノデアリマス、ソコデ大問題ヲ起シテ居ルコトデアリマスガ、ソレニ對シテ斯ウ云フ工合ニ言ツテ居ルサウデス、組合ニ委託販賣ノ場合、貨車賣ニ販賣シ、庭先相場支拂ヒ、其ノ差額ハ組合員全數ニ分配スルナラバ認メル、斯ウ云フノダチウデアリマスガ、是ハ組合ノ者ガサウ言フテ居ルノデスカラ圖違ヒナイト思ヒマス、是ハ果シテドウ云フ根據デアリナイナワテ居ルノデアリカ、農家ハ庭先以外ノ値段デハ賣ラサスト云フ、農家ハ二里モ三里モ運ンデ農家倉庫マデ持ツテ來ル、ソレニハ相當ノ努力モ要ル、或ハ人ヲ頼メバ運搬費モ要ル、其ノ運搬費ヲ使ワテ農家倉庫マデ持ツテ來テモ、庭先價格ナケレバ賣ラサスト言フ、ソレナラバ運バナイ前ニ言ヘバ宜イ、農家倉庫ニ全部運ンデシマツテ後ニサウ云フコトヲ言ハレルト、農家ハ非常ニ迷惑ラスルノデアリマス、ソナコトナラ家ニ置イタ方ガ宜イ、斯ウ云フ問題ガ起ツテ來タノデアリマスガ、是ハドウ云フ御考デサウ云フコトヲシテ居ラレルノデアリマスガ、又ドウ云フ法的根據ニ依ツテヤウテ居ラレルノデアリカ、内地ノ各府縣デハソナコトヲヤウテ居ラス、北海道ダケテ斯ウ云フコトヲヤウナワテ居ラ、洵ニ奇異ノ感ニ打ラレタノデアリマスガ、之ヲ一ツ御説明ヲ願ヒタイ

○戸塚政府委員 ドウモ只今ノ御話ハ私ニモ疑問ニ思ハレマス、眞相ハ私ニハ分リマセヌ、庭先賣ト倉庫賣ヲ同ジ値段ニシタト云フコトハ一寸私ニモ受取レナイノデゴザイマス、或ハドウ云フ根據ガアツテヤウテ居リマスガ、又果シテアナタノ所ヘ來タ手紙ノ方ガ本物カドウカ、ソレモ分リマセヌ、是ハ一應能ク調べテ見マセウ
○北委員 是ハ實ハ一通ダケノ手紙チヤナイノデアリマス、澤山來テ居ルノデス、事實ノナイコトヲ言フテ來ル答ハナイ、産業組合本來ノ行キ方カラシマスレバ、委託販賣デ來タモノハ、手數量ガ一俵、二錢ナラ二錢トチヤント決ツテ居ル、ソレ以上取ルコトハ出來ナイ、二錢以上産業組合ガ自分ノ利益ニスルコトハ出來ナイ、委託品ヲ、五十錢差ガ出タカラト云ツテ其ノ五十錢全部ヲ取ツテ御覽ナサイ、産業組合トシテハ濱職罪ヲ起シマセウ、ソコデ五十錢アツテモ四十八錢マデ農家ニ返シテヤル、是ハ當然ナコトデアル、是ハ委託ノ常識カラサウ云フ工合ニナルノデアリマス、今ノ行キ方デハソレヲ返シテハイカス、ソレヲ返スコトハ不適當デアル、斯ウ言ツテ居ルノデアリマスガ、是ハ重大問題デアル、此ノ間モ私ハ本會議ヲ聽イタノデアリマスレドモ、ソレニ依リマス、産業組合ガ組合員ノ生産物ヲ平均賣トシ、或ハ加工販賣ヲ爲シ、得タル利益ヲ組合員ニ還元スルコトニ依リ公定價格又ハ之ニ準ズベキ價格ヲ超エテ清算スルコトハ違法ナリ、斯ウ言ツテ居ル、初メハ違法デアリト云フ指示ヲ出シテ、サウ云フ指導ヲ道廳ガサレテ、サウシテ後ニ至ツテ是ハ違法デアルト言ツテ、皆摘發シテ、全部擧ゲラレテ居ル、産業組合ノ者

ハ芋蔓ヲ上ゲタヤウニナツテ、期ノ沸タガ如クニナツテ居ル、所ガ内地ノ方ハ全部ヲラシテ居ツテ、北海道ダケコソナ差別待遇ヲシテ居ル、是ハドウ云フ譯デス、是ハ産業組合トシテノ重大問題デス、産業組合ハサウ云フコトヲヤリマス、産業組合ノ定義ニ依ツテ、産業組合ノ當事者ハ當然監獄ニ行カナケレバナラスノデアリマス、所ガサウシナケレバ又公定價格違反デ監獄ニナラレル、ドウチヲヤウテモ監獄ニナル、コソナ監獄ナコトニシテ置タト云フ法ハ私ハナイト思フ、ハワキリシタ御答ヲ願フテ置キタイト思ヒマス
○戸塚政府委員 先達テモ内務大臣ニ其ノ御尋ガアツタサウデアリマスガ、是ハ道廳ガ指示シテ居ルコトハ全然ゴザイマセヌ
○北委員 假ニ指示シテ居ラヌトシテモ、道廳ノ一部ノ官吏ガサウ指導シテ居ル、是ハ事實デス、ソレハ假ニアナタノ方デ指令ヲ出サナカツタトシテモ、アナタノ方ノ一部ノ官吏ガ——經濟更生課デセウ、經濟更生課ガチヤントサウ云フ工合ニ教ヘテヤラシテ居ル、アナタハサウ云フ事實ハアリマセヌト言フケレドモ、ナイトハ言ハセマセヌ、産業組合ノ支會カラ斯ウ云フ通牒ヲ出シテ居ル、ナイコトヲ通牒ヲ出ス答ハナイ、通牒デナクテモ、組合ノ關係者ハ、經濟事犯ニ掛ツテハ困ルカラ、履行ツテ打合セヨシテ居ル管デアル、ソレニハ全部サウ云フ答辯ヲシテ居ル、所ガソレヲヤラシテ置イテ、後ニナツテ是ハ違反ダト言ツテヤラレル、ドウチガ正シク、ドウチガ違反ナノデスカ
○戸塚政府委員 支會カラ通牒ヲ出シタト云フ御話デアリマスガ、是モ取調ベマシタ所ガ支會カラ通牒ヲ出シタコトガナイト云

フコトデアリマス、尙ホ道廳トシテ通牒ハ出サヌガ、扱フ者ガ左様ニ扱ツテ居ルト云フ御話デアリマスガ、是ハ私左様ナ報告モ受ケテ居リマセヌ、又事實扱ツテ居リマシタラ、其ノ扱方ガドウ云フ事實ニ依ツテヤウテ居ルカ、是ハ二週以上デナケレバ分リマセヌ
○末松委員 本問題ニ關聯シナイ北海道ニ關スル問題ハ成ベク差控ヘテ置キタイト思ヒマス
○北委員 是ハ重大問題デ、而モ本案ニ關聯シタ事項デス、實ハ此ノ問題ニ付テ農林省デ私ハ聽イテ見タノデス、道廳ガ是ハイカスト言ツテ居ルサウダガ、果シテドウカト言ツタ所ガ、産業組合課ノ主任技師デカト言ツタソナコトハナイ、ソレハ産業組合法ノ勿論解釋デ當然解釋デ、一部ノ道廳ノ役人ガ言フノガ正シイノダ、此ノ問題ニ付テハ既ニ警保局ニ行ツテモ打合セ濟ソナコトハ全部ヤラセテ居ル、北海道ダケソナコトハナイ、ダカラコトカラ北海道ニ直グ言ウテヤルコトハ出來ナイガ、公書デ伺立ラシテ呉レ、サウスレバソレニ對シテ答辯ラシヨウト云フコトヲ言ウテ居ルノデアリマス、兎ニ角何レニシテモ北海道ノ産業組合ノモノハ進ンデモ退イテモドウチニ行ツテモ犯罪ニナルヤウニナツテ居ル、而モ府縣ノ方デハ全部ヤラシテ居ルコトヲ北海道ダケ特段ナ扱ワシテ居ル、是ハドウ云フ譯デスカ
○戸塚政府委員 農林省ノ産業組合課ノ誰ヤラニ聽イタト云フ御話デアリマスガ、ソレハ事實ノ方ガハワキリシマセヌケレバ私ガ何トモ申上ゲ難ネラレデス、事實アナタノ仰シヤルコトガ左様ナコトハナイト今

思ワテ居ル、ドウ云フ點デ其ノ人が調べラレタカ、ドウ云フ點デ惡イト言ハレテ居ルカ、私ノ方デハ之ヲ指示シタコトハナイト云フコトヲ今申上ゲテ居ルノデアリマスガ、ラ……、ニモ拘ラズ若シ左様ナ事實ガ——アナタノ仰シヤルヤウナコトガアツタトスレバ、ソレハドウ云フコトデアツタノカ調べナケレバ、私ノ方カラ何トモ申上ゲヤウハアリマセヌ
○北委員 今ノ問題ハ其ノ事實ニ付テト云フノチヤナイ、ドウチガ正シイカト云フコトナノデス、産業組合ガ組合員ノ生産物ヲ平均賣トシ、或ハ加工販賣ヲ爲シ、得タル利益ヲ組合員ニ還元スルコトニ依リ公定價格又ハ之ニ準ズベキ價格ヲ以テ精算スルコトハ違法ナリ、是ハ果シテ違法ナノデスガ、農林省ハ違法デアリト言フ、アナタノ方ハ違法デアリトシテ採上ゲテ居リ、全部摘發シテ居ルガ、ドウチガ本當ナノデス、斯ウ云フ問ラシテ居ルノデス
○戸塚政府委員 私ハマダ其ノ問題ヲ詳シク研究致シテ居リマセヌ、併シ私ノ方デハ左様ナコトヲ違法デアリトカナイトカ云フコトヲ指示シタコトモ言付ケタコトモナイ、斯様ニ申上ゲテ居ルノデアリマス、アナタノ方デ仰シヤルダケノコトナノデスカ……
○北委員 此ノ問題デ北海道民ハ澤山毎日引張ラレテ居ルノデス、拘引サレテ居ルノデスカラ、コソナ法規ノ解釋ノ問題ヲ知ラナイト云フコトハナイデセウ、此處デハワキリドウチガ宜イカ、農林省ノ言フコトガ間違ヒダトカ、吾々ノ言フ方ガ正シイノダト云フコトガ明ニナレバ、明日カラ北海道民ハ罪ニナラナイ、斯ウ云フ好イ機會ニソレヲハワキリシナイト云フコトハナイデ

果シテ統一ナラバ、積リ居ルノカドウカ、之ヲ同テ見タイ

○土産政府委員 検査ノ方法ヲ統一スルカ...

○北委員 検査ノ標準ハ之ヲ固定標準ニナ...

○土産政府委員 標準米ハ毎年々々定メ...

○北委員 莫クハ検査ノ統一ニナ...

○土産政府委員 依テ付テハ、先刻御答...

○北委員 チウシマスト、北海道ノヤウ...

○土産政府委員 マア御答ヲスル考ハ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

チウ云フヤウナマゾイ所ガアリマシテモ...

○北委員 チウシマスト、他ノコトハ...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

○土産政府委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ...

○北委員 是ハ道府縣ニ於テ既ニ検査...

東北北海道ノヤウナ非常ニ氣候ノ患マレナ
イ、又經濟的ニ重マレナイ所ノモノハ關西
道ノ北洋道等ニ運搬在ト云フ進行
シテ、運搬費等モ亦重シク費用ヲ負擔シテ
ナラザルニシテ、此ノ點ニ對シテ、重
大問題アリト見テ、コトニ對シテ、コ
トニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○土産政府委員 庭先検査トシテレカラ集合
検査ノ問題デアリマス、集合検査ノ方法
御話ノ通り、農産物検査ノ問題デアリマス
カ、從來集合検査ノ進行アル地方ハ、
其ノ進行ヲ維持シ、又將來ニ集合検査ヲ
來ルナクニ指導シテ行クベシデアリマス、
今マデ庭先検査ヲ行フテ居ル地方ハ、
方ニ、直チニ此ノ庭先検査ヲ禁止スル
コトニ對シテ、努力不足ノ今日非常ニ問題
デアリマス、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

ケタ米ハ其ノ組合方其ノ儘ヤウテ居ル、授
受ハヤリスルベシ、デスカラヤウ云フ
意味デ申上ラセテ、ハ運搬アルモノハ、
運搬費等モ亦重シク費用ヲ負擔シテ
ナラザルニシテ、此ノ點ニ對シテ、重
大問題アリト見テ、コトニ對シテ、コ
トニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

ハリ國家的ノ統一ノ検査ヲ行フテ、私
ガ先來地方ノ事情ヲ尊重スルト申上ラ
セ、統一ハスルベシデアリマス、作
業ニ統一シテ、コトニ對シテ、コト
ニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

ウタモノヲ十二貫、又ハ六貫ノ二ツニ統一
スル、小麦、粟、黍、稷、十六貫ニ統一スル、
粟田ノ特別ノ規定モスルベシ、其ノ程度
ニ統一スル、コトニ對シテ、コト
ニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○北委員 政府ハ、農産物検査法案ニ對シテ
國會ニ責任ヲ負ハセ、島田君初メ御答
辯アリ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、
コトニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

トハ、國家的ニ見テモ、農産物検査法案ニ對シテ
ベナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○土産政府委員 日本輸出農産物株式會社
ハ、總資本金千萬元デアリマス、其ノ内政
府方五百萬元、アトノ五百萬元ハ生産者、
又ハ生産者團體、取扱業者ニ株式ヲ持
ルト云フコトデアリマス、三井三愛トカ
コトハ、全額マダ決マテ居ラズ、
建設案モ出テ居ル、建設案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○北委員 政府ハ、農産物検査法案ニ對シテ
國會ニ責任ヲ負ハセ、島田君初メ御答
辯アリ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、
コトニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○土産政府委員 庭先検査トシテレカラ集合
検査ノ問題デアリマス、集合検査ノ方法
御話ノ通り、農産物検査ノ問題デアリマス
カ、從來集合検査ノ進行アル地方ハ、
其ノ進行ヲ維持シ、又將來ニ集合検査ヲ
來ルナクニ指導シテ行クベシデアリマス、
今マデ庭先検査ヲ行フテ居ル地方ハ、
方ニ、直チニ此ノ庭先検査ヲ禁止スル
コトニ對シテ、努力不足ノ今日非常ニ問題
デアリマス、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○土産政府委員 穀物検査ヲ國營ニシナケ
レバ、ナラズト云フコトハ、私共ノ言用シ
タコトデアリマス、建設案モ出テ居
ル、左様ニ決議ガアリ、建議案モ出テ居
マス、何故ニ國營ニシナケレバナラズカ
ト云フ理由ハ、國會ニ對シテ、建設案ハ
國會ノ範圍ヲ出テ居ルベシデアリマス、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、
北洋道ノ穀物検査ヲ國營ニシテ、

○北委員 政府ハ、農産物検査法案ニ對シテ
國會ニ責任ヲ負ハセ、島田君初メ御答
辯アリ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、
コトニ對シテ、コトニ對シテ、コトニ對シテ、

次ハ乾燥デアリス、乾燥ノコトモ別ニ規定ノ上ニハ見エヌウデアリスルシ、是モ御考中カモ知レマセヌガ、大抵各府縣ノ規則ニハ何ノハセントトカ云フ明示ガシテアル、ソコデ御伺致シタイノハ乾燥ノ出来ナイ、又乾燥シテハイケナイ、斯ウ云フ米ヲ作テ居リマスル地方ニ於テキマシテハ、何カ特別デモ御説キニナル御考ガアルデアリスセウカ、先ヅソレヲ伺ヒタイト思ヒマス

○森田委員 乾燥ニ付キマシテハ、最下級即チ四等ノ標準米ニナリマスルガ、四等ノ最下級ヲ大體夏越ガ出来ル程度ニ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、其ノ夏越ガ出来ル程度ト申シマシテモ、非常ニ正確デナイデアリス、貯蔵保管方法ノ如何ニ依リマシテ、水分ガ比較的多クテモ夏越ガ出来ル場合モアリマス、逆ノ場合モアリマス、大體ノ見當ヲ申上ゲマシレバ、東北、北陸地方ハ水分一五%ト見テ居リマス、夏越比較的氣温ガ冷涼デアリスカラ大體一五%ト夏越ガ出来ル、隨テ今日標準ト致シマシテハ一五%乃至一五・五%程度ノ水分ノ米ガ四等米ノ標準ニ選バレテ居ルデアリス、ソレ勿論ソレハ年ニ依リテ多少違ヒマス、ソレカラ西南地方ニ參リマス、夏ノ蒸熱ガ東北、北陸ヨリモヒドイデアリス爲ニ、一五%トハ完全ニ貯蔵ガ出来ナイ、隨ヒマシテ一四%ヲ見當ト致シテ居ルデアリス、西南地方ト申シマシテモ特殊ナ地方ガアリマス、高知縣ノ一作ノ如キハ非常ニ多温ノ時期ニ收穫ヲサレルデアリス、又此ノ米ガ長イ間貯蔵保管サレルト云フコトモ考ヘラレナイデアリス、隨ヒマシテ斯ウ云フ特殊ナ地帯、特殊ナ事情ノアリマ

スモノニ付キマシテハ、検査ヲナルニ付キマシテモ、或ル程度特別ノ考慮ヲ拂ワテ決定シタイト考ヘテ居リマス
○大石委員 高知縣ノコトヲ話サレマシタカラ一言附加ヘテ置キマス、高知縣ハ御承知ノ通りアノ二十日、二十日前後ノ颱風ノ通過ニ當リテ居リマス爲ニ、一度作りデハ無ク年ガアルノデ、二度作りトシテデアリス、私共青年ノ時分ニ百姓ヲ致シテ居リマシタガ、其ノ當時ハ一期作デアリマシタ、サウスルト一年ハ取レテモ、其ノ代リ二年三日ハ非常ニ減收デアリ、或ハ皆無ノ場合モアル、ソコデ農家ガ色々研究定置シマシテ、農家マデニ先ヅ收穫ヲスル、サウシテ二番目ノ新ハマダ颱風ノ時ハ小サイノデアリス、此ノ被害ヲ逃レル爲ニアノ衣裳早稲ト云フ洵ニ惡イ米ヲ作テ居リマス、二度作りマシテハ八位位シカ種レマセヌ、是ハ一度作りガ努力カラ申シテモ、肥料カラ言ヒマシテモ非常ニ宜シイデアリス、ケレドモ一度作ル米デハ、皆無ノ年ガアルカテ自然ニ二度作りト云フ方法ヲ執テ居リマス、例分八月ノ五日マデニ二番目ノ米ヲ種エマセヌト、霜方米マシテ取レナイ場合ガアリマス、ソコデ先ヅ七月ノ二十日頃ト申セバ高知縣ハ一年中デ一番用ノ多イ時デ、ソレヲ朝ニ取入レテケニ二番目ノ米ヲ種ケルデアリス、ソレガカテ先列申シマシタウニ香川縣、愛媛縣、徳島縣カラ年々一萬四千人モ勞働者ヲ入レ、ソコデ此ノ米ニ對シテ縣ガ検査規則デ一四%ノ乾燥ヲ要求致シマシタカラ、是亦問題トナウテ遂ニ縣ガ苦境ニ立ツタ、何分七月ノ交デアリスカラ、非常ニ空氣中ニ

濕氣ガ多イデアリスカラ、天日デ乾シマシテモ直チ戻リマス、ナハリ他府縣ノヤウニ稻架木ハ掛ケマシテ空氣乾燥ヲ致シマシタラ完全ニ出来マス、此ノ雨ノ中ニ少シ天氣ガ良イト云ヘバ出シテ乾スト云フヤウナコトデハ、如何ニ農民ガ苦心シテモ結果ガ良クナイ、サウ云フ關係デ米穀統制法モ適用ニナウテ居リマセヌ、斯ウ云フ所ハ何カ特別ヲ、設ケルコトヲ御考ニナルガ宜イト思ヒマス、此ノ高知縣ノ平野ノ地方以外ニハ新様ナ地方ハナイカラ、寧ろ斯ウ云フ地方ノ米ハ検査ヲ除外スル勇氣ハナイデアリスセウカ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマス

○土屋重吉委員 高知縣ハ御話ノ通り特殊ナ事情ガアルヤウデゴイマスカラ、四國四縣ヲ一「プロダク」ニ致シマセヌデ、高知縣ガ特別ニ扱ヒタイト思フテ居リマス
○大石委員 ソレデ安心致シマシタ、實ハ香川縣邊ノ良イ米ヲ標準ニ決メラレマシテ、高知縣ノ米ノ格付ヲナラレテハ大變ダト云フコトヲ私ハ心配シテ居マシタデアリス、只今「プロダク」トシタイト云フ御答ヲ承リマシタノデアリスガ、先

次ハ補償米ノコトデアリスガ、先列申シタルガ爲ニ検査ノ方法ヲ強化スレバ小作人ガ犧牲ニナルデアリナイカト云フ私ノ質問ニ對シテ、局長カラ其ノ時ハ補償米ヲ追ルト云フコトデゴイマシタガ、ソレハ補償米ヲ追ルニ限レバ結構デゴイマスガ、此ノ各府縣デヤウテ居ル補償米ヲ見テミルト、等級ノ高イモノ程檢計補償米ガ出テ居ルヤウニ思フ、一等米ヲ持ツテ行ツタガ方補償米ヲ檢計スレル、サウスルト從來ニ等米トシテ小作人ガ納ツテ居ツタ

モノガ單式検査ニナツタガ爲ニ検査ノ方法ガ強化セラレテ、四等ニナルト反對ニ現今ノ制度カラ言ヒマス、補償米ガ減ルコトニナル、等級ノ高イ米ガ二等下ツテ四等ニナツテ四升戻ルト云フコトニナルノデスカ、其ノ點ハドウナルデゴイマセウ、一寸御答ト喰違ヒマセヌカト思ヒマスカラ念ノ爲ニ御伺致シマス
○森田委員 單式検査ニナリマスル爲ニ検査ガ強化サレル、從來三等デアワタモノガ四等ニナウテ實際ノ補償米ノ額ガ實質ニ於テ減少スルデアリナイカト云フ御考ト拜禮シタノデアリス、是ハ實際ノ問題ニ打ツカフタ上デアリスセヌト明確ニ申上テラレナイト思フデアリスガ、私共ノ今日考ヘテ居リマス所デハ検査ノ標準ヲ從來府縣毎ニ決メマシタモノヲ、生産狀態ノ似通ヒマシタ府縣ヲ合セマシテ「プロダク」毎ニ決メルト云フコトニナリマス、大體ニ於テ標準程度ハ從來ヨリモ緩和サレル、「プロダク」ノ中ニ例ヘバ五縣入ルト致シマス、其五縣ノ中ニ標準ノ下ツテ居リマス縣ガ大體新タナ「プロダク」ノ標準ニナルト云フコトニ實際ナルヤウニ思フデアリス、隨ヒマシテ國營ニナリマシタ結果、検査ガ或ル程度統一サレ、隨テ標準ガ引上ゲラレ、強化サレルト云フコトハ出来得ルダケ避ケタイ、ト新様ニ考ヘテ居リマス、御心配ニナウテ居リマスヤウナコトハ事實トシテ恐ラテ起リマセヌウニ考ヘテ居ルデアリス

○大石委員 サウスルト掲足ヲ取ルノデアリスセウガ、安心スル爲ニ一應何ノデアリスガ、複式ガ單式ニナル爲ニ検査ノ手數ハ省ケル、其ノ代リ少シク検査ガ強化

セラレルト云フ農務局長ノ御答トアナクノ御答トハ少シ喰違ガ起ツテ来マスガ、アナクノ御答トハ通りデゴイマスレバ議論ガゴイマセヌ、マア農務局長チンノ言ハレルヤウニ検査ガ強化セラレトシマスナラバ、ソコデ二等方四等ニナルカモ知レナイト云フ御話ダツタガ、二等方四等ニナルトスレバ補償米ノ問題ガ此處ニ引ツ掛ツテ来ヨリモ業ニナリ、或ハ三等ノモノガ二等ニナルカモ知レナイト云フコトナラバ、私ハ質問ガ疑ハルデアリス

○森田委員 今申上ゲマシタノハ検査ノ標準程度ノコトヲ申上ゲタノデアリス、農務局長ノ先程申上ゲマシタコトハ検査ノ實際ノコトヲ申上ゲテ、譯デアリス、検査ガ標準ノ如何ニ拘ラズ、今日般渡ニナウテ實際ノ標準ヨリモ下ツテ居ルコト云フ事實ガアリマスレバ、或ハ其ノ部分ニ付テハ検査ガ少シ引緊ツテ来ルト云フコトモ有リ得ルカト思ヒマス、是ハ現在實際検査ニ從事シテ居リマス此處ノ検査員ノ検査ノ實績如何ト云フコトニナリマスノデ、サウ云フ場合ガ無トハ申上ゲ難クデアリス

○大石委員 サウ云フ場合ト云フノハ何デスカ
○森田委員 現在検査ノ實績ガ標準ヨリモ下ツテ居ルト云フコトハ無トハ申上ゲ難クデアリスガ、サウ云フ場合ニ於テハ或ハ多少等級ガ引緊メラレト云フ事實ガアルカト思ヒマス、方針ト致シマシテハ今申上ゲルヤウニ國營ニナリマシテ特ニ検査ガ嚴重ニ強化サレルト云フコトハ無ト云

○大石委員 一寸私ノ御考致シマス要點ガハツキシテ居リマセヌウデス、私ノ御考致シマス要點ハ、北君ノ御考ニ對シテ、検査ノ方式ノ所デ、移開検査ヲナラナイ、生産検査ノミニナル、サウスレバ生産検査ノミデ移出検査ヲナラナイカラ検査ガ少シ嚴重ニナル、所謂検査ガ強化スル、ダカラ二等米ガ四等米ニナルカモ知レナイ、是ハ移出検査ヲ止メテ生産検査一本ニナル結果デアリス、斯ウ農務局長ハ愛媛縣、ソコデ私ノ農務局長ニ對シテ御考ハ、検査ガ強化サレテモ商品價値ガソレダケ向上シタナラバ、米ヲ賣ル生産者トシテ利益ガアルカラソレデ儲ケルカモ知レナイ、ケレドモ米ヲ賣ラナイ所ノ小作人ハ検査ガ強化シタダケ犧牲ニナルデアリナイ、斯ウ云フ御考ヲ

○土屋政府委員 是ハ中々ムツカシイ問題デアリマシテ、獎勵米ト云フ名前ガ近頃ハ段々補償米ニ變ツテ来テ居ルヤウデアリス、是ナドモ今大石君ノ御話ノヤウナ思ヒノ現レデハナイカト思フ、一層ノコト法津ニハツキリ書イテ、諸君思慮デナラバ權利トシテ實ニハツキリ書イテ、地主ト小作ノ關係ノ問題デアリスカラ一應御尤モニ思フデアリスガ、併シ法律ニ規定シナイデ、親子ノ關係ノヤウナ工合デ温情主義的ニ話ヲ付ケル方ガ宜イデアリナイカト考ヘテ居リマス、デアリスカラ其ノ問題ハ今少シ考ヘサシテ置キマス

○大石委員 現在検査ノ實績ガ標準ヨリモ下ツテ居ルト云フコトハ無トハ申上ゲ難クデアリスガ、サウ云フ場合ニ於テハ或ハ多少等級ガ引緊メラレト云フ事實ガアルカト思ヒマス、方針ト致シマシテハ今申上ゲルヤウニ國營ニナリマシテ特ニ検査ガ嚴重ニ強化サレルト云フコトハ無ト云

○大石委員 一寸私ノ御考致シマス要點ガハツキシテ居リマセヌウデス、私ノ御考致シマス要點ハ、北君ノ御考ニ對シテ、検査ノ方式ノ所デ、移開検査ヲナラナイ、生産検査ノミニナル、サウスレバ生産検査ノミデ移出検査ヲナラナイカラ検査ガ少シ嚴重ニナル、所謂検査ガ強化スル、ダカラ二等米ガ四等米ニナルカモ知レナイ、是ハ移出検査ヲ止メテ生産検査一本ニナル結果デアリス、斯ウ農務局長ハ愛媛縣、ソコデ私ノ農務局長ニ對シテ御考ハ、検査ガ強化サレテモ商品價値ガソレダケ向上シタナラバ、米ヲ賣ル生産者トシテ利益ガアルカラソレデ儲ケルカモ知レナイ、ケレドモ米ヲ賣ラナイ所ノ小作人ハ検査ガ強化シタダケ犧牲ニナルデアリナイ、斯ウ云フ御考ヲ

○大石委員 一寸私ノ御考致シマス要點ガハツキシテ居リマセヌウデス、私ノ御考致シマス要點ハ、北君ノ御考ニ對シテ、検査ノ方式ノ所デ、移開検査ヲナラナイ、生産検査ノミニナル、サウスレバ生産検査ノミデ移出検査ヲナラナイカラ検査ガ少シ嚴重ニナル、所謂検査ガ強化スル、ダカラ二等米ガ四等米ニナルカモ知レナイ、是ハ移出検査ヲ止メテ生産検査一本ニナル結果デアリス、斯ウ農務局長ハ愛媛縣、ソコデ私ノ農務局長ニ對シテ御考ハ、検査ガ強化サレテモ商品價値ガソレダケ向上シタナラバ、米ヲ賣ル生産者トシテ利益ガアルカラソレデ儲ケルカモ知レナイ、ケレドモ米ヲ賣ラナイ所ノ小作人ハ検査ガ強化シタダケ犧牲ニナルデアリナイ、斯ウ云フ御考ヲ

○土屋政府委員 是ハ中々ムツカシイ問題デアリマシテ、獎勵米ト云フ名前ガ近頃ハ段々補償米ニ變ツテ来テ居ルヤウデアリス、是ナドモ今大石君ノ御話ノヤウナ思ヒノ現レデハナイカト思フ、一層ノコト法津ニハツキリ書イテ、諸君思慮デナラバ權利トシテ實ニハツキリ書イテ、地主ト小作ノ關係ノ問題デアリスカラ一應御尤モニ思フデアリスガ、併シ法律ニ規定シナイデ、親子ノ關係ノヤウナ工合デ温情主義的ニ話ヲ付ケル方ガ宜イデアリナイカト考ヘテ居リマス、デアリスカラ其ノ問題ハ今少シ考ヘサシテ置キマス

其ノ心配ハ要ラスト思ヒマス、私ハ此ノ規定ノ早ク出来マスコト、之ヲ挿入セラレルコトヲ希望シテ置キマス、ソコデ御等シタイノハハ高知縣ノ問題カモ知レマセマス、高知縣ハ民法施行前ヨリ慣習ニ依ル一種特別ノ永小作權ヲ有ス、是ハ民法制定ノ時ニ特許シテ高知縣ニ適用シテ、御等ニナラセテ、其ノ當時編制ノ民法即チ現在ノ民法ノ規定ニ依テ高知縣ノ永小作權ヲ支配シテ行クコトハ無理デアラ、ソレハ出来ナイ、是ハ當時編制ニ土地負擔法ト云フ法律ガアツタサウデアラマスガ、サウ云フモノニ依ルベキモノデアラ、ケレドモ高知縣ノ一角ニ存スルコトデアラカラト云フコトヲ現行ノ民法ニ規定シテ規定、ソレニ依ルト民法施行ノ日カラ五十年経テ消滅スルコトニナラセ居ル、ソレハ私共ノ青年ノ時代デアラマスガ、此ノ不合理ヲ指摘シテ改正ノ運動ヲ致シマシテ現在ハ民法施行法ノ四十七條ノ三項ニ民法施行ノ日ヨリ五十年ノ期間満了ノ時ハ地主ハ一定ノ補償ヲ爲シ其ノ永小作權ノ消滅ヲ請求スルコトガ出来ル、地主ガ此ノ權利ヲ行使セヌ場合ニハ更ニ一年以内ニ永小作人ハ其ノ土地ヲ買収スルコトヲ要ス、萬一土地ヲ買収スルコトガ出来ナケレバ消滅スルコトニナラセ居ル、ソレコデ民法施行以來段々日ガ経チマシテ、今後ハ二十年位シカ期間ガ残ツテ居リマセ、此ノ問題ハ一昨年ノ議會デシタカ、農地調査法ガ出来マシタ時ニ永小作ニ關スル修正案ヲ附スト云フコトデアラツタ、此ノ農地法ニハ總テノ永小作ノコトガ漏レテ居ル、農地調査法ヲ作ル時ニ永小作ガ修正セントシタ不都合デアルト云フコトデアラツタ、政府ハ次ノ議會ニハ單獨ニ法律ヲ出ス、

銀行法ヲ出スカラト云フ話ガアツテ、當時ノ速記録ヲ見レバ分リマス、サウ云フ言明ヲサレタ、當時ノ有馬農相初メ司法當局モ其ノ意向デアツタガ、是ガ果シテ今ドウナラデ居ルカ、私共ハ幾ヒ知ルコトガ出来マセ、是ガ方産米検査ト非官ナ關係ガアル、ソレハドウ云フコトカト申シマス、高知縣ノ如ク永小作權ノ存スル土地ト云フモノハ賣買ヲ致シマスノ一ニ反幾ラト云フ賣買ヲシテ居リマセ、今土地ハ幾ラカ、斯ウ總キマス、一合附デアルトカ、今ハ米ガ高イカラ八勾附デアルトカ言フデアラマス、アナタ方ハ分ラヌデセウガ、八勾附ト云フコトハ八勾ノ永小作料、即チ一合附デアラ、隨テ米價ガ暴落致シマス、アノ濱口内閣ノ時ナドハ二合五勾付ニ下ツタ、八勾付ニスルトハ八勾ノ永小作料ノ取レマス土地ハ千圓ノ價値ガアリマス、今日ハ八勾付位デアラマス、先年高知縣ガ検査ヲヤラントシタ時ニ此ノ永小作料ニ一畝米若クハ二畝米ヲ持ツテ米相場ニ於テ、ソレニ若干ノ補償ヲシロト云フコトヲ當時縣當局ハ地主ニ要求シマシタガ、ソレニハ絕對ニ應ジナカウツノデアラマス、永小作權ノ存スル地主ニ縣當局ガ何種カ交渉ニ行キマシタケレドモ、絕對ニ應ジナイ、幾度モ地主會ヲ開イタガ隨マラナイ、ナゼ應ジナイカト云フト、二升ナリ三升ナリノ獎勵米ヲ出シマス、事實ハ五斗ノ永小作料デモ、賣買ハ四斗八升若クハ四斗七升下リマス、チウスルト一合付キトスルナラサトモ二百圓三百圓ナラシメテ、價値ハ下リマス、永小作料ノ多寡ト云フ小作人ノ經濟問題ニアラズシテ、土地ノ價値其ノモノガ起チシテ安タナリマスカラ、ソコデ應ジナイ、其ノ永小作地

ナルモノガ高知縣ノアノ平野全部ト云フテモ宜イ、全部デ八千五百町歩位アリマス、此ノ永小作權問題ガ根本關係ガ解決ナレズシテ高知縣ニ検査制度ヲ施行スルト大變ナ問題ニナルト思フ、現在ノママデハ逐ラク地主ハ補償米ヲ出シマセ、ソレ等ヲ解決シナイト柱ニ一フノ等議ガ起テ来ルト思フ、チリトテ永小作權ノ存スル土地ヨリ生産サレタ米ニハ生産検査ヲセスト云フ規定モ出来マスマイカラ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ永小作權ノ問題ト併セテ政府ノ御所見ヲ伺フテ置キタイト思ヒマス

○土屋政府委員 高知縣ニ於ケル永小作權ノ問題ニ付キマシテハ、大體大石サンカラ御話ノヤウナ経過ノアリマシタコトハ私モ承クテ居リマス、ソレデ民法施行以來五十年ノ期間モモ目録ニ追テテ參テ来テ居リマスカラ、國家トシテ何等カ此ノ問題ニ對スル處置ヲ付ナケレバナラズコトニナラセ居リマス、ソコデ高知縣ニ於ケル此ノ地方ノ方デ此ノ問題ニ付テ長イ間調査ヲシ、研究モ積ンデ居ル方モアルヤウデアラマス、サウ云フ方ニモ依頼ヲ致シマシテ資料ヲ集メマシテ、今回政府ノ格ヘマシタ農地審議會ニ於テ此ノ問題ニ付テノ解決案ヲ作りタイ考ゴザイマス、尙ホ此ノ永小作權問題ハ農産物検査ノ關係ニ付キマシテハ、實ハ率直チコトヲ申上ゲマス、ソコマデ中間調査キウデアラマスカラ、高知縣知事トモ相談ヲ致シマシテ資料ノイウニ書處置シタイト思ヒマス

○大石委員 農林省ノ方ニ於ケル此ノ高知縣ノ永小作ニ對シマシテ非官ニ關心配ニナラレテ居ルコトヲ拜聴致シマス、司

隨テ又二十年先ニハドウナルカモ知レナイ、斯ウ云フ不安カラ土地ヲ愛スル所ノ觀念ガ非常ニ薄ライデ来ルト云フコトハ國家的ニ重大問題デアリマスカラ、成程消滅ハ二十年先デアリマスケレドモ、金融其ノ他ノ關係ニ於キマシテ、或ハ永小作權者ノ觀念ニ於キマシテ、一日モ早ク之ヲ解決スルコトガ必要デアラ、又シナケレバナラズト思ヒマス、此ノ點ヲ政府ニ特ニ要求シテ置キタイト思ヒマス、是デ私ノ質問ハ終リマシタ

○末松委員 明日ハ午前、午後引續イテ質問ヲ繼續シマシテ質問ヲ終了致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセスカ

○末松委員 明日ハ午前、午後引續イテ質問ヲ繼續シマシテ質問ヲ終了致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセスカ

○末松委員 明日ハ午前、午後引續イテ質問ヲ繼續シマシテ質問ヲ終了致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセスカ

○末松委員 明日ハ午前、午後引續イテ質問ヲ繼續シマシテ質問ヲ終了致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセスカ

第七十五回帝國議會 農產物検査法案委員會會議錄(速記)第四回

昭和十五年三月十九日(火曜日)午前十時二十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 末松借一郎君
- 理事 木原 七郎君 理事 森下 國雄君
- 理事 吉植 庄亮君 理事 伊東 岩男君
- 長野 綱良君 成島 勇君
- 渡邊 健君 馬岡 次郎君
- 高橋 義次郎君 東條 貞君
- 森 幸太郎君 前川 正一君
- 大石 大君 北 壽太郎君
- 岩瀬 亮君

三月十九日委員菊地養之輔君及松村光三君
 辭任ニ付其ノ補闕トシテ前川正一君及岩瀬
 亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ

- 出席國務大臣左ノ如シ
- 農林大臣 島田 俊雄君
 - 專賣局長官 花田 政春君
 - 農林政務次官 岡田善久治君
 - 農林省農務局長 土屋 正三君
 - 物價局長 新倉 利廣君
- 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ
- 農林技師 森 璋郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農產物検査法案(政府提出)

日本輸出農產物株式會社法案(政府提出)

○末松委員長 ソレデハ開會致シマス

○長野委員 輸出農產物株式會社ノコトニ

第六類第十四號 農產物検査法案委員會會議錄 第四回 昭和十五年三月十九日

付キマシテ御尋致シマス、アノ種類ノ中ニ
 茶種ト云フモノガアリマスガ、アレハ下ノ
 程度ニシテ輸出スルノデアルカ、生ノ儘デ
 輸出ヲナサルノデアルカ、或ハ油ニシテ輸
 出ヲナサルノデアルカ、其ノ點ヲ先ツ伺ヒ
 タイ

○土屋政府委員 茶種ハ茶種ノ儘デ輸出ヲ
 致シマス分ト、油ニ致シテ輸出シマス分ト
 兩方ゴザイマス

○長野委員 茶種ヲ其ノ儘デ海外ニ輸出ヲ
 致スト云フコトハ、政府トシテハ大イニ難
 考ヲ願ハナケレバナラヌコトト思フノデア
 リマス、勿論外貨ノ獲得ハ必要デアリマセ
 ウケレドモ、大體茶種ハ今國內ニ於テ之ヲ
 一應地方々々ニ於テ搾ツテ、粕ハ肥料ニ使
 ツテ居ル、其ノ油粕ノ肥料ト云フモノガ今
 日足ラナイデ農家ハ非常ニ困ツテ居ル時デ
 アル、ソレヲ搾ラヌデ生ノ儘海外ニ輸出ス
 ルト云フコトニ相成リマスルト、其ノ肥料
 ヲ得ルコトガ出来ナクナルノデハナイカ、
 其ノ點ハ政府ハ如何ニ御考ニナツテ居ル
 カ、ソレニ代ル如何ナル肥料ヲ用ヒントス
 ルノデアリマスルカ、其ノ點ヲ御伺致シマ
 ス

○土屋政府委員 只今ノ御質問ハ御尤モナ
 御質問ニ伺ヒマシタガ、今日茶種ノ儘デ行
 ワテ居リマスモノハ、北海道産ノ所謂洋菜
 種ト稱スルモノデゴザイマシテ、其ノ數量
 ハ比較的少イノデアリマス、デアリマスガ
 ラ、御話ノヤウナコトガ考ヘラレナイコト
 ハゴザイマセヌガ、多クノモノハ油ニ致シ

マシテ、油ヲ輸出致シマシテ粕ヲ内地ニ使
 ワテ居リマスカラ、只今ノ程度ノ洋菜種ノ
 輸出ハ、肥料ノ供給ニ著シク支障ヲ生ズル
 コトハアルマイト考ヘテ居リマス

○長野委員 是ハ政策ノ問題ニナツテ來ル
 ノデスガ、大臣ガ居ラレルト大變宜シイノ
 デスガ、大體色々ノ會社組織ニナサルト云
 フコトガドウカト思フノデス、例ヘバ肥料
 デアルトカ、或ハ石炭アルトカ云フヤウ
 ナ大手ナ、日星シイ問題ナラ宜イケレドモ、
 何モモ政府ガ株式會社ヲ作ワテ、ソコデ
 其ノモノヲ統制スルト云フコトハ、是ハ大
 イニ御考ニナラナイト、丁度産業組合ガ均
 ヲ越エテ商業者ト等ナスルト同ジ結果ヲ招
 來スルト考ヘルノデスガ、其ノ點如何ニ御
 考ニナツテ居リマスカ

○土屋政府委員 會社ヲ無暗ニ拵ヘテ均
 越エルデハナイカト云フ意味ノ御尋デ、是
 ハ私ガ御答スルノハ少シ僥倖デ大臣ガ御答
 スベキコトダト思ヒマスガ、此ノ會社ヲ作
 ラレマシテ趣旨ニ付テ申上ゲマス、今日
 ノ狀態デハ何分ニモ産地ノ價格ガ實ニ亂販
 デゴザイマシテ、其ノ間ニ色々中間ノブ
 ローカーノヤウナ者ガ活躍致シマシテ、
 價値ノ墜落ガ農家ノ收入ニナラナイ、チウ
 シテ農家ハ困窮セラレ、必要ナ物ヲ必要ナ
 方面ニ廻ラナイト云フノガ實情デゴザイマ
 ス、其ノ狀態ヲ救フ爲ニ、詰リ必要ナ品物
 ガ必要ナ方面ニ流レル爲ニハ何等カノ機構
 ヲ設ク考ヘナケレバナラナイ、ソレナラバ
 北海道ニ於テハ現在産業組合ガ可ナリ發達

シテ居リマスカラ、産業組合ニナラシタラ
 宜イチヤナイカト云フヤウナ御意見モ出ル
 ト思ヒマスガ、今日農家ノ殆ド八九割近イ
 モノガ加入シテ居リマス北海道デスラ、産
 業組合ノ活動ガケケデハ十分デナイカラ組合
 ノ亂販ヲ來シテ居ルノデアリマス、隨ヒマ
 シテ産業組合ノミデヤル譯ニモ參リマセ
 ス、チウ致シマスト新ニ何等カノ組織ヲ作
 ルトスレバ、先ツ政府御出資ノ所謂國策會社
 ヲ作ル外ハナイドラウト考ヘテ此ノ方法ヲ
 執ワタノデアリマス、會社ノ産立ハ面白
 ナイト云フ御意見ハ私共耳ニ致シテ居リマ
 スガ、此ノ會社ヲ作リマシタノハ、只今申
 上ゲマシタヤウナ事情デ出来タモノト御承
 知ヲ願ヒタイノデアリマス

○長野委員 サウ致シマスト會社ハ自ラ物
 ヲ買ヒ、自ラ之ヲ輸出スルノデアルカ、或
 ハ又買フ時分ハ商人ノ手ヲ經テ之ヲ御買ヒ
 ニナツテ、更ニ輸出商ノ手ヲ經テ輸出ニ相
 成ルノデアルカ、其ノ點ヲ一寸伺ヒマス

○土屋政府委員 此ノ會社ハ集荷機關デゴ
 ザイマシテ、自ラ輸出ハ致サナイノデアリ
 マス、産業組合ナリ或ハ商人ナリヲ通ジテ
 此ノ會社ニ品物ガ集メテ參リマス、チウ致
 シマスト此ノ會社ハソレヲ輸出ト軍需ト内
 需トニ引分ケテ致シマシテ、ソレムノ向
 キ向キニ分チマス、例ヘバ輸出ナラバ輸出
 組合ト云フタモノニ渡シマス、チウシテ輸出業
 者ガ輸出致シマス軍需ナラ軍ノ必要ノ向キ
 ニ納メマス、内需ナラバ内需ノ配給機構ニ
 渡シマス、左様ナ方法ヲ執ル積リデアリマ

付託議案 農產物検査法案(政府提出)(第九
六號) 日本輸出農產物株式會社法案(政
府提出)(第一〇二號)

費ヲ除イテ、管外輸出ノモノハ一切本會社
デ買上ゲルト云フ仕組ノヤウデアリマス、
面シテ會社ニ於テ輸出向ノ軍需向ノ内需向ノ
割當ヲ行フテ圓滿ナル配給ヲヤウテ、開相
場ヲ縮減シヨウト云フ、實ニ其ノ目標タル
ヤ立派ナモノデアリマス、併シ此ノ目的ガ
果シテ此ノ會社ニ依テ行カレバ行カス
カト云フコトニ付テハ頗ル疑問ヲ持ツテ居
リマス、ソコデ只今カラ御意見ヲ承リタイ
ノデアリマスガ、一體右申上ゲル輸出、軍
需、内需ノ割當ノ内容ハドウ云フ工合ニ御
考ニナワテ居ルノデアリマスガ、モウ一ツ
ハ各府縣ニ於ケル管内消費ハ現狀維持ヲ認
メラレノデアリマスガ、是ハ大キナ問題
デアリマスカラ、先ヅ此ノ二點ヲ伺ヒタイ
ト思ヒマス

○土屋政府委員 輸出、軍需、内需ノ割當
ノコトハ、數字ニ付テハ一寸概括的ニ申上
ゲ兼ネルト思ヒマス、ト云フノハ、是ハ對
外貿易ノ關係ガアルカラデアリマシテ、軍
需トシテ考ヘラレマスモノハ陸軍省、海軍
省、其ノ他ノ省ハ今取換目録中ニハ軍需
ハナイ儘リデゴイマス、海軍省トカ陸軍省
青島、洋菜等ハ殆ド大部分ガ輸出デゴ
イマス、大豆ハ半分位ガ内需デ、半分
位ハ輸出向デアリマス、菜種油ハ割當内
需、アトノ割當ガ輸出向ニナルト考ヘマス、
ソレカラ管内消費ノ御話デゴイマスガ、
是ハ大體輸出ノ數量、軍需ノ數量ハ各年々
ニ見當ガ付キマス、ソレダケハ確保シタイ
ト思フテ居リマス、其ノ他ノ省ハ結局内需
ニ廻ル譯デアリマシテ、生産ト配合セテ決
定ニナリマスカラ、必ズシモ現狀維持デ内
需ヲ止メルト云フコトニハナラヌドラウト
思ヒマス

○伊東委員 府縣生産シタモノデアワテ、
其ノ縣消費スル消費量ハ現狀ヲ維持サレ
ルノデアリマスガ、此ノ問題ハハッキリシ
テ決キタイト思ヒマス

○土屋政府委員 其ノ點ハ只今申上ゲマシ
ク通り、先ヅ輸出向ノ軍需ノ數量ハ總量ニ
依テ決ワテ參リマシテ、ソレヲ地方
デラウ位出シタイト云フ大體ノ割當ガ出來
ルダラウト思ヒマス、併シナガラ一方ニ於
テ生産ノ數量ガ少イマスカラ、其ノ生産
ノ數量ト今ノ軍需ナリ輸出ナリノ數量ト配
合セテ、内需ノ數量ガ自然決ワテ參ルノデ
アリマス、隨ヒマシテ内需ノ數量ヲ現狀維
持ニ止メテ一步モ動かサスト云フヤウニハ
考ヘテ居リマセ

レヲ排除スル考ハゴイマセ、集荷ノ方
面ニ於テ商業組合如何ニ扱フカト云フコ
トハ、農林省ト商工省ノ間ニ其ノ點ハマダ
打合セガ出來テ居リマセ、ソレカラ輸出
ノ方ハ、只今ノ御話デスト、三井、三菱ニ
限ルヤウニ御達ニナリマシタガ、左様ナ考
ハナイノデゴイマス、決シテ三井、三
菱ニ限ル譯デアリマセ、是ハ大體ニ於
テ貿易組合法ニ依ル輸出組合原則トシテ
輸出ヲスルコトニナリ、ソレニハ三井、三
菱其ノ他ノ業者モ入りマシテ、商工省ノ監
督ノ下ニ輸出ヲ致シマス、其ノ點ニ付キマ
シテハ農林省ト商工省ト連絡ガ十分執レテ
居リマス

○伊東委員 生産ノ管外輸出ハ此ノ會社
員、又ハ本會社ヨリ買受ケタルモノ以外ハ
之ヲ行フコトガ出來ナイヤウデアリマス、
左様ニ解釋ヲ致シテ居リマス、サウ致シマ
スト、此ノ會社ノ用資ノ半分ハ政府ガ持
ト云フコトニ相成ワテ居リマスガ、其ノ他
ノ用資者ノ資格、内容ヲ具體的ニ御示シテ
願ヒマス、尙キ此ノ御話ニ依テ多數ノ失
業者モ出ルヤウニ御達ニナリマシマス、
一體是等御達業者ノ先業者ノ數ヲ示
云フ工合ニ御考ニナワテ居リマス

○土屋政府委員 半額ハ政府ガ用シマシテ、
アトノ半額ハ生産者、生産者團體、取扱業
者等ガ株主ニナワテ買ヒタイト思フテ居
マス、生産者團體ト申シマスノハ、只今ノ
所デハ北海道ノ産業組合聯合會所屬ト、
全農聯ヲ考ヘテ居リマス、ソレハ北關ト全
農聯ガ新設ナモノヲ擬テ居ルカラデアリ
マス、是ハ只今ノ所ノ考デアリマシテ、將
來モソレヲ總對ニ限ルト云フ譯デアリマ
マセ、ソレカラ輸出業者トシテハ此ノ會

り農家ガ御荷ヲ作りマシテ、之ヲ運シテ所
謂運荷取卸油ヲ製造シマス、是ハ個人デ
製造スル場合モアルシ、産業組合等デ共同
製造スル場合モアリマス、此ノ會社ハ運荷
取卸油ヲ買入レマシテ、サウシテソレヲ
今度ハ運荷ノ精製業者ニ賣リマス、日本ニ
七軒ハカリゴイマスガ、其ノ運荷精製
業者ニ賣リマシテ、サウシテ其ノ精製業者
ノ皆ハマシタ運荷、運荷油、之ヲ又此ノ
會社ガ買ワテ輸出向ニ賣ル、新設ナ順序ヲ
取ルノデアリマスガ、併シ場合ニ依リマシ
テハ取卸油ヲ賣リマセ、之ヲ運荷精製
業者ニ加工ヲ委託致シマシテ、サウシテ加
工賃ヲ支拂ヒマシテ、其ノ運荷、運荷油
ヲ輸出業者ニ賣ル、斯ウ云フ場合モアリ
ルノデアリマス、其ノ場合ハ第三號ノ加工
ノ委託ニナリマス、菜種油ノ關係ニ於テモ
同シヤウナコトガ考ヘラレマス、ソレカラ
買入價格ノ點デゴイマスガ、是ハ例ハバ
今日ノ所デハ陸軍省ハ安定價格ガ出來テ居
リマス、安定價格ノアリマス物ハ安定價格
ヲ基準トシテ買上ゲル、ソレカラ安定價格
ノアリマセ、物ハ今日デハ結局九・一八價
格ヲ基準トシテ買上ゲルトニナルト思フ
テ居リマス

○伊東委員 買上價格ノ問題ニ付テハ質問
ヲ保留シテ後述シマセ、日本ノ菜種
ノ生産高ハ二百万袋デアリマス、菜種ノコ
トニ付テハ先程他ノ委員カラ質問モアリマ
シタガ、私ハ少々深入リシテ御尋シタイト
考ヘマス、其ノ内五割、百万袋ガ九州デ出
來ルノデアリマス、九州デモ福岡、宮崎、
鹿兒島、佐賀等ガ最も多イノデ、就中福岡
縣ガ六十萬袋ト云フ日本一ノ生産地デアリ
マス、菜種ハ北海道ノ分ハ先程御尋シタ

○伊東委員 府縣生産シタモノデアワテ、
其ノ縣消費スル消費量ハ現狀ヲ維持サレ
ルノデアリマスガ、此ノ問題ハハッキリシ
テ決キタイト思ヒマス

○土屋政府委員 其ノ點ハ只今申上ゲマシ
ク通り、先ヅ輸出向ノ軍需ノ數量ハ總量ニ
依テ決ワテ參リマシテ、ソレヲ地方
デラウ位出シタイト云フ大體ノ割當ガ出來
ルダラウト思ヒマス、併シナガラ一方ニ於
テ生産ノ數量ガ少イマスカラ、其ノ生産
ノ數量ト今ノ軍需ナリ輸出ナリノ數量ト配
合セテ、内需ノ數量ガ自然決ワテ參ルノデ
アリマス、隨ヒマシテ内需ノ數量ヲ現狀維
持ニ止メテ一步モ動かサスト云フヤウニハ
考ヘテ居リマセ

○土屋政府委員 北海道ノ分ハ是ハ菜種デ
買ヒマス、其ノ他ノ分ハ是ハ油デ此ノ會社
ハ買入レマシマシテ、此ノ會社ノ目的ト
スル所ハ菜種油デアリマス、併シサウカラ菜
種ノ輸出ハ五シマセ、結局買ヒマシ
タ菜種ハ主トシテ其ノ地方ノ製油業者ニ製
油セマシテ、其ノ油ヲ買フト云フコトニ
スル積リデアリマス

○伊東委員 サウシマス、日本ノ生産高
ノ半數ヲ持ツテ居ル九州地方ノ物ハ、只今
ノ所デハ若干九州以外ノ所ニ移荷ヲヤウテ
居リマセ、其ノ點ハ、殆ド九州地方デ之ヲ
消化致シテ居リマス、殊ニ福岡縣ノ如キハ
小サイ工場デアリマシマセ、八十八工
場アルノデアリマシマセ、其處デナワテ居ルハ、
併シ私ノ考デアハ、政府ハチウ云フ工合ニ御
證明ニナルケレドモ、實際ハ九州地方デ
馬來タ菜種ヲ移荷スル爲ニ、此ノ會社ニ買

上ゲル、其ノ目標ハ、中央地方ノ大製油會
社ノ爲ニスル爲ニ此ノ新設ヲナラレタモノ
ト私ハ懸スルノデアリマス、此ノ點ハ
何デアリマス

○土屋政府委員 此ノ會社ヲ作ルニ際シマ
シテ、製油會社ト何ニモ話シタコトハゴイ
イマセ、私ハ製油會社ノ便宜ノ爲ニヤ
ウテ居ルノデアリマシマシマシマ、要ス
ルニ油ヲ輸出シレバ宜シ、ソコデ大體
九州デ生産シレマシタ油ハ九州ノ工場デ使
フ從來ノ習慣ガゴイマスレバ、ソレハ難
重致シマシテ、其處デ使フ油ハ使ワテ一向
差支ナイ、唯從來九州デ生産シレマシタ油
ガ他所ニ回テ居ルモノガゴイマスレバ、
ソレハ結局此ノ會社ガ取扱ワテ餘所ニ回
コトニナリマセ、此ノ從來地方デ油ヲ
レテ居リマシタモノハ、此ノ會社ガ地方マシ
テ餘所ニ持ツテ行ワテ、其ノ結果九州ノ製
油業者ヲ失業セシメト云フ考ハ少シモ持ツ
テ居リマセ、其ノ點ハ是等御達業者ノ先
○伊東委員 然ラバ是ハ農林省ノ指定工場
ト承ツテ居リマスガ、日本ニ九工場指定工
場ト云フモノガアルヤウデアリマスガ、
此ノ工場ノ名前及ビ其ノ他製油スル工場ノ
數ヲ府縣別ニ御示シテ御ヒタイト思フノデ
デアリマス

○土屋政府委員 只今ノ御質問ノ點ハ後デ
調ベテ申上ゲマス

○伊東委員 此ノ九工場ト云フモノハ何カ
ノ理由デ農林省デ御指定ニナワテ居ルト承
ツテ居リマスガ、或ハ産額ノ指定カモ知レ
マセ、此ノ點ヲ明確ニシテ御ヒタイト思ヒマ
ス、ソコデ私共ノ一番心配致シテ居ル所ハ、
一體九州地方ニ馬來マシタ菜種ヲ此ノ指定
工場ニ賣込ムニスルノデアリマシマシマ

取扱スルノデアル、是ハ色々ナ方向カラ集ウテ来ルモノト思ヒマス、此ノ點ヲ明ニシテ...

更ニ他ノ委員カラ御話モアリマシタガ、只今肥料ノ不足時代デアリマスカラ、油粕ノ如キ...

ノ想像スル所ニ依ルト、此ノ會社ガ出来タ結果、九州地方カラ原料ヲ東京方面ノ大會社...

加工ノ全國的ニ獎勵サレタナラバドウカト考ヘルノデアリマス、産業組合ノ事業ト致シ...

ハ、其ノ資金ノ利用ノ上ニ於テモ極メテ是ハ有効適切ナル事業ト私ハ考ヘル、會社中心...

ルコトガ宜イト私ハ考ヘル、加之從來ノ工場ハ福島、鹿兒島、或ハ大分其ノ他各縣...

ノ生産又ハ販賣ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ...

○土屋政府委員 第二十條第一項ノ命令ハ、是ハ所謂統制命令デアリマシテ、此ノ會社...

○伊東委員 ソレガイケナイノデス、斯ウ云フヤウナ規則ガアルド、是デ農村モ困ル...

○土屋政府委員 只今ノハ數字ニ互リマスカラ、後程印刷シテ差上ゲマス

○伊東委員 細カイ數字ハ後デ御示願ヒタイト思ヒマス...

○土屋政府委員 只今ノハ數字ニ互リマスカラ、後程印刷シテ差上ゲマス

○伊東委員 細カイ數字ハ後デ御示願ヒタイト思ヒマス...

一ツノ合理化ニナル點モアリマスカレドモ、私ハ現在ノ工場ハ現在ノ工場デ小經營...

○土屋政府委員 先刻御質問ノゴザイマシタ吉原製油外敷社ノ購入ノ徑路デゴザイ...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

○土屋政府委員 念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ會社ノ澱粉...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

○土屋政府委員 念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ會社ノ澱粉...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

○土屋政府委員 念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ會社ノ澱粉...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

○土屋政府委員 念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ會社ノ澱粉...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

○土屋政府委員 念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ會社ノ澱粉...

○伊東委員 只今ノ御話ニ依リマスト、澱粉ハ馬鈴薯ノ澱粉...

今御審議願ウテ居リマス會社ニ取リマシテモ、何等差支ナイコトデアリマス、唯御承知...

○土屋政府委員 將來ハ関連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

輸出農産物株式會社ニ對シ指定農産物ノ集荷又ハ配給ノ統制ニ必要ナル命令ヲ爲スコト...

○土屋政府委員 第十七條第一項ノ命令事項トシテ...

○伊東委員 其ノ命令ガイケナイノデス、一般ノモノ...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

○土屋政府委員 關連ヒアリマセヌネテ置キマス、...

○伊東委員 甘藷其ノ他ノ澱粉加工ノ問題デアリマス...

ヲ全體的ニ、此ノ關係本會議ニ申上テ
 ナウニ、農林省ノ示スモノ以外ニ、東海道、
 近畿、中國、四國ト云フ割合ニ米ノ澤山獲
 レル所デハ、選擇品種ト言ヒマスカ、増收
 品種ヲ地方ノ推薦ニ依テ承認スルカ、早
 ク決メテヤウテ行ク、ソレヲ決メルト同時
 ニ米ノ査定委員會ガ、サウ云フ米デモ標準
 米トシテ認メルノダ、斯ウ云フコトニナツ
 テ合格シテ行クヤウニナウテ行キマスナラ
 バ、此ノ非常時ノ米穀事情ノ窮乏ナモノヲ
 打開スル、一ツノ大キナモノガ出テ来ルト
 思ヒマス、是等ノモノヲ部分的ニ御考ニナ
 ラズニ、全體的ニ考ヘテ、査定委員ノ推薦、
 標準米ノ査定、獎勵品種、斯ウ云フモノヲ
 總括的ニ御考慮ヒタイと思フデアリマス、
 吾々ハ永久ニ増收品種バカリヤレノト云
 フノデハゴザイマセヌケレドモ、今年ノ
 米ノ窮乏事情ハ、恐ラクアナク方専門家
 ニハ分テ居ラレドモ、吾々ハ地方ニ
 居リマシテ、モトモト深層事情ヲ知ラテ居
 マス、非常ニ心配シテ居リマス、來年度カラ
 ハ米ガ澤山出ルゾト云フコトガ分レバ、
 米穀ニ對スル不安モ緩和シテ来マス、今年
 ハソレデ行クノダカラ、來年ハ米ガ一割以
 上澤山ニ獲レル、斯ウナレバ出廻リ時期ニ
 餘計出テ来ル、今マデ通りニヤルト農民
 自身ガ困チナイト云フコトニナラズ、是
 ハ米穀政策ノ全體カラ見テ大キナ問題デア
 リマスカラ、部分的ナ小キナ問題ト御考ナ
 タ、大キナ見地カラ、標準米ノ査定ノ方法、
 獎勵品種ノ問題、斯ウ云フ點ヲ御考慮ヒタ
 イと思フデアリマス、是ハ私ノ意見デア
 リマスガ、特ニ御願致シテ置キマス

ソコデ次ノ御尋ハ、新聞ニ出テ居リマス
 ナウナ品種ヲ吾々ガ作テモ宜イカドウカ
 ト云フ點デアリマス、農林省ハ其ノ點ヲ御
 示シニナワタノカドウカ、此ノ點ヲ御同致
 シマス

○土屋政府委員 先般本會議ガ前川委員カ
 ラ左様ノ御質問ガゴザイマシタカラ調ベテ
 見タノデアリマスガ、ドウモ農林省ガサウ
 云フコトヲ發表シタコトハナイノデアリマ
 スガ、アトデ新聞ノ切抜ヲ頂戴シマシテ調
 ベテ見ルコトニ致シマス

○前川委員 ソレハ後カラデ結構デアリマ
 ス、デハ其ノ問題ハソレニ止メマシテ次ノ
 問題ニ入リマス

米ノ正味量ノ問題デアリマス、今マデノ
 正味量ハ生産者ガ減テ移出検査ヲ受ケテ、
 其ノ濱ノ移出検査ノ場合ニ、秤目ガ足りナ
 ササウダト言フノデ、依テ御見テ、目方ヲ
 計ツテ見ル、計ツテ見ルト、一俵ニ對シテ
 三合ナリ五合缺タモノガアル、キウスル
 ト名札ヲ見テ其ノ生産者ニ對シテ科料ヲ取
 ルトナカシテ、是ノ秤目ヲ計ツテ見ルノ
 イ、ソレモ十俵ナラ十俵全部計ツテ見ルノ
 デナクテ、十俵ノ中ノ一番輕サウナ依テ計
 ツテ見テ、一俵ニ五合足りナイカラ十俵デ
 五升持ツテ来イ、持ツテ来ナケレバ科料ヲ
 取ルゾ、斯ウ云フ譯デ今マデ地方ノ正味量
 ヲ決定シテ居ワタノデス、是ハ他ニモ斯ウ
 云フコトガアワタト思フノデス、農民ノ
 聲ハ弱イモノデスカラ、是トナラテ農家
 ナカウタノデアリマスガ、私ハ此ノ點ハ今
 度ノ検査ハ一本ニナルノダと思ヒマスカラ
 宜イと思ヒマスガ、正味量ノ責任ハ一體誰
 ガ負フノカ、生産者ガ消費地ニ持ツテ行ッ
 テ、白米ニナルマデノ責任ヲ生産者ガ全部
 負フノカ、ソレトモ生産者カラ地主ニ渡シ、
 或ハ商人ノ手ニ渡シ、商人ガ移出検査ヲ受ケ

ニ行ワタ時ニハ誰ガ負フカ、米色々ノ人
 ノ手ニ渡ワテ行クノデアリマスガ、正味量
 ノ責任ハ果シテ誰ガ負フノカ、此ノ點ヲ明
 確ニ示シテ戴キタイと思ヒマス

○土屋政府委員 正味量ノ保證ハ結局政府
 ガ検査ヲ捺シテ證明シタ場合ニ、依テ誰
 附イテ居ル容量ヲ證明シタ場合ニ、誰ガ責
 任ヲ負フカト言ヘバ、是ハ検査申請者ノ責
 任デアルト思ヒマス、併シシナガラ御承知ノ
 通り米ニ付テハ有効期間ガ一箇月アリマシ
 テ、一箇月内ニ検査ヲ受ケナイト保證書來
 マセス、検査ノ有効期間内ハ政府ガ證明ヲ
 致シマシテ、サウシテ責任ハ検査申請者ガ
 責任者ニナルト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○前川委員 是ハ實際大問題デス、ソレハ
 非常ニ不公平ニナルト思フノデス、サウナ
 ルト米ノ包裝ハ葉依ヲ止メテ試力誰カ何カ
 ニシナケレバイカスト思フノデス、是ハ例
 デアリマスルガ、生産検査員ガ百姓ノ家ヘ
 ナワテ来テ、米依ニ秤ヲ突込シテ見ル、五
 位出マス、又横ツ腹ニ突込シテ見ル、
 二位出マス、其ノ出シタ米ヲ全部戻シテシ
 マ、ハ宜イケレドモ、ソレ程技術ノアル檢
 査員ハ居ナイ、戻サウト思フモノ半分位ハ
 零シテシマフ、検査員ガ来ルト一合位ハ零
 シテシマフて居ル、時ニ低ルト合格不合格
 ノ境目ニ未ダト言ヘバ、難關カラ難關ヲ持
 テ来テ、難關米ヲカラ預テ歸ルト云フ
 テ、一合或ハ一合五分ノ中ニ入レテ、持ッ
 テ行クテシマフ、サウシテ等級ヲ決メテ來
 マスガ、サテ其ノ米ヲ百姓ノ家ニ返シテ來
 ル検査員ハアリハシナイ、検査員自身一俵
 ニ對シテ一合近クノ米ヲ抜イテ居ル、戻シテ
 來ナシナイ、ソレガ第一アリマスルシ、ソレカ
 ラ百姓ノ家カラ米ガ地主ノ倉マデ行キ、若ク

ハ農業倉庫へ行ク、ソコニ専門家ガ居ワテ
 抜イテ見ル、是モ零シテ居ル、ソレカラ車ニ
 積ンデ行ク、トラフクナラバ宜シイガ、牛車
 ナドデゴトノ町マデ持ッテ来ル間ニ仲買
 人ガ來テ、仲買人ガ秤ヲ突込シテ抜イテシマ
 フ、ソレズツト終ヒノ濱ノ移出検査マデ
 行ク時ニ、其ノ責任ガ生産者ニアルトハド
 ウシテモ考ヘラレナイ、ソナニ生産者ガ米
 依ノ行ク所ニ附イテテグルノ、廻ッテ行クナ
 ドト云フコトガ出ルモノデハナイ、其ノ
 一箇月ノ期間ハ生産者ニ於テ責任ヲ持タナ
 ケレバイカスト云フコトニナレバ大問題ダ
 ラウト思フ、是ハ何カ適當ナ方法ヲ考ヘラ
 レナケレバナラヌト思フ、ソレデアルナラ
 バ、葉依ノ包裝ヲ止メテ何カ「ハトロン」紙
 ニ入レルカ、試力誰ニ入レテ零レナイヤウ
 ナ方法ニシナケレバ生産者ハ困ルト思フ、
 此ノ點ハ一ツ能ク御考慮ヒタイと思ヒ
 マス

○森說明員 正味量ノ保證ヲ致シマスノハ、
 検査ニ依ツテ正味量ガ保證サレル譯デアリ
 マス、第一次ノ検査ヲ受ケマス際ニ於ケル
 正味量ハ、受検査者即チ生産者ガ責任ヲ持
 ツト言ヒマスカ、受検査者ニ於テ規定ノ容量
 ヲ確定スル義務ガアルト思ヒマス、検査ガ
 アワタト、既述ガアワタト云フコトニテ
 リマシテモ、其ノ責任ハ生産者マデハ及バ
 ナイト私ハ考ヘマス、隨テ検査後ニ於テ無
 暗ニ秤ヲ抜イテ見ルト云フコトハ、是ハ十
 分取締ヲ致ス積リデアリマス、必要ガアツ
 テ秤ヲ戻シマシタナラバ、ソレダケノモノ
 ハ必ズ依ニ秤ヲ戻スト云フコトヲ十分ニ勵
 行致シタイと思ヒマス、轉々市場ニ參リマ
 シテ、アトノ正味量ガ足ラナイト云フ

ヤウナ場合デアリマシテモ、其ノ責任ヲ常
 ニ生産者ニ持ツテ行クト云フコトハ正シク
 ナイト考ヘマス

○前川委員 大分分ツクノデアリマスガ、
 其ノ點ハハツキリシテ置イテ貰ヒタイ、生
 産者カラ例ヘバ農業倉庫マデ持ッテ行ク、
 是ガ生産者ノ責任デアルトハ是ハ仕方ナ
 イト思フガ、一度農業倉庫ニ入レテ戻リハ、
 其ノ先ハ農業倉庫ノ責任者ガ責任ヲ持ッ
 カ、或ハ地主ノ倉、農業倉庫カラ濱ノ移出
 検査ニ行クナラバ、ソコマデ持ッテ行ク者
 ガ責任ヲ負フヤウニスルカ、實際ニ於テハ
 濱ノ移出検査ヲスル場合ニ、米ノ足りナイ
 ノマデ生産者ノ責任ニシテ來テ居ルノガ各
 縣ノ實例デアリマス、恐ラク私ノ言葉ニ對
 シテハサウ云フ御答ガ出來マスガ、實際運
 用シテ居ル場合ニハサウデナイノデアリマ
 スカラ、之ヲハツキリ明確ニ、何處マデハ
 誰ガ責任ヲ負フ、何處カラハ誰ガ責任ヲ負
 フト云フコトヲ明確ニシテ置イテ戴カナケ
 レバ、非常ニ困ル問題デス、今マデハアナタ
 ノ御氣持ダケヲ言ハレタラシイデスガ、農
 林省トシテハ責任ハ何處マデハ誰ガ負フ、
 是カラ先ハ誰ガ責任ヲ明確ニ御答願ハナケ
 レバ、地方ノ百姓ハ非常ニ不安ト思ヒマ
 スカラ、モウ一度御同致シマス

○土屋政府委員 今ノ問題ハ途中デ判ツ突
 込シテ米ノ減ルト云フコトハ、是ハ事實ア
 リ得ルノデス、サウ云フコトガナイヤウニ
 スルト言ツテモ事實アリ得ル、併シシナガラ
 轉キトシテ居ルモノヲ生産者ガ全部責任ヲ
 負フ、是ハ甚ダ酷デアル、併シ誰カ責任ヲ
 負ハナケレバナラヌコトニナル譯デアリマ
 ス、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ地方ノ實情

等ヲ能ク取調ベマシテ、農林省トシテ方針
 ヲ決メタイと思ヒマス

○前川委員 今マデハ込米ニ升ヲ大抵依
 入レテ居リマシタ、所ガ最近ハ補給金制度
 ニ依ツテ、其ノ込米ノ制度ハ段々減ツテ居
 リマスカラ、正直ニ四斗シカ入ツテ居リマ
 ス、ソレデ剩リ一斗スレバソレダケ減ル
 コトニナリマスカラ、此ノ點ハ特ニ十分ニ
 對策ヲ御立テニナリマシテ、地方ノ生産者
 ガ安心ノ間來ルヤウニ御願ヲ致シタイと思
 ヒマス

ソレカラ次ノ問題デアリマスガ、ロー
 ルノ指ト白指ト相違デアリマス、是ハ非
 常ニ大キナ問題デアリマスガ、農林省ハ今
 マデ三年間調査ヲヤウタ、アトモウ二年シ
 ナケレバ結果ガ分ラナイト言ヒマスガ、是
 ハ非常ニノロイ話ダト思フ、今マデ三
 年間ヤラレマシタ調査ノ結果、發表シ
 得ルモノガアリマシタナラバ此ノ際御發表
 ヲ願ヒタイと思フデアリマス

○森說明員 土白指ト「ロール」指ノ量目、
 容積ノ關係ハ色々ノ斷片的ニ調査シタモ
 ノハアルノデアリマスガ、併シ是ハ地方ニ依
 リマシテ、品種ニ依リマシテ可ナリノ違ヒ
 ガアリマスカラ、米穀局デ組織的ニ各地方
 各品種及ビ種別ノ種類別ニ容積重量ノ調
 査ヲ致シテ居ルノデアリマス、既ニ調査ヲ
 始メマシテ二三年ニナツテ居ルト思ヒマ
 ス、デアリマスガ、マダ調査ノ途中ニアリ
 マシテ、從來其ノ成績ハ發表サレテ居ナイ
 ノデアリマス、或ハ御話ノ通り從來糶リマ
 シタモノデモ發表出來マスカドウカ、後デ
 當事者ト打合ヲ致シタイと思フテ居リマス
 ○前川委員 ドウモアカシイノデアリマス、
 其ノ調査ガナクテ千葉縣ノヤウニ容量上重

量ノ兩建ノ取引ヲヤラシ、若クハ宮城縣ノ
 ヤウニ重量取引ヲヤウテ居ル、是ハ恐ラク
 農林省ノ認可ナクシテハ、地方ハヤレナイ
 ト思フノデアリマスガ、大體其ノ基準ハ農
 林省ニナケレバ御認めニナルコトハ出來ナ
 イ答ダト思フデアリマス、私ハ三箇所デ
 調査ヲシタノデアリマスガ、此ノ間本會議
 デ申上テタノハ岡山縣ノ農事試驗場ノ調査
 デアリマス、是ハ米ヲ土白指ヲタモノト
 「ロール」指ヲタモノトノ比較デアリマ
 スガ、土白指ヲタモノハ六百三十粒、ロ
 ールノ場合ハ七百粒、一割粒數ガ多イ
 ノデアリマス、目方ハ土白指ヲタモノハ
 一升ガ三百八十五匁、ソレガ「ロール」指ハ
 四百十五匁アツテ、三十匁多クナツテ居
 リマス、土白ガ「ロール」指ニ變ツタ爲ニ斯ウ
 ナツテ來タ、何故サウナルカト云フコトハ色
 色議論ガアリマセウガ、今言ツクノハ岡山
 縣ノ實例デスガ、香川縣ノ私ノ仲間ガヤウ
 タ調査モ大體ソレニ準ジテ居リマス、徳島
 縣モ稍、ソレニ近イノデアリマスガ、徳島縣
 ハ少シ違フノデアリマス、是ハ乾燥ノ工合
 ガ岡山縣ト香川縣ヨリ違ウゴザイマスカラ、
 「ロール」指ニ致シマシテ米ノ量ニ變リ來
 マシテ、併シ中ニ澤山入ラナイ、是ハ一俵
 ニ對シマシテ二升ニシカ澤山入リマセス、
 併シ香川縣デハ一俵ニ對シテ三升ニシカ澤
 山入リマス、斯ウ云フコトニナツテ居リマ
 ス、私達ノ個人トシテヤウタ調査ニ於キマ
 シテモ是位ノモノガアルノニ、農林省ハ其
 ノ方ノ専門デ三年掛ツテモマダ十分出來ナ
 イト言ヒナガラ、宮城ニ於テ重量制ヲ承認
 シ、千葉ニ於テハ併用制ヲ認メル、是ハド
 ウモハツキリシナイ、農産課ダカラ責任ガ
 ナイ、是ハ米穀局ノ仕事ダト言ハレルカモ

知レマセスガ、農林省全體トシテハモツト
 的確ニ御方針ガナケレバナラヌト思フノデ
 アリマス

○土屋政府委員 先刻農産課長カラ御答シ
 タヤウニ、日本全體ヲ通ジテ政府ガ發表ス
 ル場合ニハ色々ナ品種ニ付テヤラナケレバ
 ナリマセヌカラ、隨テマダ調査ガ完了シナ
 イ、私ノ所デ、農務局デヤウテ居リマス
 今直ク返事ガ來ルノデアリマスガ、米穀
 局デヤウテ居リマスカラ相違ヲ致シマシテ
 御話ノ出來ルモノハ御話ヲシテ行キタイト
 思フテ居リマス、此處ニ持ッテ居リマスノ
 ハ若干アルノデアリマスガ、是ハアナタノ
 今御述ニナリマシタノト合ヒマスカ如何デ
 スカ、富山縣ノ農事試驗場デヤリマシタ實
 績ニ依リマスト大場ト云フ品種ハ土白指
 三百八十九匁、「ゴムロール」デ三百九十
 匁、銀坊主ガ土白指三百七十六匁、「ゴム
 ロール」デ三百八十六匁出テ居リマス、ソ
 レカラ岐阜縣ノ農事試驗場ノ成績デハ神力
 一號ガ土白指三百九十五匁、「ゴムロー
 ル」デ四百一匁、ソレカラ宮城縣ノ農業館
 ノ試験成績デハ山形イ號ガ土白指三百八十
 一匁、「ゴムロール」デ三百九十九匁、陸羽二十
 號ガ土白指三百七十九匁、「ゴムロール」デ
 三百九十一匁、新潟ノ農事試驗場ノ成績デ
 ハ銀坊主ガ土白指三百八十九匁、「ゴムロー
 ル」デ四百一匁、福井ノ農事試驗場ノ試験成
 績デハ大場デ三百九十匁、「ゴムロール」デ
 四百二匁、是ハ何レモ玄米一升ノ比較デゴ
 ザイマス、是位ノ成績ハ出テ居リマスガ、
 全體トシテ發表スルノハ時間ガ掛カル、
 斯ウ云フ意味デ御答願ガ出來ナイノデアリ
 マス

○前川委員 今御發表ナヤウナ所ハ皆濃潤

地帯デアリマス、乾燥地帯デハナイノデア
リマス、ダカラ米ノ風ニ自然ニ成ル出来ル
地方デアリマス、**「ローレル」**ト土白トノ差
違ヒマス、是ガ西日本ノナウナ乾燥地帯ニ
多クアリマス、是トハ又數字ヲ變テ来ル
ノデアリマス、是ハ品種別テ違ヒマセウガ、
其ノ地方ノ温度ノ程度ニ依テモ違フテ来
ルノデアリマス、ソレガ又氣候ニ依テテ梅
雨ヲ越シタ場合ト越シナイ場合トハ非常ニ
遠クテ来ルノデアリマス、是ハ此ノ調査
ハ中々困難ナコトト思ヒマスケレドモ、今
ノ容量取引カラ重量取引ニ漸次移行シテ
ケレバナラス時代ナデアリマスカラ、
是ハ單ニ米穀局ダケノ仕事デハナクシテ、
農林省全體トシテノ仕事トシテ早ク調査ヲ
始メマシテ、容量取引ノ不合理性ヲ重量取
引ノ合理的ナモノニ取換ルハナクニシテ貫
ハナケレバナラスノデアリマス、是ハ特ニ
温潤地帯ノ割合ニ米ニ換付ク目方ノ少イ
部分ノ數字デアリマシテ、西日本ノナウナ
乾燥地帯ハ非常ニ違フコト云フコトヲ特ニ
御考慮ヒタイノデアリマス、ソコデ問題
ニナウテ来ルノハ宮城縣ノナウナ割合米ノ
風ニ換ノ出来ル所デ重量ヲ認メテ、吾々ノ
方デ容量ヲナウテ居ルコト云フノハ、丁度
違ニナウテ居ルノデアリマス、本當言ハバ
私達ノ方デハ一俵十八貫カラ十八貫五百匁
位ノ依ガ出テ居ルノデアリマス、ソレ程目
方ガ多イノデアリマス、ソレヲ重量取引ニ
シマスレバ西日本、特ニ温潤内海沿岸ノ農
家ハ非常ニ助カレノデアリマス、東北方面
デ重量取引ヲナレト云フコトハ、米ノ目
方割合ニ輕イノデアリマスカラ、是ハ折
目取引ノ方ガ生産者ニ取ツテハ得ナンデ
ス、丁度違ナンデス、ソレガ生産者ニ不爲

ノナウニ出来テ居ル、宮城縣アタリニ於テ
ハ重量取引デ西ニ於テハ折目取引デアル、
是ガ違ニナルナラバ生産者ノ負擔ハ非常ニ
輕クナラフデ、是ハ數字ヲ各府縣ニ付テ
御開シニナレバ分ワテ来ルコト思ヒマスガ、
ソコデ結局問題ニナルノハ容量ト重量ト併
用制ニシタナラバドウカ、而モソレハ生産
者ノ希望ニ依ツテヤウラドウカ、目方取
引ヲ希望スル者ハ目方取引デモ宜イ、容量
取引ヲ希望スル者ハ容量取引ニシテ宜イ
ソコデ問題ニナルコトハ、ソレヲヤルニ致
シマシテモ、然ラバ一升ノ米ハ重量ニスレ
バ何匁ニナルカ、是ガ問題テ来ナケレバ
目方デス、今ノ一俵六千匁ト云フノハ、
昔ノ土白時代ノ目方デ行キマス、是ハ非
常ニ不合理デアル、農民自身ニ聽キマス
一升三百八十五匁ハ常識デアル、サウスレ
バ一俵十五貫四百匁カ五百匁ト思ヒマス、
ソレガ今マデハ十六貫以上デアリマスカラ、
容量ト重量ト點ハ早ク一ツ調査ヲ願ヒマ
シテ、兩方ガ矛盾ノナイヤウニシテ貫ヒタ
イ、サウ云フヤウニ生産者ニ都合ノ宜イヤ
ウニ今マデノ検査ガ出来テ居ルノデアリマ
スカラ、此ノ際容量ト重量ニ付テハ何カ取
急イデ調査シテ、米穀局ダケデナク、農林
省全體ガヤルコト云フヤウニシテ進キタイノ
デアリマス。

○土屋政府委員 容量制カ重量制カト云フ
問題ハ、私共ノ考デモ重量制ノ方ガ宜イニ
違ヒナイ、其ノ點ハ恐ラケ何人モ反對ノ意
見ハナイト思ヒマス、唯問題ハ屢ニ申上ゲテ
居リマスサウニ換算率ノ問題デアリマス、
是ハ全國一律ニ一本ノ換算率ヲ採ル譯ニイ
カナイノデ、今日マデ決定シナイノデアリ
マス、併シ容量ト重量ト併用スルコトハ
差支ナイ、今日併用シテ居ル縣ガ十三府縣
アリマス、東北デハ青森、岩手、宮城、秋
田、福島、關東デハ千葉、東京、山梨、北陸
デ新潟、富山、石川、福井、愛知、是ガ各
府縣、容量併用制デ居リマス、今後ト雖モ
速ニ調査ヲ遂ゲマシテ根本的ニ解決ヲシタ
イ積リテ居リマスガ、ソレマデノ間ニ地方
ノ事情デ併用シテ行クコト云フヤウナ縣ガ出
來マスレバ、十三ノ數ニ加ヘテ行クコトハ
差支ヘナイト思フテ居リマス。

○前川委員 ソコデ小作料ノ場合ニ於テ、
明治四十三年ニ農林省ノ發給検査實施
ニ當リテ、次官通牒ニ依テテ検査米若クハ
補給金ヲ用シテ居ルモノガアリマスガ、其
ノ後「ローレル」指ニ依ル生産者ノ負擔、ソレノ
出来テ居ル縣ガ非常ニ少イノデ、四國九州
ハ全然ナウテ居リマス、農產物検査ヲ國
家デ此ノ際統一シテヤル以上ハ、ナウテ居
ラナイ縣ニ對シテ一ツオヤリニナルナウナ
御意見ガアルカドウカ、是ハ是非トモナラ
ナケレバ以テ地主小作人ノ間ヲ離レルト云
フコトモアルノデアリマスカラ、今度之
ヲナラバ、此ノ際ハワキリオヤリニナ
ルコトガ必要デアナイカト思フノデアリマス
見マス。

千ヲナル、昨年香川県アタリハ縦横一才
二分ナケレバイカント云フコトヲ決メラレ
タ爲ニ、製糶機ガナイノデ岡山アタリカラ
繩ヲ深山買ワテ来デ、一俵ニ對シテ二十七
錢程ヲ使ツテ依裝ヲナツタコトガアル、
チウシナケレバ合格シナイ、實ニ不届ナコ
トナツタ、恐ラケ各縣ニモソレニ應ジ
トガアルト思フ、之ヲ詰問シマス、繩ヲ
牽引カヲ測ベト云フ、何モ六尺程ニ強シ
テ滿洲マデ持ツテ行クナラバ或ハ切レカ
モ知レナイケレドモ、ソレ程ノ必要ハナイ、
單ナル體裁ト云フカ、商品價值ノ高メル意
味カラ、又見テ精鹽ナト云フ意味カラ斯ウ
云フコトガ行ハレテ居ル、是ハ特ニ實用ニ
適スル程度ニ於テ、中央ニ機關ヲ置カレ
ト云フコトデアリマス、十分御研究ニナリ
マスルヤウ私ハ強ク御願シテ置キマス、
ソレカラ繩ノ掛ケ方モ非常ニ違ヒマス、岡
山アタリデハ御幣掛ト申シマシテ、繩ヲ外
カラ中ヘ挿イテ行フ、是ハ非常ニ努力ヲ費
ス、一方又紐掛掛ト申シマシテ、ソレノ
努力ノ點ニ於テモ相違ガゴイマス、繩ノ
掛ケ方モ男結ビニスルノガ普通ダガ、繩ニ
依ツテハ、横ノ繩ヲ捻ツテカラ中ヘ挿メル、
是ハ努力ノ點ニ於テ非常ニ助カレ、同時ニ
耐久力モアル、所ガ之ヲ一ニ結メテ掛ケ
ンデ掛ヘナケレバナラスサウナ、泉原屋ノ
陳列ニ於ケルナウナ積リデ、検査員ハソレ
ヲ仕事ノナウニナウテ来タ、今後ハサウ云
フコトノナイヤウニナウテ裁カナケレバナ
ラス、是ハ色々御説明ワテモ、ソコマデ
ハ手が届カナイト思ヒマスカラ、單ニ希望
ダトニ云フコト置キマス。

特ニ一ツ御等シタイコトハ一度使ツテ使
若クハ二度使ツテ使デモ、使用ニ堪ヘ
モノハ使ツテ宜イカドウカ、是ハ現ニ深山
使ツテ居ル、之ヲ一ニ新シイ使ツテ作レ、新
使ツテ居ル、目方目方ト云フコトニナルト、
是ハ大問題ニナリマス、此ノ點特ニハワキ
リ御答ヲ願ヒタイト思フ。

○土屋政府委員 古儀ノ使用ハ、二重依裝
ノ場合ノ内儀ノ方ハ從來トモ認メテ居リマ
スガ、今後モ引續キ認メテ居リマス、
外儀ノ方ハ原則トシテ認メテ居ラズ、
アリマスガ、併シ早急等デ資料ノ不足シテ
居ルト云フ場合ニハ、例ヘバ昨年ノ如キ、
所ニ依ツテハ古儀ヲ認メタ例モアルサウデ
アリマス、左様ナ場合ニハ、今後ト雖モナ
ハリ古儀ヲ認メルコトニシタイト思ヒマス
○前川委員 是ハ大問題ナンデス、外儀ノ
使モ今マデハ實際ハ古儀ヲ使ツテ居ル、
ソレヲ成ベク使ハセマイト検査所ハヤウ
テ居ルガ、實際ハ使ツテ居ル、今度ハ檢
査員ガ地方ノ吏員デナク縣ノ役人ニナツ
タト云フノデ、見察者ト百姓ノ所ヘ來テ、
是ハ政府ノ方針ト云フテデヤン、
ラレテハ、百姓ハ大問題ニナル、此ノ間
モ大石君ガ本會議デ言フテ居リマシタガ、
一俵ノ依ヲ編ンデ依裝シテシマフノニ二
夜掛ル、百姓ノ家デ五十俵モ百俵モ依ヲ作
ルトスレバ、依バカリ編ンデ居ナケレバ
ナラスコトニナル、今マデ縣内デ使用シタ
依ナラバ大シテ壞レテ居ナイ、其ノ儘使ヘ
ル、サウ云フモノヲ特ニ認メテ裁クコト云フ
コトニシナケレバ、大體ニ於テ内儀ダケハ
古イノデ構ハス、外儀ハ全部新シイノデナ
ケレバナラスト云フヤウナコトヲ言ハレテ
ハ各縣ノ農民ハ大恐慌ヲ來スト思フ、今マデ
チウナウテ居タウデセウガ、吾々ノ方デハ古
イ依ヲ使ハレテ居ルノデアリマス、ソレヲ新

シイ依ニシヨウトシテモ、百姓ハチウシナ
イカラ、依然トシテ古儀ガ使用シテ居リマ
スカラ、是ハ認メテ貫ハナケレバ困ルト思フ
○土屋政府委員 依裝ノ問題ニ付キマシテ
ハ、新シイ制度ヲ實行シマス際ニ、地方ノ混
亂ヲ來サナイヤウニ、十分注意スル積リデ
アリマス、デアリマスカラ、例ヘバ今ノ古
儀ノ如キモ、外儀ニハ色々注意ヲ打ツ所
モアリマスカラ、其ノ使法ヲ認メテ行カヌコ
ト、ソレヲ引續シテ使ツテ出シテ使フコト
ヲナウナ經濟的ノ方法ハ、實際ノ運用ノ上
ニ於テ認メテ宜カラウト云フヤウニ考ヘテ
居リマス、今色々御述ニナリマシタ點ハ、
私共ニ於テ此ノ法律ニ基イテ命令ヲ書キマ
ス際ノ參考トシテ能ク承ワテ置キタイト思
ヒマス。

四人アルノデアリマシテ、其ノ一万千六百
四十四人ノ中ノ三千二百二十人ガ、是ガ臨
時ノ臨時検査員、残りノ者ガ月給ヲ貰フ常
任ノ検査員ニナルデアリマス、御参考ノ
爲ニ現在ノ数ヲ申上ゲマス、經常臨時ノ
検査員、ソレニ屬ナド入レマシテ一万四
千二百七十人デアリマス

○前川委員 サウナルト、大體検査員ノ數
ハ餘リ變ラナイデアリマス、検査員ガ事
變以來澤山應召者ナドガアリマシテ、手ガ
不足シテ可ナリ困ワテ居ル事實ガアリマス、
是ハ私ハ検査員ノ選口ニナルカラ餘リ具體
的ニハ申シマセスガ、百姓ヲシテ居ワテ
「サラリ」ガ安イカラ片手間ニヤワテ居ル
ノデ、農家ノ要求ニ應ゼラレナイ、待遇ガ
非常ニ惡イカラ一部ノ勢力ニ奉制サレ
タリナドシテヒドイノガアル、是ハ特殊ノ
問題ト、人員ノ今ノ應召者ナドハ選口
ノ後ノ補充ヲシテ行ク問題、斯ウ云フコ
トニ對シテ、今ノ數字ガ果シテ今後ノ検査
ニ十分カドウカ、私ハ實ハ分リマセスケレ
ドモ、是ハ人員ノ相當ニ出シテ貰ヒ、而モ
待遇ノ可ナリ好クシテ貰ハナケレバ、
結局生産者ト摩擦ヲ起シテ困ルコトニナル
カラ、特ニ御注意願ヒタイト思フデアリ
マス

○土屋政府委員 今度ノ豫算ハ一政府ノ
豫算編成ノ内幕ヲ申上ゲル譯デスガ、大體
ニ於テ昭和十二年ノ時ニ一度政府決メマ
シテ豫算ヲ基礎ニ致シマシテ、其ノ上ニ其
ノ後ノ數量ノ増加ニ因ル數字ノ増加ヲ見タ
ノガ、今度ノ豫算デアリマス、隨ヒマシテ
現在ノ地方費ヨリモ若干待遇ガ好クナリマ
ス、併シナガラ是レ以上待遇ガ好クナリ必
要ハナイト云フモノデハ決シテナイ、今前
川委員ノ御述ニナリマシタ點ハ、私共同感
ナノデアリマス、今年ハ已ムヲ得マセスガ、
將來ハ豫算ヲ積シマシテ、待遇ノ向上シテ
不正ノ行為ノナイヤウニシナケレバナラス
ト考ヘテ居リマス

○前川委員 殊ニ選召者ナドノ補充
ノ問題、之ヲ此ノ際ニ御注意願ヒタイト云
フコトト、昨通ハ是ハマア十二年ノ「プラ
ン」ヲ、其ノ點ヲハ種々トシテ行クデア
ルコトハ、其ノ間物價ノ騰貴ヲシテ居ルコトハ
認メナガラモ、ドウニモ出来ナカワツタ
ラウト思フデアリマスガ、來年ニ於テキマ
シテ御考慮願ヘレバ結構デアリマス、恩給
ノ問題ナドモ問題ニシテ居ルノデアリマス
ガ、何カ御意見ガアレバ恩給等ニ付キマシ
テモ一時的ニ「サラリ」ハ良クナツテモ
トト安定シテ行ケルコト云フコトヲ、是
ハ非常ニ問題ニナツテ居リマスガ、若シ御
意見ガアレバ伺ヒタイト思ヒマス

○土屋政府委員 恩給ノ問題ハ實ハ私共一
番苦シテ居ルノデアリマスガ、今待遇
員ノ高等官待遇、特任官待遇デアリマス諸
君ハ、國ノ官吏デアリマスカラ恩給ハ付キマ
ス、此ノ方ハ心配ナイ、所ガ大多數ノ検査
員、是ガ國ノ方ノ役人ニナリマシタ後ニ於
キマシテハ雇ノ資格デ、官吏デアリマセ

○前川委員 此ノ地方ノ検査所ハ今度政府
ノ方デ統制シテ行カレノデスガ、名前ガ
變ワラケケデ、今ノ使ノ道具類ヲ使ワテヤ
ラレルコトニナルト思ヒマスガ、縣ニ依ッ
テハ設備費ノ少イ爲ニ貧弱ナ物ヲ以テヤッ
テ居ル所ガアルノデアリマス、是等ハ特ニ
全國ノ二品物ヲ完全ニシマシテ、皆クヤル
ヤウニシテ貰ヒタイ、是ハ各縣ヲ別ワテ見
テ非常ニ私ハ興味ヲ持ツテ見テ見タノデ
スガ、實ニ貧弱極ム物デアリマシテ、能ク
コンナ物デ検査ヲセワテ居ラレト思フ物
ガアルノデアリマス、是ハ豫算ノ上ニモア
ルト思ヒマス、取急イデヤツテ置キタイ
ト思ヒマス、地方ノ検査制度ヲ統制シテ行
キマス場合ニハ、備品、特ニ今申上ゲマシ
タ理化學的ノ検査施設ノ基礎ニナル物ガ必
要デゴザイマスカラ、是ハ特ニ御願申上ゲ
タイ、是ハ希望トシテ申上ゲマシテ御答ハ
求メマセ

○前川委員 此ノ地方ノ検査所ハ今度政府
ノ方デ統制シテ行カレノデスガ、名前ガ
變ワラケケデ、今ノ使ノ道具類ヲ使ワテヤ
ラレルコトニナルト思ヒマスガ、縣ニ依ッ
テハ設備費ノ少イ爲ニ貧弱ナ物ヲ以テヤッ
テ居ル所ガアルノデアリマス、是等ハ特ニ
全國ノ二品物ヲ完全ニシマシテ、皆クヤル
ヤウニシテ貰ヒタイ、是ハ各縣ヲ別ワテ見
テ非常ニ私ハ興味ヲ持ツテ見テ見タノデ
スガ、實ニ貧弱極ム物デアリマシテ、能ク
コンナ物デ検査ヲセワテ居ラレト思フ物
ガアルノデアリマス、是ハ豫算ノ上ニモア
ルト思ヒマス、取急イデヤツテ置キタイ
ト思ヒマス、地方ノ検査制度ヲ統制シテ行
キマス場合ニハ、備品、特ニ今申上ゲマシ
タ理化學的ノ検査施設ノ基礎ニナル物ガ必
要デゴザイマスカラ、是ハ特ニ御願申上ゲ
タイ、是ハ希望トシテ申上ゲマシテ御答ハ
求メマセ

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○土屋政府委員 今度ノ豫算ハ一政府ノ
豫算編成ノ内幕ヲ申上ゲル譯デスガ、大體
ニ於テ昭和十二年ノ時ニ一度政府決メマ
シテ豫算ヲ基礎ニ致シマシテ、其ノ上ニ其
ノ後ノ數量ノ増加ニ因ル數字ノ増加ヲ見タ
ノガ、今度ノ豫算デアリマス、隨ヒマシテ
現在ノ地方費ヨリモ若干待遇ガ好クナリマ
ス、併シナガラ是レ以上待遇ガ好クナリ必
要ハナイト云フモノデハ決シテナイ、今前
川委員ノ御述ニナリマシタ點ハ、私共同感
ナノデアリマス、今年ハ已ムヲ得マセスガ、
將來ハ豫算ヲ積シマシテ、待遇ノ向上シテ
不正ノ行為ノナイヤウニシナケレバナラス
ト考ヘテ居リマス

○前川委員 殊ニ選召者ナドノ補充
ノ問題、之ヲ此ノ際ニ御注意願ヒタイト云
フコトト、昨通ハ是ハマア十二年ノ「プラ
ン」ヲ、其ノ點ヲハ種々トシテ行クデア
ルコトハ、其ノ間物價ノ騰貴ヲシテ居ルコトハ
認メナガラモ、ドウニモ出来ナカワツタ
ラウト思フデアリマスガ、來年ニ於テキマ
シテ御考慮願ヘレバ結構デアリマス、恩給
ノ問題ナドモ問題ニシテ居ルノデアリマス
ガ、何カ御意見ガアレバ恩給等ニ付キマシ
テモ一時的ニ「サラリ」ハ良クナツテモ
トト安定シテ行ケルコト云フコトヲ、是
ハ非常ニ問題ニナツテ居リマスガ、若シ御
意見ガアレバ伺ヒタイト思ヒマス

○土屋政府委員 恩給ノ問題ハ實ハ私共一
番苦シテ居ルノデアリマスガ、今待遇
員ノ高等官待遇、特任官待遇デアリマス諸
君ハ、國ノ官吏デアリマスカラ恩給ハ付キマ
ス、此ノ方ハ心配ナイ、所ガ大多數ノ検査
員、是ガ國ノ方ノ役人ニナリマシタ後ニ於
キマシテハ雇ノ資格デ、官吏デアリマセ

○前川委員 此ノ地方ノ検査所ハ今度政府
ノ方デ統制シテ行カレノデスガ、名前ガ
變ワラケケデ、今ノ使ノ道具類ヲ使ワテヤ
ラレルコトニナルト思ヒマスガ、縣ニ依ッ
テハ設備費ノ少イ爲ニ貧弱ナ物ヲ以テヤッ
テ居ル所ガアルノデアリマス、是等ハ特ニ
全國ノ二品物ヲ完全ニシマシテ、皆クヤル
ヤウニシテ貰ヒタイ、是ハ各縣ヲ別ワテ見
テ非常ニ私ハ興味ヲ持ツテ見テ見タノデ
スガ、實ニ貧弱極ム物デアリマシテ、能ク
コンナ物デ検査ヲセワテ居ラレト思フ物
ガアルノデアリマス、是ハ豫算ノ上ニモア
ルト思ヒマス、取急イデヤツテ置キタイ
ト思ヒマス、地方ノ検査制度ヲ統制シテ行
キマス場合ニハ、備品、特ニ今申上ゲマシ
タ理化學的ノ検査施設ノ基礎ニナル物ガ必
要デゴザイマスカラ、是ハ特ニ御願申上ゲ
タイ、是ハ希望トシテ申上ゲマシテ御答ハ
求メマセ

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○前川委員 此ノ小作米ノ場合、生産者ニ
負擔セシメナイト云フコトハモトトハワキ
ト思フデアリマス

○土屋政府委員 今此ノ處ニ具體的ニ
云フ風ニスルト云フコトヲ申上ゲルマデニ
マダ考テ熟シテ居リマセスガ、是ハ地方
官格ニ任カセルト云フ譯ニ行カス、ヤハリ
甲ノ縣デハ小作人デ負擔シ、乙ノ縣デハ地
主ガ負擔スルト云フコトハアリ得ナイノデ
アリマス、準備期間モ相當ゴザイマスカラ、
其ノ期間ノ間ニ具體的ニ準備ヲ致シマシテ、
全國一齊ニ行ヘルヤウニシタイト考ヘテ居
リマス

○前川委員 今ノ其ノ小作米ノ場合ノ検査
料ノ問題ガ色々具體的ナ方法デ考ヘラレ
ル、斯ウナリマス、其ニ申シマシタ「ロ
ール」指ニ依ル分ノ問題モソコデ併セテ共
ニ解決ガ付クヤウニ御願致シタイノデアリ
マス、是ハ重大ナ問題デアリト思ヒマスガ
ラ、特ニ御願致シテ置キマス、私ノ質問ハ
大體以上デ、他ノ方カラモ質問ガアルデ
イデスカラ御申上ゲマセスガ、唯最後ニ
一ツ御注意願ヒタイトハ、内外地ノ依裝トカ、
正味量トカハ是ハ成ベク統一ニ近イモノニ
サレル必要ガアルノデアリト思フデアリ
マス、併シ朝鮮ノ種ヲ採ルカテ普通ノ依
ニ移スコトハ是ハ困難デ、賦金宜イト思ヒ

○土屋政府委員 検査員ノ訓練ノ必要ナ
トハ前川委員御述ノ通りデゴザイマス、今
度成立シマシタ豫算ノ中ニ、訓練費一
百四十萬ト云フ金額ヲ計入デアリマス、是ハ大
シマシカラ、直チニ此ノ金ヲ使ヒマシテ
検査員ノ訓練ニ取掛ラナケレバナラスト思
フデアリマス、ソレカラ理化學的ノ検査方
法ト云フコトハ、ソレハ御話ノ通り確ニサ
ウシナケレバナリナイノデアリマスガ、中
實行ガ困難ダト思フノデス、極ク簡單ナ
モカテ始メサテレバナリマセ、サウ云フ
モノニ御マシテハ、臨時中央機關ニ於
キマシテ今後ノ結果ヲ使チマシテ、實行ノ
與來ル範圍内ニ於テ、理化學的ノ検査方法
ヲ普及ヘテ行キタイト思ヒマス、是ハ警
來ノ問題デス、訓練ノ問題ハ直チ取掛ラナ
レバナラスト思ヒマス、即チ十月一日以
後ノ検査デゴザイマスカラ、準備期間モ相
當アリマスノデ、其ノ間ニ能ク訓練ヲ致シマ
ス

○土屋政府委員 只今ノ御意見ハ御尤モニ
拜承致シマシタ、能ク一ツ拓務當局ト連絡
ヲ執リタイト思フデアリマス

○前川委員 以上デ終リマシタ

○東條委員 先般最初ニ農産物ノ検査法ノ
方カラ一三何ワテ見タイト思ヒマス、農産
物ノ検査ヲサレマスル種類ハ米、麦、菜種
トナワテ居リマスガ、北海道ノヤウニ非常
ニ洋南ノ種類ヲ現在道管デ検査シテ居リマ

○東條委員 先般最初ニ農産物ノ検査法ノ
方カラ一三何ワテ見タイト思ヒマス、農産
物ノ検査ヲサレマスル種類ハ米、麦、菜種
トナワテ居リマスガ、北海道ノヤウニ非常
ニ洋南ノ種類ヲ現在道管デ検査シテ居リマ

○東條委員 先般最初ニ農産物ノ検査法ノ
方カラ一三何ワテ見タイト思ヒマス、農産
物ノ検査ヲサレマスル種類ハ米、麦、菜種
トナワテ居リマスガ、北海道ノヤウニ非常
ニ洋南ノ種類ヲ現在道管デ検査シテ居リマ

○東條委員 先般最初ニ農産物ノ検査法ノ
方カラ一三何ワテ見タイト思ヒマス、農産
物ノ検査ヲサレマスル種類ハ米、麦、菜種
トナワテ居リマスガ、北海道ノヤウニ非常
ニ洋南ノ種類ヲ現在道管デ検査シテ居リマ

實ニ起テテ居ルノデアリマス、此ノ問題ニ付テハ後詳シク伺ヒタイと思ヒマスガ、要スルニ輸出農産物ニ付テハ、是ハ外貨ノ獲得ノ上カラモ、生産者ノ利益ヲ擁護スル上カラモ九・一八ノ停止令ナド抑ヘベキ性質ノモノデハナイト考ヘル、出来ルダケ値ヲ良ク賣ルコトガ生産者ノ利益デアルト共ニ、國家ノ利益デアアル、他ノ立場カラ之ヲ調節セバナラヌト云フ必要モアリマセウケレドモ、生産方面ヲ掌ワテ居ラレハ農林當局トシテハ、出来ルダケ値ヲ良ク賣ラセムルト云フ建前デ御計畫ニナルコトガ必要ト思ヒマス、ソレニ拘ラズ公定價格ノナイモノハ九・一八ノ價格ヲ抑ヘルト云フヤウナ建前ノ御考ト云フモノハ、私共ガ考ヘルト御考違ヒデハナイカト云フ氣ガシマス、此ノ點ニ付テ大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ

○島田國務大臣 御承知ノヤウニ商工省ニ今置カレテ居リマス物價ノ委員会ト云フモノハ、今回政府ニ於キマシテ之ヲ改組シテ、サウシテ内閣直屬ニ物價ノ對策ニ關スル審議會ヲ設ケテ、之ニ依テ大綱ヲ審議シ、ソレカラ商工省及地方ニ物價形式委員會ト云フモノヲ置クコトニ方針ヲ決マリマシタ、チウシテ其ノ物價形式委員會ニ於テハソレノノ品物ニ付テ、其ノ性質ニ依テハ專門委員會ヲ置イテ、其ノ專門委員會ニ於テ各品々ノ價格ニ付テ所謂適正ト云ヒマスガ、低物價ノ線ニ沿フコトハ無論原則トシテアリマスケレドモ、所謂適正價格ヲ決メル、其ノモノヲ實施スルコト云フコトニ依ツテ、九・一八ノ停止令ニ依ツテ止マツテ居ル所ノ價格ニ對シテ、漸次訂正ヲ加ヘ、ソレヲ修正シテ行クト云フ方針ニ致シテ居ルノデアリマシテ、而シテ此ノ物價ノ形成

委員會ニ於ケル專門委員ニ付テ、農林水産物ニ專門ノ資格等ニ關スルモノニ付キマシテハ、別ニ農林省内ニ、農林大臣ノ監督下ニ專門委員會ヲ置キマシテ、其ノ專門委員會決定シタルコトヲ物價形式委員會ノ決定ト認メテ、實施スル、農林水産物ノ特別ノ性質デアルト云フコトヲ認メタリ方ノ組織ニ依ツテ運用シテ行クヤウニナツテ居ルノデアリマス、是ハ只今農林省院ニ審議會ノ官制ガ審議ナレテ居リマシテ、不日ハ御諮詢ヲ經テ公布ノ手續ニナルガラウト思ヒマスガ、ソレト引續イテ物價形式委員會ニ於キマシテハ、只今ノ中央物價委員會ト云フモノハ廢止サレテ、新シイ組織ニ依ツテヤルコトニナリマスカラ、隨テ只今東條君ノ御話ニナリヤウナ農産物ニ對シテ、是ハ只今ノ輸出ノ會社ノ扱方所ノ薄荷デアリマストカ、除熱劑デアルトカ云フヤウナモノ以外ノ農産物ニ對シマシテモ、其ノ方針ニ依ツテ是ガ適正ニ行ハレマスレバ、價格ニ付テモ只今御話ノヤウナ趣意ヲ體シ之ニ副フヤウナ進メ方ガ出来ルモノデアラウト考ヘテ居リマス、但シ此ノ外貨獲得ノ目的ヲ以テ販賣ノ品物デアリマシテモ、其ノ同ジ品物ノ中ニハ、内地ニ於テ又相當需要ノ多イモノガアリマス、例ハ除熱劑デアルトカサウ云フモノニ付テハ相當多ク需要スル方面ガアルノデアリマスカラ、チウ云ウタヤウナ點ニ付キマシテハ、單ニ輸出スルカラト云フコトノミヲ見テ行クコトノ出来ナイモノデアリマスケレドモ、大體ニ於テ農林水産物ノ價格ト云フモノハ、是マデノヤウナ決メ方ヨリハ、農林水産物ノ專門ノ者ガ集ツテ適正ニ之ヲ決定シテ行クト云フコトニナリマスカラ、只今御質問ノ趣旨

ニ副フヤウナヤリ方ニナツテ来ルデアラウト考ヘ、又其ノ事ヲ期待シテ居ルヤウナ次第デアリマスガ、現状ニ於キマシテハヤハ九・一八ノ「ストップ」令ト云フモノガアリマスカラ、ソレヲ否定シテ行クト云フコトハ出来ナイノデアリマシテ、之ニ對シテヤハリ適正ノ價格ヲ決メク場合ニハ、ソレニ依ツテ九・一八ノ價格ヲ修正シテ行ク、斯ウ云フヤリ方ヲ只今マデハシテ居ルノデアリマスカラ、其ノ意味ニ於テ政府委員ガ御答フシタト考ヘルノデアリマス、其ノ進程ニ於テ只今御話ノヤウナ不公平ノコトガ起ルト云フヤウナコトハ、或ハアルデアラウト考ヘマスガ、是等ニ付キマシテハ、更ニ特殊ナ問題トシテ此ノ善後處置ト云ヒマスカ、サウ云フコトニ付テノ處置方ヲ考究シテ行クノガ適當デアラウ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○東條委員 適正價格ヲ設定スルヤウニ進んで居ラレマスルコトハ承知ヲ致シテ居リマス、併シ同ジモノデアリマシテモ、國內ノ需要ニ應ジマスル範圍ニ於テハ低物價政策ヲ徹底セシメテナラヌト云フ、此ノ非常時ニ於ケル特殊ナ事情ハ無論全數ニ達ベラレテ居ルコトデアリマスガ、併シ第一國ニ輸出致シマスル物ニ對シテモ、國內ノ必要カラ行ハレテ居リマスル低物價政策ヲ同様ニ適用スル必要ハナイと思フノデアリマス、寧ろ出来ルダケ値良ク賣ルコトヲ方此ノ非常時對策ト致シマシテモ宜イ、又サウ云フコトニナリマスルコトガ出来、又サウレバ段々ト生産モ増加スルコトガ出来、所謂輸出振興ノ政府ノ御方針ニモヒツタリ合フコトニナル、ソレデ私ガ伺ヒタイト云フノハ、國內需要ノモノニ付テノ御

テ居ルカモ知レマセガ、斯ウ云フ輸出專門ニヤルヤウナモノニ付キマシテハ、内地ニ需要ガアリマシテモ、主トシテ外貨獲得ノ目的ニナルヤウナモノニ付キマシテハ、ソレハ御話ノヤウニ專賣ト云フコトモ結構デアラウト思フノデアリマスガ、併シ此ノ薄荷ヲ專賣デキルト云フコトニ付テハ、相當ナル準備ナリ調査ナリヲ必要ト致シ、實施ノ上ニ於テ相當困難ガ伴フモノデアリマスカラシテ、現在ニ於テマダ其ノ所マデ考ヘ及ンデ居リマセガ、尙ホ是ハ專門方面ノ方ニ或ハ出席ヲ求メ意見ヲ徵シマシテ、他ノ機會ニ御答スルヤウニ致シタイと思ヒマス

○末松委員 ソレデハ如何デスカ、簡單デアリマスレバ此ノ際、其ノ問題ニ付テハ專賣局長ガ來ラレテ居リマスカラ、長官ノ答ヲ求メラレマシテハ……

○東條委員 大臣方時間ガオアリニナラヌノデアリナイカト思ヒマスガ、ソレデハ伺ヒマセウ

○花田政府委員 只今御話ノ薄荷ノ專賣ニ關シテノコトデアリマスガ、是ハ專賣局トシテハ別ニ今其ノ問題ニ付テ詳シク考ヘタコトハアリマセケレドモ、少シ古クナリマスガ、御承知ノ通り薄荷ノ原料ハ薄荷草ト申シマスガ、一年生ノ草デアリマスシ、ソレカラ薄荷ノ原料ハ薄荷デアリマスカラ、隨テ多年生ノ木デアルト云フ相違ハアルノデアリマスガ、薄荷ニ於キマシテハ薄荷草ヲ栽培シテ、栽培農家ハ其ノ草ヲ獲リ、水蒸氣蒸溜ヲシテ取卸薄荷ト云フモノヲ經マシテ、ソレカラ薄荷油ト薄荷油ヲ精製スルコト云フコトハ、丁度薄荷ト薄荷油ヲ精製スルコト製造シ、更ニ其ノ薄荷油ヲ精製シテ薄荷油直ダ專賣ニシヨウト云フヤウナ風ナコトハ

ヲ得ル作業ニ甚ダ能ク似テ居ルト云フコトカラ致シマシテ、ズツト前カラ調査シタコトガアルサウデアリマス、其ノ當時ノ調査ニ依リマスルト、薄荷ト云フモノガ種類ト一掃ニ日本ニ一ト大特産物ノ香料デアルト云フコト、ソレカラ又其ノ生産額ニ世界ノ總生産額ノ八割以上ヲ占メテ居ラレ、其ノ全部ガ殆ド海外ニ輸出セラレルト云フヤウナコトカラ致シマシテ、非常ニ樟腦ト似テ居ルコトガ分ツノデアリマス、又其ノ當時ハ其ノ輸出ノ方ノ輸出業者或ハ精製ノ業者、大體ソレハ兼テ居ルヤウデアリマスガ、ソレノ取扱方ニ依ツテ農家ノ方ノ價格ガ非常ニ變動ガ多イト云フヤウナコトモアツタヤウニ聞イテ居リマス、サウ云フヤウナ事情カラ致シマシテ其ノ當時薄荷ト云フモノノ特質トシテ、薄荷ノ栽培區域ガ北海道、關山等ニ局限ヲシテ居ルシ、又産地ガ何レモ相當大面積ニ互フテ栽培シテ居ルコト云フコト、ソレデ今申述ベマシタ製造ノ方法、ソレカラ薄荷草ト云フモノガ、英美等ニ於テ栽培セラレテ居リマスル薄荷草カラハ殆ド屬ト云フモノガ出ナイノデアリマシテ、薄荷油ハ出マスケレドモ屬ガ出ナイ、隨テ屬トナツテ産出サレルノハ全部日本産ノ薄荷デアルト云フコトノ結論ヲ得タノデアリマス、併シ之ヲ專賣ニスルカドウカト云フヤウナコトハ、其ノ當時モ懸念サレマシタ輸出ノ方ノ關係ガ、日本薄荷組合ノ輸出統制ガ行ハレルト云フコトニナリマシテ其ノ目的ヲ達シタモノト考ヘマシテ、其ノ後全然調査ヲ致シテ居リマセガ、隨ヒマシテ將來ノ問題ニ對シテハ、今農林大臣カラ御話ニナリマシタヤウニ、專賣局ト致シマシテハ之ヲ取上ガテ直ダ專賣ニシヨウト云フヤウナ風ナコトハ

實ニ起テ居ルノデアリマス、此ノ問題ニ付テハ後詳シク伺ヒタイと思ヒマスガ、要スルニ輸出農産物ニ付テハ、是ハ外貨ノ獲得ノ上カラモ、生産者ノ利益ヲ保護スル上カラモ九・一八ノ停止令ナド抑ヘベキ性質ノモノデハナイト考ヘル、尙來ルダケ値ヲ良ク賣ルコトガ生産者ノ利益デアラト共ニ、國家ノ利益デアル、他ノ立場カラ之ヲ調節セネバナラズト云フ必要モアリマセウケレドモ、生産方面ヲ掌ツテ居ラレル農林當局トシテハ、出來ルダケ値ヲ良ク賣ラセルト云フ建前御計畫ニナルコトガ必要ダト思ヒマス、ソレニ拘ラズ公定價格ノナイモノハ九・一八ノ價格ヲ抑ヘルコト云フヤウナ建前御計畫ト云フモノハ、私共ガ考ヘルト御計畫ヒデハナイカト云フ氣ガシマス、此ノ點ニ付テ大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ

○島田國務大臣 御承知ノヤウニ商工省ニ今置カレテ居リマス物價ノ委員會ト云フモノハ、今回政府ニ於キマシテ之ヲ改組シテ、サウシテ内閣直屬ニ物價ノ對策ニ關スル審議會ヲ設ケテ、之ニ依ツテ大綱ヲ審議シ、ソレカラ商工省及地方ニ物價形式委員會ト云フモノヲ置クコトニ方針ガ決マシマシタ、サウシテ其ノ物價形成委員會ニ於テハソレノ品物ニ付テ、其ノ性質ニ依ツテ專門委員會ヲ置イテ、其ノ專門委員會ニ於テ各品物ノ價格ニ付テ所謂適正ト云ヒマス、カ、低物價ノ線ニ沿フト云フコトハ無論原則トシテアリマスケレドモ、所謂適正價格ヲ決メル、其ノモノヲ實施スルト云フコトニ依ツテ、九・一八ノ停止令ニ依ツテ止マツテ居ル所ノ價格ニ對シテ、漸次訂正ヲ加ヘ、ソレヲ修正シテ行クト云フ方針ニ致シテ居ルノデアリマシテ、而シテ此ノ物價ノ形成

委員會ニ於ケル專門委員ニ付テ、農林水産物並ニ專門ノ資材等ニ關スルモノニ付キマシテハ、別ニ農林省內ニ、農林大臣ノ監督下ニ專門委員會ヲ置キマシテ、其ノ專門委員會決定シタルコトヲ物價形成委員會ノ決定ト認メテ、實施スル、農林水産物ノ特別性質デアラト云フコトヲ認メタリ方ノ組織ニ依ツテ運用シテ行クヤウニナツテ居ルノデアリマス、是ハ只今閣下院審議會ノ官制ガ審議サレテ居リマシテ、不日ハ御諮詢ヲ經テ公布ノ手續ニナルガラウト思ヒマスガ、ソレト引續イテ物價形成委員會ニ於キマシテハ、只今ノ中央物價委員會ト云フモノハ廢止サレテ、新シイ組織ニ依ツテヤルコトニナリマスカラ、隨テ只今東條君ノ御計畫ニナルヤウナ農産物ニ對シテ、是ハ只今ノ輸出會社ノ扱フ所ノ薄荷デアリマストカ、除蟲菊デアラトカ云フヤウナモノ以外ノ農産物ニ對シマシテモ、其ノ方針ニ依ツテ是ガ適正ニ行ハシマスレバ、價格ニ付テモ只今御計畫ノヤウナ趣意ヲ體シ之ニ副フヤウナ進メ方出來ルモノデアラウト考ヘテ居リマス、但シ此ノ外貨獲得ノ目的ヲ以テ扱フ所ノ品物デアリマシテモ、其ノ同ジ品物ノ中ニハ、内地ニ於テ又相當需要ノ多イモノガアリマス、例ハバ除蟲菊デアラトカサウ云フモノニ付テハ相當多ク需要スル方面ガアルノデアリマスカラ、サウ云ツタヤウナ點ニ付キマシテハ、單ニ輸出スルカラト云フコトノミヲ見テ行クコトノ出來ナイモノモアリマスケレドモ、大體ニ於テ農林水産物ノ價格ト云フモノハ、是マデノヤウナ決メ方ヨリハ、農林水産物ノ專門ノ者ガ集ウテ適正ニ之ヲ決定シテ行クト云フコトニナリマスカラ、只今御計畫ノ趣旨

ニ副フヤウナヤリ方ニナツテ來ルデアラウト考ヘ、又其ノ事ヲ期待シテ居ルヤウナ次第デアリマスガ、現狀ニ於キマシテハ九・一八ノ「ストップ」令ト云フモノガアリマスカラ、ソレヲ否定シテ行クト云フコトハ尙來ナイノデアリマシテ、之ニ對シテヤハリ適正價格ヲ決メタ場合ニハ、ソレニ依ツテ九・一八ノ價格ヲ修正シテ行ク、斯ウ云フヤリ方ヲ只今マデハシテ居ルノデアリマスカラ、其ノ意味ニ於テ政府委員ガ御答ヲシタト考ヘルノデアリマス、其ノ道程ニ於テ只今御計畫ノヤウナ不公平ノコトガ起ルト云フヤウナコトハ、或ハアルデアラウト考ヘマスガ、是等ニ付キマシテハ、更ニ特殊ナ問題トシテ此ノ善後處置ト云ヒマス、サウ云フコトニ付テノ處置方ヲ考究シテ行クノガ適當デアラウ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○東條委員 適正價格ヲ設定スルヤウニ運シテ居ラレマスルコトハ承知ヲ致シテ居リマス、併シ同ジモノデアリマシテモ、國內ノ需要ニ應ジマスル範圍ニ於テハ低物價政策ヲ徹底セシメナケレバナラズト云フ、此ノ非常時ニ於ケル特殊ナ事情ハ無論全般ニ述ベラレテ居ルコトデアリマスガ、併シ第三國ニ輸出致シマスル物ニ對シテモ、國內ノ必要カラ行ハレテ居リマスル低物價政策ヲ同様ニ適用スル必要ハナイと思フノデアリマス、寧ろ出來ルダケ値良ク賣レルコトノ方ガ此ノ非常時對策ト致シマシテモ宜イ、又サウ云フコトニナリマスルコトガ出サヘアレバ段々ト生産モ増加スルコトガ出來ル、所謂輸出振興ノ政府ノ御方針ニモヒワタリ合フコトニナル、ソレデ私ガ伺ヒタイト云フノハ、國內需要ノモノニ付テノ御

考フ伺ヒタイト云フノデアリマス、詰リ第三國ニ輸出致シマスルモノハ、原則トシテ出來ルダケ値良ク賣レル方ガ宜イデハナイカ、隨テ生産者デアリマスルコトカ或ハ薄荷等ニ對シテ考ヘラレルト同ジヤウニ、第三國ニ輸出致シマスルモノニ對シテハ、國內需要ノモノト區別ヲ致シテ、低物價政策ノ除外例ヲ適用スルト云フコトガ必要デアナイカト云フコトニ付テノ、農林當局ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス

○島田國務大臣 御計畫尤モデアリマス、第三國ニ對シテ輸出スルコトノ明カナルモノニ付キマシテハ、是ハ價格ニ付テハ國內ニ於テヤルヤウナ制限ヲ設クルノ必要ハナイト考ヘテ居リマス

○東條委員 是ハ專賣局ノ長官ニ御伺シタイと思フ事柄デアリマスガ、大臣ハ此ノ色カラ、此ノ機會ニ大臣ノ御意見ヲ申シマスルカ、御感想ト申シマスルカ、ソレハ薄荷ノコトデアリマスルガ、私共ガ薄荷ノコトヲ知り始メマシテカラデモ二十五年間、常ニ非常ニ難カシイ問題トシテ取扱ハレテ居ルノデアリマス、品物ノ性質上、是ハ國ノ專賣ニ致シマスルコトガ生産者モ安定ヲシ、一番良イ方法ト考ヘテ居ルノデアリマスガ、之ニ付テ農林大臣トシテ全然御考ニナツタコトガナイトスルナラバ、良イトモ惡イトモ言ヘスカモ知レマセスガ、若シ何ナリ御考ニナツタコトガアリト致シマスレバ、其ノ御感想ヲ此ノ機會ニ伺ヒタイと思フノデアリマス

テ居ルカモ知レマセスガ、斯ウ云フ輸出專門ニナルヤウナモノニ付キマシテハ——内地ニ需要ガアリマシテモ、主トシテ外貨獲得ノ目的ニナルヤウナモノニ付キマシテハ、ソレハ御計畫ノヤウニ專賣ト云フコトモ結構デアラウト思フノデアリマスガ、併シ此ノ薄荷ヲ專賣デアラト云フコトニ付テハ、相當ナル準備ナリ調査ナリヲ必要ト致シ、實施ノ上ニ於テ相當困難ガ伴フモノデアリマスカラシテ、現在ニ於テマダ其ノ所マデ考ヘ及ンデ居リマセスガ、尙ホ是ハ專門方面ノ方ニ或ハ出席ヲ求メ意見ヲ徵シマシテ、他ノ機會ニ御答スルヤウニ致シタイと思ヒマス

○末松委員 ソレデハ如何デスカ、簡單デアリマスレバ此ノ際、其ノ問題ニ付テハ專賣局長官ガ來ラレテ居リマスカラ、長官ノ答ヲ求メラレマシテハ……

○東條委員 大臣ガ時間ガオアリニナラズノデアナイカト思ヒマスガ、ソレデハ伺ヒマセウ

○花田政府委員 只今御計畫ノ薄荷ノ專賣ニ關シテノコトデアリマスガ、是ハ專賣局トシテハ別ニ今其ノ問題ニ付テ詳シク考ヘタコトハアリマセスケレドモ、少シ古クナリマスガ、御承知ノ通り薄荷ノ原料ハ薄荷草ト申シマスガ、一年生ノ草デアリマスシ、ソレカラ薄荷ノ原料ハ薄荷樹デアリマスカラ、隨テ多年生ノ木デアルト云フ相違ハアルノデアリマスガ、薄荷ニ於キマシテハ薄荷草ヲ栽培シテ、栽培農家ハ其ノ草ヲ種リ、水蒸氣蒸溜ヲシテ取卸薄荷ト云フモノヲ經マシテ、ソレカラ薄荷樹ト薄荷油ヲ製造スルト云フコトハ、丁度薄荷樹ト薄荷油ヲ製造スル製造シ、更ニ其ノ薄荷油ヲ精製シテ薄荷油ト

ヲ得ル作業ニ甚ダ能ク似テ居ルコトカラ致シマシテ、ズツト前カラ調査シタコトガアルサウデアリマス、其ノ當時ノ調査ニ依リマスルト、薄荷ト云フモノガ樟腦ト一緒ニ日本ニ大特産物ノ香料デアラト云フコト、ソレカラ又其ノ生産額ガ世界ノ總生産額ノ八割以上ヲ占メテ居ツテ、其ノ全部ガ殆ド海外ニ輸出セラレルト云フヤウナコトカラ致シマシテ、非常ニ樟腦ト似テ居ルコトガ分ツタノデアリマス、又其ノ當時ハ其ノ輸出ノ方ノ輸出業者或ハ精製ノ業者、大體ソレハ兼テ居ルヤウデアリマスガ、ソレノ取扱方ニ依ツテ農家ノ方ノ價格ガ非常ニ變動ガ多イト云フヤウナコトモアツタヤウニ聞イテ居リマス、サウ云フヤウナ事情カラ致シマシテ其ノ當時薄荷ト云フモノノ特質トシテ、薄荷ノ栽培區域ガ北海道、岡山等ニ局限ヲシテ居ルシ、又産地ガ何レモ相當大面積ニ互ツテ栽培サレテ居ルコト云フコト、ソレデ今申述ベマシタ製造ノ方法、ソレカラ薄荷草ト云フモノガ、英米等ニ於テ栽培セラレテ居リマスル薄荷草カラハ殆ド屬ト云フモノガ出ナイノデアリマシテ、薄荷油ハ出マスケレドモ屬ガ出ナイ、隨テ屬トナツテ産出サレルノハ全部日本産ノ薄荷デアラト云フコトノ結論ヲ得タノデアリマス、併シ之ヲ專賣ニスルカドウカト云フヤウナコトハ、其ノ當時モ懸念サレマシタ輸出ノ方ノ關係ガ、日本薄荷組合ノ輸出統制ガ行ハレルト云フコトニナリマシテ其ノ目的ヲ達シタモノト考ヘマシテ、其ノ後全然調査ヲ致シテ居リマセス、隨ヒマシテ將來ノ問題ニ對シテハ、今農林大臣カラ御計畫ニナリマシタヤウニ、專賣局ト致シマシテハ之ヲ取上ゲテ直ク專賣ニシヨウト云フヤウナ風ナコトハ

今考ヘテ居ラナイノデアリマス

○東條委員 既往二十五年バカリノ實績ヲ見マスルト、薄荷ノ取卸油ノ相場ハ最低四圓幾十錢カラ四十幾圓ト云フ位ニ開イテ居ルノデアリマス、斯様ナ開キガ何處カラ出テ來ルカト申シマスルト、輸出商ガ、薄荷ノ相場ハ倫敦デ立ツノデアリマスガ、此ノ倫敦市場ニ於ケル先賣ヲ致シマス關係、或ハ相場ノ先行ノ思惑、是等カラ時ニハ非常ニ買煩リヲ致シマス、契約ニ對スル手當等ノ關係デ買煩リヲ致シマス、又時ニハ生産ガ多クテ實行ガ難イト云フヤウナ實行ヲ見マシタ時ニハ殆ド結託シテ買ハナイ、サウシテ相場ヲ叩クト云フヤウナコトノ爲ニ、生産者ノ經濟ガ非常ニ不安定ニナツテ居ル、併シ今長官ノ御説明ノ通り、本當ニ此ノ薄荷ハ世界日本ダケノ特産品デ、隨テ生産者ノ經濟ヲ安定セシムルト云フ上カラ言ツテモ、專賣ニナリマスルナラバ、年々一定ノ價格デ以テ買上ゲテ貰フコトガ出來ル、ソレカラ專賣局ノ方トシマシテハ心配ハ要ラナイノデアリマシテ、生産ガ非當ニ過剰ニナル見込ノ時ニハ、專賣ニナレバ適當ニ調節シテ制限モ出來マスシ、日本品ガ高ケレバ他ニ安イモノガアツテ競争スルト云フ品物ハナイ、日本ダケノ特産品デアリマスカラ、少シ市場ニ荷物が多ク出過ぎテ居ル場合ニハ、少シ輸出ヲ手控ヘテ賣リサヘスレバ必斯向ガ買進シテ來ルノデアリマスカラ、專賣ニ致シマシテモ國トシテ思ヒモ害ヲスル事ナラウナ心配ハ全然ナイ、ソレカラ輸出商ガ製造工場ヲ持ツテ居リマシテ、此ノ「ベーパー」ト云フモノハ非常ニ信用ニ依ツテ取引ヲサレテ居リマス、新シク精製ヲヤリマシテモ、變ツタ商標デ

ハ中々一寸賣力カナイ、此處ニ生産者ガ叩カレル原因ガアルノデアリマスガ、日本政府ノ專賣局ノ「ベーパー」デアリマスルナラバ、是ハ安心ヲシテ海外ノ市場何處デモ一様ニ實行ガ見ラレルノデアリマス、殊ニ熱帯ノ地方ニ於キマシテハ、所謂玉薄荷ノ需要ハ、能ク開拓ヲ致シマスレバ、無限ト言ツテ宜イ位ニアル管デアリマスカラ、適當ニ販路ノ擴張ヲヤルト同時ニ生産ノ増加ヲ圖ツテ行カレルナラバ、外貨獲得上非常ニ是好イモノトダと思フ、此ノ點ニ付テ專賣局トシテモ更ニ御研究ヲ願ヒタイノデアリマス、ト同時ニ農林省トシテ詰リ輸出ノ振興セル點等カラ、一ツ共同シテ御研究ニナツテ、薄荷ヲヤハリ專賣ノ種目ニ加ヘニナルヤウニ、急速ニ御研究ヲ願ヒタイと思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○島田國務大臣 今專賣局長官モ申シマシタシ、私カラモ申シマシタガ、之ヲ實施スルト云フコトニナリマス、相當色々ナ準備ナ何カモアリ、又研究モシテ見ナケレバナラズコトモアラウト考ヘマスガ、併シ御趣意ハ御尤モノヤウニ考ヘラレマスノデ、御計畫ノヤウニ一ツ關係ノ當局トモ話シマシテ、ソレ等ノ問題ニ付テ取調研究ヲシテ見マス

○東條委員 今薄荷ヲ實例ニシテ申上ゲタノデアリマスガ、併シ此ノ會社ガ買入レラレル價格ト云フモノハ、薄荷ノ如キハ殆ドガ輸出品ト見テ宜シイト思ヒマス、其ノ他ノ物ニナリマス青豌豆、菜豆ニ致シマシテモ、青豌豆ナドハ丁度チラカト云フコト、國內消費ノモノハ少イデアリマセウ、菜豆ナドモ相當國內消費モアルノデアリマス、隨

テ買入価格ト云フモノハナリ國內ノ物價政策ト云フモノト混同シテ行カケルベシトナラズ思ヒマス、之ヲ輸出致シマスル價格ト云フモノハ、ドウ考ヘテモ國內ノ物價政策ノ線ニ沿フ必要ハ私ハ斷ジテナイト思フ、ソコデ此ノ問題ヲ何トカ適當ナル工夫ヲ致シマセズト、唯輸出業者ニ利益ヲ與ヘテヤルト云フコトニナラズ、此ノ會社ガ輸出業者ヲ唯儲ケナセルコトニナル、國內ニ低物價政策ガ行ハレテ居ナイ時ノ成行ノ相場デヤラレルナラバ是ハ致シ方ガナイガ、國ノ力デ以テ價格ヲ抑ヘテ置イテ其ノ價格ヲ買ワテ、チウシテ賣ル方モソレニ準ジテ餘計儲ケサセシヤウニ抑ヘルト云フコトニナラズ、輸出振興、外貨獲得ノ方針ト逆行致シマス、成行ノ値段デ賣ラセル時ニハ、今ノ無理ニ抑ヘタダケ輸出商人ニ餘計儲ケサセルト云フ結果ニナリマス、之ヲドウ御解決ニナリマスカ

○花田政府委員

一寸速記ヲ止メテ數キタノデスカ……
 ○東條委員 サウ致シマス、マア假ニ御話ノ如ク行ハレルモノト假定致シマシテ、會社ガ輸出商ニ賣渡サレル場合ニ於キマシテハ、品物ヲ渡ス時ガ取引デハナクシテ、輸出業者ガ其ノ品物ヲ海外ノ市場ナリ、或ハ國內ニ居リマスル外國ノ商館ナリニ賣渡シタ時ヲ以テ、其ノ賣渡價格カラ幾分ノ手数料ヲ見テ、値段ヲ御決メニナルノデアリマスカ、詰リ今甲ナラ甲ノ輸出業者ガ、此ノ品物ヲ幾ラノ欲シイト云フノデ、ソレヘ御賣リニナル、其ノ賣ツク値段ト云フモノハサウ御極ニ高イモノデハナカラウト

思ヒマス、所ガ輸出商ニ多ク儲ケサセルコトハナイノデカラ、會社ガ利益ヲ得テ、社内ニ留保シテ置クコト云フ場合ニナリマス、其ノ輸出商ガ會社カラ仕入レタ價段ト、其ノ賣ツク品物ノ價段トノ差ガデレダケアルカト云フコトヲ謂フ途ガ付イデ、來ル、同ジ普通ノ手数料ト云フヤウナ標準的ナモノヨリモ、ウント多ク儲ケタ場合ハ、ソレヲ取返スト云フ手續ガ出來テ居ラナイト、今御説明ノヤウナコトハ出來ナイト思ヒマス、輸出商ニ賣渡シタ儘デアリマス、其ノ後ニ何モ多ク儲ケテモ、之ヲ取戻スコトガ出來ナイ譯デアリマス、ソコハドウ云フコトニナルノデスカ

○土屋政府委員

此ノ會社カラ輸出商ニ賣リマス場合ニ於テハ、現在水産物ニ付テヤウテ居ルノデアリマスガ、大體今輸出組合ノ統制ヲスルコトニナルダラウト思ヒマス、ソコデ輸出組合ト此ノ會社トノ間ニ協議會ヲ設ケマシテ、其ノ協議會ニ於テ大體ノ價格ヲ決メルノデアリマス、ソレハ海外ノ情勢ヲ見マシテ、此ノ程度ノ狀態ナラバ海外ニ賣レルト云フ見透シガ大體付キマスカラ、其ノ見透シノ下ニ幾ラノ價格ヲ決メタラ宜イカト云フコトヲ決メマス、一旦賣ツタ物ヲ輸出商ガ、海外ノ市場ガ非常ニ變化ヲ來シテ非常ニ儲カウツト云フヤウナコトハ、吾々ハ今ハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、併シ是ハ經濟界ノコトデアリマスカラ、吾々ノ豫想シナイヤウナ大變革ガ來ナイトハ言ヒマセス、其ノ時ハ其ノ時ニ適當ナル方法ヲ考ヘル積リデアリマス、普通ノ「ノーマル」ナ場合ニ於キマシテハ、只今申上ゲタヤウナ方法デヤラウト考ヘテ居リマス

○東條委員 サウ云フ風ヲ御考デアリマス、豫想シテ居ラレマスルコトハ大變ナ違ヒガ來ルト思ヒマス、私共ノ方ハ薄荷ノ主産地デアリマシテ、其ノ薄荷ヲ能ク否杯ヲ審メテ居ルノデアリマス、薄荷ノ生産時期ニナリマス、輸出商ハ必ズ倫敦市場デ安ク賣ル、數量ハ出來ルダケ賣ルカニシテ、唯市場ノ人氣ヲ叩クニ足ルダケ安ク賣ル、サウスト例ヘバ外務省デアリマス、商工省アタリヘ入ツテ來マス向フノ相場ノ通信ト云フモノハ、現ニ其ノ市場ニ於テ薄荷ガ安クナラウデアリマスカラ、一ツノ相場ガ幾ラト云フ電信ガ入ラテ居ル、之ヲ標準ニ倫敦ノ相場ガ斯ウダカラト是デ買ヒニ掛ル、斯ウ云フ手ヲヤルノデアリマスカラ、トモ生産者ハ商人ニ太刀打ちハ出來ナイノデアリマス、何時デモヤラレルノニ決ツテ居ルノデアリマス、輸出組合ト相談シテ値段ヲ決メルト云フコトニナルト、結局ハ其ノ輸出商ガ適當ニ今ノ海外市場ノ相場ヲ作ルコトガ出來ル、今ノ相場デ買ツタノチヤ儲カラナイト思ヘバ、少シ安クポイント賣出セバ、恰度株式市場デ、有力ナ人ガ株ノ値段ヲ自由ニ上ゲ下ゲスルト同ジデ、此ノ人ガ幾ラ何株ヲ賣ツタト云フコトニナルト株式市場ノ人氣ガ崩レル、向フノ公ノ市場ノ相場ガ下ル、之ヲ標準ニシテ此ノ通リダト云フコトデアリマス、結局信ズベキ方面カラノ商況ノ報告ト云フモノガ、現實ニ其ノ相場ガ入ラテ來ルノデアリマスカラ是ガ基礎ニナル、ドウモ之ヲ以テ考ヘマスルト、斯ウ云フ會社ヲ御作りニナラズ、會社自體ガ我國ノ輸出農産物ヲ、本當ニ自分ノ一手ニ持ツテ居ツテ、最善ヲ盡シテ海外ノ市場

ヘ取引シヨウト云フノナラ格別デアリマスケレドモ、唯集荷スルト云フダケデアル、實際ノ取引ハ輸出商ガナルノダト云フコトニナルト、何ノ爲ニ是ガ必要デアルノカト云フコトニナル、御子屋上屋ヲ架スルト云フ感ジモ起ル、唯徒ラニ營業費ガ要リ、多勢ノ人ノ俸給モ要ル、此ノ會社モ幾ラカ儲ケナケレバナラズト云フコトニナル、サウスト例ヘバ餘計ナ金ヲ使ツテ不經濟ノヤウニ考ヘルノデアリマスガ、買値ト賣値ト云フモノニ對スル所ノ、本當ノ御考ヲモト詳シク承リマセズト、國ノ利益ニモナラズ、生産者ノ利益ニモナラズ、唯統制ヲシテ一部ノ者ニ利益ヲ占メセルト云フ結論ニナリハシナイカト思フ

○土屋政府委員

私共商賣ノコトハ能ク存ジマセマスカラ説明ガ徹底シナイカ知レマセヌガ、今日ノ現狀ト比較シテ御考ヘ下サルト、會社ヲ作ラントスル私共ノ心持ガ御諒解出來ヤシナイカト思ヒマス、今日ノ現狀ハ御承知ノ通りデアリマシテ、歐洲戰爭ノ結果海外市況ガ相當上ツテ參リマシタ、然ルニモ拘ラズ内地ノ市場ハモット上ツテ居ル、併シナガラ同ジ品物デモ生産費ハ何ニモ變リハナイ、生産費ハ變ラナイニ拘ラズ、内地ノ價格ハ非常ニ暴騰シテ居ル、此ノ内地ノ價格ノ暴騰ト云フコトハ生産者ノ利益ニモ何ニモナラナイ、詰リ取引機構ガ不完全デアリマスカラ左様ナ困難的ニ價格ガ上ツテ來タノダト思ヒマス、ソコデ此ノ會社ヲ設ケマシテ、此ノ會社ニ集荷ヲ致シマス、只今薄荷ノ問題ヲ例ニ引イテ色々商賣人ノ相場ノ御話ガゴザイマシタガ、左様ナコトハアリ得ラウト思ヒマス、ソ

レハ斯様ナ組織ガナクテ、自由取引デ行ハレマシタ場合ニ於テハ今ノ御話ノヤウニ、倫敦ヲ叩イテ産地ノ相場ヲ下ゲテ儲ケルト云フコトガアリ得ルト思ヒマス、薄荷ノ製造者ハナリ薄荷ノ輸出モヤウツテ居リマスカラ、取扱業者トシテ此ノ會社ニ關係スルダラウト思ヒマス、サウ云フ取扱業者ト生産者ト一體ヲ成シマシタ會社ガ、共通ノ利害關係人トシテ、詰ニ一ツノ會社ガ出來テ自由取引ガ出來ナクナリマスカラ、サウスルト今マデ行ハレテ居リマシタ勝手ナ操作モ、亦自ラ出來ナクナルノデハナカラウカト云フ風ニ私共ハ之ヲ考ヘテ居ルノデアリマス、併シ商賣ト云フモノハオ前ノ考ヘルヤウニ行クモノデアイト云フ御意見ガアルカモ知レマセヌガ、私共ハサウ考ヘテ居リマス、ソレカラ此ノ會社ガ直輸出ヲシナケレバ、意味ヲ成サナイト云フコトハ御尤モデアリマス、併シ又反面カラ考ヘテ見マス、私共ガ講義スル必要モナイコトデアリマスガ、輸出業ニハ從來色々ト取引ノ筋ガアリマシテ、得宜關係トカ代理店ノ關係トカ、市場ノ關係トカ云ツテ、既ニ一定ノ徑路ガ出來テ居ル、ソレヲ度外視シマシテ此ノ際新ニ輸出ノ徑路ヲ作ワテ行クト云フコトハ、時間ヲ掛ケテヤルナラバ出來ルカモ知レマセヌガ、急場ノ場合ニ輸出ノ促進ニスルノニハ如何カト思ヒマス、ソレニ付テハナリ現在ノ方法ヲ踏襲シテ行クヨリ仕方ガナイノデアリマシテ、現在ノ方法ヲ踏襲シテ、品物ガ必要ナ所ニ集ルヤウニ、シタイト云フノガ、其ノ會社ヲ作りマシタ趣旨デアリマス、買入價格、賣渡價格等ニ付キマシテハ、其ノ詳細ナコトハマダ私ガ詳

シク申上ゲル程、實ハ決ツテ居リマセヌカラ、同ジコトヲ繰返シヤウニナルト思ヒマスガ、買入價格ハ今申上ゲタヤウナ方法デ、公定價格ガ出來ルマデハ九、一八價格ヲ基準トシテ、買入、賣渡價格ハ、内地ハナリソレト同ジヤウニ致シマシテ、海外ノモノニ付キマシテハ、海外ノ事情ニ應ジマシテ、始終海外ノ情勢ハ輸出業者或ハ商工省或ハ外務省關係者ハ、皆分ツテ居リマスカラ、左様ナ方面ノ情報ヲ集合致シマシテ、此ノ程度ナラバ海外ニ賣レル、然ラバ輸出業者ニ對シテハ、幾ラデ賣ツテ宜イカト云フコトヲ、決メテ行キタイト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○東條委員

此ノ問題バカリデナク、經濟統制ナカニ付テ役所ハ一生懸命御研究ニナツテ、是ガ一番合理的ダト云フノヲ實際ニオヤリニナルト、動モスルト逆ナ效果ガ出タリ致シマス、此ノ合理的ダト云フコトハ、物ヲ物ト見テ御計畫ニナルナラバ合理的ニ行クガ、一生懸命御研究ナサルコトハ、ソレハ非常ニ感謝スルノデアリマスガ、ドウモ物ヲ物ト見ルコトガ私ハ間違ヒダト思フ、ソレハ物ハ物ニ違ヒナイケレドモ、物ノ動キトカ値段ノ高下ト云フヤウナモノハ、要スルニ人ノ心デアアル、米ニシテモ鐵ニシテモ麥ニシテモ、何デアラウト皆其ノ物自體ガ相場ヲ持ツテ居ルノデハナク、勝手ニ動クノデモナイ、皆人ノ心デ動ク、ソレニヤウツテ行クノニハ、先ヅ教育カラ出發セネバナラスト云ツテヤウテ居ルサウデアリマスガ、現在國民ヲ何カデ一本ノ考ヘ方ヲサセルヤウナ工風ガアルナラバ、格別デ

アルガ、ナハリ人ニ付テハ變リガナイ、ソコデソレヲ御考ニナラズニ、ドウシタナラバ合理的ニ行クカ、ドウシタナラバ巧ク行クカト云フコトヲ御研究ニナルノデハドウモ物ハ巧ク行カナイノデアリマス、例ヘバ或ル品物ノ購入デモ、或ハ工事ニ關スル請負デモ、競争スベキ請負業者ナリ商人ナリガ、所謂「ブロッケ」ト稱シテ結託シテ、出來ルダケ高ク請負ヲシヨウトカ、或ハ拂下ニナレバ出來ルダケ安く買ハウト云フ團結ヲ致シマス、所ガ或ル界限以上ニ非常ニ仕事ガ少イト云フコトニナルト、團結ガ出來タテ團結破リヤウツテ安く取ル、實際ニスル豫算ヨリモ安い値段デ札ヲ入レテ取ラウト云フモノガ出來テ來ル、所ガ又皆ガドウカスウカ仕事ニアリ付イテ居ル時ニハ、共同シテソレヲ成ベク高ク買ハテ、利益ノ分配ヲシヨウトスル、是ガ人情デアアル、惡イコトデアアルケレドモ、遺憾ナガラ今日ノ經濟界ニ居リマス者ハ、皆サウ云フコトヲ考ヘテ居リマス、是ハドウスルコトモ出來ナイ、ソレデアルカラ詰リ輸出組合ヲ通ジテト云フ問題モナハリ是ト同ジデ、最前申上ゲタ薄荷ノ例ナドモチウデアリマス、各ノ商人ガ皆競争ヲシテ、オ互ヒニ自分ガ儲ケヨウトシテ競争シテ居リマスケレドモ、時ニハソレガ一致團結シテ品物ヲ安く叩カウツスル、時ニハ團結破リヤウツテ、ヤタラニ競争シテ値段ヲ上ゲルト云フコトヲヤリマス、斯ウ云フ點ヲ能ク御考ニナリマシテ、人心ノ動キト云フモノヲ餘程能ク御研究ニナリマセスト、斯ウスレバ合理的ニ巧ク行クノデアルト立タスデ、結局弱イ生産者困ラセニナツテ

シマフノデアリマス、此ノ點ニ付キマスル政策ニ付テ色々御説明ヲ承リマスケレドモ、結局ハ國內ノ低物價政策ノ線ニ沿ウタ價段デ、生産者カラ買上ゲテ、サウシテソレニ依ツテ儲ケル者ハ、輸出ヲ扱ツテ居ル商人ガデアラツテ、一向ニ生産者ハオ蔭ヲ蒙ラナイト云フコトニナル、又社内ニ留保シテ置イテ、將來暴落ノ場合ニ是デ以テ調節ヲ取ルト仰シヤルノデアリマスガ、是モ中々困難ナコトダト思ヒマス、ソコデ輸出向ノ物ト國內需要ノ物トニ付テ、適當ナル區分ヲ付ケテ扱ハレルヤウナ方法ニナリマス、此ノ點ガ救済ガ出來ルノデハナイカト思ヒマスガ、ソレ等ノ點ニ付テ、何カ御研究ニハナラナカウツタノデアリマスカ

○土屋政府委員

此ノ會社ノ經營ニ付キマシテ、東條委員ヨリ屢々御意見アリマシタ點ハ、私モ全く同ジヤウニ考ヘルノデアリマス、會社ノ計畫ヲ致シマシタノハ私共ガ致シマシタノデ、其ノ計畫ノ心持ハ先刻申上ゲタ通りデアリマス、併シ是ハ純然タル商會社デアリマスカラ、此ノ會社ハナリ專門家ガ經營シナイトイケナイノデアリマス、役人ハ中々斯ウ云フ會社ノ經營ハ出來ルモノデハナイト考ヘテ居リマス、ソレカラ品物ノ區分ノ問題デアリマスガ、數量ニ於テ大體輸出ハドノ位、軍需ハドノ位、殘ツタモノハナイ譯デアリマスガ、數量ニ於テハ大體ノ區分ヲスルコトハ考ヘテ居リマス、併シ品物ニ依リマシテ例ヘバ豆類ノ如キモノハ、御説ノ通り青豆トカ大豆トカ云フ外國ニ行クモノハ決ツテ居リマス、サウ云フモノハ區分出來マスガ、其ノ他ノ例ヘバ薄荷デアルトカ、菜種油デアルトカ

云フヤウナモノニナリマス、一寸品物デ
区分スルコトハ困難ト思ヒマスガ、尙ホ
専門家ノ意見ヲ聽キマシテ御答致シマス
○東條委員 斯ウ云フモノハ譯ナシニ出来
ルト思フノデス、要スルニ生産者ノ組合
ト云フモノガアリマス、ナケレバ新ニ作
ツテモ宜イガ、内地向ノモノト輸出致シマ
スモノトノ全體ニ付テ割合ヲ出シテ、輸出向
ノモノデ以テ今ノ割合ガ買入レル時ニハ、
低價政策ノ維持ヲ以テ買入レテ買入レ
マスカラ、國內向ノモノハ別ニ買入レ
ヒマス、今度ハ輸出向ノモノハ別ニ買入
レテ買入レマシテ割合ニ依テハ、ソレハ第
路ノ生産者ガ出シタ数量ノ率ニ依テ、割
戻シタルト云フコトニスレバ宜イト思ヒ
マスガ、チウ云フコトハ御研究ニナラナカ
クナラデスカ

○土屋政府委員 其ノ點ハ考ヘナイコトハ
ナイノデアリマスガ、考ヘタ結果ハ其ノ都
度割戻シスルヨリモ、社内ノ特別積立金ニシ
テ置ク方ガ適當デアラウト只今ノ所ハ考ヘ
テ居リマス
○東條委員 大臣ニ對スル質疑ハ打切りマ
ス
○末松委員 大臣ニ對スル質疑ハ打切りマ
ス
○北委員 價格統制令ノ適用問題ニ付テ三
點同ツテ置キタイト思ヒマス、第一ハ色豆
類ニ付テデアリマス、色豆類ハ收穫ノ時カ
ラ時期ヲ經ルニ從ツテ、早ク言ヘバ古イ品
物ニナル程實價上價值ガ落ちル、小豆ナラ
バ昔ニ方遅クナル、青大豆ナラバ青味ガ
ナクナル、是ハ實價ガ落ちルノデアリマシ
テ、多年ノ慣習トシテ古品格下ト云フコト
ニナラテ居ル、所ガ九・一八當時ニ於キマシ

テハ、是等ノ色豆類ハマダ收穫期ニ達シテ
居ナカワタ、ソコデ古品ノ價值ガアツクノ
デアリマスガ、其ノ後十二月二十日ニナ
リマシテ、協定委員会ガ出来テ公定價格ガ決
リマシテ、其ノ九・一八ト收穫期トノ間ニ於
キマシテ、其ノ格差ノ範圍内デ格上ヲシテ
新品ヲ買ツタ、斯ウ云フノハ澤山アルノデ
アリマスガ、是ハ農林省ノ見解トシテハ、
當時古品ヨリ實際ノ品物ガナカワタモノニ
付テハ、此ノ格差ヲ認メテ置クコトガ出来
ルカドウカ、是ガ一應デアリマス
其ノ次ハ北海道ノ支那公定價格ニ付テ
アリマス、是ハ昨日モ申上テタノデスガ、
北海道デハ庭先價格ガ支那一石ニ付テ三十
八圓七錢、合價ガ三十八圓三十七錢、レ
ル、漢方三十八圓六十錢ト公定サレテ居
ルノデアリマス、所ガ今ニナラワテ農家ニ支
拂フ代金ハ庭先價格以上拂ツテハイカス、
ソレ以上拂フト違法ダ、斯ウ云フコトニ決
定シテ居ルノデアリマスガ、二里モ三里モ
先カラ運搬シテ來ルモノニ付テハ、ドウシ
テモ是ハ運搬費ト云フモノガナケレバナラ
ズコトニナルノデアリマス、既ニ農林省
ニ全額運搬費ヲ付テマシマス、斯ウ云フ
コトヲ言ハレレバ、所ガ今ニナラワテ農家
ノヤウナ方法ヲ運賃ヲ割ニ拂フト云フコト
ニナルト、ソレモソ運賃ト云フモノハ決リ
ハナイノデアリマス、開取引ニナル要
ガアル、去年モ五圓カ、値ガ上ルマデノ間
ハ、運賃ト稱シテ一圓ニ一圓、一車ニ十五
圓位付テ來マシマス、十五圓位ノ金ヲ運賃
デアルト云フテ先ニ運賃ト居ル、キウシテ
公定價格ヲ巧ニ變レテ者ガアルノデアリマ

シテ、私ハ却テ斯ウ云フコトハ面白クナ
イト思フノデアリマスガ、其ノ他ニモ色々
ナ點デ非論ナ不合理ガ出来テ來ル、ソコデ
合マデ持ツテ來タモノハ、合價デ現ニ決メ
テアルモノヲ農家ニ支拂フト云フコトハ當
然ノコトデアリト思フノデアリマスガ、北
海道ハ今ソレヲヤラセテ居ラスノデアリマ
ス、之ニ對シテモ私ハ大變不合理デアルト
思フノデアリマスガ、農林省カラシワカリ
シタ御答辯ヲ得テ置キタイ
モウ一ツノ問題ハ、是ハ昨日モ重々實價
シテ居ル地方長官、御チ北海道長官ニ聽イタ
ノデスガ、長官ハ各ラステ言フノデアリマシ
テ、農林省カラ責任アル答辯ヲ得テ置キタ
イト思フノデアリマス、是ハ過般來廣言ハレ
タコトデアリマスガ、産業組合ガ組合員ノ生産
物ノ平均賣價シ、或ハ加工販賣價ガ爲シ、得
ル利益ヲ組合員ニ還元スルコトニ依ツテ、公
定價格又ハ之ニ準ズベキ價格ヲ越セルコトハ
違法ナリ、恰度商人ト産業組合同シヤウニ
考ヘテ北海道デハヤウテ居ルノデアリマス、
所ガ産業組合ハ御承知ノヤウニ産業組合ノ
定款ニ依ツテ、委託販賣ヲ行ワタモノニ對
シテハ、産業組合ノ手数料ト云フモノハチ
ヤウト決ツテ居ル、一俵ニ付テ二錢ナリ
三錢ナリ販賣手数料ト云フモノガ決ツテ居
ル、後リノ金ハ委託販賣デアリマスカラ、
全部生産者ニ拂フテアルノガ當然デアアル、
ソレヲヤルト今度ハ價格統制令違反犯罪
ニナル、ソレヲ此ノ産業組合ノ命スル通
リニヤラズニヤリマス、是ハ渡職罪ニナ
ル、ドウチニ行ワテモ産業組合ノ關係者ハ
記者者ニナラナケレバナラズト云フ題目ニ
今ナラテ居ル、斯ウ云フ點ニ付テ是非私ハ
不審ニ思ヒマシテ、農林省ノ産業組合課ニ

シテ、私ハ却テ斯ウ云フコトハ面白クナ
イト思フノデアリマスガ、其ノ他ニモ色々
ナ點デ非論ナ不合理ガ出来テ來ル、ソコデ
合マデ持ツテ來タモノハ、合價デ現ニ決メ
テアルモノヲ農家ニ支拂フト云フコトハ當
然ノコトデアリト思フノデアリマスガ、北
海道ハ今ソレヲヤラセテ居ラスノデアリマ
ス、之ニ對シテモ私ハ大變不合理デアルト
思フノデアリマスガ、農林省カラシワカリ
シタ御答辯ヲ得テ置キタイ
モウ一ツノ問題ハ、是ハ昨日モ重々實價
シテ居ル地方長官、御チ北海道長官ニ聽イタ
ノデスガ、長官ハ各ラステ言フノデアリマシ
テ、農林省カラ責任アル答辯ヲ得テ置キタ
イト思フノデアリマス、是ハ過般來廣言ハレ
タコトデアリマスガ、産業組合ガ組合員ノ生産
物ノ平均賣價シ、或ハ加工販賣價ガ爲シ、得
ル利益ヲ組合員ニ還元スルコトニ依ツテ、公
定價格又ハ之ニ準ズベキ價格ヲ越セルコトハ
違法ナリ、恰度商人ト産業組合同シヤウニ
考ヘテ北海道デハヤウテ居ルノデアリマス、
所ガ産業組合ハ御承知ノヤウニ産業組合ノ
定款ニ依ツテ、委託販賣ヲ行ワタモノニ對
シテハ、産業組合ノ手数料ト云フモノハチ
ヤウト決ツテ居ル、一俵ニ付テ二錢ナリ
三錢ナリ販賣手数料ト云フモノガ決ツテ居
ル、後リノ金ハ委託販賣デアリマスカラ、
全部生産者ニ拂フテアルノガ當然デアアル、
ソレヲヤルト今度ハ價格統制令違反犯罪
ニナル、ソレヲ此ノ産業組合ノ命スル通
リニヤラズニヤリマス、是ハ渡職罪ニナ
ル、ドウチニ行ワテモ産業組合ノ關係者ハ
記者者ニナラナケレバナラズト云フ題目ニ
今ナラテ居ル、斯ウ云フ點ニ付テ是非私ハ
不審ニ思ヒマシテ、農林省ノ産業組合課ニ

シテ、私ハ却テ斯ウ云フコトハ面白クナ
イト思フノデアリマスガ、其ノ他ニモ色々
ナ點デ非論ナ不合理ガ出来テ來ル、ソコデ
合マデ持ツテ來タモノハ、合價デ現ニ決メ
テアルモノヲ農家ニ支拂フト云フコトハ當
然ノコトデアリト思フノデアリマスガ、北
海道ハ今ソレヲヤラセテ居ラスノデアリマ
ス、之ニ對シテモ私ハ大變不合理デアルト
思フノデアリマスガ、農林省カラシワカリ
シタ御答辯ヲ得テ置キタイ
モウ一ツノ問題ハ、是ハ昨日モ重々實價
シテ居ル地方長官、御チ北海道長官ニ聽イタ
ノデスガ、長官ハ各ラステ言フノデアリマシ
テ、農林省カラ責任アル答辯ヲ得テ置キタ
イト思フノデアリマス、是ハ過般來廣言ハレ
タコトデアリマスガ、産業組合ガ組合員ノ生産
物ノ平均賣價シ、或ハ加工販賣價ガ爲シ、得
ル利益ヲ組合員ニ還元スルコトニ依ツテ、公
定價格又ハ之ニ準ズベキ價格ヲ越セルコトハ
違法ナリ、恰度商人ト産業組合同シヤウニ
考ヘテ北海道デハヤウテ居ルノデアリマス、
所ガ産業組合ハ御承知ノヤウニ産業組合ノ
定款ニ依ツテ、委託販賣ヲ行ワタモノニ對
シテハ、産業組合ノ手数料ト云フモノハチ
ヤウト決ツテ居ル、一俵ニ付テ二錢ナリ
三錢ナリ販賣手数料ト云フモノガ決ツテ居
ル、後リノ金ハ委託販賣デアリマスカラ、
全部生産者ニ拂フテアルノガ當然デアアル、
ソレヲヤルト今度ハ價格統制令違反犯罪
ニナル、ソレヲ此ノ産業組合ノ命スル通
リニヤラズニヤリマス、是ハ渡職罪ニナ
ル、ドウチニ行ワテモ産業組合ノ關係者ハ
記者者ニナラナケレバナラズト云フ題目ニ
今ナラテ居ル、斯ウ云フ點ニ付テ是非私ハ
不審ニ思ヒマシテ、農林省ノ産業組合課ニ

行ワテ詳細ニ聽イタノデアリマスガ、チウ
スルトソレハ大變ナ問題デアル、實ハ其
ノ問題ニ付テハ既ニ警保局ニ行ワテ十分
話ヲシテ説明シテアル、内地デハ全部ソレ
デヤウテ居ルカラ、ソコデ産業組合ニ當然
ニ返サルベキモノデアアル、デスカラ北海道ガ
ソノナコトヲヤウテ居ルト云フコトデアレバ、
公文書デ一ツ何ヲ立テテ、サウスレバコチ
ラノ見解ヲ言ワテヤルカラ、ソレデ問題ハ解
決スルノハナイカト言ハレタノデアリマスガ、
實ハチウ云フヤウチ北海道課ニ都合ノ惡イ
公文書ヲ同リ立テマス、恐ラク農林省ニハ
著クマイ、著クモ非常ニ遲クナルカラ效果
ガナイ、斯ウ云フガ考ヘテ今日マデ聞エテ
居ワタノデアリマス、此ノ問題ニ付テモ此
ノ際ハワキリシク農林省ノ見解ヲ御承知
マシテ、農家ヲ迷ハシメテヤウ、又産業組
合ノ當事者ガ仕事ガ全然出来ヌト云フヤウ
ナコトガナイヤウニシテ置キタイ、此ノ三
點ニ付テ明確ナル御指示ヲ願フテ、サウシ
テ明日カラ産業組合ノ人達、或ハ農家ノ人
達ガ安心シテ仕事ヲヤウテ行ケルヤウニシ
テ置キタイノデアリマス、是ハ大變技術
的ノ問題デアアツテ、大臣カラ直ク御答辯ヲ
得タト云フコトハ御承知ノコト思ヒマスガ、
若シ農家マシレバ御答辯ヲ聽キタイ、チ
モナケレバ此ノ委員会ノアル間ニ明確ナル
御答辯ヲ得テ置キタイコトヲ御願シテ置キ
マス

○島田國務大臣 只今御尋ノ三點ニ付キマ
シテハ、御話ノ通りニ色豆ナドニ付キマシ
テハ專門ノ者ニ聽イテ見マセスト、十分ニ
其ノ實價ガ分リマセス、ソレカラ第二ノ支
米ノ價格ノ問題ニ付テ御話ノ點、ソレカ
ラ第三ノ點、此ノ事柄ニ付テハ、先日來他

ノ方面カラノコトニ付テモ段々北君カラ御
話ヲ聽イテ居リマスガ、是ハ法規ノ解釋ト
云フコトモアリマスガ、其ノ實際ノ情勢ト
云フコトモ能ク聽イテ見マセスト判斷ガ付
キ難キモノデ、ソコデ私ハ調ベタ上テ御答
ヲシ、又處置スベキモノナラ處置スルカラ
ト云フコトヲ申上テ居ルノデアリマスガ、
ソレ等ノ點ニ付テハ或ハ照會ヲ發シテ、返
答ヲ求メテ居ルヤウナモノモアリマス、致
シマスカラ、北海道ニ於テ現在アルヤウナ
色々ノ事情ニ付キマシテハ能ク調ベマシテ、
自分ノ信ジテ公正妥當ト考ヘラレル處置ヲ
執リタイ、新様ニ考ヘテ居リマスカラ、其
ノ意味デドウゾ御説承ヲ願ヒタイト思フノ
デアリマス、アナタノヤウニ能ク實情ニ通
ジテ居ラレル方ハ直ダ分ルヤウニ考ヘラレ
マスガ、私共ノヤウニ其ノ實際ノヤリ方ニ
付テ十分ニ呑込シテ居ラナイ者ハ、直チニ
ソレニ法規ヲ適用シテハワキリシク御返事
ヲ申上ゲルト云フコトガ出来ヌレノデアリ
マスカラ、是ハ一ツ委員会ヲ設テ、而シ
テ又北委員ヨリ能ク事情ヲ直達ニ承リマシ
テ、又北海道ノ實情ニ付テ他ノ方面カラモ
聽キマシテ、之ニ對シテ適當ナル處置ヲ致
シタイト思ヒマス、此ノ問題ハ別ノ題目デ
アリマスケレドモ、事柄ハ北海道ニ於テ現
ニ行ハレテ居ル産業組合ノ穀類農産物ノ扱
ヒニ關シテノコトデアリマスカラ、此ノ問
題ハ委員会ニ於ケル質問應答ノ問題トセズ
シテ研究ヲシ、處置ガ出来ルヤウニシテ置
キタイト云フコトヲ申上テ置キマス

テ居リマシタカラ此ノ機會ニ御尋致シタイ
ト思ヒマス、先日來色々此ノ法案ニ付テ當
局ノ御説明ヲ承リマシタ、其ノ結果私ハ益々
疑問ヲ深メナケレバナラナイ點ガアリマス、
其ノ點大臣ニ御尋申上テ置キ、此ノ點ハ
私共ガ多年政府ニ向ツテ要望シタ問題デア
リマスカラ、國營検査其ノモノニ對シテハ
私共何等異存ハ決ミマセマスガ、其ノ方法
ニ於テ手数料ヲ取リニナル、而モ今度ノ
手数料ヲ調ベテ見マシマス、實際御尋デヤウ
テ居ワタヨリモ重ク取リニナル御意見ヲ
シク見ユルノデアリマス、其ノ一例ヲ上ガ
マス、概ノ如キハ府縣ニ於テハ殆ド徴收
シテ居ラナカワタノデスガ、ソレヲ取リ
ニナラテ居ル、詳シイ數字ヲ申上ゲマス
ト、手圖ガ要リマスカラ省キマス、實際府
縣ガ百五十萬圓ノ負擔シテ居ワタノヲ、
國家ガ八十萬圓ノ負擔シテ居ワタノヲ、
レルカラ、其ノ差額ガケハドウシテモ手數
料ヲ取リニナルコトニナル、是ハ二元
的検査デアアツテ、生産検査、移回検査ヲ
ヤウテ居リマシタガ、生産検査ノ料金を取
ラナカワタ地方ハ此ノ法ヲ實施致シマス時
ハ、非常ナ大問題ニナル、僅カノ金デハア
ルガ、農民ハ非常ニ不満ヲ抱ク、サウナル
ト結論シテハ米ガ減産シハセスカ、私ハ
之ヲ一番心配スルノデアリマス、殊ニ大臣
モ御承知ノ通り最近農民ハ肥料ノ問題ニ關
シテハ口ヲ誠シテシマツテ、無肥料デ田ヲ
作ルト申シテ居リマス、斯ルコトハ、アツ
テハナラナイ問題デアリマス、チスベキ
問題デアアリマスガ、行詰ワテ來ルト此
ノ問題ガ現ハレテ參リマス、殊ニ田ヲ作ル
以外ニ仕事ノナイ地方ハ借テ置キマシテ、
他ニ勞働ノアル所デハ、小作人ガドシク

地主ニ田ヲ返シテ居リマス、平素デアリマ
スト地主ハ肥料モ努力モアリマスカラ、無
理ガ出来マス、併シ本年ノ如ク肥料モナシ
努力モナイ時ニハ、地主自ラ無肥料ノ田ヲ
作ル實際ノ現チナイトモ限リマセマス、斯ウ
云フ事情ニ實際アルノデアリマス、此ノ際
何トカ方法ヲ講ジテ、検査ニ付キマシテモ、
モウ少シ價格ヲ使ワテ農民ノ負擔ヲ輕メテ
戴カナイト、實際此ノ六月ノ乘越スコトガ
出来ナイト信ズルノデアリマス、是等ノ點
ニ對シマシテ農林大臣ハ如何ニ御考下サ
テ居ルカ、率直ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス

○島田國務大臣 検査法案ノ提案ノ際ニモ
御答ヲ致シマシタヤウニ、國營検査ノ財源
トシテ手数料ヲ徴收スルノデアリマスガ、
實際ニ於テ現在府縣デヤウテ居ル所ハ、此
ノ手数料ヨリモ非常ニ少イ手数料、又ハ無
手数料デアウテ居ル地方モアル、又品物ニ
依ツテ手数料ヲ取ラナイモノモアルト云フ
ヤウナ點カラ考ヘマシテ、今回政府ガ實施セ
ントスル國營検査ニ於ケル手数料ハ、是ハ
從來手数料ヲ取ラナイ地方ニ於テハ非常ニ
過重ナ負擔ニナラテ來ル、斯ウ云フヤウナ
事情カラ相當苦痛ガアリ、困難ガアル、ソ
レガ米作共ノ他ノ上ニ影響アリ及ボス虞ガア
ルト云フ御意見ハ御尤モデアリマス、併シ
ナガラ政府ハ國營検査ヲ實施スル上ニ、ヤ
ハリ其ノ收入ノ相當財源ニ見テ居ル次第
デアリマスカラ、全額ノ財源止シテ、政府ガ
無手数料デアウテ居ル地方ニ對シテ、政府ガ
フコトガ出来ナイ事情ニアルコトハ、御説
承リ願ヒタイノデアリマス、併シナガラ實
施ノ場合ニ當リマシテ、斯様ナ著シキ不權
衡ヲハ不釣合ヲ生ジ、或ハ不利益ナ立場

○末松委員 次ハ馬飼君
○馬飼委員 私人ニ對スル質問ヲ保留シ

○末松委員 次ハ馬飼君
○馬飼委員 私人ニ對スル質問ヲ保留シ

○末松委員 次ハ馬飼君
○馬飼委員 私人ニ對スル質問ヲ保留シ

○末松委員 次ハ馬飼君
○馬飼委員 私人ニ對スル質問ヲ保留シ

ルカト云フ此ノ事ニ付テ日夜苦心ヲ致シテ
居ルノニ其ノ米穀ニ今度今マデヨリ以上
ノ負擔ヲ負ハセルト云フヤウナ方法ヲスル
ト云フコトハ、吾々ハドウシテモ忍ビ得ナ
イノデアリマス、オホク私ハ此ノ法案ノ缺
陥デアルトナ思ハレリノデアリマス、此
ノ問題ヲモウ少シハワキリシテ戴イテ、大
臣ノ吐擧ヘノ御アリニナルコトモ私共ハ了
解方出来ルノデアリマスガ、如何セン、是
等ノ問題ニ付テハ事務當局ト云フモノノ御
考ガ非常ニ強ク響クノデアリマスカラ、吐
擧ヘヲ承ワタダケデハ不安ノ感ガ致スノデ
アリマスシテ、是等ノ點ニ付テモウ少シ打割
ヲテ御話ヲ此ノ場合承ルコトガ出来マスレ
バ結構ト思フノデアリマス

○農務大臣 此ノ點ニ付テハ先程前川
君並ニ北君ノ重要ナル御等ニ對シテ私ノ考
ヘ方ヲ申上テ大體デアリマス、チウシテ
只今高橋君ノ御述ニナワタ事柄ハ、大體チ
ウト云フヤウナ御考ト思ヒマスガ、政府ト
シテ本案ヲ提出致シマシタ経過ニ付テハ、
前ニ申上テチウナ次第デアリマスシテ、又
手數料自體ニ付テ言ヒマス、是ハ檢査ヲ
致スト云フ場合ニ、全然是ハ農民ノ負擔ニ
ナルカラ無手數料デヤルト云フヤウナ見方
ト、又檢査其ノモノニ付テ權威ヲ付ケルト云
フ點ニ於テ、或ル程度ノ手數料ヲ取ルト云
フコトノ必要デアルト云フヤウナ意味ノ考
ヘ方ガアリマス、是ハ色々議論ガアル所
ト思フノデアリマスガ、唯今ノ法案ヲ提
案スルニ付テ、輸入ノ一部ニ見込コト延リ
マス所ノ手數料ニ付キマスシテ、先來御
答ヲ申上テチウナ程度ノ御答ヲ此ノ際ハ
スル外ハナイ、即チ今マデ手數料ヲ取ワテ

居ラス地方、或ハ政府ガ定メントスル所ノ
手數料ヨリ以下ノ手數料ヲ取ワテ居ルモ
ノ、チウ云フヤウナモノニ付キマスシテ過
渡的ノ考カラシテ、又其ノ負擔ニ關シテ、
或ル程度ノ考慮ヲ加ヘルノ必要ガアル場合
ガアルデアラウ、斯ウ云フコトヲ自分ハ考
ヘテ居ル次第デアリマスシテ、此ノ點ニ付キ
マシテハ何レ御意見モアル點デアルカモ知
レナイト思ヒマスカラ、政府ノ答トシマス
テハ、只今馬岡君ノ質問ニ對シテ、又前川
北兩君ノ質問ニ對シテ御答シタ所ヲ以テ御
諒水ヲ願ヒタイト思ヒマス

○高橋委員 此ノ場合ハ大臣ノ御答ヲ一
應讀取致シマスシテ、能ク機會ニ於テ更ニ御
答ヲ申スコトガアルカモ知レナイト云フコ
トヲ申上テ置キマス

又チウ云フ承リタイコトハ、檢査員ノ身
分保障デアリマス、他ノ委員カラ政府委員
ノ方ニニ屬シ、御發言ガアツテ、ソレレク御
答ヲ申上テチウナ御答デアリマス、是モ從
來地方ノ待遇ノ異ニ關シテチウナ考ヘ方
ヲシタイト云フヤウナコトヲ言ハレテ居ル
ノデアリマス、チウ致シマセト思ヒシテ非
常ニ關係ガアリマスシテ、從來薄給ニ甘んじ
テ、又待遇薄イノデアリマス、諸種ノ待
遇モ國ノ官吏ト致シテハ著シク薄イノデア
リマスシテ、又國內ニ於テモ他ノ技術員等ニ
比ベルト、彼等ノ檢査員ノ待遇ト云フモノ
ハ非常ニ差イノデアリマス、チウ云フコト
ヲ思ヒコトチウナ御答デアリマス、チウ云フ
之ヲ聞キテ是等チウナ御答デアリマス、チ
列連スル年數ヲ加算サレナイ、コトデ中斷
ナレト云フコトハ思ヒ得ナイコトダト思
フノデアリマスガ、他ノ當局、又事務當局

アリマスガ、此ノ點チウデナイト云ハレ
ノフモウ少シ理解ノ行タヤウニシワカリト
御説明ガ願ヒタイ

○土屋政府委員 只今東條委員ノ御話ノヤ
ウニ、輸出農産物ハ非常ニ投機的ナ作物デ
アリマス、又ソレハ投機デ面白ガアルカ
ラ生産ガ擴充サレルノカモ知レマセス、併
シハ私見ニナワテ恐入リマスガ、私ハ農
業ノ經營ト云フモノハ投機的デアツテハハ
テナイト思ヒマス、私ハ長官トシテ北海道
ニ居ツテコトハゴザイマセスガ、山梨縣、
群馬縣等ノ重要ナル主トスル地方ニ在リシテ
コトガアリマス、是ハ北海道ノ輸出農産物
程デモアリマセスガ、生絲ノ相場亦非常ニ
動搖致シマスノデ、農家ガ非常ニ投機的ニ
ナリマスシテ、山梨縣ノ農家ナド隨分借金ガ
多イ、其ノ結果農村ノ人心モ安定シマセ
ト思フ、是ハ山梨縣ノ人方聞イタラ怒ルカ
モ知レマセスガ、事實其ノ通りデアリマス、
農業ニ投機的ノ色彩ガアルコトハ私ハ遺憾
ト思フ、北海道ノ農家デモ同様デアリマシ
テ、米麥トハ違ヒマシテ、相場ノ變動ハド
ウシテモ免レナイノデアリマス、併シナガ
テ投機的ノ色彩ハチハリ農業カラ取除
クガ本筋デハチハリカト思フノデアリ
マス、斯ウシテシテ程度問題デアリマス
餘リニ葛藤ナコトヲ致シマシテ生産力減
ルヤウナコトガアツテハ是ハ相濟マスト思
ヒマス、デアリマスカラ左様ナコトガナイ
ヤウニ致シマス、農家ノ經營ヲ安定スル、
併シナガラ或ル程度ノ米麥若クハソレ以上
ノ收益ガ確實ニ農家ニ入ル、斯様ナ方法デ
ヤルベキモノデアナイカト云フヤウニ考ヘ
テ居ルノデアリマス、其ノ見地カラ考ヘマ

スト、此ノ合致ヲ作リマシテ買上價格ヲ
決メマス際ニ、低價政策トハ申シマス
モノノ、何處マデモ安イ、生産費ヲ割ワ
テモ低價價行タト云フモノデアハ決シテナ
イノデアリマス、所謂適正價格買上ゲル
ト云フコトニナリマス、適正ナ利潤ガ
與ヘラレマシテ、ソレデ農家ノ經營ガ安定
シテ、ソレガ宜シイノデアリマス、ソレカラ
ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ
又第三國向ノ品物ハ高價賣ル方宜イト
云フコトハ東條君ノ御話ノ通り、私ハ輕
等アルニ對シテ是等チウナ御答デアリマス、
唯品物ノ性質カラ申シマスシテ、肉類ニ向
モノト海外向ノモノト違ワテ居レバ、是ハ
仕譯シテ宜シイノデアリマス、或ハ仕譯ノ
向來モノノアルカモ知レマセスガ、多ク
ノモノハ實價如何カ分ケレバ別デアリマ
スガ、品物自身ハ仕譯ノ國產デアルト思
ヒマス、ソコ國內取引ハ適正價格買上
ゲルト云フヤウニ致シマスシテ、海外價格ト
ノ差額ガ深山儲カツタ場合ニ於テハ、供出
シタ農民ニ拂下ラスルノモ一方法デアスガ、
只今ノ所ハ積立テ將來ノ補償ノ用ニ使ヒ
タイト考ヘテ居リマス、現ニ昨年價格ガ非
常ニ暴落シタガ、其ノ暴落ノ利益ヲ儲タ
ルハ農民デハナイ、農民ハソレマデニ是
ヨリシテ是等チウナ御答デアリマス、此
ノ點チウコトガ五五五五デアリマセスガ、
ナリ商人モ儲ケル方宜イ、農民モ儲ケル
ガ宜イ、ソコデ斯様ナ會社ガ出来レバ、農
民ガ自然安心シテ耕作ガ出来ルノデアリマ
スカラ、適正價格買上ゲル、生産費ヲ割
ワテマデモ安クサヘアレバ宜イト云フ考デ
ハ私共ナイノデアリマス

カラ御答ガアリマシタヤウナコトハ、多分
大臣ノ耳ニモ入ラテ居ルコトダラウト思ヒ
マスガ、一應是等ノ點ニ付テ簡單ニ大臣ノ
所見ヲ承ワテ置キタイト思ヒマス

○農務大臣 是等ノ點ニ付キマスシテハ、
本會議ノ席上ニ於テモ一應私カラ御答ヲ致
シテアリマス、又事務當局カラモ御答ヲシ
タコトト思ヒマスガ、大體ニ於テ現在農
吏員トシテ居ル所ノ者ヲ引續イデチウシテ
待遇等ニ付キマスシテモ、又恩給等ノ關係ニ
付キマスシテモ、恩給ノ點ハ相當研究シナ
ケレバナリマセスケレドモ本人ノ不利益ニ
ナルヤウナコトノナイヤウニ、出来ルダケノ
考慮ヲ加ヘテ行タヤウニ致シテ行キタイト
考ヘテ居リマス、詳シイコトハ事務當局カ
ラ御答シテ居ルコトト思ヒマスケレドモ、
大體御答シタヤウナ點ニ御答置キタイ
イト思ヒマス

局柄國家ノ爲、國家全體ノ經濟政策ノ上カ
ラ言フテ是デ我儘ヲシナケレバナラナイ、
是デ宜イノト云フ適正價格デアラフテ、決
シテ農家ノ經濟カラ見テ適正價格デアイト
私ハ考ヘルノデアリマス、ソレカラ又今ノ
海外市場ガ安ク、内地ガ高ク、チウ云フコ
トハアリマス、然ラバソレ程ニ海外ノ市況
ガ安イノニ、何故産地デソナレバ値段ガスル
カト云フコトヲ考ヘマス、ソレハ思惑カ
ドウカ知ラスガ、ソレダケニ高ク買ツテモ
算盤ノ採レル何モノカヲ見テ、何者カガ難
上ゲテ居ルト云フコトデアルト思ヒマス、
デ、決シテ、例ヘバ本日ナラ本日は終ケル
重要地ノ相場ガ幾ラデアラフテ、ソレヨリモ
産地ガ高イカラ、是ハ不當ノ値段ダトハ言
ヘナイト思ヒマス、取引ハ單ニ其ノ時ノ相
場バカリヲ見テハ大變ナ間違デアリマシテ、
能ク役所ノ統計ニ平均ノ相場ト云フノガア
リマスガ、價格ダケ見テハハイケマセス、
其ノ價格デフレダケ取引サレタカト云フ
數量ハ、相場ヲ見テヤラナイト、假ニ百圓
デ千買ツク、チウシテ今度賣ル時ニハ半分
ノ五十圓デ百賣ツクト致シマス、其ノ損
害ハ僅カデスガ、後ノ深山ナ數量デ以テ僅
カ儲ケレバ、ソレデ以テソコニ儲ケガ見ラ
レルノデアリマス、物ノ相場ハ唯其ノ
時ノノ公定相場バカリ見テハ分リマ
セス、其ノ値段ニ依ラテ取引サレタ數量ト
相場ヲ比較シテ考ヘナケレバナラヌノデア
リマス、併シ價格ノ問題ハ幾ラ押問答シテ
モ同ジデアリマス、ソレノ程度デ止マセ
ガ、薄利ノ如キモマダ良イ値段デアレルベ
キモノヲ、所謂適正價格デ二十六圓ニ抑
ラレテ居ルノデアル、ソレガ爲ニ農民ハ非
常ニ損ヲシテ居ルト云フヤウナ状態デアリ

マ、是等ニ付テハ農林當局トシテハ特ニ
慎重ナル御考慮ヲ御願致シタイト思フノデ
アリマス
今一ツ先程伊東君カラ御話ノアリマシタ
馬鈴薯澱粉デアリマスガ、同ヒマスト全體
ノ一割位ニシカ過ぎナイ、輸出ノ總額カラ
言フテ、第三國向ノモノハ輸出ノ中ノ六分
カ七分ニシカ當ラヌト云フコトデアリマス
ガ、此ノ法案カラ考ヘマス、此ノ會社ガ
扱ヒマスルモノハ實際問題トシテハホン
僅カシカ扱ハスノダカラ、別ニソレヲ統制
フシナクテモ宜イノト云フハレマス、ソレ
モ、併シ全體ニ對シテ統制ヲ受ケテモ致シ
方ノナイヤウニナルノデアリマス、コンナ
僅カナモノハ幾ラハナラナイト云フ規則
ヲ設ケルノデアリマス、大體ニ
於テ除外ヲシテ置カレテモ別ニ差支ナイノ
デハナイカト思ヒマスガ、何カ便法ハアリ
マセヌカ
○土産政府委員 馬鈴薯澱粉ハ御話ノ通り
輸出數量ハ生産數量ノ極ク僅カデアリマシ
テ、一割位ノモノダト思フテ居リマス、其
ノ一割ノ輸出ヲスル爲ニ、残りノ九割マデ
モ全部統制スル必要ハ私ハナイト思フ、此
ノ會社ハヤハリ馬鈴薯澱粉ハ取扱ヒマスガ、
併シ此ノ會社ガ取扱フカト云フテ、必ズ
シモ取扱フ品目ニ付テ全部片ウ端カラ統制
シナケレバナラヌトハ考ヘテ居リマセス、
デアリマス、カマダ馬鈴薯澱粉ノ如キ輸品
ノ比較ノ少イモノデアリマシテ、此ノ會社
ガ輸出ニ必要イモノ數量ヲ入手シテ、如何
カ開カレマスナラバ、残りノ九割マデモ統制
ヲ加ヘナクテモ宜カラ、是ハ馬鈴薯澱粉
ニ限ル、左様ニ考ヘテ居リマス
○東條委員 輸出トシテ扱ヒマスルモノハ

僅カニ一割デアリマス、併シ之ニ依ラテ統
制シヨウト思ヘバ出來ルノデアリマス、是
ガ政府ノ指定スル農産物トシテ馬鈴薯澱粉
ガ此ノ中ニ入ラレテ居ル限リハ統制ガ出
來ルト云フコトニナル、集荷配給ノ統制ガ出
來ル、ソレデ斯ウ云フ權力ト云フモノガ、
常ニ國家ノ必要ニ依ラテ公正ニ發動サレテ
行キマスルモノナラバ、餘リ心配ハナイト
云フコトニナルカモ知レナイ、僅カ一割ダケ
デアリマスカラ餘リ心配ガナイト云フコト
ニナルカモ知レマセス、ケレドモ若シ此ノ
會社自體ガ其ノ一割ノモノヲ自分ノ手ニ入
レ、又其價格ヲ適當ニ調整ニ買入レルトモ、
或ハ賣渡スト云フコトノ爲ニ、多少市場ノ
氣配ヲ動かカス必要アリト考ヘマス、聯合ニ
ハ、此ノ規定カラ行キマス統制ヲ爲シ得
ルノデアリマス、サウスルトソレガ爲ニ全
然會社ノ取引ノ上ニ關係ノナイ九割ノモノ
ガ、ソレニ非常ナ影響ヲ受ケルコトニナル
ノデアリマス、全部ヲ扱フ、或ハ大部
分ヲ扱フモノハ此ノ指定ノ中ニ入ルコトノ
分ヲ扱フモノハ此ノ指定ノ中ニ入ルコトノ
必要ナコトハ勿論デアリマス、生
産總額ノ僅ニ一割位シカ扱ハナイヤウナモ
ノハ、除イテ置カレルコトノ方ガ適當デア
ナイカト思フノデアリマス
○土産政府委員 統制ハ此ノ會社ガアルノ
デハナイ、政府ガアルノデアリマス、第二
十條デ馬鈴薯澱粉命令ハ政府當局ニ命令デア
リマシテ、會社ガ出ス命令デアリナイ、蓋シ
會社ハ集荷ヲシテ賣ルダケデアリマシテ、
統制ハ政府ガアルノデアリマス、蓋シ
會社ガ勝手ニ統制ヲスルト云フコトハ勿論
出來ナイ、馬鈴薯澱粉ヲ扱ヒマスコトハ、
馬鈴薯澱粉ガ今ハ餘リ扱ヒマセヌケレドモ、
將來有望ナ輸出農産物ダラウト考ヘマス、カ

ラ、ヤハリ此ノ會社ガ扱フコトガ必要デア
リ、第一條ニ依ラテ此ノ會社ガ扱フ品目ニ
致シタイト考ヘテ居リマス、併シ馬鈴薯澱
粉ヲ此ノ會社ガ扱フ爲ニ統制ヲスルカシナ
イカト云フコトハ、會社ノ自由ニハ出來ナ
イノデアリマス、政府ガ命令ヲ出シテ初メ
テ統制ガ行ハレル、政府ノ考トシテハ、只
今私ノ申上ゲテ通りノ考デアリマシテ、馬
鈴薯澱粉ヲ扱フカト云フテ必ズシモ統制
ゴザイマシテ、第三國ニ對スル輸出數量ダ
ケヲ此ノ會社ガ入手シ得ル途方他ニ開カレ
レバ、強ヒテ統制ヲスル必要ハナイ、斯様
ニ御承テ居ルヒマス
○東條委員 私ノ言葉ガ足りナカクテノデ
アリマス、ケレドモ、勿論會社ガ自分勝手ニ
統制ノ出來ナイコトハ言ハナクテモ分ツタ
話デアリマスガ、併シ團體會社トシテ、輸
出農産物ヲ一手ニ握ラテ居ル會社、而モ政府
ガ調査ヲ致シテ居ル會社ハ、實力カラ言
ヒマス、此ノ輸出農産物ニ關係シテ統制ノ
コトニ關シマシテハ、結局政府ノ力カシ得
ル實力ヲ持ツヤウニナルノデアル、結局此
ノ會社ノ意向ガ政府ノ輸出農産物ニ對スル
統制ニ非常ナ影響ヲ持ツノデアリマス、カ
直接ニ會社自體ガ統制ノ命令ヲ出スコトハ
出來ナクテモ、政府ノ動カシテ市場ヲ統制
シ得ル力ヲ確ニ持ツノデアリマス、又チウ
云フコトデアレバ此ノ仕事ハ出來ナイ、
政府ト會社ガ全然別ニ觀點カラバカリ考ヘ
テ居ルト云フコトデアリ、此ノ仕事ハ成續ガ
得ラヌノデアリマシテ、會社ト政府ハ常ニ
一語ニナウテヤウテ行ク、會社ノ事業ト政
府ノ統制ガ行クシテ行クノデアレバ會社
ノ仕事ハ出來ナイト思フ、サウナリマス、

結局實際ノ實情ヲ見テ居ラス政府ノ中央
ノ機關ハ、實際ヲヤウテ居ル會社ノ爲ニ常
ニ動カサレルコトニナウテ來ル、結局此ノ
會社ガ此ノ商品ニ對シテ統制ヲシテ買フコ
トガ必要ダト思ヘバ、政府ニ進言シテ之ヲ
セラセルコトニナルニ相違ナイト思ハレル
ノデアリマス、此ノ點如何デアスカ
○土産政府委員 會社ノ經營ニ付テ、會社
ト政府トノ關係ハ、東條委員ノ御話ノ通り
デ、其ノ間ニ緊密ナ連絡ヲ執ツテ行カナケ
レバナラヌト考ヘテ居ルノデアリマス、併
シナガラ馬鈴薯澱粉ニ付キマシテハ先刻申
上ゲタヤウナ考デアウテ行キタイト考ヘテ
居リマス
○東條委員 マダアリマスガ、今日デ大體
ノ質問ヲ打切リタイト云フ御話ノヤウデア
リマス、私ハ商工大臣ニ對スル質問ヲ
留保シテ、此ノ程度デ止メルコトニ致シマ
ス
○末松委員 高橋君

マ、是等ニ付テハ農林當局トシテハ特ニ
慎重ナル御考慮ヲ御願致シタイト思フノデ
アリマス
今一ツ先程伊東君カラ御話ノアリマシタ
馬鈴薯澱粉デアリマスガ、同ヒマスト全體
ノ一割位ニシカ過ぎナイ、輸出ノ總額カラ
言フテ、第三國向ノモノハ輸出ノ中ノ六分
カ七分ニシカ當ラヌト云フコトデアリマス
ガ、此ノ法案カラ考ヘマス、此ノ會社ガ
扱ヒマスルモノハ實際問題トシテハホン
僅カシカ扱ハスノダカラ、別ニソレヲ統制
フシナクテモ宜イノト云フハレマス、ソレ
モ、併シ全體ニ對シテ統制ヲ受ケテモ致シ
方ノナイヤウニナルノデアリマス、コンナ
僅カナモノハ幾ラハナラナイト云フ規則
ヲ設ケルノデアリマス、大體ニ
於テ除外ヲシテ置カレテモ別ニ差支ナイノ
デハナイカト思ヒマスガ、何カ便法ハアリ
マセヌカ
○土産政府委員 馬鈴薯澱粉ハ御話ノ通り
輸出數量ハ生産數量ノ極ク僅カデアリマシ
テ、一割位ノモノダト思フテ居リマス、其
ノ一割ノ輸出ヲスル爲ニ、残りノ九割マデ
モ全部統制スル必要ハ私ハナイト思フ、此
ノ會社ハヤハリ馬鈴薯澱粉ハ取扱ヒマスガ、
併シ此ノ會社ガ取扱フカト云フテ、必ズ
シモ取扱フ品目ニ付テ全部片ウ端カラ統制
シナケレバナラヌトハ考ヘテ居リマセス、
デアリマス、カマダ馬鈴薯澱粉ノ如キ輸品
ノ比較ノ少イモノデアリマシテ、此ノ會社
ガ輸出ニ必要イモノ數量ヲ入手シテ、如何
カ開カレマスナラバ、残りノ九割マデモ統制
ヲ加ヘナクテモ宜カラ、是ハ馬鈴薯澱粉
ニ限ル、左様ニ考ヘテ居リマス
○東條委員 輸出トシテ扱ヒマスルモノハ

僅カニ一割デアリマス、併シ之ニ依ラテ統
制シヨウト思ヘバ出來ルノデアリマス、是
ガ政府ノ指定スル農産物トシテ馬鈴薯澱粉
ガ此ノ中ニ入ラレテ居ル限リハ統制ガ出
來ルト云フコトニナル、集荷配給ノ統制ガ出
來ル、ソレデ斯ウ云フ權力ト云フモノガ、
常ニ國家ノ必要ニ依ラテ公正ニ發動サレテ
行キマスルモノナラバ、餘リ心配ハナイト
云フコトニナルカモ知レナイ、僅カ一割ダケ
デアリマスカラ餘リ心配ガナイト云フコト
ニナルカモ知レマセス、ケレドモ若シ此ノ
會社自體ガ其ノ一割ノモノヲ自分ノ手ニ入
レ、又其價格ヲ適當ニ調整ニ買入レルトモ、
或ハ賣渡スト云フコトノ爲ニ、多少市場ノ
氣配ヲ動かカス必要アリト考ヘマス、聯合ニ
ハ、此ノ規定カラ行キマス統制ヲ爲シ得
ルノデアリマス、サウスルトソレガ爲ニ全
然會社ノ取引ノ上ニ關係ノナイ九割ノモノ
ガ、ソレニ非常ナ影響ヲ受ケルコトニナル
ノデアリマス、全部ヲ扱フ、或ハ大部
分ヲ扱フモノハ此ノ指定ノ中ニ入ルコトノ
分ヲ扱フモノハ此ノ指定ノ中ニ入ルコトノ
必要ナコトハ勿論デアリマス、生
産總額ノ僅ニ一割位シカ扱ハナイヤウナモ
ノハ、除イテ置カレルコトノ方ガ適當デア
ナイカト思フノデアリマス
○土産政府委員 統制ハ此ノ會社ガアルノ
デハナイ、政府ガアルノデアリマス、第二
十條デ馬鈴薯澱粉命令ハ政府當局ニ命令デア
リマシテ、會社ガ出ス命令デアリナイ、蓋シ
會社ハ集荷ヲシテ賣ルダケデアリマシテ、
統制ハ政府ガアルノデアリマス、蓋シ
會社ガ勝手ニ統制ヲスルト云フコトハ勿論
出來ナイ、馬鈴薯澱粉ヲ扱ヒマスコトハ、
馬鈴薯澱粉ガ今ハ餘リ扱ヒマセヌケレドモ、
將來有望ナ輸出農産物ダラウト考ヘマス、カ

ト云フコトニ著セテ、サウシテ關稅ヲ以テ
是等ノ業者ヲ保護スルコトヲヤラナカク
コトガアルノデアリマス、當時ノ速記録
ヲ御覽ニナレバ直チニ分リマス、今名古
屋ノ市長ヲヤウテ居ル縣忍君ガ樺太廳長
官ヲヤウテ居ル時代デアリマス、樺太ハ
當時馬鈴薯ノ産地トシテ北海道ト同ジ地
點ニアラヌノデアリマス、蓋シ馬鈴薯澱粉
ヲ以テ「アルコール」ヲ造ラテ居ラ
ンヤ、南洋ノ「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」ハ輸入シテ造ラ
テ居ルト云フ、サウ云フコトモ私個人ニ出
シテ樺太廳長官ニ其ノ事實ヲ認メルカドウ
カト云フテ、認メルト云フ返事ヲサセテ、
サウシテ南洋ノ澱粉ガ樺太マデ行キ、
「アルコール」ノ原料ニナルノダ、北海
道ノ業者ノ經營ガ拙イカラダトカ、或ハ
不合理ノダト云フコトデ此ノ問題ハ片付ケ
ラレナイト云フコトガ漸ク分ツテ、サウシ
テ遂ニ關稅ノ引上ニ同意サレタト云フ過去
ノ歴史ガアルノデス、斯ウ云フヤウナコ
トデ澱粉ハ樺太ニ製ハレテ居リ、馬鈴薯
ノ澱粉ト云フモノヲ等閑ニ附セラレタ形ガ
アツタノデス、ソレガ今日此ノ馬鈴薯澱
粉ヲ海外ニ輸出スルト云フヤウナコトニ
政府ガ獎勵ヲサレタト云フコトニ付テハ、
是ハ一段ノ進歩デアルト思フ、ソレト同時
ニ、時局ガ進展スルト共ニ「アルコール」ノ混用
品、代用品トシテ「アルコール」ノ需要ガ
激増シテ參ツク、其ノ「アルコール」ノ製造用
ノ原料トシテ馬鈴薯ガ新シク登場シタ、斯ウ
云フコトニナルノデス、ソコデ馬鈴薯ノ今
日ノ用途、價值ガ變遷トシテハ、非
常ニ重要ナ事ト云フコトデアリマス、其ノ一部分ハ澱粉トシテ輸出
デアリマス、

ト云フコトニ著セテ、サウシテ關稅ヲ以テ
是等ノ業者ヲ保護スルコトヲヤラナカク
コトガアルノデアリマス、當時ノ速記録
ヲ御覽ニナレバ直チニ分リマス、今名古
屋ノ市長ヲヤウテ居ル縣忍君ガ樺太廳長
官ヲヤウテ居ル時代デアリマス、樺太ハ
當時馬鈴薯ノ産地トシテ北海道ト同ジ地
點ニアラヌノデアリマス、蓋シ馬鈴薯澱粉
ヲ以テ「アルコール」ヲ造ラテ居ラ
ンヤ、南洋ノ「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」ハ輸入シテ造ラ
テ居ルト云フ、サウ云フコトモ私個人ニ出
シテ樺太廳長官ニ其ノ事實ヲ認メルカドウ
カト云フテ、認メルト云フ返事ヲサセテ、
サウシテ南洋ノ澱粉ガ樺太マデ行キ、
「アルコール」ノ原料ニナルノダ、北海
道ノ業者ノ經營ガ拙イカラダトカ、或ハ
不合理ノダト云フコトデ此ノ問題ハ片付ケ
ラレナイト云フコトガ漸ク分ツテ、サウシ
テ遂ニ關稅ノ引上ニ同意サレタト云フ過去
ノ歴史ガアルノデス、斯ウ云フヤウナコ
トデ澱粉ハ樺太ニ製ハレテ居リ、馬鈴薯
ノ澱粉ト云フモノヲ等閑ニ附セラレタ形ガ
アツタノデス、ソレガ今日此ノ馬鈴薯澱
粉ヲ海外ニ輸出スルト云フヤウナコトニ
政府ガ獎勵ヲサレタト云フコトニ付テハ、
是ハ一段ノ進歩デアルト思フ、ソレト同時
ニ、時局ガ進展スルト共ニ「アルコール」ノ混用
品、代用品トシテ「アルコール」ノ需要ガ
激増シテ參ツク、其ノ「アルコール」ノ製造用
ノ原料トシテ馬鈴薯ガ新シク登場シタ、斯ウ
云フコトニナルノデス、ソコデ馬鈴薯ノ今
日ノ用途、價值ガ變遷トシテハ、非
常ニ重要ナ事ト云フコトデアリマス、其ノ一部分ハ澱粉トシテ輸出
デアリマス、

ト云フコトニ著セテ、サウシテ關稅ヲ以テ
是等ノ業者ヲ保護スルコトヲヤラナカク
コトガアルノデアリマス、當時ノ速記録
ヲ御覽ニナレバ直チニ分リマス、今名古
屋ノ市長ヲヤウテ居ル縣忍君ガ樺太廳長
官ヲヤウテ居ル時代デアリマス、樺太ハ
當時馬鈴薯ノ産地トシテ北海道ト同ジ地
點ニアラヌノデアリマス、蓋シ馬鈴薯澱粉
ヲ以テ「アルコール」ヲ造ラテ居ラ
ンヤ、南洋ノ「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」ハ輸入シテ造ラ
テ居ルト云フ、サウ云フコトモ私個人ニ出
シテ樺太廳長官ニ其ノ事實ヲ認メルカドウ
カト云フテ、認メルト云フ返事ヲサセテ、
サウシテ南洋ノ澱粉ガ樺太マデ行キ、
「アルコール」ノ原料ニナルノダ、北海
道ノ業者ノ經營ガ拙イカラダトカ、或ハ
不合理ノダト云フコトデ此ノ問題ハ片付ケ
ラレナイト云フコトガ漸ク分ツテ、サウシ
テ遂ニ關稅ノ引上ニ同意サレタト云フ過去
ノ歴史ガアルノデス、斯ウ云フヤウナコ
トデ澱粉ハ樺太ニ製ハレテ居リ、馬鈴薯
ノ澱粉ト云フモノヲ等閑ニ附セラレタ形ガ
アツタノデス、ソレガ今日此ノ馬鈴薯澱
粉ヲ海外ニ輸出スルト云フヤウナコトニ
政府ガ獎勵ヲサレタト云フコトニ付テハ、
是ハ一段ノ進歩デアルト思フ、ソレト同時
ニ、時局ガ進展スルト共ニ「アルコール」ノ混用
品、代用品トシテ「アルコール」ノ需要ガ
激増シテ參ツク、其ノ「アルコール」ノ製造用
ノ原料トシテ馬鈴薯ガ新シク登場シタ、斯ウ
云フコトニナルノデス、ソコデ馬鈴薯ノ今
日ノ用途、價值ガ變遷トシテハ、非
常ニ重要ナ事ト云フコトデアリマス、其ノ一部分ハ澱粉トシテ輸出
デアリマス、

ト云フコトニ著セテ、サウシテ關稅ヲ以テ
是等ノ業者ヲ保護スルコトヲヤラナカク
コトガアルノデアリマス、當時ノ速記録
ヲ御覽ニナレバ直チニ分リマス、今名古
屋ノ市長ヲヤウテ居ル縣忍君ガ樺太廳長
官ヲヤウテ居ル時代デアリマス、樺太ハ
當時馬鈴薯ノ産地トシテ北海道ト同ジ地
點ニアラヌノデアリマス、蓋シ馬鈴薯澱粉
ヲ以テ「アルコール」ヲ造ラテ居ラ
ンヤ、南洋ノ「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」ハ輸入シテ造ラ
テ居ルト云フ、サウ云フコトモ私個人ニ出
シテ樺太廳長官ニ其ノ事實ヲ認メルカドウ
カト云フテ、認メルト云フ返事ヲサセテ、
サウシテ南洋ノ澱粉ガ樺太マデ行キ、
「アルコール」ノ原料ニナルノダ、北海
道ノ業者ノ經營ガ拙イカラダトカ、或ハ
不合理ノダト云フコトデ此ノ問題ハ片付ケ
ラレナイト云フコトガ漸ク分ツテ、サウシ
テ遂ニ關稅ノ引上ニ同意サレタト云フ過去
ノ歴史ガアルノデス、斯ウ云フヤウナコ
トデ澱粉ハ樺太ニ製ハレテ居リ、馬鈴薯
ノ澱粉ト云フモノヲ等閑ニ附セラレタ形ガ
アツタノデス、ソレガ今日此ノ馬鈴薯澱
粉ヲ海外ニ輸出スルト云フヤウナコトニ
政府ガ獎勵ヲサレタト云フコトニ付テハ、
是ハ一段ノ進歩デアルト思フ、ソレト同時
ニ、時局ガ進展スルト共ニ「アルコール」ノ混用
品、代用品トシテ「アルコール」ノ需要ガ
激増シテ參ツク、其ノ「アルコール」ノ製造用
ノ原料トシテ馬鈴薯ガ新シク登場シタ、斯ウ
云フコトニナルノデス、ソコデ馬鈴薯ノ今
日ノ用途、價值ガ變遷トシテハ、非
常ニ重要ナ事ト云フコトデアリマス、其ノ一部分ハ澱粉トシテ輸出
デアリマス、

ト云フコトニ著セテ、サウシテ關稅ヲ以テ
是等ノ業者ヲ保護スルコトヲヤラナカク
コトガアルノデアリマス、當時ノ速記録
ヲ御覽ニナレバ直チニ分リマス、今名古
屋ノ市長ヲヤウテ居ル縣忍君ガ樺太廳長
官ヲヤウテ居ル時代デアリマス、樺太ハ
當時馬鈴薯ノ産地トシテ北海道ト同ジ地
點ニアラヌノデアリマス、蓋シ馬鈴薯澱粉
ヲ以テ「アルコール」ヲ造ラテ居ラ
ンヤ、南洋ノ「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」「マニオカ」ハ
ウサバールト「カビオカ」ハ輸入シテ造ラ
テ居ルト云フ、サウ云フコトモ私個人ニ出
シテ樺太廳長官ニ其ノ事實ヲ認メルカドウ
カト云フテ、認メルト云フ返事ヲサセテ、
サウシテ南洋ノ澱粉ガ樺太マデ行キ、
「アルコール」ノ原料ニナルノダ、北海
道ノ業者ノ經營ガ拙イカラダトカ、或ハ
不合理ノダト云フコトデ此ノ問題ハ片付ケ
ラレナイト云フコトガ漸ク分ツテ、サウシ
テ遂ニ關稅ノ引上ニ同意サレタト云フ過去
ノ歴史ガアルノデス、斯ウ云フヤウナコ
トデ澱粉ハ樺太ニ製ハレテ居リ、馬鈴薯
ノ澱粉ト云フモノヲ等閑ニ附セラレタ形ガ
アツタノデス、ソレガ今日此ノ馬鈴薯澱
粉ヲ海外ニ輸出スルト云フヤウナコトニ
政府ガ獎勵ヲサレタト云フコトニ付テハ、
是ハ一段ノ進歩デアルト思フ、ソレト同時
ニ、時局ガ進展スルト共ニ「アルコール」ノ混用
品、代用品トシテ「アルコール」ノ需要ガ
激増シテ參ツク、其ノ「アルコール」ノ製造用
ノ原料トシテ馬鈴薯ガ新シク登場シタ、斯ウ
云フコトニナルノデス、ソコデ馬鈴薯ノ今
日ノ用途、價值ガ變遷トシテハ、非
常ニ重要ナ事ト云フコトデアリマス、其ノ一部分ハ澱粉トシテ輸出
デアリマス、

考ヘテ居ル次第アリマス、ソレデマア運
戻リスルヤラデスガ、此ノ負擔ノ問題ト云
フナラモ、二倍ノ負擔ヲ考ヘテ置カテ
バナラズ、デアラマス、ソレカラ其ノ他ニ
農民ニ對スル手數ト費用ト云フモノヲ掛ケ
ルコトヲ極力防止シテ居ルベナラス、斯ウ
云フ氣持デ色々考ヘテ居ルノデアリマス、
恐ラク政府モ此ノ點ハ御同感デアラト思フ
ノデスガ、如何ナモノデアリマセウカ
(吉植委員代理退席、森下委員長代理
著席)

○岡田政府委員 高橋サシノ御質問ニ御
尤モデアリマス、但シ此ノ手數料ヲ徴收ス
ルト云フコトハ、即チ農民ニ負擔ヲ負ハシ
ムルト云フ問題ニ付キマシテハ、御同キ
通リ屬、御質問ヲ申上ゲタノデアリマスガ
大體ハソレニ依リテ御質問ヲ答ヘタイ
デアリマス、要スルニ此ノ上ノ負擔ヲ掛
ケタテナイコトハ申スマデモナイノデアリ
マス、手數料ノ如キモ隨テ或ハ輕減
スルノガ今日ノ農村事情ニ取テ當然デハ
ナイカ、殊ニ検査事情其ノモノガ一層國家
的要請ト云フヤウナモノガ強クナリマシテ、
謂ハレ國家ノ爲ニセネバナラナイト云フヤ
ウナ事情ガ極メテ厚クナツタ今日ノ場合ニ
於キマシテハ、全クサウスベキ理由モ一層
通ツテ來タノデアリマス、サリナガラ兎ニ
角今マデ取テ來タコトデモアリマス、又俄
ニ國ニ移スコトデモアリマス、此ノ際
一舉ニ負擔ト共ニ總テコトヲ改善シテ行
クト云フコトモ實際ニ於テ容易デナイト思
フ、兎ニモ角ニモ傳説的トデモ申シマセウ
カ、在來アツタコトニ付テハ一應之ヲ踏襲
シテ同ニ於テ引受ケル、而シテ漸次之ヲ改

ナ意味ノ御質問ガアリマシタカラ、左様ナ
モノデアリナラバ考ヘテ宜シウゴザイマス
ト申上ゲタノデアリマス
○末松委員 吉植君
○吉植委員 私人商工省ニ御尋シタイコト
ガ三ツアリマス、簡單ニ申上ゲマスガ、皆
白米價格ニ關シタ點デゴザイマス、第一ハ
白米價格ヲ四十七圓五十錢ニ公定シテアリ
マスガ、玄米ヨリモ四圓五十錢高ニ公定シ
マシタ根拠ハドコニアリマスカ承リタイ
○新倉政府委員 玄米ハ大體四十三圓ヲ基
準ト致シマシテ、此ノ四十三圓ノ玄米ガ消
費地ニ著キマシテカラ、是ガ精白シテマシ
テ、更ニ小賣商ノ手ヲ經テ消費者ニ渡ルト
云フ關係デ、其ノ間ニ色々ナ諸費用及ビ小
賣商等ノ生計ヲ維持シテ行ク程度ノモノヲ
加ヘテ居リマス、只今四圓五十錢ト云フ御
話デアリマスガ、私ノ記憶スル所ニ依リマ
ス、東京其ノ他ノ消費地ニ於キマシテモ、
大體二圓七十錢ト記憶シテ居リマス
○吉植委員 玄米ガ四十三圓、白米ハ四十
七圓五十錢ト公定ニナワテ居ルト覺エテ居
リマスガ、私ノ考ヘ違ヒデスカナ
○新倉政府委員 サウデハナイ、二圓七八
十錢ノモノデアリマス
○吉植委員 物價局長ハ確ニ何圓ダト云
フコトヲ御存ジテハアリマセウカ、私ハモ
ウ覺エ込ンデ、一本槍デ今日マデズト前
カラ來テ居ルノデスガ……
○新倉政府委員 表ヲ持ツテ來マセウデシ
タガ、間違ヒナイト思ヒマス、東京デ四十
五圓七八錢デゴザイマス
○吉植委員 二圓五六十錢ノモノデアリマ
スカナ、ソレデハソレハ諒承シマシタ、
第二ニ是ハ過般來農林當局ニモ屬、質問シ

事スル、サウ云フ意味ニ於テ將來ニ於テハ進
ンデ手數料ノ問題ニ於テ考慮スルタイ、考
慮スルタイトハ即チ輕減スルタイ、ヨリ以上
ノ考慮ヲ講ズルタイ事案ニ應ジテナラナ
レバナラナイ、斯ウ云フ考ヘテ居ルノデ
アリマス、ソレカラ、ドウカ此ノ當局ノ意ノアル
コトニ付テ御話ヲ願ヒタイト思フノデア
リマス、尙又御話ノ中ニ、今度ハ却テ今
マデ府縣ガ負擔シテ居ワタヨリモ、國ガチ
フトモ負擔ヲセズチヤナイカト云フガ如キ
御言葉モアツタコトデアリマス、是ハ先
日申上ゲタコトモアツタノデアリマスガ、
必ズシモサウ云フコトデアハナイノデアリマ
シテ、國費ニ於テハ幾ラニナリマシタカ、
七八十萬圓ト思ヒマシタガ、ソレ程ノ額ハ
兎ニモ角ニモ農林省ノ負擔ヲ減スルモノ
ヨリ以上ノ負擔ヲスルモノト相違ワテ居ル
デアリマス、デスカラチヤ云フ御言葉ノコト
デアリマセウカ、此ノ點モ御注意ヲ盡キ
タイト存ジマス

○高橋委員 只今政府次官カラ御懇切ナル
御答辯ヲ承ツテ感謝スルノデアリマス、ガ、
併シ其ノ内容ハ餘リ承服スルコトガ出來ス
ノデアリマス、成程國庫ハ七八十萬圓負擔
ナサレテ居ルノデアリマスガ、吾々ノ記憶
シテ居ル所ニ依レバ、府縣ハ更ニ多ク負擔
シテ居ワタト思フノデアリマス、馬岡君ノ
調査ニ依ルト、百五十萬圓以上ノ負擔ヲシ
テ居ワタコト云フノデス、倍ニ近イ負擔
ヲ地方ガシテ居ワタコトニナル、其ノ差ト
云フモノハ今度ハ農民ノ負擔ニナルト云フ
コトニナルト私共ハ考ヘルノデアリマスガ、
若シ吾々ノ調査ガ間違ワテ居ラナカワタ
ラバ、其ノ點ハ御考慮ヲ願フデ置カテ
レバナラズト思フノデアリマス、ソレデ此

タコトデアリマシテ、昨日モ實ハ農林大臣
ト商工大臣ト兩方ニ御尋シタカワタノデア
リマス、豫算總會ニ於テ私ノ質問ノトキニ、
農工大臣オ居デニナリマセウデハ、是ハ聽キ
ハグレマシタガ、今上程ニナツテ居リマス
農産物検査法ニ依リマス、大體一等カラ
四等マデ玄米ノ検査ニナリ、或ハ等外米ヲ
設置ニナルカモ知レナイ、斯ウ云フヤウナ
御話デアリマシタガ、少クトモ四階段、五
階段ニ玄米ガ検査ヲ受ケマス、所ガ東京其
ノ他消費地ニ於キマシテ、白米ニ是ガ販賣
サレマス時ハ一本建ニナル、過渡期ニ於テ
ル便宜法カハ知リマセウカ、折角生産検査
ヲシマシテ、段階ヲ設ケマシタ、米ヲ賣ル
際ニ於テハ、全部又之ヲ混ゼ合セテ一本デ
賣ツテモ宜シ、一等ハ一等、四等ハ四等、
五等ハ五等ト賣ツテモ、最高價格デ賣レル、
斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ果
シテ米價政策トシテ正シキモノト御認識ニ
ナワテ居リマスカドウカ、承リタウゴザイ
マス

○新倉政府委員 白米ノ小賣ニ於キマシテ
モ段階ヲ設ケマシテ、大體一等乃至四等又
ハ五等マデノ等級ヲ設ケテ居リマス、尤モ
場所ニ依リテ必要シモ全部五等マデ設ケテ
居ラナイ所モゴザイマセウカ、少クト
モ東京其ノ他大消費地ニ於キマシテハ、五
等マデ設ケマシテ、順次價格ノ違ヒモ付イ
テ居ルノデアリマス、唯實際ノ事情ト致シ
マシテ、一等ト二等、三等ト云フモノノ區
別ガ不明確ダト云フヤウナ點ガアリハシナ
イカト云フ御話デゴザイマス、サウ云
フ點ハナイ、絶無ダト斯ウ申上ゲルコトモ出
來ナイカト思ヒマセウカ、方針トシマ
シテハ、ナハリ相當等級ニ分ケテ決メサシ

ノ米價事情ノ異ツタ今日ニ於テハ、私ハ將
來ノ理想ナドト云フコトハ言フテ居ラレ
ナイト思フノデス、ドウカ此ノ點モ農民ニ選考
ヲ掛ケルコト云フコトハ即チ輕減スルノデアリ
マス、ソレデ農民ニ補助金ヲ出シ、助成ヲシ
マデモ増石ヲシテ、早ク米價ヲ降セト云フヤ
ウナコトヲ注文シテ居ル以上ハ、今マデヨ
リハオ前達ノ米ニ對シテ當局ノ検査ヲヤル
ゾ、モト費用ヲ掛ケ手數料ヲ掛ケルゾト云
フヤウナコトハ、時代ノ要求ニ應ジテ、背
反スルモノデアハナイカト考ヘルノデアリマ
ス、ソレカラ又一方ハ白米ニ付テノ配給機
構ノ改正モ其ノ儘ニナワテ居ル
(森下委員長代理退席、委員長著席)

○森下委員長代理退席、委員長著席
又白米ニ於テハ検査ノ方法モ合理的ニナワ
テ居ラナイ、御定メニナツテ居ルモノ知ラ
レドモ、私共ハ能ク分ラナイ、兎ニモ角
實際ニナツテ居ラズト云フコトガ、ハ事實
ト思フノデアリマス、折角立派な検査ヲ玄
米ニ致シテ、白米ニナル時分ニ今度ハ移
ヲ混ゼヨウガ、ドシナ格ニナラウガ商人ノ
自由意思ニ任セルト云フヤウナ今日デアリ
マス、ソレデ配給事情ガ混亂ヲ極メテ居ル、
斯ウ云フ事情デアリマス、ソコハ今日
ノ如キ過渡期ニ於テハ御考慮ニナル餘地ガ
十分アルト私共思フ、斯ウ云フコトカラ私
共ハ種々御考慮直シテ御願シタイト云フコ
トヲ要求シテ居ルノデアリマス、之ニ付テ
ハ斯ウ云フコトヲ要求シテ居ルコト云フコト
ダケヲ申上ゲテ御考慮ニ依リテ置キタイト
思フノデアリマス、何レ是等ニ付テノ意向
ヲ御願シテ居ラナカレバナラナイ機會モア
ラウト思ヒマセウカ、其ノ時ニ御願スル
コトニシテ、私共ハ是ガケノコトヲ申上ゲ
置キマス、先ツ大體私ノ質問ハ此ノ程度ニ

テ居ルノデアリマス
○吉植委員 サウシマス、今ノ四十五圓
ト云フ白米ノ大體ノ價格デアリマスガ、一
等カラ四等乃至五等マデ、白米ノ價格ガ差
別的ニナツテ居ルコト云フノデアリマス、
一等米ガ四十五圓デアツテ、他ノ三等四等
ト云フヤウナモノハ、ドノ位ノ幅幅ニナツ
テ居リマセウカ
○新倉政府委員 是ハ消費地ノ事情ニ依リ
マシテ多少違ヒマス、大體一圓四角位
デ段々ニ下ワテ居リマス
○吉植委員 一圓四角位ニ付キマス、一石
一圓七角下ノデアリマス、或ハ一等ト
四等ナラバ、四等マデノ間キガ一圓デアリ
マセウカ、全部引括メテ一圓デアリマス、
一圓七角位ニ付ケテ安クナツテ居リマセ
ウカ
○新倉政府委員 各等ニ付キマシテ、一等
ト二等トノ差ガ一圓、二等ト三等トノ差ガ
一圓ト云フヤウニ大體ナワテ居リマス
○吉植委員 所デ今市中ニ參リマシテモ、何
ト云フ所デ對シテ買ヘマセウカ、四等級
アリマス、四等米ハ四十一圓デ買ヘル等
ナワテ居リマスガ、左様ナ實際ハ日本全國
何處へ行ワテモアリマセウカ、ヤハリ四十五
圓ハ四十五圓デアリマシテ、規則ヲ違ハ
チウナワテ居ルト申シマシテモ、實際ハ
左様デハゴザイマセウカ、是ハ私ノ申上ゲル
コトガ絕對ニ間違ヒデハナイノデアリマシ
テ、日本國內ニ於テ、外米デナク四十一圓
デ白米ガ食ベラレト云フ所ハアリマセウカ、
是以上新倉政府委員トアルナイノ議論ヲシ
テモ致シ方アリマセウカ、ソレハ止メマ
スルガ、私ハ確信ヲ持ツテ此ノ事ヲ申上ゲ

致シテ置キマス
○北委員 關聯事項デ一寸御伺置シタイト
思ヒマス
○末松委員 北君
○北委員 先程高橋サシノ質問ニ對スル御
答ニ一寸分ラナイ點ガ出來タノデスガ、ソ
レハ單式複式ノ問題デス、單式デヤワテ復
式デハヤラズト云フテ居ラレカト思フ、
縣外移出ト縣内消費ノ分ハ依裝ガ違ワテモ
宜イ、斯ウ言ワテ居ラレカ、サウスルト單
式デハナイコトニナル、検査料ガ一定
式ノ検査ニナル、何カ御考ヘ違ヒガアルノ
デアハナイカ、ソレヲ一ツ伺ヒマス
○土屋政府委員 私人方ノ質問ガ足ラナ
ク、ト思フノデアリマスガ、検査ハ單式デ
アリマス、手數料ガ複式デナイ、其ノ
ナガラ依裝ヲ變シマス、ニ、検査スルトキ
ニ、初メカラ縣内ニ使ハレテ檢所ハ別ルモ
ノデアリト分ワテ居ルモノニ付キマシテハ、
依裝ハ或ル程度マデ、備ヘバ古依ヲ使フト
ガ何トカ云フヤウナ簡易ナ方法ヲ考ヘテモ
宜カラウ、斯様ニ申上ゲタノデス
○北委員 ドウモソレガ分ラナイ、米ハ最
初カラ縣内デ使フト必ズシモ決ツテ居ラ
ズ、需要ノ關係、相場ノ關係デ縣外ヘド
ンシテ行ク、其ノ時ニナルトモウ一遍檢
査スルコトニナル、米ハ商品デアラカラ、
最初カラ縣内消費ダトハワキ分ワテソレ
以外ニ持ワテ行カヌモノデアハナイ、大體御
考ヘ違ヒガアルト私共思フ
○土屋政府委員 ドウモソレ云フコトデ
押問答ハ餘リシタガアリマセウカ、先刻縣内
デ使ハレルコトガ明瞭ナモノハ依裝ニ付テ
手加減ヲシテモ宜イデアハナイカト云フヤウ

マス、只今私ノ申上ゲテ居ル此ノ言葉ガ、萬一
機械力ニ依ツテ全國ニ放送サレタト假定ス
ルト、全國民ハ舉テ吉植ノ方ニ賛成シ、拍
手ガ起ル筈デアリマス、新倉物價局長ハ、
左様ナ段階ヲ掲ヘテアルノダト仰シヤイ
マスガ、實際ニ於テハサウシタ段階ヲ持ツ
テ居リマセウカ、サウシテ見ルト、茲ニ今米ノ國
營検査ガ行ハレマシテ、府縣別ニ行ハレタ
モノヲ統制ヲ取ツテ、検査ノ一元化ト云フコ
トガ行ハレル、是ハ統制經濟上向ニ相應シ
イコトト私共ハ考ヘテ居リマス、併シ其ノ
生産部面ニ於ケル統制ノ整備ト云フモノハ、
茲ニ見得ルノデアリマスガ、分配方面ニナ
リマス、只今申上ゲタヤウナ事情デアリ
マシテハ、一國ノ統制經濟ト云フコトハ事
實ニ於テ破壊サレテ居ルコト云フコトハ事
ルノデアリマス、新倉政府委員此ノ點ニ付
テドウ御考ヘナリマスカ

○新倉政府委員 等級ヲ設ケテアルケレド
モ、實際上ハ全然其ノ等級ガ無視サレテ居
ル、斯ウ云フ御話デゴザイマセウカ、私カラモ
先程モ申シマシタヤウニ、等級ガ無視メテ嚴
格ニ行ハレテ居ルコト云フコトハ、私カラモ
必ズシモ申上ゲ置ケルノデアリマス、併
シナガラ場所ニモ依リマセウカ、相
此ノ等級ニ依リテ賣買サレテ居ル所モ實際
上ゴザイマス、其ノ點モ御注意スルベシ
ト思ヒマス、尙未御話ノ玄米ノ方ガ國營檢
査ニ依リテ等級ガハツキリシテ居ルノニ、
白米ノ方ハ之ヲ色々混合スル爲ニ、其ノ等
級ノ嚴守ガ非常ニ困難ニナルノデアハナイカ
ト云フ點ニ付テハ御話デアリマス、私共
ノ御趣旨ニ付テハ左様ニ思ヒマス、就キマ
シテハ、此ノ點ニ付テ何等カノ方法ヲ以テ、
此ノ等級ガ相當行クヤウナヤリ方ガナ

テ居ルノデアリマス
○吉植委員 所デ今市中ニ參リマシテモ、何
ト云フ所デ對シテ買ヘマセウカ、四等級
アリマス、四等米ハ四十一圓デ買ヘル等
ナワテ居リマスガ、左様ナ實際ハ日本全國
何處へ行ワテモアリマセウカ、ヤハリ四十五
圓ハ四十五圓デアリマシテ、規則ヲ違ハ
チウナワテ居ルト申シマシテモ、實際ハ
左様デハゴザイマセウカ、是ハ私ノ申上ゲル
コトガ絕對ニ間違ヒデハナイノデアリマシ
テ、日本國內ニ於テ、外米デナク四十一圓
デ白米ガ食ベラレト云フ所ハアリマセウカ、
是以上新倉政府委員トアルナイノ議論ヲシ
テモ致シ方アリマセウカ、ソレハ止メマ
スルガ、私ハ確信ヲ持ツテ此ノ事ヲ申上ゲ

○新倉政府委員 各等ニ付キマシテ、一等
ト二等トノ差ガ一圓、二等ト三等トノ差ガ
一圓ト云フヤウニ大體ナワテ居リマス
○吉植委員 所デ今市中ニ參リマシテモ、何
ト云フ所デ對シテ買ヘマセウカ、四等級
アリマス、四等米ハ四十一圓デ買ヘル等
ナワテ居リマスガ、左様ナ實際ハ日本全國
何處へ行ワテモアリマセウカ、ヤハリ四十五
圓ハ四十五圓デアリマシテ、規則ヲ違ハ
チウナワテ居ルト申シマシテモ、實際ハ
左様デハゴザイマセウカ、是ハ私ノ申上ゲル
コトガ絕對ニ間違ヒデハナイノデアリマシ
テ、日本國內ニ於テ、外米デナク四十一圓
デ白米ガ食ベラレト云フ所ハアリマセウカ、
是以上新倉政府委員トアルナイノ議論ヲシ
テモ致シ方アリマセウカ、ソレハ止メマ
スルガ、私ハ確信ヲ持ツテ此ノ事ヲ申上ゲ

○新倉政府委員 各等ニ付キマシテ、一等
ト二等トノ差ガ一圓、二等ト三等トノ差ガ
一圓ト云フヤウニ大體ナワテ居リマス
○吉植委員 所デ今市中ニ參リマシテモ、何
ト云フ所デ對シテ買ヘマセウカ、四等級
アリマス、四等米ハ四十一圓デ買ヘル等
ナワテ居リマスガ、左様ナ實際ハ日本全國
何處へ行ワテモアリマセウカ、ヤハリ四十五
圓ハ四十五圓デアリマシテ、規則ヲ違ハ
チウナワテ居ルト申シマシテモ、實際ハ
左様デハゴザイマセウカ、是ハ私ノ申上ゲル
コトガ絕對ニ間違ヒデハナイノデアリマシ
テ、日本國內ニ於テ、外米デナク四十一圓
デ白米ガ食ベラレト云フ所ハアリマセウカ、
是以上新倉政府委員トアルナイノ議論ヲシ
テモ致シ方アリマセウカ、ソレハ止メマ
スルガ、私ハ確信ヲ持ツテ此ノ事ヲ申上ゲ

マ、是ハ他ノモノデサウ云フコトヲヤレバ、取替ラレル場合ガアルト思ヒマスガ、本ノ場合デモ何カソレヲ取替ルコトナラズ規定ガアルノデハナイデセウカ、何カ適用シテヤルナラバヤリ得ルカドウカ、是ガ商工省ニ對スル御伺ノ一點デアリマス

ソレカラ序ニ農林省ニ對シテ一點御伺致シマス、今北道ニ對スル御答辯ノ中ニ、客量ト重量トノ問題ノ御話ガアツタノデスガ、私等ノ地方デハモハリ重量ヲ取引フシテ居ル、米ハ容量ヲ取引フシテ居ル、十六貫ノ目方デヤリマスカラシテ、實際ノ米ハ四斗四升カラ、其ノイノハ四斗六升ノ概目デ以テ現在農林ハ概ニ八レテ居ルノデアリマス、斯カ云フ所ガアルノデスカラ、客量ト重量トノ問題ハ、是ハ米ノ場合ノミヲ論議シヨクシテ、米ト麥ヲ論議シヨクシマスナラバ、全體ノ客量重量ト云フコトヲ考ヘテ行クナラバ、是等ノ點モ併セテ考ヘテ行カナカレバナラズト思ヒマス、調ベルト云ハレマスガ、調ベルノニ付テハ大體下ウ云フ基準ヲ置イテ、下ウ云フ風ニナラレルカ、ソレゾ一ツ御伺シタイ、此ノ二點ヲ農林商工兩省カラ御答辯ヒタイト思ヒマス

○新倉政府委員 現在等級ヲ決メテ居リマスノハ大體同業組合、商業組合デ決メテ居リマス、其ノ範圍内ニ從キマシテハ同業組合ガ至商業組合ニ至スル程度ト云フ意味デ監督五回米マ、第一等米ノ規格ハ下ウ、二等米ノ規格ハ下ウト云フ規格ハゴザイマセウカラ、直接ノ監督ト云フコトハ出来ナイ、斯ウ云フ状況デアリマス、其ノ點ニ付テ吉植チンカラモモツト色々考ヘナケレバナラズチヤナイカト云フ御話ガゴザイマシテ、私モ御監督ニ付テハ全ク賛成デゴザイ

マスカラ、何等カ出来ルガタノ方法ヲ考ヘルコトニ至リタイト思ヒマス
○土屋政府委員 第二點ノ御答ニ御答致シマス、容量重量ノ調査ハ實ハ私ノ所デハナイデ居ナイノデ、米穀局デヤツテ居リマス、明後日補足質問ノ時マデニ調べテ置イテ申上デマス
○北委員 其ノ際貿易組合ノコトモ御願シマス

○前川委員 私ノ商工省ニ御尋シタノハ、何カチウ云フ取替規定ガアルノデハナイカト云フノデス、例ヘバ酒ノ中ニ水ヲ入レレバ監視廳方吃ルコトニナツテ居ル、酒ト水ハ實ハ違ヒマスカレドモ、内地ノ一等米ノ米ト、播下米ノ米、朝鮮米ノ米、臺灣米ノ米ハ、米ニハ違ヒナイケレドモ、實ハ同ジモノトハ言ヘナイノデアリマスカラ、是ハ或ル法ヲ適用スレバ取替ラレルノデハナイカト思フ、取替ラレルモノデアルカ、全然取替法規ハナイノデアルカ、斯カ云フ點ヲ御尋シタノデアリマス

○新倉政府委員 直接ニ取替法規ハナイノデアリマス、先程申シマシタコトニ組合ヲ通シテ取替ルト云フ程度デ、現在ニ於テハチウ云フ状況デアリマス
○前川委員 玄米ノ場合ニ於テハ此ノ中ニモ取替規定ガアルガ、白米ノ場合ニハソレガチウノデス、ソレヲモアト置クスレバ行カレオカニナリハチウナカ、例ガソレヲ取替ルモノヲ作ツテ置カナカレバ、是ハ下ウ言ツタツテ置目デス、デスカラ其ノ點ハ特ニシツカリヤツテ置ハナケレバ、如何ニ生産農民方良イモノヲ作ツテモ全然駄目デス、商工省ハ商賣人ヲ保護サレル立場カラ來テ居ルノカモ知レマセウガ、吾々ガ百姓ノ

立場カラ置レバ是ハ下ウカシテモ駄目デス、何カ之ヲ取替リ得ルコトナラズ實ヒタイ、是ハ特ニ御願シテ置キマス
○本委員 ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス
午後六時五十五分散會

昭和十五年三月二十日印刷

昭和十五年三月二十一日發行

農産物検査局

印刷者 内閣印刷局

第七十五期帝國議會 農產物檢查法案委員會會議錄(速記)第五回

附註 農產物檢查法案(政府提出)第九
日本農產物株式會社法案(政
府提出)第二號

會議

昭和十五年三月二十三日(土曜日)午後二時
八分開會

農產物檢查法案(政府提出)

委員長 左ノ如シ

委員長 末松一郎君

理事 木原 七郎君

理事 森下 國雄君

理事 馬場 次郎君

理事 伊東 若男君

長野 綱良君

成島 勇君

吉植 庄亮君

樋口善右衛門君

高橋 隆次郎君

東條 貞君

森 幸太郎君

前川 正一君

大石 大君

北 勝太郎君

若瀨 亮君

同日吉植庄亮君理事辭任ニ付其ノ補闕トシ

テ馬場次郎君理事ニ當選セリ

農產物檢查法案(政府提出)

農林大臣 島田 俊雄君

農林政府委員 左ノ如シ

農林政府次官 岡田喜久治君

農林省農務局長 土屋 正三君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

農務局長 新倉 利廣君

第六類第十四號 農產物檢查法案委員會會議錄 第五回 昭和十五年三月二十三日

ニ於テモ種々ナル議論ガアリマシテ、是等
ヲ懇談會ニ依リテ整理スル爲ニ、遂ニ昨日ハ
會議ヲ開クニ至ラズ、今日モ午前中ハ是等
ノコトニ時間ヲ費シマシタ爲ニ、會議ヲ開
クニ至ラナカッタコトハ、甚ダ遺憾デアリ
マス。各委員、各々ノ御努力ヲ謝スル同時ニ、
懇談會ノ爲ニ遂ニ本會ヲ開クニ至ラナカワ
タコトノ御諒解ヲ願フテ置キマス

次ニ吉植庄亮君ハ理事ヲ辭任セラレマシ
タノデ、理事ノ補闕選舉ヲ行ハネバナラズ
コトニナリマシタガ、是ハ先例ニ依リテ委
員長ヨリ指名シテ御異議アリマセヌカ
シ

○末松委員長 前會ニ引續キ質問ヲ續致
シマス。高橋隆次郎君

○高橋委員 我ハ馬鈴薯澱粉ニ關係スル問
題ニ付テ質問ヲ致シタイノデアリマシテ、
之ニ對シ政府ノ御答辯ヲ煩ハシタイト思ヒ
マス、政府ハ、馬鈴薯澱粉ヲ指定農作物カ
ラ除外ハシナイガ、其ノ集積ニ當リテハ馬
鈴薯澱粉ニハ特別ノ課税メテ、本法ニ依リ統
制ヲ行ハズニ、澱粉ノミノ統制ヲ課ス、
其ノ統制機關ヲ通ジテ檢問用澱粉ヲ確保ス
ル方法ヲ執ワテモ宜イト言ハレ、且澱粉
自體ノ統制ニ對シテハ政府モ協力ヲ各ムモ
デナイト言ハレマシタガ、更ニ之ヲ明確
ニスル爲ニ、次ノ二點ニ付テ御答辯ヲ煩ハ
シタイト思フデアリマス

其ノ一ハ、馬鈴薯澱粉ノミナラズ全澱粉
界ハ、現在配給統制ヲ行フ必要ニ迫ラレテ
居ル實情ニ鑑ミマシテ、政府當局ハ此ノ際
兩者ノ行ハントスル全澱粉ノ統制ヲ指導シ
且支拂シテ、急遽ニ是ヲ整理ヲ行ハシム
ルヲ適當ト考ヘルガ御所見如何

其ノ二ハ、馬鈴薯澱粉ニ對シテハ指定ハ
シテモ、其ノ統制ハ澱粉關係者自身ノ統
制ニ任ス、輸出品ハ其ノ自治統制機關ヲ
通ジテ本社ヲシテ之ヲ確保セシムルヲ適當
ト考ヘルガ、政府ノ所見如何、此ノ二點ニ
付テ御答辯ヲ煩ハシマス

○農務局長 只今御質問ノ點ニ付キマ
シテハ第一ノ點、第二ノ點、大體ニ於テ御
質問ノヤウニ致シタイト云フ考ヲ持ツテ居
リマス

○高橋委員 更ニモウ一ツ地方的ノ問題デ
アリマスガ、例ハ巴郡關西ノ如キニ於キマ
シテハ、政府ノ御意旨ニ基イテ農產會販其
ノ他ニアル米穀ヲ全部供給シテ居ル今日、
農家或ハ一般農家ガ消費スル米穀ハ商人
ノ手許デアルノデアリマスガ、商人ハ白米
以外ハ之ヲ賣却コトヲ望マナイ實情ニア
ラテ、需要家ハ米穀ヲ困難ニ購フテ居ルノ
デアリマス、政府ハ米穀ヲ販賣セシメルヤ
ウニ是等業者ヲ指導サレルコトヲ望ムノデ
アリマスガ、之ニ對スル政府ノ御所見ヲ承
知タイト思ヒマス

○農務局長 御質問ノ點ニ付キマシテハ
概共ノ方ニモ關係者ノコトヲ言アリマシテ、

御話ノヤウナ傾向ニアリマスコトモ既ニ聞
イテ居ルデアリマス、而シテ左様ナ事デ
アリマスコトハ固ヨリ望マシイコトデア
リマセヌノデ、是非トモ適當ニ之ニ對シテ
善處ヲ示シタイト云フ考ヲ目下持ツテ居リマ
ス

○高橋委員 了承致シマシタ

○末松委員長 東條君

○東條委員 北君カラ質問書ノ出テ居ル問
題ニ關シテデアリマスガ、私ハ北海道廳長
官ノ致シマシタコトガ失當デアルトカ、越
權デアルトカナイト云フコトノ御答辯ヲ
此ノ席デ承ラウト云フデアリマス、十一月
八日附デアリマスガ、商工次官ノ依命通達
及ビ其ノ後商工省トノ打合ノ結果、アノ質
問書ニアリマスヤウナ事能ガ現實ニ起ワ
タ、之ニ對シテ質問書ガ問タ、ソレカラ新
聞紙ノ記事ヲ、別ニ私之ヲ事實ナリトシ
或ハ事實ト相反スルト云フコトヲ申スノデ
アリマセヌガ、兎モ角三月三日ノ小樽新聞
ニ、白米卸價問題アウチリ解決ス、北海道
廳長官ハノ取消命令ヲ農林省ガ確約シテト
云フ見聞シテ記事ガ出テ居リマス、是ハ大
分長イノデアリマスカラ、極ク要點ダケヲ
申上ゲマス、同委員會開會ニ先ダチ、各
派理事ニ對シテ、此ノ問題ガ取上ゲラレ
バ委員會ガ紛糾スル虞ガアルノデ、北海道
廳長官ニ對シテハ近ク取消命令ヲ同スコト
ヲ確約シ、委員會側モ之ヲ承認シ、斯クテ
同問題ハ一般ノ豫想ヲ裏切リアウチリ解決

味ニ於テ御諒承ヲ願ヒイタト思ヒマス
尙ホ重量制ト容量制ノ二本建ノ問題ニ關
シマシテハ、是ガ調査ノ完了致シマシタ上
ハ、御尋ノヤウナ趣意ニ從ツテ處理シタイ
ト思ヒマス

次ニ依裝ノ件ニ付キマシテハ、依裝ハ成
ベク簡易ニ致シマシテ、負擔ノ輕減ヲスル
コトニ努メタイト考ヘマス
次ニ小作米ニ對スル問題ニ付キマシテハ、
御尋ノ御意旨ニ應ジマシテ適當ナル處置ヲ
執リタイト考ヘテ居リマス

最後ニ郵便員ノ恩給資格者ノ引續ノ問題
ニ付キマシテハ、是ハ屢々御答ヲ申上ゲタ所
デアリマスガ、特別ナ考慮ヲ拂ヒマシテ、
本人ノ不利益ニナラザルヤウニ致シタイト
考ヘテ居リマス

○末松委員長 次ニ日本輸出農産物會社法
案ニ付テ御諒致シマス、本法案ノ資料トシ
テ政府ノ提出シタル命令事項ハ、必ズ政府
ガ此ノ通りニ實行サルモノト思フノデア
リマスガ、其ノ第二條第一項ノ命令事項
ニ左ノ一項ヲ加ヘルコトニ關ヒタイト思
ヒマス、即チ「三ノ次ニ四トシマシテ、馬鈴薯
糞糞及製油原料用糞糞ニ付テハ前記ノ規
定ハ之ヲ適用セザルコトト云フノデアリマ
シテ、是ハ本委員會ニ於テモ質問サレタ如
ク、馬鈴薯糞糞ノ輸出ハ非常ナ僅少ノ量デ
アツテ、之ヲ統制スル必要ハナカラウト思
フノデアリマス、又製油原料用糞糞ハ九州
地方等ニ於テ、之ヲ統制スルコトニ依ツテ
業者ガ失業シ、其ノ他ノ不利益ヲ被ルコト
フコトニ依ツテ、本委員會ニ於テモ問題
ニナツテ居ルノデアリマシテ、是等ハ輸出
農産物ト云フ法律ノ名目カラ言ツテモ、之
ヲ統制スル必要ハナカラウト思フノデアリ

○末松委員長 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

マス、隨テ只今朗讀シタ如ク、前三號ノ規
定ハ是等ノ物ニ付テハ適用セザルコトニ改
メテ貫ヒタイト思フノデアリマス、ソレニ
對スル農林大臣ノ御言明ヲ願ヒマス
○島田國務大臣 只今委員長ノ御示ノ通り
ニ成ベクヤルコトニ致シマス

○末松委員長 モウ一ツ御諒致シマス、先
日來ノ質問應答ニ依リマスレバ、販賣ハ會
社カラ特別ノ檢査員ニテモセルコトニナ
ラテ居リマス、其ノ場合ニ於テ生産者
カラ會社ニ委託シテ、其ノ利益ハ生産者
得ルコト云フコトニスルコトガ適當デアラウ
ト考ヘタノデアリマス、併シ政府ノ答辯ニ
依レバ、ソレハ將來價格ノ暴落其ノ他ニ備
ヘル爲ニ會社ニ於テ留保スルコト云フ話デア
リマシタケレドモ、是ハ委託販賣ノ方法ニ
依ツテ、生産者カラ會社ニ委託スルコト云フ
方法ヲ開イテ置クコトガ適當デアラウト思
フノデアリマス、隨テ業務規程ノ制定ノ際
ニ斯ウ云フ字句ヲ挿入シテ貫ヒタイト云フ
コトヲ要望スルノデアリマス、即チ「指定
農産物ノ買入及販賣(受託販賣ヲ含ム)ノ方
法、價格其ノ他買入及販賣條件ニ關スル事項」
新ク云フヤウナ規定ヲ、業務規程制定ノ際
ニ挿入シテ貫ヒタイト思フノデアリマス、
之ニ對スル政府ノ決意ヲ御尋シマス

○島田國務大臣 一向差支ナイト思ヒマス
カラ成ベク其ノ通りヤリマス

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

○大石委員 手數料ノ問題ニ付キマシテ、
只今委員長ト農林大臣トノ質問應答ノ中ニ
於テ一點大原ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
委員長ヨリ問ハ、農産物検査ノ手數料ハ、
現下ノ米穀事情ト關係検査ノ本質ト鑑ミ
之ヲ徴收スベキモノニアラズト考ヘル、是
ガ前段デアリマス、併シ財政ノ都合デソレ

ガ不可能ナラバ、地方消費米ノ検査ニ限リ
之ヲ免除スル云々ト斯ウニツニ分レテ居リ
マス、ソレニ對スル御答ハ、御趣旨ハ至極
御尤モト存ジマスカラ、財政上ノ事モ篤ト
考慮ノ上、極力是ガ實現ニ努力致シマス、斯
ウ御答ニナツテ居リマス、サウ致シマス
此ノ間ノ前段後段併セテ極力實現ニ努力
ナサレト云フ意味デゴイマセウカ、此ノ
點ニ關ヒタイト思ヒマス

○島田國務大臣 是ハ只今御答申ヲ通り
ノ意味ニ御諒承願ヒマス、即チ委員長ノ御
尋ニ對シテ私が御答シタ點ハ、免除スル
云フ意味デ、此ノ間ニ於テ政府トシテ或
ハ大藏當局ト相談シ、又手數料ノ問題ニ付
テ全體トシテ考ヘル、サウ云フ點ニ付テ政
府トシマシテハ、マダ研究ヲスル點ガアリ、
打合フスル點ガアリマスカラ、御趣旨ノ大
體ニ付テハ諒承致シマスカラ、此ノ趣旨ヲ
實現スルヤウニ努力シタイ、此ノ御趣旨ヲ
液却スルヤウナ結果ニナリ、若クハ是ガ實
現シ難ナル場合ニハ、此ノ點ニ付テハ委員
長ノ注意アル御尋デアリマシタカラ、注意
ヲ以テ御答ヲシタノデアリマス、之ニ關ス
ル御尋ノ質問應答ヲ御尋キニナルト云フコ
トデアリマス、御答ヲシタ意味ガ徹底シ
ナイヤウニナルト考ヘマスカラ、私ノ先程
御答ヲシタ意味ヲ答辯ト御諒承願ヒマス

○末松委員長 大石君ニ申上ゲマスガ、委
員長ノ質問ニ對スル答辯ニ付キマシテハ、
委員長モアナク同一ノ解釋ヲ諒承致シテ
居リマス、必ズ其ノ趣旨ニ依ツテ農林大臣
ハ之ヲ實行スルモノトダテ斯ウ信ジテ居リ
マスカラ、御答考ノ爲ニ申上ゲテ置キマス

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

○大石委員 ソレハ重ネテ御尋致シマセ
ス、即チ本法ノ施行ニ付テモ御意見ノ通り

實行致シタイト存ジマス、斯ウ御答辯ニナ
リマシタカラ、若シ財政ノ都合デ此ノ前段
ノ部分、即チ輸出検査ノ方モ徴收シナケレ
バナラスト云フ事態ニナレバ、實行ヲ延期
シナケレバナラスト云フヤウニ解釋サレマ
スカラ、ソレデ確メタノデアリマス、サウ
云フ御趣旨デアルトスレバソレデ諒承致シ
マス

○末松委員長 別ニ御質問ガアリマセ
カ、ソレハ是デ質問ヲ致シマス、
是ヨリ討論ニ入りマス、先づ第一ニ日本
輸出農産物株式會社法案ニ付テ討論ニ入り
マス、——木原君

○木原委員 私人民政黨ヲ代表致シマシテ、
本案ニ對シ修正動議ヲ一ツ出シタイト思ヒ
マス、ソレハ第八條末項ニ左ノ一項ヲ加ヘ
ルコトデアリマス

輸出農産物ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ
者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本輸出
農産物株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ
但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メ
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

斯ウ云フ一項ヲ加ヘタイト思フノデアリ
マス、此ノ理由ハ多ク申述ブル必要モゴ
イマセス、要スルニ法ハ運用ニアリ、運用ハ
人ニアルノデアリマス、ドウモ近頃國策會
社ト名クルモノガ洵ニ澤山出来テ、サウシ
テソレノ主要幹部ハ兎角老朽官吏ヲ以テ之
ニ當テラレテ居ルヤウナ傾向ガ多クアルノ
デアリマス、斯ウ云フ國策ノ線ニ沿ウテ最
モ必要ナル本會社ノ使命ヲ全フスルニハ、
ドウシテモ練達堪能ナル、而モ其ノ道ニ最
モ經驗ニ富シク御方ノ力ニ俟タナクテハナ
ラズコトハ申スマデモナイコトト思ヒマス、
私共ハ特ニ此ノ一項ヲ加ヘテ、サウシテ能

○大石委員 又更ニ現在生産、移出ヲ通ジ
テ徴收セル府縣ト雖モ、本法施行ノ場合ニ
於ケル六錢以下ノ所ハ下ノ位アルカト申シ
マス、先づ三錢ノ所ガ三錢、四錢ノ所ガ
四錢、五錢ノ所ガ五錢、六錢ノ所ガ九錢デ
アリマスカラ即チ二十一縣ニ達スル、是等
ノ點カラ考ヘマシテモ、私共ハ手數料ヲ取
ルト云フコトハ矛盾デアルト考ヘテ居リマ
ス、殊ニ昭和十五年度ノ農産物検査所ノ豫
算ハ五百六十一萬圓デアリマシテ、其ノ内
六十萬圓ガ國費負擔ニナツテ居ルヤウデア
リマス、昭和十六年度豫算ハ九百七萬圓
ニナツテ、内國費負擔ハ八十八萬圓デアリ
マス、今日マデノ府縣營検査ノ場合ニ於テ
ラ、府縣支辨額ハ五百五十萬圓ト稱サレテ居
リマスガ、今回國費ニナツテ國費支辨額
五六十萬圓トハ、洵ニ愛當デナイ、何處ニ
關テトシテ國費ガアルカト云フコトヲ
非常ニ要ラデアリマス、農産物ノ國費検査
ハ我黨多年ノ主張デアリマスガ、何處ニ眼
目ヲ置イテ我黨ガ主張シテ居ワタカト云フ
コトヲ、一ツ書キニシテ申上ゲマスルナラバ
一、手數料ヲ全廢シ負擔ノ輕減ヲ計リ以
テ増産及ビ農事改良ニ資シ農村ノ振興
ニ寄與スルコト

二、検査ノ公正ヲ計リ其検査ニ權威アラ
シメ現時各府縣ニ存スル検査ノ弊害ヲ
矯正スルコト

三、規格統制ヲ統一シ検査ノ單純化ヲ計
ルコト

四、検査員ヲ便宜シテ以テ検査ノ眞價ヲ保
持シ未熟政策進行上ノ中斷障礙ヲ除ク
ムルコト

五、地方消費米ハ單價ニ統制シ更ニ俵入
ヲ改メテ俵入ニ統一シ手數ヲ省キ材料ヲ

○大石委員 又更ニ現在生産、移出ヲ通ジ
テ徴收セル府縣ト雖モ、本法施行ノ場合ニ
於ケル六錢以下ノ所ハ下ノ位アルカト申シ
マス、先づ三錢ノ所ガ三錢、四錢ノ所ガ
四錢、五錢ノ所ガ五錢、六錢ノ所ガ九錢デ
アリマスカラ即チ二十一縣ニ達スル、是等
ノ點カラ考ヘマシテモ、私共ハ手數料ヲ取
ルト云フコトハ矛盾デアルト考ヘテ居リマ
ス、殊ニ昭和十五年度ノ農産物検査所ノ豫
算ハ五百六十一萬圓デアリマシテ、其ノ内
六十萬圓ガ國費負擔ニナツテ居ルヤウデア
リマス、昭和十六年度豫算ハ九百七萬圓
ニナツテ、内國費負擔ハ八十八萬圓デアリ
マス、今日マデノ府縣營検査ノ場合ニ於テ
ラ、府縣支辨額ハ五百五十萬圓ト稱サレテ居
リマスガ、今回國費ニナツテ國費支辨額
五六十萬圓トハ、洵ニ愛當デナイ、何處ニ
關テトシテ國費ガアルカト云フコトヲ
非常ニ要ラデアリマス、農産物ノ國費検査
ハ我黨多年ノ主張デアリマスガ、何處ニ眼
目ヲ置イテ我黨ガ主張シテ居ワタカト云フ
コトヲ、一ツ書キニシテ申上ゲマスルナラバ
一、手數料ヲ全廢シ負擔ノ輕減ヲ計リ以
テ増産及ビ農事改良ニ資シ農村ノ振興
ニ寄與スルコト

二、検査ノ公正ヲ計リ其検査ニ權威アラ
シメ現時各府縣ニ存スル検査ノ弊害ヲ
矯正スルコト

三、規格統制ヲ統一シ検査ノ單純化ヲ計
ルコト

四、検査員ヲ便宜シテ以テ検査ノ眞價ヲ保
持シ未熟政策進行上ノ中斷障礙ヲ除ク
ムルコト

五、地方消費米ハ單價ニ統制シ更ニ俵入
ヲ改メテ俵入ニ統一シ手數ヲ省キ材料ヲ

第六類第十四號 農產物検査法案委員會議錄 第五回 昭和十五年三月二十二日

第六、容積取引ノ重量取引ニ統一シ良質多收獲ノ農業經營ニ導クセシメ増産ヲ計ルコト

七、白米小賣販賣ニ對スル監督權ヲ行使シ價格差ノ方針ヲ樹立シテ消費者ノ利益ヲ計ルコト

八、戰爭中ニ限リ米穀ノ事情ニ顧ミ検査等級ヲ全廢スルコト

以上ノ大體我國ノ國營検査ニ對スル考へ方デアリマス、サウシテ右申上テサウナコトヲ要目トシテ、國營検査ヲアルベキモノト考へテ居ルノデアリマスケレドモ、是等ノ點ガ本法ニハ何等規知ルコトガ出來ナイ、唯只今ノ御答辯ニ依ツテ、稍今主張スルヤウナ點ガ今後採入レラレルダケデアリマス

更ニモウ一點申上テ置キタイコトハ、米穀政策ノ最後ノ切札ハ、私米ノ專賣ト考へテ居リマス、是ハ我國多年ノ主張デアリマス、昨年ハ其ノ前提ト致シマシテ、米穀配給統制法ヲ實施シテノデアリマスケレドモ、其ノ内容ガ不備ノ爲ニ、其ノ機能ハ發揮セラレナイノデアリマス、令議會ニ米ノ應急措置トシテ、米ノ強制買上ヲ行フ事ニナリマシタガ、根本問題トシテハナハリ米ノ專賣ト考へテ居リマス、米ノ專賣ニハ色々ノ條件ガ必要デアリマス、米ノ集荷及ビ配給機構トシテノ産業組合ノ活動及ビ商業組合ノ整備、倉庫ノ問題、買上ノ時期、買上範圍、代金支拂方法ノ技術的的操作モアリマス、而シテ一番困難視シテ居リマシタ所ノ價格ノ決定モ、大體ニ於テ是定價格制度ニ依リマシテ、或ル程度解油ニナラナクデアリマス、而モ米專賣ニ最モ必

要ナルモノハ、此ノ米ノ國營検査法ノ實施デアリマス、幸ニ茲ニ本法ガ提出セラレタコトハ、其ノ精神ニ於テ洵ニ喜ブベキコトデアリマスケレドモ、右申上テ居ルヤウニ私ハ其ノ内容ニ對シテ、斷ジテ贊成スルコトヲ出來ナイノデアリマス、就中國營検査ニ於テ、手數料主義ノ本案ニ對シテハ、以上申上テ居ルヤウニ對シテ反對デアリマス、斷ジテ手數料徴收ノ制度ヲ本案カラ除去シテ、純正ナル國營検査トシテ、農民ノ負擔ヲ輕無ナラシメ、以テ食糧確保ニ協力シヨウト云フ考デアリマス

以上ニ依リ大體ニ於テ本案修正ノ理由ハ明確ニナラト思フノデアリマス、農民ノ味方、農村ノ振興ヲ常ニ絶叫セラレル各位ハ、此ノ主張ニ誰一人反對ハナイト考へテ居リマス、各位ノ贊成ヲ要求スル者デアリマス、更ニモウ一附帶決議ヲ提議致シマス

附帶決議

一、事實中ニ限リ増産多收ヲ必要トスル米穀事情ニ鑑ミ検査ヲ緩和シ且ツ等級ヲ撤廢シ以テ市場振興米ノ増加ヲ計ルベシ

此ノ理由ヲ簡單ニ申上テマス、穀物検査ノ目的ハ、米質ヲ改善シ、以テ商品價值ヲ向上スルニアルト私ハ考へテ居リマス、併シ事實下ノ米穀事情ハ全ク異ワテ居ル状態ニアルコトハ、説明ヲ要シマセズ、現在ノ米ノ検査等級ハ、隨テ事實下ニ限ツテ、等級ノ撤出米ヲ容易ニ、豐富ニ、自由ニ増加セシメタイト云フノデアリマス、即チ茲ニ考へナケレバナラスコトハ、現在生産米ハ凡ソ六千五百萬石ト稱セラレテ居リマス、而モ消費米ハ三千五百萬石、内雜穀移出ハ千

五百萬石デアリノデアリマス、最近消費ノ増加ノ上ニ、肥料、勞力關係等デ、米ハ將來減産スルモノト考ヘラレラレノデアリマス、ソコデ單ニ検査ノミニカテ注テヨリモ、私ハ増産ト云フコトニ全力ヲ注グベキモノト考ヘテ居リマス、而モ白米ニナラナク果ダウナルカト云フト、一等米モ不合格米モ區別ガアリマセズ、而モ外米ヲ混合シテ販賣致シテ居リマスノデ、利益ヲ受ケル者ハ唯商人バカリデ、農民ノ汗ト努力ニ依ル改良ハ、盡ク犧牲ニ供セラレテ居ルコトヲ洵ニ遺憾ニ考ヘラレノデアリマス、但シ茲ニ附加シテ置キタイコトハ、事實下ニ限リトシタ點デアリマス、即チ從來ノ米質改良ハ、國モ、縣モ、町村モ、各百姓モ、全力ヲ舉ゲテ今日ノ優質米ヲ得ルニ至ツタノデアリマス、故ニ之ヲ全廢スルコトハ、第一ニ農民ノ思想ニ及ボス影響ガ宜クナイト云フコトハ承知致シテ居リマス、又等級差ニ依ル品質ハ、大體五十歲前後デアリマス、此ノ爲ニ品質ノ改良ニ相當效果ノアルコトモ承知致シテ居リマス、又此ノコトニ依ツテ小作米ノ補償制度ニ關係ノアルコトヲ承知致シテ居リマスケレドモ、今國家存亡ノ岐レル秋デアリマス、此ノ最モ重大ナル食糧問題ノ解決ノ一助トシテ、此ノ事實下ニ限ツテ、右申上テ居ルヤウナ大英斷ヲ致シマスルコトガ、極メテ適切妥當ナリト考ヘマシテ、此ノ附帶決議ヲ附加ヘルコトニ對シマシテモ、各位ノ贊成ヲ得タイト思フノデアリマス

ナ次デアリマス、私共國營検査ニ移サレタル以上、手數料ハ徴收スベキモノニアラズト云フ原則ニ付テハ、是ハ同一意見デアリマス、左様ニ顧ミタイノデアリマス、併シ此ノ點ニ付テハ、當委員會ニ於テ同聲諸君ト共ニ當局ニ其ノ全廢ヲ迫ツタノデアリマスケレドモ、當局ノ説明ハ、國ヨリ其ノ根本ノ趣旨ニ於テ同意アルケレドモ、財政ノ都合上ハムヲ得ナイ、ソコデ財政ノ許シ限リニ於テ御互ノ主張ノ一致ヲ圖リタイ、斯ウ云フ思地カラ致サレテ、先程大臣ト委員長トノ質問應答ヲ行ツタヤウナ次デアリマス、ソレデ吾々共ハ結局此ノ交渉ノ結果ト致シテ、縣外移出ノ手數料ダケハ之ヲ認メヨウ、是ハ何モ生産者ニ直接其ノ負擔ガ掛ルモノトハ思ハナイ、又同時ニ消費者ニ直チニ是ガ轉嫁サレルモノトモ思ヒマセズ、此ノ位ノ程度ハ昔ンジテ置カウ、ソレガ爲ニ此ノ案ガ濃シヨリモ、一般農家ノ希望スル所デアリ、國家ノ爲ニヨリ大ナル利益ヲ齎スモノデアラウ、斯ウ吾々ハ考ヘマスルガ故ニ、本案ハ決シテ完壁ナモノト存ジマセスケレドモ、當局ノ御説明ヲ信ジテ、財政上ノ都合ニ依ツテ、本年度ハ此ノ程度ヲ認メテ置テ、併シナガラ財政ノ餘裕ヲ生ズルニ從ツテ、國營検査ニ伴フ手數料ハ全廢スルコトニ進ンデ置キタイト云フノガ、私共ノ主張デゴザイマス、只今折角ノ御意見デゴザイマスケレドモ、此ノ場合同意スル譯ニハ行カナイノデアリマス

○東條委員 伊東君ノ動議ニ贊成致シマス

○馬場委員 只今伊東君カラ致友會ハ派ヲ代表シテ修正意見ヲ開キマシタ、不幸ニ茲ニ修正意見ニ同意致シタル者デア

リマス、何故ナラバ此ノ農產物検査ニ臨時措置ヲテハアリマセズ、是ハ恒久的ノ穀物検査デアリマス、又現下ノ米穀情勢カラ考ヘマスルナラバ、是ハ色々ト考ヘ合サナクレバナラナイ點デアリコトハ御尤モデアリマス、今是ガ商品トシテ考ヘテ受益者検査ニ依ルモノナラバ、適當ノ手數料ヲ取ルハ當然デアリマス、併シ國民生活ノ必需品デアルト云フ點カラ考ヘマスルナラバ、之ニ或ル程度ノ苦心ヲ加ヘルノモ亦當然デアリマス、此ノ一點カラ考ヘ合セマシタナラバ、農民ノ負擔ニナラナイ、又消費者ノ負擔ニナラナイ、中間業者ノミノ負擔ニ屬スル移出検査手數料ハ、相當ノ程度デアラナラバ是ハ取ツテモ宜イト考ヘラレノデアリマス、殊ニ之ヲ取ツテモ宜イト考ヘラレノデアリマス、私共ハ最モ望ム所デアリマスガ、今日マデノ當局ノ御説明ニ依リマシテモ、之ヲ取ラナイト云フコトヲ吾々ガ主張スル時ニ於テ、本案ガ不成立ニ終ル場合ヲ考ヘマスルナラバ、各府縣ニ於テ移出検査ニ苦心ヲ加ヘテ思フ通りニ米ノ操作ガ出來ナイ、ソレカラ延イテ現下米穀事情ヲ想ヒ起ス時ハ、少クモ苦痛ハアワテモ是ハ已ムヲ得ナイ、早ク成立シテナケレバナラナイ、此ノ意味ニ於テ、折角ナガラ此ノ修正案ニハ御同意スルコトハ出來ナイノデアリマス、詳シイコトハ何レ本會議ノ討論ノ際ニ申上テ置キタイ思ヒマス、又希望御意見ノ等々問題デアリマス、是ハ農家ノ爲メニ等々手數料ヲ減額シテナラナイト云フ御意見デアリマス、私共ハ不幸ニシテ反對ニ解釋スル者デアリマス、同一ノ努力、同一ノ力ヲ以テ米ノ多數獲ヲスルコトハ、他ノ方ニ屬スルコトデ、検査法ニ屬スルモノデアリマセズ、出來上ツタモノ

ヲ検査スルトスルナラバ、是ニ實質ノ相違ニ向ウテ良イ米ノ與來タモノモ、至イ米ノ與來タモノモ同一品質ト査定サレルナラバ、是ニ惠マレル者ガ無クナルノデアリマス、等級階級ヲ設ケナラバ是ニ初メテ惠マレルモノガ出來ルノデアリマス、大體ノ價格ヲ現在ノ如ク天城四等ニ、大多數ノモノヲ標準ニ置カレルナラバ、等級ヲ附スル方ガ農民ハ惠マレルノデアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ附帶決議ニハ贊成スルコトハ出來ナイノデアリマス、是ダケ申上テ置キマス

○北委員 極メテ簡單ニ一言意見ヲ申上テ置キタイ思ヒマス、國家ノ必要カラスル所ノ國營検査ニ於テ、生産検査手數料ヲ全廢スルト云フコトハ當然サコトデアリマス、ソレニナラズ無罪無罰検査ニ付キマシテモ、私共ハ從來無罪無罰ガ宜イノデアリマス、併シ是ハ從來各地トモ有リテ居ツタノデアリマス、此ノ負擔ハ實質上何人ノ負擔ニナルカト云フコトハ分ラナイノデアリマス、即チ取引關係カラ、或ル場合ハ業者ノ負擔ニナルコトガアリ、又或ル場合ニハ消費者ノ負擔ニナル場合ガアル、或ハ又時ニ依ツテ生産者ノ負擔ニナルコトモアリノデアリマス、斯ウ云フヤウナ次第デアリマスカラ國費多端ノ今日、徒ニ難キヲ強イルノモドウカト思ヒマシテ、是ハ已ムヲ得ナイモノトシテ是ヲ大體デアリマス、其ノ點ノコトニ付キマシテ本會議ニ何レ意見ヲ申上テ置キタイ思ヒマス

○大石委員 時局同志會ヲ代表致シマシテ、致友會正統派ノ修正ニ反對致シマス、産米検査ヲナリマスコトガ生産者ノ爲ニ利益デアアル、商品價值方向上スルカラ利益デア

ト云フ建前カラ、此ノ手數料ヲ御取リニナル立案方與來タヤウニ農務局長ノ御答辯ヲアツタ、併シ成程幾ラカ商品價值方向上スルカモ知レマセズガ、検査ノ爲ニ要シマスル農民ノ支出ノ點ニ付テ御答辯致シマシタケレドモ、ソレハハワキリ調査ガ付イテ居ラスト云フコトデ答辯ヲ致シマセズ、私共ハ検査ニ依ツテ商品ノ價值ノ向上ニ依ツテ得ル所ト、農業者トシテ検査ニ依ラテ失フ所ト断定スル者デアリマス、隨テ之ヲ徴收スルコトハ不當ト考ヘマスケレドモ、委員長ト農林大臣トノ質問應答ニ於キマシテ、將來私ハ此ノ手數料ハ省カレルモノトダト想像致シマス、此ノ案ガ與來マシタ時ニ實ハ委員長ニ御答辯シテ、農產物検査ノ手數料ヲ取ルコトハ現下ノ米穀事情ト國營検査ノ本質ニ鑑ミテ不當デアリス、併シ已ムヲ得ナケレバニツテ切ツテデアリマス、此ノ趣旨ニ依ツテ極力實現ニ政府ノ努力ガ、若シ實現ガ出來ヌ場合ニ於テハ地方消費米ニ對シテハ考ヘル、斯ウ言フノナラバ、移出検査料モ此ノ中ニ含ンデ居ルカト御答辯シタ、其ノ通りダト云フ委員長ノ御答辯ガアツタ、向キ重ネテ只今農林大臣ニ御答辯シタ所ガ、委員長カラ注意ガアリマシタカラ、最初御答辯シタ委員長ノ御答辯ヲ切テ打切ツタノデアリマス、サウ云フ點カラ考ヘマスナラバ、大體正統派ノ御主張モ最モ之ヲ實現スルノデアリナイト思ヒマス、隨テ其ノ修正ニ反對ヲ致シマシテ本案ニ贊成スルノデアリマス

○前川委員 社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、先程ノ致友會正統派ノ修正案ニ對シマシテ遺憾ナガラ反對ノ意見ヲ表シタイト思フノデアリマス、検査手數料ニ付キマシテ、此ノ際政府ノ考ヘラレテ居リマスヤウナ全面的ナ、初メ考ヘテ居リマシタヤウナ徴收ヲサレルコトニ對シマシテハ、社會大衆黨ハ遺憾ナガラ反對スルノデアリマスガ、只今委員長及ビ農林大臣ノ質問應答ノ中ニ現ハレマシタ言葉ヲ信賴致シマシテ、私達ハ致友會正統派ノ修正案ニ反對致シマス、此ノ際特ニ農林當局ノ御考慮ヲ致シタイコトハ、石炭其ノ他ノ助成金或ハ獎勵金ニ依リマシテ生産擴充ノ案ガ現政府ニ依ツテ出來テ居ルノデアリマスガ、特ニ食糧ノ確立ノ必要ナ現段階ニ於キマシテ、食糧充實ノ爲ニ、生産力擴充ノ爲ニ色々ナ案ガ考ヘラレテ居ル場合ニ、此ノ國營検査ヲ強固スルニ當リマシテ、七八百萬圓ノ負擔ヲ農民ニ課ス、斯ウ云フコトハ、政府ノ今執ツテ居リマス方針トハ全然違テデアリマシテ、唯サハ負擔ノ大キナ農村ニ一都會ニ於キマシテハ買溜、賣溜ト言フヤウナ洵ニ怪シカラヌ行爲ガアリマスガ、農村ハ固定價格ヲ維持シテ高イ物ヲ買ツテ、賣ル物ハ固定價格ヲ維持シテ居ルコト云フ中ニモ辛抱致シマシテ、時局ニ最モ根強ク協力シテ居ルノデアリマセズガ、其ノ農民ニ此ノ上更ニ數百萬圓ノ負擔ヲセシメルコトハ、私共ハ斷ジテ忍ブコトハ出來マセズ、検査手數料ヲ徴收スルコトニ對シテハ贊成シ難イノデアリマス、唯、其ノ四千萬石餘ノ販賣米ノ中、一千五百萬石ノ縣外移出米デゴザイマスガ、是ハ生産者ノ直接ノ負擔ニセズシテ、所謂米業者ノ利潤ノ中カラ負擔スベキモノガ、今マデ移出検査料トシテ行ハレテ居ツタノデアリマス、今後出來ルナラバ、此ノ一千五百萬石程度ノ縣外移出米ニ對シマシテモ、當

イノデアリマス、隨テ帝都復興ニ關スル特別都市計畫法ノ先例ニ倣ヒ、之ヲ建物デア...

入スルコトトシ、公共施設ノ確保ヲ致サン...

シマシク豫算ハ、其ノ答申ヲ其ノ儘採用致...

林ニナワテ居リマスカラ、此ノ民有林約二...

有地ハ之ヲ買収スルコトトシ、貸下ゲテ...

浄化ヲシテ行キタイト云フ工事ヲスルコト...

米ノ道路ヲ付ケルコトニナワテ居リマス...

ワテ居ル大第デアリマス...

第七十五回帝國議會 神宮關係特別都市計畫法案外一件委員會會議錄(速記)第二回

付託議案 神宮關係特別都市計畫法案(政府提出) 第九號 神宮關係特別都市計畫法案(政府提出) 第九號 神宮關係特別都市計畫法案(政府提出) 第九號

會 議 昭和十五年三月二十二日(金曜日)午前十時五十分開議

- 出席委員左ノ如シ
 - 委員長 出井 兵吉君
 - 理事長野 高一君
 - 理事田中 好君
 - 勝田 永吉君
 - 池本甚四郎君
 - 卯尾田毅太郎君
 - 香井 弘一君
 - 淺沼稻次郎君
 - 小田 榮君
 - 出席國務大臣左ノ如シ
 - 內務大臣 伯爵兒玉 秀雄君
 - 鐵道大臣 松野 鶴平君
 - 出席政府委員左ノ如シ
 - 內務政務次官 鶴見 祐輔君
 - 內務省神社局長 中野與吉郎君
 - 內務省地方局長 挾間 茂君
 - 內務省計畫局長 松村 光磨君
 - 內務書記官 山内 逸造君
 - 文部參與官 仲井開宗一君
 - 文部省專門學務局長 關口 鯉吉君
 - 鐵道政務次官 宮澤 裕君
 - 鐵道參與官 大島 寅吉君
 - 鐵道省運輸局長 長崎豐之助君
 - 鐵道省建設局長 堀越 清六君
 - 鐵道省工務局長 阿曾沼 均君
 - 厚生省衛生局長 林 信夫君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ 神宮關係特別都市計畫法案(政府提出、貴族院送付) 都市計畫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○羽田委員長代理 是ヨリ會議ヲ始メマス、實ハ出井委員長ガ午後一時カラノ會議ダト思ヒマシテ、外ノ已ムヲ得ザル用件ガゴザイマシテ缺席サレマシタノデ、私代ツテ暫ク此ノ席ヲ汚ス次第デアリマス、尙ホ內務大臣ニ對スル質問ガアルノデゴザイマスケレドモ、丁度豫算委員會ノ方ニ轉向スレ、目下答辯中ダモノデスカラ、內務大臣ガ來ラレナイノデ、內務省政府委員カラ御答辯ヲ願ヒ、尙ホ鐵道大臣ハ十一時頃ニオ出デニナルサウデス、ソレカラ實ハ此ノ委員會ハ午後此ノ部屋デ赤字ノ委員會ガ終リマシタラ、又續イテ此ノ部屋デ開クコトニ部屋割ガナツテ居リマスカラ、午後引續キマシテ、內務大臣、文部大臣等ニ來テ戴イテ質疑ヲ繼續致スト云フヤウニ御含ミ置キ願ヒタイト思ヒマス、通告願ニ從ヒマシテ民政黨ノ長井サンカラ先ツ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマス。長井委員

ノコトデアリマス、申上ゲルマデモナク、神宮ハ日本精神ノ中心デアリマシテ、此ノ頃ヤカマシイ國民精神總動員ナドノ色々ノ運動ガアリマスケレドモ、國民精神昂揚ニ關スル點ニ付テハ、百ノ說法ヨリモ皇大神宮ニ一度參ツテ御前ニ平伏スルコトガ、ドレダケ國民ニ感激ヲ齎ラシ、切實ニシテ效果的デアアルカト云フコトハ申上ゲルマデモナイト思ツテ居リマス、今次事變ヲ契機トシマシテ、積極的ニ日本ガ世界ノ使命ヲ達成ニ行進ヲ始メマシタ今日ニ於キマシテハ、神宮ガ實ニ日本國民ノ靈魂ノ中心デアリマス、各國人ノ尊崇ノ聖地ニナラシメナケレバ、我々、斯ウ考ヘテ居リマス、福澤永ハル所ニ依リマスルト、近ク御來朝遊バサレル滿洲國皇帝陛下モ親シク伊勢神宮ニ御參拜アラセラルト云フコトデアリマス、他國ノ元首ガ神宮ニ御參拜遊バサレルト云フヤウナコトハ曠古未有ノ事ニ屬シマシテ、御神德、御神威ノ世界ニ及ボサレル一ツノ現ハレデアルト拜察致ス次第デアリマス、斯ウ云フ聖地ノ計畫デアリマスカラ、彌ガ上ニモ神宮ニ尊嚴ヲ加ヘサセレルヤウニ方針ヲ講ズルト云フコトハ、時局下最モ喫緊ノ要務デナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、此ノ時ニ政府ガ神宮關係ノ特別都市計畫ニ著手サレマシタコトハ、洵ニ時宜ヲ得タ所デアリマスガ、此ノ計畫ハ將來世界ノ聖地ヲラシメルニ足ルダケノ思切ツタ遠大ナ計畫ヲ御企テニナツテ居ラナケレバイケン、

又時局ニ非常ナ效果ヲ齎ラスコトニナルデアリマスカラ一日モ早ク完成スベキデアルト考ヘルノデアリマス、然ルニ政府ノ計畫ヲ見ルト云フト、僅ニ從來ノ宮域ヲ擴メ、道路其ノ他ヲ整備スルノガ主ナル仕事ニナツテ居リマシテ、極メテ規模ノ小サナモノデアアル、又年限モ第一期計畫ガ既二十年ヲ要スルト云フヤウナコトデアリマス、是デハ此ノ時局下喫緊ノ要務トシテハ洵ニ氣ノ長イ話デアアル、ソレデスカラ一應ノ計畫ハ是ハ已ムヲ得マセヌガ、將來ニ向ツテハ極メテ遠大ナ計畫ヲ御立デニナツテ、年限モ僅ニ千八百萬圓ノ仕事デアリマスカラ、十年モ掛クテヤルト云フヤウナコトデナシ、年度ヲウント繰上ゲテ施工スベキデアルト考ヘテ居リマスガ、當局ノ所見ハ如何デゴザイマスカ

○兒玉國務大臣 大體ノ御趣旨ニ同感ノ意ヲ表シタイト思フノデアリマス、只今御話ノ通りニ神宮ノ規模ヲ廣大ニシテ、御神德ノ普ク天下ニ及ビマスルヤウニ致シマスル爲ニハ、其ノ意味合ヲ擴充シ得ル計畫デナクテハナラヌ、斯ウ當初ヨリ考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ今回ノ計畫ハ御承知ノヤウニ權威者ニ依リマシテ組織サレマシタル委員會ニ於キマシテ調査ヲ致シマシテ、遺憾ナキヲ期スルコトニ努メタノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ第一期、第二期ノ計畫ニ分チマシテ、第一期ハ只今御話ノ通り千八百萬圓、十年計畫ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、第一期、第二期計

○長井委員 第四、此ノ計畫共ニ、文
化施設ニ付テモ政府ハ御計畫ニナツテ
キデニナルヤウデアリマス、神宮學堂ノ
昇格ハ既ニ實現致シマシタ、微古館、農
業、神宮文庫ノ整理ナドモナハリ同様
デアリマスガ、此ノ外ニ日本精神品揚ニ資
スベキ文化施設ガ幾多アルヲ思フ
デアリマス、例ヘバ修養道場ノヤウナモノ
アルトカ、其ノ他伊勢神宮ニ參拜致シ
マスハ、必ズ官用テモラシムルデアリ
マスガ、ソレ等ノ施設等色々アルデアラ
ト思ヒマスガ、政府ハ方針トシテ之ヲ宇治
山田市ナリ、三重縣ナリ、其ノ他ノ團體ナ
リニセテ行クヤウナ方針ヲ執ツテ居
ニナルヤウニ見エマスガ、政府自ラガソレ
等ノ施設ヲ行クヤウナ方針ニナツテ
賈ハナケレバナラヌト思ヒマス、此ノ點ニ
付テ當局ノ意見ヲ伺ヒタイ

○兒玉國務大臣 精神修養ノ點カラ只今御
述ニナリマシタ各般ノ施設ヲ完備シツツア
ルノデアリマスガ、修養ノ施設ヲ致シマシ
テ、一ツノ修養館ミタイモノヲ拵ヘテ之
青年ガ宿泊モシ、其處ニ於テ講演モ盛ク
トガ出来ルト云フ設備ハ最モ必要ナコトト
考ヘテ居リマスノデ、此ノ事ニ付テモ政府
ニ於テ目下考究ヲ致シテ居ルノデアリマ
ス、先達テモ私権原神宮ニ參拜ヲ致シマシ
テ、修養會館ノ設備ノ行届イテ居ルノヲ見
マシテ、洵ニ意義ナル計畫ダ、斯ウ實ハ
考ヘテ參リマシタヤウナコトデアリマス、
此ノ點ニ付テモ特ニ考慮シタイと思ツテ居
リマス

○長井委員 第三、今度ノ計畫ニ付テ政府
ノ方デハ、國民ノ進ンデ希望シマス所ノ
努力ノ奉仕、或ハ木石ノ獻納ト云フコトニ
付テ之ヲ許ス御方針デゴザイマスカ
○兒玉國務大臣 因ヨリ國民ノ心カラノ奉
仕、獻木獻石等ハ之ヲ快ク受ケル積リテ居
ルノデアリマス

○長井委員 第四、此ノ計畫共ニ、文
化施設ニ付テモ政府ハ御計畫ニナツテ
キデニナルヤウデアリマス、神宮學堂ノ
昇格ハ既ニ實現致シマシタ、微古館、農
業、神宮文庫ノ整理ナドモナハリ同様
デアリマスガ、此ノ外ニ日本精神品揚ニ資
スベキ文化施設ガ幾多アルヲ思フ
デアリマス、例ヘバ修養道場ノヤウナモノ
アルトカ、其ノ他伊勢神宮ニ參拜致シ
マスハ、必ズ官用テモラシムルデアリ
マスガ、ソレ等ノ施設等色々アルデアラ
ト思ヒマスガ、政府ハ方針トシテ之ヲ宇治
山田市ナリ、三重縣ナリ、其ノ他ノ團體ナ
リニセテ行クヤウナ方針ヲ執ツテ居
ニナルヤウニ見エマスガ、政府自ラガソレ
等ノ施設ヲ行クヤウナ方針ニナツテ
賈ハナケレバナラヌト思ヒマス、此ノ點ニ
付テ當局ノ意見ヲ伺ヒタイ

○兒玉國務大臣 精神修養ノ點カラ只今御
述ニナリマシタ各般ノ施設ヲ完備シツツア
ルノデアリマスガ、修養ノ施設ヲ致シマシ
テ、一ツノ修養館ミタイモノヲ拵ヘテ之
青年ガ宿泊モシ、其處ニ於テ講演モ盛ク
トガ出来ルト云フ設備ハ最モ必要ナコトト
考ヘテ居リマスノデ、此ノ事ニ付テモ政府
ニ於テ目下考究ヲ致シテ居ルノデアリマ
ス、先達テモ私権原神宮ニ參拜ヲ致シマシ
テ、修養會館ノ設備ノ行届イテ居ルノヲ見
マシテ、洵ニ意義ナル計畫ダ、斯ウ實ハ
考ヘテ參リマシタヤウナコトデアリマス、
此ノ點ニ付テモ特ニ考慮シタイと思ツテ居
リマス

ニ實ハ考ヘテ居ルノデアリマス、別宮ノコ
トニ付キマシテハ、只今ノ御趣旨ハ至極御
尤モダト思ツテ居リマス、現ニ伊豫宮ニ付
キマシテハ、御遷宮等ノコトニ付テモ、今
日行ハレルヤウニ相成ツテ居リマスノデ、
是ハ地方ノ問題ト致スヨリハ、寧ろ神宮ソ
レ自身ニ直接ニ關係シタル問題トシテ取扱
ハレルコトガ適當ナリト考ヘマスノデ、此
ノ點ニ付テモ特ニ考慮ヲ加ヘルト云フコト
ニ致シタイと思ツテ居リマス

○長井委員 第三、今度ノ計畫ニ付テ政府
ノ方デハ、國民ノ進ンデ希望シマス所ノ
努力ノ奉仕、或ハ木石ノ獻納ト云フコトニ
付テ之ヲ許ス御方針デゴザイマスカ
○兒玉國務大臣 因ヨリ國民ノ心カラノ奉
仕、獻木獻石等ハ之ヲ快ク受ケル積リテ居
ルノデアリマス

○長井委員 第四、此ノ計畫共ニ、文
化施設ニ付テモ政府ハ御計畫ニナツテ
キデニナルヤウデアリマス、神宮學堂ノ
昇格ハ既ニ實現致シマシタ、微古館、農
業、神宮文庫ノ整理ナドモナハリ同様
デアリマスガ、此ノ外ニ日本精神品揚ニ資
スベキ文化施設ガ幾多アルヲ思フ
デアリマス、例ヘバ修養道場ノヤウナモノ
アルトカ、其ノ他伊勢神宮ニ參拜致シ
マスハ、必ズ官用テモラシムルデアリ
マスガ、ソレ等ノ施設等色々アルデアラ
ト思ヒマスガ、政府ハ方針トシテ之ヲ宇治
山田市ナリ、三重縣ナリ、其ノ他ノ團體ナ
リニセテ行クヤウナ方針ヲ執ツテ居
ニナルヤウニ見エマスガ、政府自ラガソレ
等ノ施設ヲ行クヤウナ方針ニナツテ
賈ハナケレバナラヌト思ヒマス、此ノ點ニ
付テ當局ノ意見ヲ伺ヒタイ

○兒玉國務大臣 精神修養ノ點カラ只今御
述ニナリマシタ各般ノ施設ヲ完備シツツア
ルノデアリマスガ、修養ノ施設ヲ致シマシ
テ、一ツノ修養館ミタイモノヲ拵ヘテ之
青年ガ宿泊モシ、其處ニ於テ講演モ盛ク
トガ出来ルト云フ設備ハ最モ必要ナコトト
考ヘテ居リマスノデ、此ノ事ニ付テモ政府
ニ於テ目下考究ヲ致シテ居ルノデアリマ
ス、先達テモ私権原神宮ニ參拜ヲ致シマシ
テ、修養會館ノ設備ノ行届イテ居ルノヲ見
マシテ、洵ニ意義ナル計畫ダ、斯ウ實ハ
考ヘテ參リマシタヤウナコトデアリマス、
此ノ點ニ付テモ特ニ考慮シタイと思ツテ居
リマス

○長井委員 第四、此ノ計畫共ニ、文
化施設ニ付テモ政府ハ御計畫ニナツテ
キデニナルヤウデアリマス、神宮學堂ノ
昇格ハ既ニ實現致シマシタ、微古館、農
業、神宮文庫ノ整理ナドモナハリ同様
デアリマスガ、此ノ外ニ日本精神品揚ニ資
スベキ文化施設ガ幾多アルヲ思フ
デアリマス、例ヘバ修養道場ノヤウナモノ
アルトカ、其ノ他伊勢神宮ニ參拜致シ
マスハ、必ズ官用テモラシムルデアリ
マスガ、ソレ等ノ施設等色々アルデアラ
ト思ヒマスガ、政府ハ方針トシテ之ヲ宇治
山田市ナリ、三重縣ナリ、其ノ他ノ團體ナ
リニセテ行クヤウナ方針ヲ執ツテ居
ニナルヤウニ見エマスガ、政府自ラガソレ
等ノ施設ヲ行クヤウナ方針ニナツテ
賈ハナケレバナラヌト思ヒマス、此ノ點ニ
付テ當局ノ意見ヲ伺ヒタイ

トシテ努力致シマシテ、十分御意旨ニ副フ
 ナウニ致シタイト考ヘテ居リマス
 ○長井委員 内務省ニモウツダケ同ヒマ
 ス、近年参拜者ノ激増ニ伴ヒマス交通機關
 ノ整備ヲ要ス、是ハ鐵道ノ沿ハ鐵道
 大橋ニ跨リテアリマスガ、昔ハ伊勢湯
 ハ陸路カラ所謂参宮街道ヲ行キマス、ト
 海カラ船ヲ乗リテ上リマシテ参拜スルノ
 トアツクノデアリマス、最近ハ船ヲ使フ
 ミトナツテ参拜マシタガ、私ハ今度ノ都市
 計畫ノ機會ニ、参拜者ノ激増ニ備ヘ、又ソ
 レヲ緩和致シマス一ツノ方法トシテ、宇治
 山田都市計畫ノ中ニハ入ツテ居ルノデアリ
 マスガ、附近ニアリマス神社港ヲ改修致シ
 マシテ、サウシテ海ニ依ル所ノ拜参ノ便ヲ
 開クト云フコトニシテハドウカト、斯ウ考
 ヘテ居リマス、神社港ハ御承知ノ通り海軍
 ガ伊勢灣ニ停泊致シマス場合ニハ、アソコ
 上陸地ニナツテ居リマシテ、由緒ノアル
 舊イセデアリマスカラ、少シ金ヲ費シテレ
 相當利用ノ出来ル港デアリマスカラ、是等
 モ此ノ計畫ニ併セテ一ツ考案サレテハドウ
 カ、斯ウ思フノデアリマスガ、當局ノ御所
 見ヲ伺ヒマス

○松村政府委員 神社港ガ船ヲ参宮サレル
 コトガ多クナツテ其ノ利用ガ非常ニ増加ス
 ルデアラウ、又サウ云フヤウニシタガ
 宜イト云フ考ヘ方ニ付キマシテハ、全然御
 同感デゴイマス、今度ノ改修計畫ノ中ニ
 モ、神社港カラ参リマス道路ノ宇治山田ノ
 市内ニ於ケル取付ケニ付テ、特別ニ道路ヲ
 作ルコトニナツテ居リマス、神社港ノ所
 通路ガ非常ニ狭クゴイマシテ、港カラ上
 ツク直ダノ所ガ非常ニ狭クゴイマスガ、
 是ハ府縣道ニモナツテ居リマスノデ自分ノ

所デ將來考ヘルト云フコトヲ三重縣知事ノ
 方デハ考ヘラレテ居ルヤウニ思ヒマス、又
 港ノ改修ト云フコトニ付キマシテモ此ノ
 計畫ノ中ニハ入ツテ居リマセズガ、東海
 話ノヤウナコトヲ考ヘテ是レ程ノ改
 修ヲ行フ必要ガアルノデハナイカト云フヤ
 ウニ考ヘテ居リマス、是等モ御意旨ノアル
 所ヲ考ヘマシテ、將來財政ノ許ス限リ
 早ク實現シタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス
 ○羽田委員代理 港ハ濱地、政府委員
 デ國ニ合フ部分ダケヲ……

○濱地委員 港ハ政府當局ノ御意見ヲ聽ク
 ト云フバカリデナク、之ヲ行フカ行ハスカ
 ト云フコトヲ聽キタイノデアリマスカラ、
 相當責任ノアル答辯ヲ要望スル次第デアリ
 マスガ、成ベクナラ大臣ノ御出席ヲ願ヒ
 タイト思フノデアリマス、内務大臣、文部
 大臣、總理大臣、以上御三人ノ御出席ヲ願
 ヒタイノデアリマスガ、御出席出来ナイト
 アレバ是方アリマセズガ、成ベク御出席
 願ヒタイト思ヒマス、神宮關係ニ對シテ實
 際ノ機會ヲ直マレタコトヲ洵ニ光榮トスル
 次第デアリマスガ、本案御提出ノデニハ數
 年間ニ互ツテ政府、關係調査會ナドモ慎
 重ヲ期シテ練リニ練ラレタコトデアリマス
 カラ、之ニ對シテハ大ニ敬意ヲ表スベキデ
 アルト同時ニ、私ハ又斯ノ如キ重大ナル法
 案ニ對シテハ、念ニ念ヲ入レル意味デ少シ
 ク御質問ヲシタイノデアリマス

先程長井君カラ質問セラレタコトト關聯
 スルコトモ多イノデアリマスカラ、此ノ點
 ニ付キマシテハ極メテ簡單ニシテ置キタイ
 ト思フノデアリマスガ、第一長井君ノ言ハ
 レル通りニ聖地計畫ニ關スル規模デアリマ
 スガ、是ハドウシテモ思切ワテ大規模ニシ
 ナイト、必ズ後悔スルデアラウト思フノデ
 アリマス、何トナレバ年々参拜者ハ激増致
 シマシテ、混雜ノ爲ニ交通整理ガ出来ヌ
 ルノデアリマス、又聖地コトデアリマス
 事カレドモ、御意旨ニ於テ是レニ鑑スル
 ガ爲ニ御意旨ヲ後カラ投シラレテ、前
 ノ方デ参拜シテ居ル者ノ頭ニ御意旨ガブツ
 ワカルト云フ騒ギデ、身證ヲ害スルコト夥シ
 イノデアリマス、今年ハ元旦ダケ十三万
 人カラ詣リマシタ、支那參拜以來毎年参拜
 者ノ數ハ百万人ブツ確エテ居ルノデアリマ
 スガ、兩宮参拜者ノ數モシワカリシタ統計
 ハ分リマセズケレドモ、兩宮デ一千万人ニ
 近クナツテ居ルノデハナカラウカト思フノ
 デアリマス、外國人ノ参拜者モ毎年順エテ
 参リマシタ、八柱一字ノ理應ヲ著セト顯現
 セラレワアル我ガ日本ノ將來性カラ考ヘ
 マシテ、此ノ三千万圓ノ重寶ヲ一覽圖程
 ニ御見込ニナツタラドウカト思フノデアリ
 マス、此ノ提案セラレタモノノ内容ニ付キマ
 シテ檢討致シマス、土地買収十各種建築
 物ニ相當費當テラレテ居リマシテ、本當ニ
 思切ワツコトハ何程モ出来ナイ筈ニナツテ
 居リマス、之ニ對シテハ長井君ノ御質問ニ
 モ御答ニナツクノデアリマスガ、モツトハ
 ウキリトシク御答ヲ願ヒタイト思フノデ
 アリマス、是ガ質問ノ第一點デアリマス

第二點ハ第一期計畫ノ第二點計畫ト關
 係連絡デアリマスガ、先程内務大臣ノ御答
 辯ニ依リマシテ略々知シタノデアリマス
 レドモ、仕事ノ性質上二ツニ分ケルモノ
 ガ大分アルヤウデアリマス、例ヘバ第一
 ノ聖地ノ年度内ニ内宮環境民有地買収ニ
 費下地ノ買収、五万圓デアリマシテ、第二
 期ニ於テ同ジヤウナ費用ニ九十九万圓上ダ
 ラレテ居ルノデアリマス、次ニ神宮司廳移
 轉改築費第一期ニモ第二期ニモアリマス
 ガ、是ナドモフナモノカト思フノデアリ
 マス、又第一期ニ五十餘川本流蓋蓋費同ジ
 ク宇治橋附近改修費トアリマスガ、第二
 期ニモヤハリ五十餘川下流改修費ガアリマ
 ス、是モ實際ハ上流ト下流ト水流水勢ノ
 關係カラ言ウテ、別々ニ離スベキ性質ノモ
 ノデハナク、一緒ニ工事シラレバ万一失敗
 シタ時ニ於テ、非常ニ悔シナレバ万一失敗
 ラウカ、又取返シノ付カスコトニナルノデ
 ハナカラウカト云フ心配モアルノデアリマ
 ス、サウシテ第二期ノ年度ハ何時頃始ル
 カ、又ハ何年間カ、是モ不明デアリマス、第
 一期待ケヤワテ、第二期ハ何時デモ宜イト
 云フノカ、ソナナトモアリマス、モトモ
 Fモ、モツトハフキリト明ニシテ置イテ
 シイノデアリマス、一層ノコトヲ知キ速
 速ニ決メテ工事を、同時ニ行フヤウニ決
 メテシマワラドウカト思フノデアリマス
 ガ、之ニ對スル御意見ヲ承リタイ

次ニ参拜人ガ驛ヲ出テ神都ハ足ヲ一歩踏
 入レタ時ハ、既ニ國民ノ清淨ノ心構ヲ持
 サナケレバナラスノデアリマス、是ハ先程
 長井君ガ申サレマシタガ、私二三具體的ニ申
 シマス、此ノ意味カラ言ウテ驛ヲ不敬ニ
 亙ラヌ程度デ、神造リニシタラドウカト思
 フノデアリマス、次ニ道路ハ廣イダケデ
 保持出来マセズ、道路ヲ擴ゲテ保護ヲ保
 スルト云フヤウナ政府委員ノ説明モアリ
 マシタガ、是ハ廣イダケデアドウモ聖地ハ
 保持出来ナイ、街路樹ニ付テモツト考案ヲ
 揚ワテ置キタイノデアリマシテ、即チ街路
 樹ニ於テ道路ノ街路樹ハドウシテモ神域ト

和セシメナケレバナラナイノデアリマス、
 普通ノ樹木デハイキナイノデアリマシテ、
 私ハフキリト申サレマスガ、杉ノ木ヲ街
 路樹ニ當テラドウカト思フノデアリマス
 ガ、政府ノ御意見ハ如何デアリマスカ、是
 ガ質問ノ第三點デアリマス

第四點ト致シマシテ御神樂奉奏ト大庭
 ノ授與ニ付デアリマス、大庭ノ御發行
 數ハ年々巨額ニ上ツテ居ルト思ヒマスガ、
 之ニ付テハ餘リ多ク申シマセズ、唯一ツ兩
 神宮ニ限リテ御發行ヲ上ゲスルコトヲ廢
 止シタラドウカト思フノデアリマス、アノ
 御發行ノ上ゲ方ヤ、又上ゲル心持ナカ
 村長シマシテ、却テ寧ロ長多イノデハナイ
 カ、何ゾカ不敬ニ當ルヤウナ氣持モナイコ
 トハナイノデアリマス、兎ニ角日本ノ一
 番大事ナノ神樂、餘程特異性ノアル絶對
 無上ノ神樂デアル以上、御發行ニ付テ政府
 ハ如何ノ考案ヲサワタコトハアリマセズカ、
 承ワテ置キタイノデアリマス

ソレカラ質問ノ第五點ト致シマシテ、原
 案ノ第二條ニ依リマス、行政官廳ハ都市
 計畫ノ仕事ヲスル場合ニ於テ、此ノ費用ノ
 一部分ヲ負擔セシムルコトヲ得ト云フ項目
 ガアルノデアリマスガ、是ハドウモ納得
 来ナイノデアリマス、先程ヤハリ長井君カ
 ラ申サレマシタガ、何方寄附ト云フモノ
 ガアツタ時ニハ、受ケルト云フヤウナ御話
 ガアツタガ、ソレナレバ宜シイガ、是ハ運
 ニ此方カラ寄附ヲ命ズルコトヲ得ト云フ項
 目デアリマスガ、ドウモ事務モ神宮ニ關
 ル施設ヲアルニ付テハ、私共納得出来ナイ
 ノデアリマス、國家ハ國民全體ノ名譽ノ下
 ニ於テ、是ハ等分ニ施設費用ノ負擔ノ光榮
 ヲ擔ハシムベキモノデアリマシテ、地元民

ニ對シ、假令一部トモ費用ノ負擔ハ必要
 命令ニ依ツテ強要スベキモノデアナイト思フ
 又負擔セシメナケレバナラヌ譯ガアルトシ
 テモ、ソレハ光榮ヲ感ズル地元民ノ自發的
 申出ニ依ツテ爲サルベキモノデハナカラウ
 カト思フノデアリマス、少クモ形式ヲサ
 ウ云フヤウナ心持カラ御考ニナラナカラ
 ノハ、政府ノ考慮デナカラウカト思フノデ
 アリマス、チウシテ此ノ第二條ヲ加ヘテ根
 據ニ付テモ極メテ平凡薄弱デアル、何トナ
 レバ去ル七日ニ貴院院ノ本案委員會ニ於
 ル政府委員ノ御説明ヲ聽キマス、計畫事
 業ノ費用ニ付テハ都市計畫法第六條ノ規定
 ニ依リマシテ國ニ於テ之ヲ負擔スルコトニ
 ナツテ居ルノデアリマス、又本案業ノ性質
 カラ致シマシテモ當然國デ負擔スベキモノ
 デアルトハフキリ申サレラレノデアリ
 マス、斯クノ如クハフキリシタ信念ヲ持
 テ居ラレナカラ、其次ニドウ云フコトヲ
 言フテ居ルカト云フト、地元公共團體ト密
 接ナル關係ヲ持ツカラ、本案業ニ協力セシ
 ムル意味ニ於テ「云々」言フテ居ルノデア
 リマス、此ノ協力セシムルコト云フ強制ハ地
 民ヲシテ不名譽感ヲ抱カシムルモノデア
 ルト思フノデアリマスガ、是ハ政府ノ説明セ
 ラレタコトヲ逆ニ説明シテ見テモ立派ニ
 理窟ハ立チマス、逆ニ説明ノ方ガ却テ合理
 的デアルト思ハレム、例ヘバ地元公共團體
 ト密接ナル關係ガアルカレドモ、國ノ仕事
 デアルカラ全部國ノ費用ヲ行フト云フモノ
 首肯出来ルノデアリマス、詰リ地元民ニ負
 擔ヲ強ユルト云フ根據ガ如何ニモ薄弱デア
 ルト思フノデアリマスガ、斯ク申シマス、
 政府ハ第一期千八百万圓ノ經費ノ中、半分
 以上ハ神域以外ノ都市計畫事業ダカラ、其

ノ方ヘ一部ヲ負擔サスノダカラ、理窟ハ立
 ツト言フノデアリマセウケレドモ、神宮關
 係ノ都市計畫デアル以上、是ハ決シテ別問
 題デハナク、難ルベカラザル問題デアリマス、
 其ノ上ニ都市計畫法第六條ノ規定ニ依ツテ
 モ負擔セシムルベキモノデアナイノデアリマ
 ス、然ルニ其ノ規定ヲ無理ニ變ヘテマズ、此
 ノ費用負擔ノ第二條ヲ置カケレバナラヌ
 ト云フコトハ少シドウカト思フノデアリマ
 ス、實際地元民ハ聖地計畫ガ商家ルト云フ
 コトヲ聞イテ、神宮ノ地元ニ住ワテ居レバ
 コトヲ言ウテ非常ニ喜ンデ居ルノデアリマ
 ス、此ノ爲ニ費用ノ負擔ガアルト云フコト
 ニハ實ハ少シモ負担イテ居ナイヤウデア
 リマス、然ルニ費用ノ負擔ガアルト云フ
 上水道、下水道モヤウテ費ヘルモノト思
 居ル者ガ多イノデアリマスガ、是モヤウテ
 費ヘルナイ、チウスルト地元デハ此ノ爲ニ百
 萬圓以上ノ負擔アルモノト私ハ思フテ居
 リマス、是ハ出来レバ、其ノ御心持ヲ明
 シテ置キタイノデアリマスガ、寄附ヲ命ズ
 ルコトヲ得ト云フコトヲ實行シヨウト思
 フ場合ニドレダケ要ルカ、先づ百万圓以上
 トシマス、今度ハ則チ之ニ伴フテ上水道、
 下水道ハドウシテモヤウナケレバナラヌヤ
 ウニナツテ参リマス、チウスルト此ノ上水
 道、下水道ハ地元デシナケレバナラヌノ
 アリマシテ、上水道多クモ二百萬圓、
 下水道多クモ二百萬圓、全部併セマス
 ト僅カ一万圓ノ小都市ニ付テ地元ノ負擔ガ
 五百万圓以上掛ル譯デアリマスガ、是ハ地
 本民ガ聞イタラビツクリスルノデハナカラ
 ウカト思フノデアリマスガ、政府ノ御所見
 ヲ承リタイノデアリマス

○鶴見政府委員 第一ノ御質問ハ、神宮關
 係ノ事業ヲモツト規模ヲ擴大ニシタラ宜
 ラウ、經費トシテ第一期、第二期ヲ通ジ
 テ三千万圓デハ少イト思フ、一億圓位ナ事
 業ニシタラ宜カラウト云フ御質問デア
 ト存ジマス、御説ノ如ク、此ノ事業ハ日本
 國民ノ精神昂揚ノ上カラ申シテモ洵ニ重大
 ナル仕事デゴイマスカラ、政府ト致シマシ
 テハ三千万圓ガ限度デアルト考ヘテ居ル譯
 デハゴイマセズ、現ニ實業兩院ノ建議ノ
 趣旨ニ基イテ神宮建設調査會ヲ設置致シマ
 シテ、各方面ノ權威者ノ御意見ヲ十分ニ伺
 ヒマシテ之ヲ決定シタモノデゴイマスノ
 デ、其ノ趣旨トスル所ハ國民一般ノ御精神
 フコトデアリマスカラ、金額ニ付テ三千万
 圓ノ限度トシテ考ヘテ居ル譯デハゴイマ
 セズ、併シナガラ只今戰爭進行中ニ於キマ
 シテ、或ハ資金、資材ノ關係ニ於テモ考究
 致シナケレバナラヌ點ガ多クゴイマスガ
 ラ、今日ニ於テハ此ノ程度デ執行スルコト
 ガ適當デハナイカト考ヘラレノデアリマ
 ス

尙去第二ノ御質問ハ、第一期ト第二期ト
 ニ分ケテ仕事ヲアルカレドモ、其ノ仕事ハ
 關係シタモノガ多イデハナイカ、又非常ニ
 似寄ワタモノガ多イデハナイカト云フ御意
 デゴイマスガ、是ハ海ニ御尤モナル御意
 見デアルト存ジマス、第二期ニ於テモ全盤
 同感デゴイマシテ、第一期工事ト第二期
 工事ガ非常ニ別ナモノデアラウト考ヘテ居
 ル譯デハナイノデアリマス、唯只今申上ゲ
 ヤウニ、今日ノ事業トシテ資金或ハ資材ノ
 關係上、最モ急ヲ要スルモノカラ著手シテ
 行キタイト云フ關係カラ始メタコトデア
 マシテ、時局ノ關係上事情ガ許サウニ相

ハマダ全部御新スルコトノ機會ニ惠レテ
居ナイコトハ洵ニ遺憾デアルト思フノデア
リマスガ、ソレハ仕方ガナイト致シマシテ、
故ニ政府ノ役人デ高等官ニモナワテ居ル人
ガ、マダ神宮ノ參拜ヲ済マシテ居ナイト云
フコトニナルト、是ハ少シ考ヘサセラレル
ノデハナカラウカト思フノデアリマス、兎
角詳シイ理窟ハ申シマセガ、斯ウ云フ人
ガ國家ノ重要ナ地位ニ在ルト云フコトハ
ウモ面白カラザルコトデアルト思フノデア
リマス、政府ハドウ御考ニナルノデアリマ
セウカ、又文部省ハ教學刷新議會ト云フ
モノヲ設置致シマシテ、十一年ノ同會ノ答
申書ノ中ニ、學問方面ニ於テ斯ウ云フ意味
ノコトヲ答申シテ居リマス、斯クテ日本精
神ヲ學問的體系ニ於テ整理シテ精神學ヲ
發展セシメテ皇國精神ノ涵養ニ努ムルコト
ガ必要デアルト云フヤウナ意味ノ答申ヲシ
テ居ルヤウデアリマス、是モ亦極メテ尤モ
コトデアリマスガ、但シ其ノ後ニ於テ最高
學府ニ關係ノアル者ノ中カラ度々團體ヲ辨
ヘザル學者ガ飛出シテ居ル、國家ノ福要ナ
ル地位ニ居ル高等官ノ官吏ガマダ祖國座
在シマス地ニ足ヲ踏ムレタコトガナイト云
ヒ、又國家ノ重要學府ニ關係シテ居ル人カラ
團體ヲ辨ヘザル學者ガ飛出シテ居ルト云ヒ、
此ノ所文部當局、吾文部當局ハカリデナク、
政府當局ハシツカリト胸ニ手ヲ當テテ、靜
ニ一考再考ヲ要スルモノガアルト信ズルノ
デアリマス、是モ多クモ神宮ノ御尊嚴ハ、學
問ヲ理論ヲ超越シタル無上絕對デアリマス、
先ゾ本末カラ申シマスタラバ、觀ヲシタ淨
キ心ヲ以テ御神格ニ接スルニアラズンバ、
到底駄目ノモノデアルト思フノデアリマス
ガ、大體國體明徴トカ、又皇道精神ノ發揮

トカ云フヤウナコトニ付キマシテ、筆太キ
ト看板ノヤウナ物ニ書イテ、サウシテ街頭
ニ廣告ナドト一絡ニ並ベテ立テタリスルト
云フコトハ、既ニ國體明徴、皇道精神ト云
フモノニ對スル認識ガドウカト私ハ疑ハル
ルモノデアリマス、此ノ精神運動ト云フモ
ノハ、サウ云フ街頭ニ出ス看板ノヤウナモ
ノデハ決シテナイ、政府ハモット落著イテ、
眞剣ニ考ヘテ眞ヒタイト思フノデアリマス
ガ、私ハ斯ウ云フコトヲ考ヘテ居ルノデア
リマス、國體ニ關シ、或ハ皇國精神ニ關シ
マシテ、今度ノ議會ニ於キマシテモ、建議
案トカ、決議案或ハ諸議ナドデ色々ヤウテ
居ルヤウデアリマス、ソレニヨク似テ居ル
ヤウデアリマスガ、私ハ具體的ニ斯ウ云フ
コトヲ考ヘテ居リマス、將來我國ノ福要ナ
ル地位ニ就クベク建約ナレテ居ル各大學、
其ノ他專門學校ノ學生生徒ハ、其ノ在學中
カ又ハ卒業直前、十五日トカ二十日ノ間、
神宮神域ヲ修養道場トシテ、一定ノ指導ノ
下ニ皇道精神ヲ涵養シ努ム、然ル後ニ於テ
初メテ卒業證書ヲ授與スルコトニ學則ヲ改
正セラレンコトヲ望ムノデアリマス、學問
申請書ガケテハ到定人生百歳ノコトハ壯
デアリマス、近キテ此ノ高遠な事ヲ
本國體ノ精神文化ハ皇道精神ヲキモノデア
リマシテ、無造作ニ近付クコトノ許サレ
イモノデアアルコトハ、政府當局モ既ニ御承
知ノコトデアアル宮デアリマスガ、此ノ皇道
精神トカ、國體明徴トカ、或ハ神ノ尊嚴ヲ
知ルトカ云フコトハ、是ハ心デナケレバ
イケンナイ、壯デナケレバイケンナイ、行デナ
ケレバイケンナイト思フノデアリマス、殊ニ
何ヲ指イテモ、兎ニ角此ノ崇嚴嚴遠極リナ
キ神宮神域ニ心ヲ淨メテ御詣リマスルコト

デアルト思フノデアリマス、西行法師ノ一何
事ノオハシマスカハ知ラネドモ悉サニ派
ボル」デアリマス、「何事ノオハシマスカハ知
ラネドモ」デアハ學問ノ答案ハナラヌガ、併
シ何事ノオハシマスカハ知ラネドモ、唯何
トナク悉サニ派ボルルト云フ所ニ學問、
理論ヲ超越シク有難ク、悉サガ能ワテ居ル
ノデアルト思フノデアリマス、皇道精神ノ涵
養ハ、現在日本帝國ノ樂事デアアルコトハ
誰モ首肯スル所デ、唯其ノ方法ニ適當ナ
方法ヲ御考ニナラテ居ラス、慎重ヲ缺イテ
居ルノ嫌ヒガアル、ガカラ私ノ提唱スル此
ノ卒業前ノ修養課程ニ付キマシテ、文部大
臣ノ責任アル答申ヲ實ヲノデアリマスガ、
本日文部大臣ハ非常ニ緊急ノコトデコナ
ヘ御前出來ヌト云フ御話デアリマスガ、唯
他ノ方カラ責任アル御答申ヲ戴キタイ、唯
此ノ問題ニ付キマシテハ、考ヘテ居ルト云フ
位デハ私ハ面白クナイト思フ、確ニ是ハド
ウシテモシテ眞ハナケレバナラヌコトデア
ルト云フ信念ヲ私ハ持ツテ居ル、ガカラ文
部當局モ信念ヲ持ツテ、本當ニ胸ニ手ヲ當
テテ考ヘテ、力ノアル御答申ヲシテ戴キタイ
ト思フノデアリマス、是ガ私ノ午前中カラ引
續イテ質問ノ案ハ斯クデアラバデアリマス
第七點ハ、是ハ私本會議議決案ニ關シ
ウト思ツテ居ラス、本會議議決案ナカ
タノデアリマス、是ハ本當ニ言ヘバ、議
長ニモ言フベキコトデアリマスケレド
モ、此ノ帝國議會開院式ニハ長多クモ
天皇行幸遊幸バチレマシテ、御答申ヲ
賜フノデアリマス、又議會ニ於テモ御奉
答申上ケルノデアリマスガ、總理大臣ハ
休會開クニ施設方針ノ演說ヲスル時ニ、
政府委員、議員總起立致シマシテ、神宮、

皇居ノ遷拜ヲシナケレバナラナイト私ハ思
フノデアリマス、之ニ對シテハ總理大臣ノ意
見ヲ承リタイノデアリマスガ、出來ナケレ
バ内務大臣ノ意見デモ結構デアリマス
質問ノ第八點、一年中ニ一回ダケ佳キ日
ヲ選ンデ全國民ノ名ニ於テ神宮ノ太神
樂ヲ奉奏スル意思ナキヤ、此ノ問題ヲ提唱
スルノデアリマス、此ノ太神樂奉奏ヲ奉
シテ居ル間、國民ハ作業ノ儘デ結構デアリ
マス、國民全體ハ作業ノ儘デ正シテ奉
奏マテ奉奏スル、御奉奏奉奏ノ實況ハ
「ラチオ」ヲ通ジテ全國民ニ莊嚴ナル樂ノ音ヲ
聽カシムル、私ハ皇道精神涵養ノ爲ニ是非
之ヲヤウテ戴キタイト思フノデアリマス、
之ヲ國民祈願日トモ申シマセウカ、併シ
御奉奏分ニナラテ仕事ヲ休ンダラセズ、寧
ロ其ノ日ハ、御奉奏奉奏ノ間ダケ御禮シテ、
後ハ感戴ノ念ヲ以テ緊張シテ終日作業ニ専
念スルコトデナケレバナラナイト思フノデア
リマス、日本ニハ隨分色々御祭モア
リマス、祝日、祭日ガアリマスガ、其ノ時
ニハ大抵休ムコトガ多イノデアリマスケレ
ドモ、皇紀二千六百年ヲ迎ヘテ、今後大イ
ニ緊張シナケレバナラナイ日本ノ皇紀ニ
キマシテハ、是モ重要ニ考ヘテハ更ニ緊張ス
ル、更ニ是イテ、サウシテ神ノ尊嚴ニ關
ルト云フ積極的ナ考ヲ持ツ必要ガアルノデ
ナカラウカト思フノデアリマス、ソレカラ
午前中ニ御答申ノコトヲ申シマシタガ、私
ガ御答申讀止ノコトヲ申シマシタガ、此
ノ御奉奏奉奏ヲ全國民祈願日トシテ、
ウシテ國民カラハ御奉奏奉奏ト申シマス
ルカ、御禮料ト申シマスルカ、假令僅カ
デモ全國民ガ本當ノ心持テ、諸ノ機會ノナ
イ者モ、詣レル者モ極メテ僅カナ御禮料

デモ宜シイカラシテ、之ヲ村ニ於テ、郡ニ
於テ、縣ニ於テ集メテ、嚴肅ナ形式ヲ執ツ
テ、全國民ノ御奉錢トシテ、神ニ捧グル方ガ
神ニ對スル尊嚴ヲ保チ、又心ヲ修養ヲ爲ス
上ニ於テ宜イノデナカラウカ、斯ウ云フコ
トヲ考ヘテ居リマスル爲ニ、一面御奉錢
ノ禁止ノコトヲ申達セタノデアリマス、
要ハ今日ハ理窟十箇條ノ時デナラシテ、實
行ノ時デアル、唯意見方モデアルトカ、
斯ウ云フ風ニシタラ宜イトカ、サウ云フ時
デナラシテ、或ハ學問的方面ノ方面ヲ發
展セシメヨウトカ、史實ニ依テドウシヨ
ウトカ云フコトバカリデナク、ソレ同時ニ
一歩突進ンデ心ノ行ヲ爲ス、實行ヲスル、是
ガ今日日本ニ取ツテ一番大事ナ必要ナ、切羽
詰ツタコトデアルト思フノデアリマス、サ
ウシテ日本國民タル者ハ神ニ頭ヲ下グル、
理窟ナシニ下グルコトデアリマス、心ヲ清
淨ニ致シマシテ堅固シテ感謝シ、拜跪スル
時デアリマス、然ラバソコニ必ズ生々激烈
タル國民精神ガ躍動スルデアラウト私ハ思
フ、太キ御奉養奉養ニ關スル風ノ重要ニ對
シテモ政府ノ御考ヲ悉キタイノデアリマス、
私ノ質問ハ以上デアリマスガ、相當實行力
ノアル御答申ヲ願ヒタイト思ヒマス

フ御主張ニ付キマシテハ洵ニ御同感デゴザ
イマシテ、是非トモサウ云フ方面ニ國民ヲ
シテ導イテ行カケレバナラヌト存ジマス、
其ノ爲ニ神宮ノ尊嚴ヲ保持スル方法トシテ
モ、又皇道精神ヲ涵養、國體明徴ノ徹底
ニ付キマシテモ、國民ヲケテ指示自神宮
ノ尊嚴ヲ涵養セシムル、意味ニ於テ御奉
拜ヲ獎勵スル方法ニ付テ御答申御答申ガ
リマシタガ、其ノ制度上ノ方法ニ付キマ
シテハ、文部省ト致シマシテモ能ク研究
ヲシテ、御希望ニ副フヤウニ進メタイト考
ヘテ居リマス、尙ホ又將來國家ノ榮耀ニ就
ク人々ニ付テ、ドウシテモ神宮境内ニ修養
道場ヲ置イテ、其處ニ於テ精神の修養ヲ
シテ、然後ニ社會ヘ出ルヤウナ制度ヲ設
ケテハ如何ト云フコトニ付キマシテモ、是
亦一ツノ制度トシテ現ハレル段ニナリマス
ト、此ノ方策ニ付キマシテモ是非其ノ趣旨
ガ徹底スルヤウニ色々考ヘナケレバナラヌ
點ガアリマス、能ク考慮ヲ致シタイト
存ジマス、近時實業不振ノ傾向ガアリマ
シテ、アレバソコニモ中心一如ノ精神運動
ニ國民ヲ指導シテ行ク點ニ付キマシテハ、
最モ肝要デゴザイマスカラ、御進ニナリマ
シタ趣旨ニ對シマシテハ極端ニ慎重シ、又同
感ノ點ガ多イノデアリマスルカラ、篤ト考
究ヲ致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス、
尙ホ大臣ニモ其ノ旨ヲ告ゲマシテ、適當ノ
機會ニ御答申上ケルヤウニ取計ヒタイト存
ジマス

○意見政府委員 只今濱地委員ヨリ御質問
ノ第一ノ點ニ付キマシテハ、文部省ノ政府
委員ヨリ御答申上ケマシタガ、尙ホ内務
省トシテノ意見ヲ此ノ際申上ケテ戴キタイ
ト思フノデアリマス、伊勢ノ神宮計畫今
デアルト思フノデアリマス、西行法師ノ一何
事ノオハシマスカハ知ラネドモ悉サニ派
ボル」デアリマス、「何事ノオハシマスカハ知
ラネドモ」デアハ學問ノ答案ハナラヌガ、併
シ何事ノオハシマスカハ知ラネドモ、唯何
トナク悉サニ派ボルルト云フ所ニ學問、
理論ヲ超越シク有難ク、悉サガ能ワテ居ル
ノデアルト思フノデアリマス、皇道精神ノ涵
養ハ、現在日本帝國ノ樂事デアアルコトハ
誰モ首肯スル所デ、唯其ノ方法ニ適當ナ
方法ヲ御考ニナラテ居ラス、慎重ヲ缺イテ
居ルノ嫌ヒガアル、ガカラ私ノ提唱スル此
ノ卒業前ノ修養課程ニ付キマシテ、文部大
臣ノ責任アル答申ヲ實ヲノデアリマスガ、
本日文部大臣ハ非常ニ緊急ノコトデコナ
ヘ御前出來ヌト云フ御話デアリマスガ、唯
他ノ方カラ責任アル御答申ヲ戴キタイ、唯
此ノ問題ニ付キマシテハ、考ヘテ居ルト云フ
位デハ私ハ面白クナイト思フ、確ニ是ハド
ウシテモシテ眞ハナケレバナラヌコトデア
ルト云フ信念ヲ私ハ持ツテ居ル、ガカラ文
部當局モ信念ヲ持ツテ、本當ニ胸ニ手ヲ當
テテ考ヘテ、力ノアル御答申ヲシテ戴キタイ
ト思フノデアリマス、是ガ私ノ午前中カラ引
續イテ質問ノ案ハ斯クデアラバデアリマス
第七點ハ、是ハ私本會議議決案ニ關シ
ウト思ツテ居ラス、本會議議決案ナカ
タノデアリマス、是ハ本當ニ言ヘバ、議
長ニモ言フベキコトデアリマスケレド
モ、此ノ帝國議會開院式ニハ長多クモ
天皇行幸遊幸バチレマシテ、御答申ヲ
賜フノデアリマス、又議會ニ於テモ御奉
答申上ケルノデアリマスガ、總理大臣ハ
休會開クニ施設方針ノ演說ヲスル時ニ、
政府委員、議員總起立致シマシテ、神宮、

係致スコトデゴザイマスカラ、御意見ハ謹
ンデ拜承致シマシテ、篤ト考慮致シタイ、斯
様ニ考ヘルノデアリマス
更ニ第三點デアリマスガ、一年中ノ或ル
吉日ヲ選ビマシテ太キ神樂ヲ全國民ニ奉
奏シマシテ、之ヲ全國民ノ耳ニ達スルヤ
ニ至ス、其ノ間ニ於テ國民ガ奮然ナル氣
ヲ以テ聖域ヲシテ、此ノ盛運ナル日本國家
ノ精神ヲ體得スルヤウナ機會ヲ與ヘ、其ノ
日一日ヲ聖域シテ聖域上ニモ皇國精神ヲ心
ニ深ク養フヤウニ致シタイト云フ御意見ハ、
洵ニ傾聴スベキ御意見ト思フノデアリマス、
サウシテソレガ爲ニハ全國民カラ御奉錢ヲ
心カラ蓄ンデ奉呈セシムルヤウニシタラ宜
カラウト云フコトデゴザイマスガ、此ノ御
意見ハ非常ニ結構ナ御意見デゴザイマスガ、
事ハ非常ニ重大ナコトデゴザイマシテ、國
民全般ニ關係ヲ致スコトデアリマス、全ク新
シイ御創意デアリマスカラ、更ニ慎重ニ考
慮致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス
○濱地委員 政府ノ御答申ヲ悉キマシテ、
滿足スル次第デアリマス、此ノ大學專門
學校ノ學生生徒ヲ一定ノ期間神宮ニ於テ、
修養セシムルト云フコトハ、太キ神樂ノ奉
奏ヲ全國民ニ致スコト云フコトハ、是ハモウ
研究考慮ヲ要スルマデモナク、分り切ツタ
コトデアリマシテ、政府當局ガ怠慢ニ考ヘ
テ居ツテモ、一年ナリ二年ナリ、三年ナリ
ノ後ニハ、事實斯ウシナケレバナラヌヤウ
ナ事情ニナワテ來ルノデハナカラウカト思
フノデアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ、
是非私ノ申上ケル強イ心持ヲ能ク御承知置
キ下サツテ、御研究セラレンコトヲ御願
シマシテ私ノ質問ヲ打切リマス
○意見政府委員 田中君

○田中委員 私ハ本法案ニ關シマシテ二三點質問シタト思ヒマス、先づ最初ニ御伺シタイコトハ、今回ノ神宮關係ノ都市計畫事業ヲ何故ニ都市計畫事業ニセラレタノデアリカト云フコトヲ私共非常ニ疑フコトデアリマス、各委員カラ申サレマシタ如ク、神宮ニ對スル國民崇敬ノ念ハ、是ハ理窟ヲ以テ言フコトハ出來得ナイ、私共ノ見地カラ致シマシタナラバ、普通ノ施設ト申シマスカ、鬼ノ角普通ノモノデハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ地味ノ見地カラ申シマスナラバ、是ハ宇治山田市ノ地域ニ屬スルト云フヤウナ觀念ヲ棄テマシテ、別種ノ扱ニスベキガ當然デアラウ、又シナケレバナラヌモノデアラウト私ハ考ヘルノデゴザイマスガ、ソレニモ拘ラズ宇治山田都市計畫ニ依ルコトニ致サレマシタノハ、先程他ノ委員カラ申サレマシタ如ク、神宮ニ對スル崇敬ガ少キ足ラナイノデアハアルマイカト云フヤウナ感シテ私ハ起シマシテ此ノ質問ヲスル所以デゴザイマス、殊ニ又内容ヲ見テ參リマス、神宮其ノモノノ宮城擴張ト云フコトガ包含セラレテ居ル、是ハ何モ都市計畫ニ影響ノアルモノデハナイ、ニモ拘ラズ之ヲ都市計畫ニ入レラレタノハドウ云フヤウナ根據ニ依ルノデアラウカ先ヅソレヲ御伺致シマス

○松村政府委員 只今此ノ事業ノ一部分ヲ宇治山田都市計畫トシテヤル理由如何ト云フ御質問デゴザイマシタガ、圖面ニ依ツテ御説明申上ゲタイト存ジマス、此ノ千八百萬圓ノ事業ノ中ニハ、神宮内部ノ建物ノ整備デアルトハ、神宮自身ノ整備ノ事業ガゴザイマスカラ、勿論是ハ都市計畫事業トスルモノデハナイノデアリマス、例ヘバ神域ノ砂防工

事等モ必ズシモ都市計畫事業デシヨウト云フコトハ考ヘテ居リマセス、ソレ等ノ河川改修ノ事業ハ一般ノ事業トシテヤル積リデアリマス、唯併シ此ノ事業ノ中デ最大キナ部分ヲ占メマス參宮道路新設、外宮前ノ宮城ノ擴張、内宮前ノ宮城ノ擴張等ニ之ニ關聯スル參宮道路ノ新設、斯ウ云フ道路ノ事業、廣場ノ事業ガ深山含マレテ居ルノデアリマシテ、是等ノ事業ハ、若シ都市計畫事業デアラナケレバ、必要トスル土地ヲ買収シ、其處ニアラ家屋ヲ移轉スレバ出來ル譯デアリマス、併シソレデハ此ノ事業ノ目的ヲ十分達シ得ナイ、サウ云フコトデハ又非常ニ不公平ガ起キハセスカト云フコトヲ考ヘマシテ、此ノ道路事業、廣場事業ニ併セテ土地區劃整理ヲ行ヒタイ、斯ウ云フコトデアリマス、例ヘバ内宮ニ付テ申上ゲマシレバ、内宮ノ前ノ一番神宮ニ接近シテ居ル場所ハ、最も良イ場所デアリマシテ、非常ニ高貴モ繁昌シ、又地價モ非常ニ高イ所デアリマス、又外宮ノ前モ非常ニ良イ所デアリマス、又只今ノ驛ノ附近モ非常ニ立派ナ場所デアリマス、今後ソレ等ガ取拂ハレハルコトニ相成ツテ參リマスガ、取拂ハレタル後ニ於ケル地形ガ著シク變ルノデゴザイマシテ、サウスレバ今申上ゲマシタヤウニ、是ガ普通ノ土木事業デアレバ、其ノ非常ニ良イ土地ニ居ツタ人ハ行ク所ヲ失フト云フ結果ニ陥ツテシマフシ、今マデヤツテ居タ商賣ガ出來ナイト云フコトニ相成リマシテ、今度外宮ノ前ニナツタ場所トカ、或ハ内宮ノ新シイ廣場ノ一番前ニ接近シタ所ニ居ルコトニナツタ人ハ、眞實其處ニ居ツタト云フコトノ爲ニ、非常不利ヲ受ケ、而シテ一

方ハ非常ナ損失ヲ蒙ルト云フコトニナリマシテ、非常不公平ガ起ル譯デアリマス、ソコデ土地區劃整理ヲシテ、一番良イ所ニ居ツタ人ニハ今度モヤハリ良イ場所ヲ與ヘテヤル、又新シイ驛ガ出來マシテ、其處ニ立派ナ市街地ガ出來ル譯デアリマスガ、サウ云フ所ニハ以前良イ位置ニ居ツタ人ヲ配置シテヤルヤウニスレバ、非常ニ公平デアリマシテ、神宮施設調査會ニ於キマシテモ其ノ點ニ付テハ強イ御希望ガアリマシテ、決シテ其ノ間ニ不公平ガナヤウニ、成ベク其ノ邊ヲ公平ニヤルヤウナ事業方法ヲ執ルベシト云フヤウナ御意見ガアリマシテ、サウシテ茲ニ區畫整理ヲ始メルヤウニ相成ツタ次第デゴザイマス、即チモウ少シ具體的ニ申上ゲマシレバ、例ヘバ五十鈴川ノ右岸ノ驛町一帶ニ相當ノ人家ガゴザイマスガ、是モ全部移轉スルコトニナフテ居リマス、此ノ人達ニハ新シイ土地ヲ與ヘナケレバナリマセス、又宮城ニ接近シタ部分デ非常ニ高貴ノ繁昌シテ居ル者モ全部移轉シナケレバナリマセス、之ヲ一九九シテ茲ニ新シイ町ヲ造ツテヤリマシテ、適當ニ立派ナ市街地ヲ造ル、又外宮ノ前ニアリマシテモ新シイ驛、新シイ廣場、立派ナ道路ガ出來マス、又電車道モ別ニ造ラレト云フ譯デ、此ノ一帶ガ非常ニ變化致シマシマシテ、此ノ一帶土地區劃整理致シマシテ、サウシテ民家ヲ合理的ニ配置スル、東京ノ大震災後ノ整理ノヤウナ工合ニナラウ、サウスレバ此ノ間ニ立派ナ道ガ出來マシタナラバ、必ズ其處ニ立派ナ建物ヲ造ラシメテ建シナイ、建築様式ニ於テモ、成

ベク宇治山田ニ相應シイ建物ニセヨト云フ御意見ガゴザイマシタガ、新シイ道路ニ沿ヒマシテ家ヲ造ル場合ニハ、ソレ等ノ建築様式ニ付テモ十分或ル様式ヲ決メテ、ソレニ從ツテ家ヲ造ルヤウニスル、サウシテ市街地ガ整然ト出來マシレバ、神宮ノ尊嚴モ自ラ保持セラレ、今朝程モ御話ガゴザイマシタガ、驛ヲ降リテ、其ノ周圍ヲ見レバニシヨウ、サウ云フ意味ニ於キマシテ土地區劃整理ヲヤリタイ、斯ウ云フ考デゴザイマシテ、其ノ爲ニ之ヲ都市計畫事業トシテ實行スル、斯ウ云フ風ニ相成ツタ次第デゴザイマス

○田中委員 此處ニ「神宮關係施設整備費年度別」トシタ中ニ、神宮其ノモノニ關スル所ノ費用ガ入ツテ千八百三十八萬一千圓トスルコトヲ示シテ居ルヤウニ承知シタノデアリマスガ、今ノ御説明デハ神宮其ノモノハ都市計畫事業トスルノチヤナイト云フ御意見ナノデアリマセウカ、此ノ御説明ヲ見マス、例ヘバ外宮ノ東側擴張整備費十萬圓トカ色々書イテゴザイマスガ、是等ハヤハリ都市計畫事業デオヤリニナルノデセウカ、其ノ邊少シ明瞭ヲ缺クヤウニ思ヒマスカラ御説明ヲ願ヒマス

○松村政府委員 神宮關係施設整備費年度別トシテ九頁カラ十一頁ニ書イテアリマス、此ノ中ニハ、都市計畫事業デヤルモノトチヤナイモノト兩方入ツテ居リマス、即チ例ヘバ建築物ノ整備デゴザイマスガ、勅使館ノ新設或ハ祭主官舎ノ移轉改築、斯ウ云フモノハ勿論都市計畫事業デヤルモノデハゴザイマセス、ソレカラ五十鈴川水邊遊藝場ト云フモノモ都市計畫事業デハゴザイマ

多クノ浸水地域ノ水害ヲ免レサセルコトニナリマスカラ、普通河川ノ改修ノ利益ト同ジヤウナ利益ヲ此ノ地域ノモノガ受ケル譯デアリマスカラ、之ニ付テハ當然宇治山田市ガ或ル程度ノ負擔ヲスルコトガ正シイノデアリカト考ヘラレマシテ、ソレ等ノモノニ付テハ宇治山田市ニ負擔シテ貰フ、勿論負擔率ニ付キマシテハ普通ノ土木事業ノ率ニ依ルモノモアリマスケレドモ、普通ノ土木事業費ノ補助ヨリモ幾ラカ國ノ負擔ヲ多クスルト云フ考デヤウテ宜イノデアリカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ第二條ヲ置イタ次第デアリマス

セス、此ノ中ニハ都市計畫事業デヤルモノト、チヤナイモノト兩方混ツテ居リマシテ、判然ト區別出來ルカト云フト、中ニハ判然區別出來ナイモノモゴザイマスノデ、豫算ノ執行ニ當リ都市計畫事業デ進ムヲ宜シトスルモノダケヲ都市計畫事業トシテヤリタイ、サウ云フヤウニ考ヘテ居リマス

○田中委員 サウ致シマス、前同ノ民有地買収ト云フヤウナモノハ都市計畫事業ニナルノデスカナラナイノデスカ

○松村政府委員 神域ノ擴張ハ或モノハ都市計畫事業デヤリタイト考ヘテ居リマス

○田中委員 ドウモ私共ノ區別ガ判然シナイト思フノデス、ソレデ展開ヲ起シタノデスガ、私ノ間ハントスル所ハ土地區劃整理ノ問題デハナクシテ、何故ニ神宮ニ關スルコトヲ都市計畫事業ニセラレタカト云フコトノ質問デアラウテ、此ノ中ニズツト書イテアルコトヲ神宮ニ直接關係スルモノト、ソレカラ純然タル都市計畫事業ニ屬スルモノト、ソレカラ其ノ中間ニ位スルモノガアルラシイデスガ、ソレ等ヲ引括メテ都市計畫事業ト云フヤウナ御説明デゴザイマシタカラ、サウ云フ質問ヲシタノデス、今ノ御説明ニ依リマス、如何ナル事業ヲ都市計畫事業デヤルノカト云フコトガ結局今ノ所ハ分ツテ居ナイ、斯様ニ解釋シテ宜シウゴザイマス

○松村政府委員 都市計畫事業デヤル方ガ宜イトハワキリシタモノモアリマス、チヤナイトハワキリシタモノモアリマス、又其ノ中間ニ位スルモノデ、ドウチガ宜イト云フコトハ實際ノ運用上デチヤナケレバチヤナモノアルト思ヒマス、例ヘバ圖面デ御説明申上ゲマシタ、館町ニ人家ガゴザイ

マス、此ノ一帶ノ買収費ハ此ノ豫算ノ中ニ宮城ニ接スル館町平坦地帯ノ買収費ト云フモノガゴザイマスガ、此ノ平坦地帯ノ買収ヲ都市計畫事業デヤル必要ハナイト思フテ居リマス、併シ此處ニ民家ガゴザイマス、此ノ民家ノ部分ハ都市計畫事業デ一掃ニナレバ新シイ地帯ヲコナラニ與ヘルコトガ出來マス、此ノ建物ニ付テモ移轉費ケケケヲヤツテ移轉シテ買フコトガ出來ル譯デアリマシテ、是等ニ付テハ場合ニ依ツテハ一掃ニ土地區劃整理デヤル方ガ便利デアラウト云フモノモアルカト思ヒマスカラ、ソレハ兩者判然セスノデ、實際ノ施行ニ當ツテ適當ニヤラナケレバナラヌモノモアル、斯ウ云フヤウニ申上ゲタ次第デアリマス

○田中委員 先程モ濱地帯ガ質問シタノデスガ、サウナラバテラ、内容ガ分ラヌヤナコトニ思ヒマセ、例ヘバ第二條ノ關係ニ於キマシテ、關係公共團體ヲシテ費用ヲ負擔セシムルト云フコトニ付キマシテモ、主體ノ事業ガ分ラナケレバ、公共團體ニ負擔セシムルノガ善イノカ悪イノカト云フ問題モ起ツテ來ナイヤウナ譯デア、物ニ依ツテハ或ハ公共團體ニ負擔セシメテモ宜イモノモアラウシ、惡イモノモアルラウシ、斯ウ云フヤウナ關係ニナツテ來ルノデスガ、事業ノ範圍ト云フモノガ不明確デアレバ、隨テ費用ノ負擔モマダ決マテ居ナイト云フヤウニ承知シテ宜ウゴザイマセウカ

○松村政府委員 第二條ノ費用ノ負擔ニ付テハ午前ニ一寸御説明申上ゲマシタガ、例ヘバ國道ノ改修ガゴザイマス、ナハリ國道ヲ御説明申上ゲマシタ、國道ノ改修ハ官用ノ向フカラ始マリマシテ、宇治山田市内ニ

入ツテ來テ、此處デ外宮前ノ表參道ニブツカル、外宮ノ參道ヲ經テ御幸道路ヲ通りマシテ、外宮ノ改修ガゴザイマス、此ノ國道ノ改修ノ中デ官用ヲ渡ラテ宇治山田市内ニ參リマスル部分ノ中ニ、例ヘバ此ノ第二期事業ニ屬スル青イ部分ノ如キハ、勿論是ハ神宮ニ密接ナル關係ガアリマスルケレドモ、併シ一般ノ國道ノ負擔ト考ヘテ見マシテ、此ノ道路ハ神宮ニ關スルノミノ道路ト云フノデナクシテ、三重縣ナリ、宇治山田市自體ガ普及モ利用シ又ソレニ依ツテ相當利益ヲ受ケル譯デアリマスカラ、是等ノ費用ニ付テ或ル程度ノ負擔ヲシテ差支ナイ、斯ウ云フヤウニ見ラレレモノデアリマス、其ノ他府縣道ガアルト致シマス、斯ウ云フ府縣道ニ付テモ是ハ勿論神宮關係施設ヲアル爲ニ此ノ改修ヲアル譯デアリマスケレドモ、是等ノ如キモドフチカト云フト、極メテ地方的ノ道路デアリマシテ、或ル程度マデ是等ニ付テハ地元ノ經費ヲ負擔シテモ宜イト考ヘラレレモノガアル譯デアリマス、ソレカラ此處ニハ小サイ路線ハ入ツテ居リマセスガ、區劃整理ヲヤリマシテ、幹線道路ノ外ニ小サイ道路ヲヤラナケレバナラヌト思ヒマス、枝道ヲヤラナケレバナラヌト思ヒマス、其ノ枝道ニ付テハ勿論神宮關係ノ施設ヲヤルカラニハ當然チヤナケレバナラヌ事業デアリマスケレドモ、平常ノ利用ハ地元ノ宇治山田市ガ利用スル譯デアリマスカラ、其ノ費用ヲ地元ニ於テ或ル程度ノ負擔ヲスルコトハ寧ろ適當デアリカ、斯ウ云フヤウニ考ヘラレマス、或ハ五十鈴川ノ改修ハデゴザイマスガ、上流ノ赤イ部分ノ改修ハ全額國庫デ改修スベキモノデアリマスガ、下流ノ改修ハ、之ヲ改修スルコトニ依ツテ

○松村政府委員 第二條ノ費用ノ負擔ニ付テハ午前ニ一寸御説明申上ゲマシタガ、例ヘバ國道ノ改修ガゴザイマス、ナハリ國道ヲ御説明申上ゲマシタ、國道ノ改修ハ官用ノ向フカラ始マリマシテ、宇治山田市内ニ

テ居リマス、此ノ方ガ眞ニ公平デアリマシ
テ、若シ御話ノ通りニ唯移轉先ダケ區劃整
理ヲナリサヘスレバ宜イデハナカト云フ
コトニナリマスト非常ニ困難ナ事業ニナツ
テ來ルシ、又ソレデハ中々土地區劃整理ハ
實行困難デハナイカ、寧ろ私達ガ考ヘテ居
リマスル土地區劃整理ノ方ガ實行ガ容易デ
アリ、極メテ公平ニ行クノデハナイカ、斯
ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○田中委員 是ハ意見ニ互リマスカラ止メ
テ置キマスガ、先程濱地君モ言ヒマシタガ、
是ハ水道ノ問題デ失望スルドコロノ話デハ
ナイ、是ハ非常ニ地元ガ失望スルヤウナ結
果ニナルト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キマ
ス、ノミナラズ此ノ第四條ノ規定ニ依ツテ
見マシテモ非常ニ損害ヲ補償スル人間ガ狭
クナツテ居リマス、土地收買法ノ場合等ニ於
キマスル抵償權者ノ救済トカ云フモノハ之
ニ依ツテハ何等救済出來ナイ、唯五條、六
條ニ依ツテ抵償權者ハ其ノ補償金ニ對シテ
求償權ヲヤウナモノヲ起シ得ルダケデアリ
マシテ、此ノ點モ私ハ非常ニ不備デアツテ、
土地收買法ト同ジク抵償權其ノ他ヲ補償セ
ラレルノガ正當デアラウト思ヒマスガ、是
等ノ事柄ハ申上ゲテ置キマス、神宮關係特別都市計畫法ニ付キマシテ
ハ是位ニシテ置キマス

次ニ都市計畫法ノ改正ニ付テ御致シマ
スガ、此ノ度防空ヲ御入レニナリマシテ、
都市計畫事業トシテ防空事業モヤルノデア
ルト云フコトヲ明確ニシタト云フ御説明デ
ゴザイマシテ能ク分リマシタ、防空ノ施設
ヲ都市計畫ニ御入レニナルト云フコトハ至
ツテ必要ナ事柄デゴザイマシテ、私共非常
ニ賛成ヲスルノデゴザイマス、實際此ノ度

ノ支那ノ戰爭等ニ參テ見マス、防空施
設ノ必要ナルコトハ顯著ナモノデアツテ、
議論ノ餘地ハナイ、ソコデ我國ノ防空對策
トシマシテハ一體ドウ云フコトガヤラレテ
居ルカト云フコトヲ見テミマス、殆ド何
等ヤラレテ居ナイ、考ヘラレテモ居ナイト
云フヤウニ判斷スルノガ正當デアラウト思
フノデアリマスガ、此ノ防空ノ手段ト致
シマシテハ固定ノ施設ニ依ルモノモアリ
マセウシ、或ハ防空訓練ニ依ルモノモアリ
マセウシ、防空訓練ニ關シマシテハ、
防空法ガ相當規定シテ居リマスガ、固定
ノ施設ニ對シマシテハ何等ノ方針ガナ
イ、或ハ是ハ政府ガヤルモノデアルカ、或
ハ公共團體ノ負擔デヤルモノデアルカト云
フヤウナコトガ少シモ明確ニナツテ居リマ
スガ、將來都市ニ於ケル所ノ固定ノ防
空施設ハ一體ドウ云フヤウナ方針デ、ドウ
云フヤウナ事柄ヲ何人ヲシテ執行セシムル
カト云フヤウナ御方針ガアレバ承リタイ
ト思フノデアリマス

○松村政府委員 先程ノ問題デ、モウ是ハ
答辯シタクテモ宜イカト思ヒマスケレドモ、
土地區劃整理ノ結果地上權者トカ、或ハ買
借人トカ云フモノニ付テノ利益ガ侵害サレ
ル虞ハナイカト云フ御等ガアリマシタケレ
ドモ、此ノ點ハ併地整理法ノ準用其ノ他關
係法規ノ運用ニ依リマシテ、十分遺憾ナイ
ヤウニ努メテ居リマスシ致シマスノデ、御
心配ノヤウナコトハナイヤウニ致シタイ、
斯ウ考ヘテ居リマス

次ニ都市ノ防空ノ施設デゴザイマスガ、
御話ノ通り我國ノ防空ニ付キマシテハ未ダ
十分ノ施設ガゴザイマセヌノデ、非常ニ吾
吾モ心配致シテ居リマス、御話ニモアリマ
シタ通り、一方ニハ人的設備ノ充實ヲ圖ル、
即チ防空訓練等ニ依ル方面ト共ニ、防空ノ
物的施設ヲ充實スルト云フ方面ト、兩方ア
ラウカト思ツテ居リマス、之ニ付キマシテ
ハ防空法施行後日ガ淺イノデゴザイマスガ
レドモ、鋭意其ノ方針ヲ陸海軍省トモ相談
致シマシテ決メテ居ルヤウナ次第デゴザイ
マスガ、都市ノ防空施設ニ付キマシテハ積
極的ニ防空施設アル所ノ或ハ高射砲陣地
ニナルモノトカ、チウ云フモノニ付キマシ
テハ極力都市計畫事業等ニ依リマシテ、或
ハ公園綠地廣場等ノ増設ヲヤウテ居リマス、
是ハ既ニ御覽ヲ經マシテ昭和十三年カラ
毎年多少ツツノ補助ヲ出シテ都市自身ヲシ
テヤラシメテ居ルヤウナモノモゴザイマス、
消極的ニ防空、即チ受身ノ防空ト申シマス
カ、サウ云フヤウナモノカラ申シマス、
何ト致シマシテモ都市ヲ燃エナイヤウナ
ノニスル、即チ防火ノ完全ナ都市ヲ造ル
ト云フコトガ我國ノ都市トシテハ第一義デ
アラウト思ツテ居リマス、之ニ付テハ建物
自身ヲ燃エナイヤウニスル必要ガアルノデ
アリマスガ、是ハドウシテモ各個人ニ今後
ヤウテ責ハナケレバナラス、斯ウ考ヘテ居
リマス、又各個人ノ家ニ、例ヘバ敵方機雷ヲ
投下致シマス時ニ、女子子供其ノ他ノ人ガ
避難ヲスル地下ノ防護室ト云フヤウナモノ、
或ハ防空壕ト云フヤウナモノ、或ハ地下室
ト云フヤウナモノハ、是ハ各個人ニ造ツテ
貰フコトガ必要ガアラウト考ヘテ居リマス、
唯政府ハソレ等ノ防空施設ニ對シテ公共的
ニ防護室、即チ例ヘバ公衆ガ入ル防護室等
ニ付キマシテハ多少ノ補助ヲ致シマシテ、
只今完成ヲ致シテ居リマス、各個人ガ使ヒ
マスルモノハ、各個人ノ負擔ニ於テヤラセ

ルコトガ適當デアルト考ヘテ居リマシテ、
今後ソレ等ノ施設ヲ獎勵シタイト考ヘテ居
リマス、公共的ニ防護室ノ一ツノ例ト致シ
マシテ、例ヘバ地下道ヲ平素造ツテ置キマ
シテ、平常ハ交通ノ用ニ供シテ、イザト云
フ時ニハソレヲ防護室ニ使フトカ云フヤウ
ナモノニ付キマシテハ、公共團體ヲシテ造
ラシメル、本年モ僅カデハゴザイマスガ、
東京、大阪、吳等ニ極ク一部分ノ地下道ヲ
造ル補助費ヲ計上シテ居ルヤウナ次第デゴ
ザイマス、將來斯ウ云フモノハ積極キヤウ
チカケレバナラスカト考ヘテ居リマス、
道路ヲ擴ゲルトカ、或ハ公園ヲ擴張スル、
廣場ヲ設ケル、或ハイザト云フ時ニ水道ノ
水ガ止マルヤウナ處ガアリマスルノデ、貯水
槽ト申シマスルカ、プールト申シマスル
カ、自然ノ水ヲ溜メテ置ク施設ヲスルト云
フコトモ非常ニ必要デゴザイマスガ、是等
ニ付テハ政府ノ補助費ヲ一部與ヘテ居ルモ
ノモゴザイマシテ、鋭意擴張ヲ致シテ居ル
ヤウナ次第デゴザイマス、是等ニ付テハ都
市自身ノ費用ヲ以テヤラシメタイト考ヘテ
居リマス、今年ノ豫算デモ是等ニ對スル補
助費ヲ、多少デハゴザイマスケレドモ計上
シテ、都市ヲシテヤラシメテ居ル次第デゴ
ザイマス、水道デアルトカ、或ハ瓦斯デア
ルトカ、サウ云フヤウナ施設ニ付キマシテ
ハ、各其ノ施設自身ニ於テ防空施設ヲ講
ジテ貰フヤウニ致シテ居リマス、水道ノ如
キモ成ベク其ノ重要ナルモノヲ分散的ニ造
ツテ、一箇所ヲヤラレマシテモ、他ノモノ
ヲ旨ク使ヘバイザト云フ時ニハ因テラスヤ
ウナ施設ヲヤラセルトカ云フヤウニ、重要ナ
施設ハ成ベク分散シテ置クト云フヤウナコ
トデ、サウ云フコトハ各公共事業自身ニ

ク地下工作物ヲ施設スル場合ニ於キマシテ
ハ、其ノ者ニ對シテ、防空上必要ナル所ノ
構造ヲ命ズルト云フヤウナ御計畫カアルガ
如クニ承リマシタ、是ハ私ハ政府ガ下ノ程
度マデオヤリニナラテ居ルカマダ分リマセ
ヌガ、實ニ修繕ナ制度デ、今地下道ヲ設ケ
ルト云フヤウナ場合ニハ、是ハ上カラ爆彈
ガ來テモ構ハナイヤウナ構造ニ於テ築造セ
ナケレバ地下道ハ許サナイノデアルト云フ
ヤウナ御方針ノ如ク伺ヒマシタガ、ソレハ
誤リデアレバ結構デスガ、其ノ點ニ關シマ
シテ併セテ御意見ヲ承リマス

○松村政府委員 防空施設ノ國庫補助、或
ハ國自身ガ負擔シテヤル方ガ宜イト云フヤ
ウナコトニ付キマシテハ、御意見ノヤウナ
趣旨ハ私達モ至極同意ニ考ヘテ居リマス、
今日ノヤリ方ハ政府ガ國庫補助ヲヤリマシ
テ指導シテヤラシメルト云フヤウナ方法デ
ハ中々實現ガ難カシウゴザイマス、出來
レバ御話ノヤウニ政府ニ於テ相當ノ豫算ヲ
組ンデヤラシムルノヤウニ云フコトガ一番實現
ハシ易イカト思ハレマス、併シマア政府財
政ノ都合モゴザイマスノデ、ソレ等ニ付キ
マシテハ今後防空法ノ改正等ト併セテ一ツ
國庫ノ補助、或ハ政府自身ニ於テヤル、或
ハ公共團體自身デヤルト云フコトニ付テ能
ク研究シテ實現ヲ圖リタイト考ヘテ居リマ
ス、防空法ニ付キマシテハ現在不備ナ點ガ
多クアリマスルシ、歐羅巴諸國ノ此ノ度ノ
戰爭ノ結果等ヲ見マシテモ、其ノ忽セニス
ベカラザルコトガハワキキリ致シマシタノデ、
是等諸國ノ事情モ十分斟酌シタ上デ、我國
ノ防空ニ關スル大キナ方針ヲ決メタイ、斯
ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

於テヤルヤウニ、其ノ方法等ニ付テ研究中
デゴザイマス、其ノ他工場等ニ付キマシテ
ハ、工場自身ヲシテ十分ノ防空施設ヲ充實
セシメルト云フ方針ノ下ニ、工場毎ニ防
空施設ノ研究ヲヤラセマシテ、今後段々
ナラシテ行キタイト考ヘテ居リマス、今度
ノ都市計畫ノ改正デ、綠地ノ規定ガ追加サ
レルノデゴザイマスガ、是等モ多少國庫補
助ヲ致シマシテ、又或ハ國庫補助ヲシナク
テモ、都市自身デヤラシムルノヤウニ
擴張シテ貰フヤウニ致シタイ、斯ウ云フヤ
ウニ考ヘテ居リマス、大體サウ云フコトデ
ゴザイマス、尙ホ御質問ニ依リマシテ御答
申上ゲルコトニ致シマス

○田中委員 防空ノ固定ノ設備ニ關シマシ
テハ、私ハモウ少シ國家ガ相當ノ助成策ヲ
御執リニナルカ、國家自ラガオヤリニナル
ノガ適當デハナイカ、殊ニ都市計畫法ヲ施
行スルヤウナ都市ニ於キマスル所ノ固定ノ
施設ハ、是ハ公共團體ニヤラセルト仰シヤ
イマシテモ到底出來得ナイ、勿論個人ガ自
發的ニヤル個人ノ防護室ハ出來ルカモ分リ
マセヌ、併シナガラ吾々ノ憂ヘル所ノモノ
ハ所謂公共的ノ防護施設デス、是等ハ今ノ
御話デハドノ位ナ豫算デオヤリニナツテ居
ルカ知リマセヌガ、吾々ハマダ東京ニ於テ
見受ケルコトガ出來マセヌガ、地方ノ團體
ニヤラシメテ、サウシテ國家ガ助成ヲスル
ト云フヤウナ手置イコトデハイケンナイノデ
アツテ、少クとも是ハ國家自ラガ大規模ナ
計畫ノ下ニヤラレルトコトニナルノガ適當
ラウト思ヒマス、其ノ邊ニ關スル政府ノ根
本的ノ御考ヲ御示願ヒタイト思ヒマス、或
ハ私共承リマスル所ニ依リテ、是ハ内務省
ノ立案カ、軍部ノ立案カ知レマセヌガ、近

ク地下工作物ヲ施設スル場合ニ於キマシテ
ハ、其ノ者ニ對シテ、防空上必要ナル所ノ
構造ヲ命ズルト云フヤウナ御計畫カアルガ
如クニ承リマシタ、是ハ私ハ政府ガ下ノ程
度マデオヤリニナラテ居ルカマダ分リマセ
ヌガ、實ニ修繕ナ制度デ、今地下道ヲ設ケ
ルト云フヤウナ場合ニハ、是ハ上カラ爆彈
ガ來テモ構ハナイヤウナ構造ニ於テ築造セ
ナケレバ地下道ハ許サナイノデアルト云フ
ヤウナ御方針ノ如ク伺ヒマシタガ、ソレハ
誤リデアレバ結構デスガ、其ノ點ニ關シマ
シテ併セテ御意見ヲ承リマス

○松村政府委員 防空施設ノ國庫補助、或
ハ國自身ガ負擔シテヤル方ガ宜イト云フヤ
ウナコトニ付キマシテハ、御意見ノヤウナ
趣旨ハ私達モ至極同意ニ考ヘテ居リマス、
今日ノヤリ方ハ政府ガ國庫補助ヲヤリマシ
テ指導シテヤラシメルト云フヤウナ方法デ
ハ中々實現ガ難カシウゴザイマス、出來
レバ御話ノヤウニ政府ニ於テ相當ノ豫算ヲ
組ンデヤラシムルノヤウニ云フコトガ一番實現
ハシ易イカト思ハレマス、併シマア政府財
政ノ都合モゴザイマスノデ、ソレ等ニ付キ
マシテハ今後防空法ノ改正等ト併セテ一ツ
國庫ノ補助、或ハ政府自身ニ於テヤル、或
ハ公共團體自身デヤルト云フコトニ付テ能
ク研究シテ實現ヲ圖リタイト考ヘテ居リマ
ス、防空法ニ付キマシテハ現在不備ナ點ガ
多クアリマスルシ、歐羅巴諸國ノ此ノ度ノ
戰爭ノ結果等ヲ見マシテモ、其ノ忽セニス
ベカラザルコトガハワキキリ致シマシタノデ、
是等諸國ノ事情モ十分斟酌シタ上デ、我國
ノ防空ニ關スル大キナ方針ヲ決メタイ、斯
ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

何等ノ法規等モナイノデゴザイマシテ、御
話ノヤウニ若シ例ヘバ地下道ヲ造ル場合ニ
ハ此ノ位ノモノニシタラドウダラウト云フ
ヤウナ、チウ云フ研究ハ只今致シテ居リマ
ス、併シ又之ヲ必ズシモ強調スルカドウカ
ト云フコトニ付テハ決マテモノゴザイマ
セヌ、若シ強調スルナラバ、經濟的ニ引合ハ
ナイ部分ニ付テハ國庫ナリ、公共團體ナリ
デ助成ヲスルト云フヤウナ方法モ考ヘナケ
レバナラスカト思ヒマス、或ハ又サウ云フ
何程ノ爆彈ニモ耐ヘ得ルヤウナ絕對安全ナ
地下道ト云フヤウナモノガ出來得ルカドウ
カト云フ點ニ付テモ疑問ガゴザイマスガ、
或ルモノニ付テハ或ル程度ノ強度デ我慢
スルト云フヤウナコトモアルカト思ヒマス
ガ、ソレ等ニ付テハ今後モツト研究ヲ致シ
マシテ、防空法ノ改正、其ノ他ト關聯致シ
マシテ方針ヲ決メタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘ
テ居リマス

○田中委員 御意見ノアル所ハ能ク分リマ
シタガ、私共ガ見テミマスルト、國民ニ對シ
テ防空訓練ハ、マア是ハ言葉ガ惡イカ知レ
マセヌガ、聊カ非常識ニ互ルヤウナ點デ喧
シク言ツテ居ラレル、サウシテ固定ノ施
設ニ對シテハ國家ハ餘リヤラナイ、餘リド
コロデハナイ、未ダニ方針モ御決メニナツ
テ居ナイト云フヤウナコトハ、私頗ル遺憾
ト思ヒマスカラ、今後一ツ早ク國策ヲ御立
テニナランコトヲ切望シテ置キマス

第六期第十五號 神宮關係特別都市計畫法案外一件委員會議錄 第二回 昭和十五年三月二十二日

ト云フコトヲ行政官廳ガ告示セラレマスル
コトニ依ツテ、アノ圖面ニ書イテアルモノ
ガ道路トシテノ法律上ノ效果ヲ持ツテ、ア
ノ土地ニ對シテハ家ヲ建テルトコトハ出来
ナイト云フノガ現行ノ制度デアリマシテ、私
共ハ都市計畫ノ立法ト言ハレル點ハ茲ニア
ルト云フヤウニ認メテ居ルノデゴザイマス、
今回、神宮都市計畫モ東京ノ都市計畫モ同
ジヤウナ非難ヲ受ケテ居ル、行政官廳方面
上ニ棟ヲ引張ツテ告示スレバ、ソレニ依
テ家ヲ建テルトコトガ出來ナイ、或ハ假ニ建
築物シカ出來得ナイト云フヤウナコトハ一
ツ改メテ貰フト云フコトハ、是ハ非常ニ民
衆ガ希望シテ居ル所デゴザイマス、之ニ關
シマシテハハナリ勅令モ改正セズ、從前同
様ニオヤリニナルト云フ御意見デアリマセ
ウカ、ソレヲ一ツ御致シマス

○田中委員 ソレガ政府當局ト吾等ト非常ニ意見ヲ達スル所デアリマス、若シ解決メニナリマシテ、神都計畫ノ完成スルノガ十年先、十年先マデ現ニ角沿道ノ土地ハ所有權行使ハ一部制限セラレ、金ハ一文モ賈ハナイ、永久ノ建造物ヲ建テルコトハナラナイ、木造「バラック」シカ許サナイ、コトナコトヲシテ、私ハマダ此等ノ事、コトナコトヲシテ、何トナレバ、斯ク云フ計畫ガアルノコトヲ示サレ、コトナコトニ依テ、私ハ附近ノモノガ相當考ヘルデアラウト思フデアリマス、又ソレガイカナイ、サウ云フコトハシナイノデアラウト云フヤウナコトニナリマスナラバ、土地收用法ト同ジヤウナ、其ノ土地ニ面シテ居ル所ノモノニ對シテ一種ノ制限ヲ加ヘル、家ヲ建テルコトハナラス、或ハ假設デナケレバナラスト云フヤウナコトニシタトモ宜イノデハナカラウト思ヒマスガ、此ノ點十分考テ、コトニシテ、私ノ質問ハ打切ラテ置キマス

○長野委員 今同ノ事業ハ極メテ神聖ナ仕事デアリマスカラ、政府ニ於テ此ノ事業ヲ遂行スルニ當テハ、其ノ關係者ハ勿論デアリマスガ、一般國民何人ニモ不平等カス、不平等アル、或ハ先程田中君ノ言ハレマシヤウニ、地元民ガ失望スルコト云フヤウナコトガアリマシテハ相成ラズト存ズルノデアリマスガ、今回ノ神都擴張ノ仕事ハ、當局ノ御説明ニ依リマス、土地區劃整理ニ於テ之ヲヤウテ行カウ、ソコデ土地區劃整理ハ耕地整理法ニ依ル點ガ多イノデアリマスガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテ、餘

程研究ヲ要スルノデハナイカト思フノデアリマス、吾等ガ管テ帝都ノ復興ニ直面致シマシテ、ヤハリ政府ハ帝都復興ノ特別都市計畫法ニ於キマシテモ土地區劃整理ヲ用ヒタリデアリマス、而モ此ノ土地區劃整理ハ大體耕地整理ノ方デアル、耕地整理ノ方ハ言フマデモナク、田舎ノ田圃デアルトカ、畑デアルトカ云フモノヲ整理スルニ限ラズ、而モ帝都ノ一帯ニ至リテハ、耕地整理ノ方デアルコト云フヤウナ場所ニ之ヲ適用スルコト云フコトハ、極メテ重要ナリ方デアラウト、ソコニ幾多ノ問題ヲ生ジテ來タコトハ、其ノ仕事ニ從テ、神都計畫ハ未ダ御記憶ガ新ナコトト存ズルノデアリマス、ソコデ今回ノ論議ノ中心トナワテ居リマスル點ハ、ヤハリ先程カラモ拜聴シテ居リマス、第四條或ハ第五條ノ問題デアリマス、第一ニハ第五條ノ規定ニ於キマシテ、此ノ仕事ヲ行ハルニ於テ道路デアルトカ、廣場デアルトカ或ハ公園デアルトカ、新橋チモノヲ取リマシテ、多ク、土地ガ必要デアリマス、而モ其ノ土地ガ所屬地主ト申サス、個人ノ宅地ガソレヲ取リマシテ、是ハ一割以上超過シタ場合ニハ、其ノ超過シタ部分ニ對シテ補償スルコト云フノデアリマスカラ、之ヲ言換ヘテ申サスナラバ、一割ハ無償ニ沒收スル、或ハ寄附ヲ命ゼラレ、斯ク云フコトトナルノデアリマシテ、而モ是ハ先年帝都ノ復興ヲヤリマシタ時ニモ相當問題ニナリマシテ、或ハ學者、專門家等ニ於キマシテハ、是ハ憲法違反デアルト云フヤウナ議論ガ随分ヤカマシクナリマシタ、此ノ復興ノ完成事業ト云フヤウナモノノ遂行ニ、相當支障ヲ來シタ

○長野委員 今同ノ事業ハ極メテ神聖ナ仕事デアリマスカラ、政府ニ於テ此ノ事業ヲ遂行スルニ當テハ、其ノ關係者ハ勿論デアリマスガ、一般國民何人ニモ不平等カス、不平等アル、或ハ先程田中君ノ言ハレマシヤウニ、地元民ガ失望スルコト云フヤウナコトガアリマシテハ相成ラズト存ズルノデアリマスガ、今回ノ神都擴張ノ仕事ハ、當局ノ御説明ニ依リマス、土地區劃整理ニ於テ之ヲヤウテ行カウ、ソコデ土地區劃整理ハ耕地整理法ニ依ル點ガ多イノデアリマスガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテ、餘

デアリス、是方如何ニ其ノ後解決シタカ存ジマセスガ、恐ラク此ノ問題ハ政治的ニモ、或ハ法律的ニモ未解決ノ儘デアナイカト思フノデアリマス、私ハ今回ノ此ノ事業ヲ行ハレルトコトニ付キマシテハ、斯様ナ一割ヲ無償ニ提供セシメルト云フヤウナコトヲ御用ヒニナラナイデモ、他ノ方法ガアワクノデアリカト云フヤウニ考ヘルノデアリマス、即チソレハ、農林省ノ時ニ、例ヘバ一割ヲ公園ガ出来ルノデアリマスカラ、宅地ノ利用價值ガソレダケ増スノデアル、即チ價格ガ非常ニ騰貴ヲ致スノデアリマスカラ、其ノ政府ガ得ントスル、即チ一割ニ相當スル價格ト云フモノヲ整理前ノ土地ニ較ベテ、整理後ノ一割ニ指數ト申サス、土地ノ價格ノ指數ハソレダケ吊上ゲテ置イテ徵收或ハ交付ノ事務ヲナサナラバ、私ハ斯様ナ憲法違反ト云フヤウナ議論ノアルヤウナモノヲ其ノ御用ヒニナラナイデモ、固置ニ其ノ目的ガ達成セラレルノデアナイカト思フノデアリマス、此ノ點ニ對シテ、私ハ御用ヒニナラナイデアリマス

○長野委員 今同ノ事業ハ極メテ神聖ナ仕事デアリマスカラ、政府ニ於テ此ノ事業ヲ遂行スルニ當テハ、其ノ關係者ハ勿論デアリマスガ、一般國民何人ニモ不平等カス、不平等アル、或ハ先程田中君ノ言ハレマシヤウニ、地元民ガ失望スルコト云フヤウナコトガアリマシテハ相成ラズト存ズルノデアリマスガ、今回ノ神都擴張ノ仕事ハ、當局ノ御説明ニ依リマス、土地區劃整理ニ於テ之ヲヤウテ行カウ、ソコデ土地區劃整理ハ耕地整理法ニ依ル點ガ多イノデアリマスガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテ、餘

トカ、荷物ヲ置クトカ、云フヤウナコトデ、此ノ道路ガ相當自分ノ家ノ庭先ノヤウニ利用サレテ居ルヤウナ狀況モ見受ケルノデアリマスガ、サウ云フコトニ依リテ、相當多カラウト思フノデアリマス、御話ノ通り一割ト云フ文句ヲ止メテシマツテ、土地ノ價格ガ上ルノデアラカラ、ソレニ依テ適當ナル運用ニ依テテヤレ、ソレハナイカト云フコトモ、是モ一ツノ御用ヒデアルト思フノデアリマス、唯併シ土地區劃整理ヲ行フモノト致シマシテハ、道路ガ出来、廣場ガ出来、シマシテ、一割程度ハ其ノ爲ニ皆ガ出シ合フノガ、サウシテ立派ナ町ヲ造ルノガ、一割ヲ超エタ部分ニ付テハ、ハ政府ガ補償スル即チ共同ノ事業デアル、共同デ出シ合フノガト云フヤウナ觀念カラ致シマシテ、ヤハリ此ノ度ノ特別都市計畫法ノ制定ニ際シマシテハ、帝都復興法ノ特別都市計畫ノ例ニ倣ヒマシテヤウナ大體デゴザイマスガ、御話ノ通りニ實際ノ結果ニ於テハ、相當高價地價ヲ得テ、即チ二割、三割ノ地價ノ値上リニ依リマシテ利益ヲ受ケルノデアリマス、斯ク云フ風ニ實ハ考ヘテ居リマス、土地區劃整理ハ要スルニ共同デ仕事ヲシテ、共同ノ廣場ノ道路ヲ造ル爲ニ、自分ノ家ノ地價ノ一割ヲソレニ提供スル、斯ク云フ意味デアリマシテ、其ノ事業ヲ本來デアレバ組合デヤルベキモノヲ、非常ニ廣イ範圍ニ互リ、而モ正確ニシマシテ、之ヲ政府ノ事業トシテヤル、斯ク云フ譯デヤハリ帝都ノ復興法ニ倣ヒマシテ進ンデ行キタイト考ヘテ居リマス、例ヘバ東京市ノ郊外デアルトカ、或ハ大阪市ノ郊外デアルトカ、各地ニ只今土地區劃整理

○長野委員 今同ノ事業ハ極メテ神聖ナ仕事デアリマスカラ、政府ニ於テ此ノ事業ヲ遂行スルニ當テハ、其ノ關係者ハ勿論デアリマスガ、一般國民何人ニモ不平等カス、不平等アル、或ハ先程田中君ノ言ハレマシヤウニ、地元民ガ失望スルコト云フヤウナコトガアリマシテハ相成ラズト存ズルノデアリマスガ、今回ノ神都擴張ノ仕事ハ、當局ノ御説明ニ依リマス、土地區劃整理ニ於テ之ヲヤウテ行カウ、ソコデ土地區劃整理ハ耕地整理法ニ依ル點ガ多イノデアリマスガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテ、餘

ヤ耕地整理ガ盛ニ行ハレテ居リマスガ、普通ノ土地區劃整理ハ平均二割三分位ノ減歩率ニ相成ツテ居リマスガ、此ノ宇治山田市ノ都市計畫ニ付キマシテハ一割ノ減歩率デアリマス、東京ハ帝都デアリ、宇治山田市ハ神宮御造地デアルト云フヤウナコトヲ考ヘマシテ一割ニ止メタヤウナ次第デアリマス

○長野委員 御話ハ能ク瞭解出来ルノデアリマスガ、耕地整理デアリマス、各權利者或ハ所有者方五ニ集ツテ道路、廣場ガ出来ル爲ニ良クナルノガカラ、一割デモ二割デモオカシクシヨウデアナイカ、提供シヨウデアナイカト云フ申合ハ出来ルノデアリマスガ、是ハ其ノ場合ト違フノデアリマス、直接所有者ガ承知スル、セシニ拘ラズ、此處デ斯ク云フ風ニ法律トナツテ決定シタ上ハ、一割ヲ取上ルコト云フコトニナルノデアリマスカラ、私ハ此ノ點ハ耕地整理トハ自ラ越キガ違フノデアナイカト考ヘルノデアリマス、ソレハ成程此ノ區劃整理ニ依ツテ所謂換地命令ト云フ行政處分ニ依ツテ利益ニ凸凹ガ出来ル、是ハ徵收或ハ交付ノ事務ニ依ツテ之ヲ是正スルコトガ出来マスガ、更ニソレニ附加ヘテ所謂受益者負擔ト申サス、サウ云フ風ニ制度ニ依ツテ只今御話ニナリマシヤウニ、裏通りガ廣クナツテ自動車モ横付ケ出来ルヤウナ利益ヲ得テ、サウ云フ者ニ對シテハ、斯様ナ方法ニ依テ、私ハ當局ガ一割ヲ目的トシテ居ル所ノ、其ノ目的ハ容易ニ達セラレ、ノデアナイカト考ヘテ居ルノデアリマス、併シ是ハ私ノ意見ニナリマスカラ、此ノ上更ニ御話トシタイ點ハ、第九條ノ點デア

リマスガ「第四條第二項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ補償金額ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ異議スルコトヲ得」是ハ當該コトト思フノデアリマス、更ニ第十條ニ依リマシテ「都市計畫法第二十五條及第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付シタル處分ニ之ヲ準用ス」此ノ都市計畫法ノ第二十五條、第二十六條ノ規定ハドウ云フコトデアラカト申サス、一寸手許ニ條文ガゴザイマセスガ、ヤハリ斯ク云フヤウナ補償マシテ、行政ノ訴訟ノ途ガ開ケテ居ルコト思フノデアリマス、所ガ換地處分ニ對スル不平等、不満足アツタ場合ニハ如何ナル方ニ依ツテ之ヲ救済シ得ルコト云フコトハ、之ニ明ニサレテ居ラナイノデアリマス、此ノ場合ト云フ風ニ關係ニナツテ居リマス、カ、一應御説明ヲ圖ヒタイト考ヘマス

○長野委員 御話ノヤウナ心配ハ、實ハ私共モ同ジヤウニ致シテ居リマスガ、併シ現在私達今マデ取扱ツテ來タ方法等ニ依リマスレバ、大體此ノ土地區劃整理ヲヤリマスル範圍ガ比較的ニ限定サレテ居リマス、而モ非常ニ必要性ヲ持ツテ居リマス、直接之ヲヤリマシタ後地價ガ非常ニ上リマシノデ、大體地方ニ於テハ其ノ問題ニ付テハ左程今日マデ問題ヲ起シテ居ナイ實情デアリマス、唯東京ニ於テハ二アワタゴザイマシテ、唯東京ニ於テハ二アワタゴザイマシテ、其ノ後等ノ事ニ付テハ餘リ問題ヲ起シテ居ラマセスガ、私達モ東京ニ於テハ地價處分ノ公正ヲ期シ、サウ云フ風ニ考テ進ンデ居リマス

○長野委員 餘リ長ク御話シテモ何デアリマスガ、只今ノ計畫局長ノ御答辯デハ、此ノ問題ハ解決サレタト考ヘテ居リマス、將來ニ於テハ、モウ少シ根本的ニ何カ法制上ニ根據ヲ置イテ御研究ニナル必要アルデアナイカト考ヘテ居リマス、尙ホ、斯様ナ事業ヲヤリマス時ニハ、大キナ面積ニ互ツテハ、勿論區劃整理トカ耕地整理ニ依ツテヤルコトガ便宜デアリマセウガ、極メテ狭小ナ土地ニ對シテハ、實ハ先程カラモ色々議論サレテ居リマシタガ、斯様ナ手續ニ依ラズシテ必要ナ部分ダケヲ買収サツテ、サウシテ其ノ立退イタ者ニ對シテハ、更ニ後ニ出來タ土地ニ對シテ優先權ヲ與ヘテ、之ヲ讓渡スルト云ヒマスガ、賣却シテヤルコト云フヤウナコトノ方ガ宜イデアナイカ、ト云フノハ御承知ノ通り帝都復興事業ヲヤル時ニ、當時ノ復興事務大臣ハ、全部讓渡ヲ圖リ買ツテシマヒ、サウシテ後ハ必要ナ者ニ賣下セタルコト云フヤウナ一是ハ事實オドウカ知リマセスガ、サウ云フ風ニ御話デアラウト云フコトヲ聞イテ居リマス、一般市民ノ中ニハ、サウシテ買ツタ方ガ宜カツタ、サウスレバモウ早ク仕事ガ出来タラウト云フヤウナコトモ相當言ウテ居ル者ガアワクノデアリマスカラ、私ハサウ云フ點ニ付テハ、小サナ面積ヲ整理致シマス時ニハ、必要ナモノハ買取ツテシマツテ、サウシテヤウナ方ガ却テ圓滿ニ而モ迅速ニ行クノデアナイカト云フ風ナコトモ考ヘテ居リマスガ、併シ是ハ御答辯ハ、頭蓋シタテ宜シクゴザイマス、神宮關係ノコトニ付キマシテハ、他ノ委員カラモ御質問十分アワタウデアリマスカラ、此ノ程度ニ致シマシテ、都市計畫ノ方面ニ付テ三四點御話致シタイノデアリマス、今回ノ改正案ノ内

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

○委員委員 御當局が既に其ノ點ニ付テ御
 研究中デアルト云フコトデアリマス。是レハ、
 最早實現ハ必ズ出来ルモノト私ハ信ジテ居
 リマス。而シテ、一面宮城ノ廣場ヲ完成セシ
 ムルト同時ニ、東京ノ廣場モ亦ハ其ノ實現
 フ見タイ、ブレニハ色々ナ關係等ガ編成
 シテ居リマス。ナラバ、鐵道省ガハリ何
 ト申シマシテモ、一審主體デアリマスカラ、
 鐵道省ガ先づ他ノ關係者ニ呼掛ケテ此ノ
 廣場ヲ編成ニスルノ事ト云フコトニ付テ
 是力ヲ求メテレラレ度ニ私ハ早ク聞テ置キ
 タイト云フコトヲ切望シマス。

ト云フモノヲ考ヘナイデ尿尿ヲ貯溜スルト
 云フコト自體ガ相當考ヲ要スル問題デア
 リマス。先般來廣、厚生省、警視廳、
 市當局ノ三者ガ集ツテ、協議會ヲ開イテ、
 如何ニ處理シテ宜イカト云フ問題ヲ研究
 シタノデアリマス。其ノ結果東京市ニ於テハ
 速急ノ問題ト致シテ、是非遠洋海運投棄ノ結
 ヲ増シタイト云フノデ、當局ハ直チニ人ヲ派
 シテ船ヲ買入ニモ御折折ニナツタノデアリマ
 ス。其ノ時局上中々皆々参リマセヌヤウナ
 況カラ、實際問題トシテハ非當ニ困ワテ居
 ルノデアリマス。只今申上ガマセウニ、
 決シテ放置シテ居ルノデハナクテ、寧ろ監
 督トカ、被監督トカト云フ問題ヨリハ、モ
 ヲト緊密ニ適當ナ結論ヲ得タイト云フノ
 デ、研究ヲ續ケテ居ル次第デアリマス。

○委員委員 段々ノ御折折ニ對シテハ感謝
 致シマス。結局遠洋投棄ト云フ方法以外
 ニハ御考ニナツテ居ラスヤウデアリマス。ガ、
 少クトモ東京市民ノ憂ハ千葉縣民ノ憂デア
 リ、千葉縣民ノ喜ハ東京市民ノ喜デアリ
 或ハ埼玉、神奈川ニシテモ同ジデアリマス
 者、只今ノウチナ東京市民ノ死活ト云フカ、
 チウ云フ痛切ナ問題ニ付テ、私ハ千葉縣民
 全體ノ爲ニ大シク不仕合ニナルヤウナ問題
 デハナイト思フ、唯貯溜場ノ設置ニ付テ當
 時聯合委員選舉ニ利用セラレテ、而シテ選
 是否選舉民ヲ利便シテ聯合ノ發布ニマデナ
 フタウデアリマス。斯レドモ、斯ウ云フコ
 トハ、モウ少シ真相ヲ掘下ゲテ、アナタ方
 ガ御調査ヲサツテ、サウシテ是等ニ付テ
 ハ、縣當局等ニ付テモ、政府ガ大所高所カ
 ラ十分御説得ニナリ、或ハ東京市方面ニ於
 テモ、手落ガアレバ、十分其ノ點ハ御指摘
 ニナリ、或ハ是正セシメテ、サウ云フモノ

○委員委員 段々ノ御折折ニ對シテハ感謝
 致シマス。結局遠洋投棄ト云フ方法以外
 ニハ御考ニナツテ居ラスヤウデアリマス。ガ、
 少クトモ東京市民ノ憂ハ千葉縣民ノ憂デア
 リ、千葉縣民ノ喜ハ東京市民ノ喜デアリ
 或ハ埼玉、神奈川ニシテモ同ジデアリマス
 者、只今ノウチナ東京市民ノ死活ト云フカ、
 チウ云フ痛切ナ問題ニ付テ、私ハ千葉縣民
 全體ノ爲ニ大シク不仕合ニナルヤウナ問題
 デハナイト思フ、唯貯溜場ノ設置ニ付テ當
 時聯合委員選舉ニ利用セラレテ、而シテ選
 是否選舉民ヲ利便シテ聯合ノ發布ニマデナ
 フタウデアリマス。斯レドモ、斯ウ云フコ
 トハ、モウ少シ真相ヲ掘下ゲテ、アナタ方
 ガ御調査ヲサツテ、サウシテ是等ニ付テ
 ハ、縣當局等ニ付テモ、政府ガ大所高所カ
 ラ十分御説得ニナリ、或ハ東京市方面ニ於
 テモ、手落ガアレバ、十分其ノ點ハ御指摘
 ニナリ、或ハ是正セシメテ、サウ云フモノ

○委員委員 段々ノ御折折ニ對シテハ感謝
 致シマス。結局遠洋投棄ト云フ方法以外
 ニハ御考ニナツテ居ラスヤウデアリマス。ガ、
 少クトモ東京市民ノ憂ハ千葉縣民ノ憂デア
 リ、千葉縣民ノ喜ハ東京市民ノ喜デアリ
 或ハ埼玉、神奈川ニシテモ同ジデアリマス
 者、只今ノウチナ東京市民ノ死活ト云フカ、
 チウ云フ痛切ナ問題ニ付テ、私ハ千葉縣民
 全體ノ爲ニ大シク不仕合ニナルヤウナ問題
 デハナイト思フ、唯貯溜場ノ設置ニ付テ當
 時聯合委員選舉ニ利用セラレテ、而シテ選
 是否選舉民ヲ利便シテ聯合ノ發布ニマデナ
 フタウデアリマス。斯レドモ、斯ウ云フコ
 トハ、モウ少シ真相ヲ掘下ゲテ、アナタ方
 ガ御調査ヲサツテ、サウシテ是等ニ付テ
 ハ、縣當局等ニ付テモ、政府ガ大所高所カ
 ラ十分御説得ニナリ、或ハ東京市方面ニ於
 テモ、手落ガアレバ、十分其ノ點ハ御指摘
 ニナリ、或ハ是正セシメテ、サウ云フモノ

ス、街路樹ト致シマシテハ、見タ時ニ最モ
氣持ノ良イモノデナケレバナラス、青キト
シタ色ヲ以テ市民ノ眼ヲ十分ニ樂シマセ
ト云フコトガ第一ノ要件デアラウト思ヒマ
ス、ソレカラ又ハ枯レテ落ちタ後ノ始末
ト申シマスカ、落ちタ葉ニ依ツテ側溝ヲ塞
イデシマツテ、水ガ流レナクナルヤウナコ
トニナラナイヤウニシテナケレバナラス
ヒマス、ソレカラ又ハ其ノ樹木ガ「ガツリン」
ノ瓦断トカ、或ハ石炭ノ瓦断トカ塵埃等ニ
對シテ、十分強イト云フコトモ考ヘナケレ
バナラスト思ヒマス、サウ云フ譯デ色々考
ヘナケレバナラスノデ、東京市トシテモマ
ダハツキリト、是ガ一番良イト云フマデニ
ハ、中々結論ヲ得レテ居ナイカト思ヒマ
スガ、色々ナ種類ノ街路樹ヲ植エテ研究シ
テ居ラレヨウデアリマス、最近ハ段々變
ツク種類ノ街路樹ガ出テ居リマスカラ、是等
ノ街路樹ノ成長狀況、其ノ他モ考ヘマシテ、
段々良イモノニナツテ行クノチヤナイカト
考ヘテ居リマス

○世耕委員 一應御答辯ヲ承リマシタガ、
ドウモ街路樹ニ對スル研究ガ足リナイノデ
ハナイカト思フ、ナゼカト云フト街路樹ハ
成程御説ノヤウニ美觀ト云フコトモアル
ガ、モウ一ツハ經濟上ノコトモ考ヘナケレバ
ナラス、ソレト永久性即チ成長ノ如何、此
ノ三ツガ現在ノ都市ノ街路樹ニ當テ居
ラヌコトガ多イ、他ノ委員ノ方モ御質問ガ
アツクナウニ聞キマシタガ、例ヘバ宇治山
田ニ對シテハ杉ヲ植エル、或ハ楡ヲ植
エテ通りニ植エルト云フコトモ研究シナケレ
バナラス、同様ニ隅田川ノ沿岸ニハ栗ヲ植
エル、或ハ柿ヲ植エテ植エル、又其ノ間
ニハ木ヲ混ゼテ植エルト云フ工夫ハ、十
分ニ研究サレナケレバナラスト思ヒマス、
御承知デアリマセウガ伯林邊リノ都市
計畫デハ、サウ云フ風ノ研究モ十分サレテ
居リマス、ソレガ五十年、六十年ト年數ガ
経ツテ、立派ナ一ツノ區劃ヲ成シテ居ルガ、
此ノ點ニ付テドウモ研究ガ足リナイノデハ
ナイカト思フ、或ル場所ニ於テハ柿ヲ植エ
テ宜イ、或ル場所ニハ栗、栗、桂ト云フテ
ウナモノヲ植エテモ構ハスト思フ、ソコニ
都會人トシテノ趣味ガ湧イテ來ル、所謂田
園都市ト云フ所マデハ行カナイマデモ、サ
ウ云フヤウナ考ガ自然ニ浮ンデ來、養ハレ
テ來ルコトガアリマス、其ノ點ニ付テ一般
ニ東京市ノ街路樹ヲ調ベテ見ルト先ツ柳デ
ス、併シ柳ハ經濟上カラ見テ見ルト先ツ柳デ
ス、切ウテモ枕木ニモナラス、又此ノ他ノ
モノニシテモ外國カラ來タ種モ分ラヌヤウ
ナモノガアツテ、是ハ永久性カラ見テ又樹
害ニ對スル耐久性カラ見テモ、極メテ不適
當ナモノヲ使ツテ居ル、是ナンカモ都市
計畫ノ上カラ見テ、十分研究サルベキモ
デハナイカト思フ、細カキコトハ申上
ゲマセヌガ、或ル場合ニ於テハ樹害ニ對
スル強味ノアル樺、樺、楠ヲ植エルコトモ
考究ノ餘地ガ相當アルト思ヒマスノデ、此
ノ點ヲ御願致シテ置キマス

○世耕委員 宜シウゴザイマス、有難ウゴ
ザイマシタ、此ノ點モ一ツ日本式ノ都市計
畫ヲ特ニ御研究願ヒタイト思ヒマス、尙ホ
近代都市ノ發展ノ傾向ハ、多クハ工場ガ中
心ニナリツツアルガ、此ノ點ニ厚生省ニ
於テモ御研究置キテ願ヒタイト思ヒマス
尙ホ街路樹ノ問題ニ付テハ一點附加ヘテ置
キタイコトハ、實ハ農村ノ庭先ノ木ヲ若キ
研究シテ見ルト、如何ニ古代人ガ今日ニ至
ルマデ其ノ食糧ノ不足シタ場合ニ柿ノ木一
本デ其ノ食糧ヲ維持シ、或ハ杉ノ木一本植
エテソレヲ經濟的ニ活用シ、實ハ美觀ト經
濟的價値、有ユル點ガ考究サレテアルト云
フコトハアリ得ルコトナラヌ、特ニ
街路樹ヲ今日ヤラレル大都市ニ於テ
ハ、此ノ點ハ考究サルベキ性質ノモノデ
アルト思ヒマスカラ、是非御考慮ヲ拂
ツテ置キタイト云フコトヲ希望致シテ置キ
マス

テ此ノ都市計畫ノ中ニ墓地移轉ノコトヲ、
御考慮願ヒタイト云フコトヲ特ニ希望シテ
已マナイノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ何
カ御考ガゴザイマスカ
○松村政府委員 墓地ニ付テハ御意見ノ通
リニ私達モ考ヘテ居リマス、而モ此墓地ノ
ハ、例ヘバ青山墓地ニ付テ言ヘバ相當樹木
モ繁茂致シテ居リマシテ、丁度公園ノヤウ
ナ作用ヲシテ居ルノデアリマス、空氣ヲ淨
化スルトカ、其ノ他例ヘバ大塚ノ墓ニハア
ア云フモノガアレバ、其處ヘ避難スルト云
フヤウニ、都市ニ對シテ非常ノ場合平常ノ
場合共ニ貢獻スルコトガ非常ニ多イノデア
リマス、サウ云フ考カラ致シマシテ成ベク
墓地ノヤウナモノハ都市ノ内部ニ存在スル
コトノ方宜イデハナイカト考ヘテ居リマ
ス、唯ソレデハナゼ斯ウ云フ規定ヲ置イタ
カト云フコトヲ申上ゲマセヌガ、實ハ都市
ノ郊外、特ニ土地區畫整理ヲ實行致シマス
際ニ、點々トシテ無縁墓地等ガアルノデア
リマス、或ハ所有者ノ分ラナイヤウナ墓地
ガゴザイマス、サウ云フノガアリマス際ニ、
土地區畫整理ヲ實行スル上ニ於テ全然サウ
云フモノニ觸ルコトガ出來ナイト云フコト
デアレバ非常ニ計畫ガ立テニキイ、工事が
ヤリニキイト云フ場合ガアリマスノデ、ソ
レ等ノ點ニ對シマシテハ、適當ニ處理シ得
ルヤウニ此ノ規定ヲ置キタイ、實際ノ事業
ノ運用ニ當リマシテハ、市内ノ墓地ノ如キ
ハ成ベク市内ニ殘シテ置クコトガ宜イノデ
ハナイカ、サウシテソレヲ成ベク立派ナモ
ノニシテ置ケバ、市民ニ對シテ平常、非常
ノ場合ニ相當貢獻スルノデハナイカ、斯ウ
云フ風ニ考ヘテ居リマス

シマシテ、少シ質シテ見タイト思フノデア
リマス、一體都市ト農村ノ人口構成ヲ考ヘ
テ見マスナラバ、人口構成ノ上ヨリ言フテ、
實ニ重大ナルモノガアルト思フノデアリマ
シテ、假ニ何ヲ申上ゲマセヌガ、東京市
ノ人口ハ六百六十万人デアリマス、大阪市
ハ三百四十万、名古屋市ハ二百二十五万、京
都市ハ二百七十万、神戸市ハ二百一十萬、横濱市
ハ二百四十万デアリマス、全體合計致シマス
ト一千四百三十万ニナリマシテ、内地人口
ノ二割ヲ占メテ居リマス、更ニ東京市ヲ中心
ニシテ廣須賀、八王子、大宮、千葉、斯ウ云フ
風ニ圓形ヲ描イテ見マス、其ノ中ニ包含サ
レテ居リマス人口ハ一千万ニ達シテ居ルト
云ハレテ居ルノデアリマス、更ニ大正九年ノ
國勢調査ト昭和十四年十月一日ノ推定人口
ヲ比較シテ見マス、東京ハ約三倍ニナツテ
居ルト思フノデアリマス、名古屋市ハ二倍九
分ニナツテ居リマス、大阪市ハ二倍七分
分ニナツテ居リマス、大塚市ハ二倍七分
分ニナツテ居リマス、而モ軍需工業ノ發展、
生産力ノ擴充ニ伴ヒマシテ、自然今マデ消
費都市デアリマシタ所モ、生産都市ト轉化
シテ來テ居ルノデアリマス、而モ此ノ人口
ガ増シテ來ルコトニ付テ、看過シテナラス
傾向ト致シマシテハ、昭和十三年度ノ東京
市ノ推定人口ハ六百四十五万七千六百八十
云フコトニナルノデアリマスガ、自然増
加致シマスモノガ十五万五千二百二十二人、
移住スル者ガ四十五万五千九百九十六人ト云
フコトニナツテ居ルノデアリマス、其ノ移
住ノ大部分ガ青少年勤勞者ガ中心デアリマ
シテ、農村カラ離レテ都會ニ集中シテ來ル、

シマス、世界各國共ニ綠地計畫ハ非常ニ發達
ヲ遂ゲテ、御盡力ニ依ツテ東京市ナドモ徐
徐ニ改革シテ居ルヤウデアリマスガ、田
園都市ト云フタナラバ蓋シテアルカモ知レ
マセヌガ、綠地ノ一部ニ、公園ノ一部ヲ利
用シテ、田トカ畑トカヲナルト云フ計畫
ニ付テ、何カ御意見ガゴザイマスカ
○松村政府委員 御話ノヤウニ都市内部ニ
モ、原トカ田園トカ致ツテ居ル綠地ガアル
マスコトヲ是非私共モ希望致シテ居リマス、
今度綠地ノ規定ノ中ニ入レタノデアリマス
ガ、綠地ト公園ト書分ケマシタノハ、人工
的ニ施設ヲ加ヘタモノヲ我國デハ大體公園
ト云フ風ニ言ハレテ居リマス、今度ノ綠地
ト書ヒマスノハ、人工ヲ加ヘナイ自然ノ健
ト状態、例ヘバ畑ノ田圃ノ儘ニシテ置イテ
モ宜イ、或ハ芝地ニシテ置イテモ宜イ斯ウ
云フモノヲ綠地ト申シマシテ、都市ノ外郊
部トカ、或ハ將來ハ都市ノ内部ニモ設ケル
コトガ適當デハナイカト云フコトデ、綠地
ノ規定モ置イタヤウナ次第デアリマス

○松村政府委員 街路樹ノコトニ付キマシ
テハ御説モアリマシタカラ、十分研究シタ
イト思ヒマス、人口ノ問題ハドウ位ノ人口
ガ適當デアルカト云フコトハ、非常ニ難カ
シイノデアリマシテ、學問的ニモマダハツ
キリ決ツテ置キナイヤウデアリマス、
又都市計畫ヲヤリマス吾々當局ト致シマス
テモ、此ノ位ノ數ガ宜イト云フヤウナハツ
キリシタ數字ハ、今申上ゲルマデニ行ツテ
居リマセヌ、唯併シ世界ノ都市計畫ノ學者
實際家等ガ集リマシテ、決議セラレタモノ
ニ依リマス、所謂過大都市或ハ超大都市
ト言ツテ居リマスガ、過大都市ハドウモ各
種ノ見地カラ見テ好マシクナイ、ダカラ過
大都市ハ造ラナイ方ガ、宜イノチヤナイカト
云フヤウナ議論ガゴザイマス、少クモ過
大都市ニナラナイヤウニ、都市ノ周域ニハ
十分ノ綠地帯ヲ造ルコトガ必要デアル、ソ
レデ都市ノ發展ヲ此ノ綠地帯デ或ル程度マ
デ制限スルト申シマスガ、統制スルコトガ
望マシイ、サウシテ都市ノ近郊ニ中小ノ衛
生都市ヲ造ルコトガ望マシイ、是ハ交通機
關都市計畫カラ考ヘマシテ、都市ノ發展ト
云フモノハサウ云フ風ニ統制スベキデアル
斯ウ云フ風ナコトハ世界ノ都市計畫學者ガ
全部決議ヲシテ認メテ居ル所デゴザイマシ
テ、私達モ我國ノ狀況カラ見マシテ餘リニ
都市ガ大キク發展スルコトハ望マシクナイ
コトデハナイカ、是ハ或ル程度マデ其ノ發
展ヲ統制シ、綠地帯其ノ他ノ事ヲ考ヘテ行
カナケレバナラスノチヤナイカ、斯ウ云フ
風ニ考ヘテ居リマス、其ガ抽象的デ御満足
ガ行カヌカモ知レマセヌガ、此ノ邊デ御許
シ願ヒタイト云フコトヲ希望致シテ置キ
マス

○世耕委員 最後ニモウ一ツ簡單ニ御伺致
スルコトアリマス、御答辯ニ依リテ、
御承知デアリマセウガ伯林邊リノ都市
計畫デハ、サウ云フ風ノ研究モ十分サレテ
居リマス、ソレガ五十年、六十年ト年數ガ
経ツテ、立派ナ一ツノ區劃ヲ成シテ居ルガ、
此ノ點ニ付テドウモ研究ガ足リナイノデハ
ナイカト思フ、或ル場所ニ於テハ柿ヲ植エ
テ宜イ、或ル場所ニハ栗、栗、桂ト云フテ
ウナモノヲ植エテモ構ハスト思フ、ソコニ
都會人トシテノ趣味ガ湧イテ來ル、所謂田
園都市ト云フ所マデハ行カナイマデモ、サ
ウ云フヤウナ考ガ自然ニ浮ンデ來、養ハレ
テ來ルコトガアリマス、其ノ點ニ付テ一般
ニ東京市ノ街路樹ヲ調ベテ見ルト先ツ柳デ
ス、併シ柳ハ經濟上カラ見テ見ルト先ツ柳デ
ス、切ウテモ枕木ニモナラス、又此ノ他ノ
モノニシテモ外國カラ來タ種モ分ラヌヤウ
ナモノガアツテ、是ハ永久性カラ見テ又樹
害ニ對スル耐久性カラ見テモ、極メテ不適
當ナモノヲ使ツテ居ル、是ナンカモ都市
計畫ノ上カラ見テ、十分研究サルベキモ
デハナイカト思フ、細カキコトハ申上
ゲマセヌガ、或ル場合ニ於テハ樹害ニ對
スル強味ノアル樺、樺、楠ヲ植エルコトモ
考究ノ餘地ガ相當アルト思ヒマスノデ、此
ノ點ヲ御願致シテ置キマス

○世耕委員 宜シウゴザイマス、有難ウゴ
ザイマシタ、此ノ點モ一ツ日本式ノ都市計
畫ヲ特ニ御研究願ヒタイト思ヒマス、尙ホ
近代都市ノ發展ノ傾向ハ、多クハ工場ガ中
心ニナリツツアルガ、此ノ點ニ厚生省ニ
於テモ御研究置キテ願ヒタイト思ヒマス
尙ホ街路樹ノ問題ニ付テハ一點附加ヘテ置
キタイコトハ、實ハ農村ノ庭先ノ木ヲ若キ
研究シテ見ルト、如何ニ古代人ガ今日ニ至
ルマデ其ノ食糧ノ不足シタ場合ニ柿ノ木一
本デ其ノ食糧ヲ維持シ、或ハ杉ノ木一本植
エテソレヲ經濟的ニ活用シ、實ハ美觀ト經
濟的價値、有ユル點ガ考究サレテアルト云
フコトハアリ得ルコトナラヌ、特ニ
街路樹ヲ今日ヤラレル大都市ニ於テ
ハ、此ノ點ハ考究サルベキ性質ノモノデ
アルト思ヒマスカラ、是非御考慮ヲ拂
ツテ置キタイト云フコトヲ希望致シテ置キ
マス

ノデス、サウ云フコトニナレバ吾モマツト
質問ヲシタイト考ヘマス、サウ云フヤウナ取
扱ヲ委員長ガ致サレルノナラ、何モ初メカ
ラ申合フヤウテヤルコトハ、チツトモ意義
ガナイト思フノデス、瀧澤君ノ順位ヲ變ヘ
タリ、サウ云フ點ニ付テ委員長ガ適當ニ處
置シテ貰ハナケレバ、議事ノ進行ハ圓滿ニ
行カズト思ヒマス

○池本委員 瀧澤君ニハ、下ナリトモ御見
エニナラナイカラ、御見エニナラナイ中ナ
ラ發言ヲ願ヒマセウ、斯ウ云フ譯デアリマ
ス、ソレデスカラ池本君ガ御見エニナリ
マシタカラ、今度ハ池本君ニ御願フシマ
ス、ソレカラ陸軍大臣ニハ豫ネム、小田君
カラ質問ガシタイト云フノデ、昨日來陸軍
大臣ノ出席ヲ、アナタノ留保ノコトモアル
シ、重ネテ御願シテ置イタノデス、議事ノ
進行上、陸軍大臣ガ見エマシタカラ、アナ
タニ御願申シ、アナタガ終ヘタカラ、小田
君モ見エテ居リマスノデ御願スルト云フコ
トデアリマス

○淺澤委員 小田君ガコトデ打切リレ
ルカラ問題ハナイノデス、要スルニ留保サ
レルト云フカラ問題ガ起ルノデアラウテ、陸
軍大臣ニ對スル質問ハ先程ノ程度ヲ打切リ
レルト云フナラ、私ハ何モ申シマセズ、併
シ委員長ガ小田君ハ質問ヲ留保サレタト云
ハレマス、サウナルト小田君ノ質問ガ終リ
スルマデハ此ノ委員會ハ進行ガ出来ナイコ
トニナラウト思ヒマス、サウ云フ點ニ付テ
委員長ニ伺ウテ居ルノデアリマス

○出井委員 今會議中デスカラ小田君ノ
説明ヲ得ル譯ニハ多クマセズガ、小田君ガ
申止スルト申シマスカラ、議事ノ進行上申
止ヲ願フテ置イデ、池本君ニ御願フ致シタ
トデアリマス

有ニル觀點カラ考察致シテ參リマスルト、
或ル程度ハヤハリサウ云フヤウナ事例ニ
違フ事トマシテ、何レカ一箇所ノミヲガレ
ト運送スルコトノ出来ナイ點ニマシマス、
サリトテ二箇所全部ヲ指テシマフト云フ
コトモ、學術的ニ、又信仰ノ立場カラ申シマ
シテモ殘念ナ氣モ致シマスノデ、ソレ等ノ
點ニ付キマシテノ意見等ハ固ヨリ私共モ考
ヘテ居リマスケレドモ、慎重研究モ致シマ
スシ、又諸問題タル調査委員會ニ於キマ
シテモ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ慎重考
究中デゴザイマス

○池本委員 官報ニ發表ニナツタト仰シヤ
イマスガ、私ハ實ノ所共ノ官報ヲ拜見致シ
テ居ラナイノデゴザイマスガ、ソコデ御指定
ノ意味ハ其ノ土地ガ此處カ此處ト云フヤウ
ニ選擇的ノ意味ニナツテ居リマスガ、或ハ
コトモコトモト云フノデ、二箇所決定
ニナツテ居ルノデゴザイマスガ、ソコデ云
言ニナツテ居リマスガ

○藤田委員 議事進行ニ付テ一申スマデ
モナク會期ハ明日ニ迫ツテ居ルノデアリマ
ス、隨テ委員ノ質問モ明日ニ會期ガ迫ツテ
居ルト云フコトヲ前提シテ致スノガ、議員ノ
德義ガト思フ、然レニ小田君ノ先程來リ御
質問ヲ聽イテ居リマス、小田君ハ之ヲ以
テ本委員會ノ決議ニ必要ナル點ヲ言ハレ
ル、又一部ニ必要ナル點ヲ言ハレ
ルノデアリマス、是ハ本法案ノ案議ニ必要デア
ルカ必要デアリカト云フコトハ、委員長ノ
賢明ナル案議ニ依テ決定ガ出来ルノデア
リマスカラ、委員長ニ於キマシテハドウカ
此ノ法案ノ案議ニ、小田君ノ質問ガ必要デ
アルカナイカト云フコトヲ賢明ナル案議
御判断下サツテ、今後議事ヲ進メラレンコ
トヲ希望スルノデアリマス、無制限ニ委員
ノアルカララシクナコトヲ言フテモ宜イト云
フノデハ、有ニル政治ノ問題ハ悉ク政治上
ノ案件ニ關聯ガアルノデアリマスカラ、ソ
レハ五ニ案議ニ依テ決定ガ出来ル、チツテ
レバモナク、チツテ考ヘテ居リマスガ、チツ
時間モナイノデアリマスカラ、今特委員會
ノ進行ニ付キマシテハ、此ノ點ニ付テ特ニ
御留意セラレタイ、斯レニ考ヘマス

○出井委員 諒承致シマシタ
○小田委員 議事進行ニ付テ一 只今ノ御
言葉ノ中ニ、常識ヲ以テ委員長ハ判断ヲ下
セト云ハレテ居ルガ、私ガ爲シタ質問ガ下
委員長ノ常識ニ照シテ本法案ニ關聯ノナイ
問題デアルト御考ヘナリマスガ、私ハ決シ
テサウダト思ハナイ、ソレニ對シテ、チモ
私ノ質問ガ常識ヲ逸脱シテ居ルカノヤウナ
言葉ヲ覺ニチシタノデアリマスガ、チツ
トデアリマス

○池本委員 瀧澤君ニハ、下ナリトモ御見
エニナラナイカラ、御見エニナラナイ中ナ
ラ發言ヲ願ヒマセウ、斯ウ云フ譯デアリマ
ス、ソレデスカラ池本君ガ御見エニナリ
マシタカラ、今度ハ池本君ニ御願フシマ
ス、ソレカラ陸軍大臣ニハ豫ネム、小田君
カラ質問ガシタイト云フノデ、昨日來陸軍
大臣ノ出席ヲ、アナタノ留保ノコトモアル
シ、重ネテ御願シテ置イタノデス、議事ノ
進行上、陸軍大臣ガ見エマシタカラ、アナ
タニ御願申シ、アナタガ終ヘタカラ、小田
君モ見エテ居リマスノデ御願スルト云フコ
トデアリマス

○淺澤委員 小田君ガコトデ打切リレ
ルカラ問題ハナイノデス、要スルニ留保サ
レルト云フカラ問題ガ起ルノデアラウテ、陸
軍大臣ニ對スル質問ハ先程ノ程度ヲ打切リ
レルト云フナラ、私ハ何モ申シマセズ、併
シ委員長ガ小田君ハ質問ヲ留保サレタト云
ハレマス、サウナルト小田君ノ質問ガ終リ
スルマデハ此ノ委員會ハ進行ガ出来ナイコ
トニナラウト思ヒマス、サウ云フ點ニ付テ
委員長ニ伺ウテ居ルノデアリマス

○出井委員 今會議中デスカラ小田君ノ
説明ヲ得ル譯ニハ多クマセズガ、小田君ガ
申止スルト申シマスカラ、議事ノ進行上申
止ヲ願フテ置イデ、池本君ニ御願フ致シタ
トデアリマス

有ニル觀點カラ考察致シテ參リマスルト、
或ル程度ハヤハリサウ云フヤウナ事例ニ
違フ事トマシテ、何レカ一箇所ノミヲガレ
ト運送スルコトノ出来ナイ點ニマシマス、
サリトテ二箇所全部ヲ指テシマフト云フ
コトモ、學術的ニ、又信仰ノ立場カラ申シマ
シテモ殘念ナ氣モ致シマスノデ、ソレ等ノ
點ニ付キマシテノ意見等ハ固ヨリ私共モ考
ヘテ居リマスケレドモ、慎重研究モ致シマ
スシ、又諸問題タル調査委員會ニ於キマ
シテモ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ慎重考
究中デゴザイマス

云フ事柄ハ同ジク委員トシテ慎シク見ヒタ
イト思フ、殊ニ私ガ質問シテ居ル最中ニ、
アア云フヤウナ暴力ノ妨害ヲスル、サウ
シテソレガ若シモ多數黨デアリ、多クノ委
員ヲ擁シテ居ルガ故ニ爲シ得ルル所ノ暴
壓デアラナラバ、私ハ斯レ暴壓ト徹底的ニ
御決意ヲ持ツテ居ル、サウ云フ妨害ヲ以
テ暴壓ナラバ、私モ妨害スル、委員長ニ十
分御考慮ヲ願ヒタイト思フ

○池本委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス

○池本委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス

ウノ根據ガ、古事記ニ記述アル、所ガ彼
處ニ記述アル地名ガアリマス、記述アル
云フ事アリマス、現在八幡町ハ藤原郡ニ
ナツテ居リマスガ、本津川、淀川、加茂川
ト三川合流ガ合流點ガ昔ト變テ居リマ
シテ、昔ハ紀伊郡デアラウテ、ソコデ郡
アリマスガ、其ノ人ノ言フ所デアハ昔ハ郡
國、縣ト云フモノハソレ程ハワキリ別
チレテ居ラナイ、デアラカラ紀伊國トアル
ノハ紀伊郡ト云フ意味ガ、斯ウ云フノデス、
ソレカラモウ一ツハ彼處ノ淀川ト云フガゴ
チイマスガ、淀川ハ小戸ト云フテ、小戸ガ轉
化シテ淀川ト云フテ、ソレ程淀川ハ水門ノ意
味デアラ、斯ウ云フノガ第三點デアラノデ
アリマス、ソレカラモウ一ツハ 神武天皇ノ
御東征ニナリマシタ其ノ何處カラ何處マデ
ト云フ日數ヲ其ノ人ガ調査シテ居ルノデ
アリマス、其ノ中デ茅渚山城水門、是ガ御
東征ニナツテ、一旦ハ渡速ノ志ニ由リテナ
ツテ、ソレカラ紀伊郡ニ轉リマシタ、
紀州ノ名草邑ニ御上陸ニナリマシタ、ソコ
デ名草邑ニ至ル里程ヲ見ルニ、今ノ山城水
門ト云フ所カラ里程ヲ其ノ人ガ計算シテ居
ルノデゴザイマスガ、ソレガ紀伊ノ國ト云
ヘバ無論近クデアリマスガ、一寸中間ノ和
泉ノ國ノ樽井村カラ紀伊ノ名草邑ヲ取ツテ
見マスト、ソレガ六里位、只今申シマス山
城ノ八幡ゴザイマスガ、八幡カラ里數ヲ
取リマスト約三十二里ニナル、斯ウ申スノ
デゴザイマス、兎ニ角其ノ間ノ距離ガ四
十四里ト云フ所デアリマス、チツテ御東征
レバ六里ヲ四十四里間御東征ニナルノハ、
前後ノ日數ヲ計算シテ其ノ長短ヲ、況ン
ナリ紀伊ノ國同土デアリマスナラバ、近ク
ナルカラ、御日程ハモウト輪マラザルヲ得

○池本委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス

○池本委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○淺澤委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○出井委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○藤田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス
○小田委員 池本君ニ發言ヲ許シマス

ス、是ハ日本書紀ニ斯ウ云フコトガアル、
「瀨波而上、徑ニ河内國ノ草香邑ノ青雲白肩
之津ニ至リマス」此ノ白肩之津ト云フノガ現
在ノ牧方デアル、ダカラ牧方ヲ御通過ニナ
リマシタコトハ日本書紀ニハツキリ致シテ
居ル、此處ヲ御通過ニナリマシテ、皇師兵
ヲ御ヘテ、歩ニテ瀨波ニ赴ク、而ルニ其ノ
路狹ク險シクシテ、人並ニ行クコトヲ得ズ、
乃チ還リテ、更ニ東ノ方瀨波山ヲ臨ミエテ、
中洲ニ入ラント欲ス「中洲ハ大和デス、」時ニ
長髓彦聞キテ曰ハク、夫レ天神ノ子等ノ來
マス所以ハ、必ズ將ニ我が國ヲ奪ハムトス
ルナリトイヒテ、則チ盡ニ屬兵ヲ起シテ孔
合衝坂ニ邁ヘテ、與ニ會ヒ戰フ、流矢有リテ、
五瀨命ノ眩暈ニ中レリ「斯ウアル、ソコデ白
肩之津ト云フヤウナモノガ中間ニモゴザイ
マスルシ、ソコデ其處ヲ御通過ニナワタ
ノデスカラ、一旦ハ此ノ牧方ヲ通フテ八
幡ヘオケルニナワタ、ソレカラ八幡カラ
南下ナサレマシテ龍田ヘオケルニナワ
タ、所ガソレガ龍氣カ何カ行カレナイ、
ソコデ更ニ又眞直ク北ヘ下リラレマシ
テ、東ヘ一寸下リタ所ニ只今ノ奈良縣生駒
郡ノ富雄村ト云フノガゴザイマス、其ノ富
雄村ヲ以テ孔合衝坂ト斯ウ云フノデス、其
ノ人ノ考ニ依リマスルト、斯ウ云フノデ
ス、只今ノ定説ニナツテ居リマスル孔合衝
坂ニアリマス、生駒山脈ノ生駒山ノ西側ニ
ナツテ居ルノデス、ダカラ日神ノ子孫ニ
昔ヒテ戰ハ出来ナイ、ダガ其處ヲ向イテ居
ラレマスカラ、午前中ハ日ニ向フテ午後ニ
ナルト日ヲ背フコトニナル、而テ是ハ向
西ニナツテ居ルノデスカラ、ダカラ其ノ
カチ申シマスルト、生駒郡ノ富雄村ハ、是
ハ南東ニ向ワテ居リマスカラ是ハ終日日ニ

向ハナケレバナラス、ダカラ此處デハ日ニ
向ワテハ戰ガ出来ナイト云フノデソレレ御
引返シナワタ、此處デ五瀨命ハ傷ヲ御負
ヒニナワタノダ、斯ウ申スノデス、ソレカ
ラ少シ北ヘ下リマシテ、神南嶺ト云フノ
ゴザイマスガ、今ハ昔南嶺ト云フテ居
ル、是處デ四方ヲ御覽望ニナリマシテ、地
形ヲ御考ニナワタ、詰リ今ヒテ言ヒマス
ト作戦基地ヲ御考ニナワテ、ドウシテモ此ノ
方面カラ大和ヘ行ケバ日ニ向フノダ、ソコ
デ更ニズツト牧方カラ元オ出デニナリマシ
タ今ノ淀川筋ヲ紀州ヘ行カレタ、斯ウ大體
申シテ居ルノデアリマス、是等ノ點ニ付キ
マシテ一應何カアナタガ只今御考ニナツテ
居ル點トカ、御分リニナツテ居ル點ガゴザ
イマセウカ、一應一寸承ワテ置キマス
○櫻尾政府委員 櫻尾御話ヲ録キマシタ御
話ノ大旨ニ付テハ私手案カラ何ワテ居リマ
ス、是等ノ事實ハ、神武天皇ニ對シ奉ル
崇心ト申シマスガ、崇心トドモ申シマセ
ウカ、ソレ等ノ崇心ヲ持テ致シマシテ各
地ニ主張ガ色々アルヤウデゴザイマス、固
ヨリ中ニハ學術上カラ見マシテ採ルコトノ
出来ナイヤウナ設モアリマセウケレドモ、
何分ソレ等ノ尊貴精神ニ基イテ色々主張致
サレテ居リマスノデ當局ト致シマシテハ出
來ルダケサウ云フモノモ一應調査スルコト
ニ致シテ居リマス、隨テ私ト致シマシテハ
ソレ等ノ主張ガアリマス場合ニハ、當該府
縣廳ヲ經由スルノガ當リ方ニケレドモ、場
合ニ依ワテハ是ハ私共ノ方ニ其ノ資料ヲ御
送リ下サレバ、低ノ者ニ專門家ヲ集メテ居
リマスカラ、十分専門的立論ヲナリマセウシ、
或ハ地質學ノ立論カラモ調ベナケレバナリ

マセウシ、諸々ノ學の立場カラ慎重ニ嚴密
ニ調査スル資料ニ致シテ居リマス、段々ノ
御述ノ資料モ後刻御致シテ置キマスレバ
又嚴密ニ調査致シマシテ參考ニ供シタイト
思ワテ居リマス
○池本委員 吳々モ申上リマスガ、決シテ
是ハ私共ノ主張ヲ又又私共ニ御話ヲ持テ申
上ルノデアリナイノデアリマシテ、唯地方
ノ態度ガ——地方ト申シマシテモ、ヤハ
リ相當ノ年月ヲ經マシテ、相當眞面目ナ考
デ斯ウ云フ御聖蹟ヲ御致シテ居ルヤウデ
ゴザイマス、ヨク役所ノ御關係デハ、ヤハ
リ野ニ居リマスルサウ云フ史學的ノ研究ニ
ハ耳ヲ藉サレズ、ドウモ官學のナ調査ガ先
入主ニナツテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマ
スガ、ソコハ左様ナコトニ因ハレズ、一フ
サテリトシテ、本當ニ御聖蹟ガゴザイマス
ナラバ、ソレニ違シタコトハナカラウト思
ヒマスノデ、ドウモ其ノ點ハ十分虚心坦懐
ノ心ヲ持テラレマシテ、其ノ代リ實物、食
ハセ物ナラドウカ十分シシト御致キテ
願シマシテ、其ノ邊ヲ御正シアラソコトヲ
希望致シマス、是ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマ
ス
○羽田委員 此ノ程度デ休憩シテ置キマス
カ
○出井委員長 ソレデハ是デ暫時休憩致シ
マス、午後二時カラ引續イテ開會致シマ
ス
午後三時七分休憩
○西井委員 休憩前ニ引續イテ開會致シ
マス——御注意
○卯尾田委員 地方計畫中工業ノ地方分業

化ニ付テ御尋ラシタイト思ヒマス、御承知
ノ通り都市地方ヲ通ジテノ人口ノ偏在ハ、
年ト共ニ其ノ事實ヲ増スコトハ非常ニ遺憾
ナコトデアリマス、隨テ國民體力ノ維持向
上ノ點カラ見マシテモ、地方人口ノ立場カ
ラ見マシテモ、何カ考ヘテラシナケレバナ
ナイト存ジマス、其ノ見地カラ地方工業ノ
分散化ノ必要ガアルト存スルノデアリマス
ガ、ソレニ對シテ何カ商工省ニ於テ御腹案
ガアリマスカドウカ、又商工省ニ於テ御
地方工業化委員會ヲ設立サレテ居ルト聞イ
テ居リマス、何カソレニ付テ調査研究ヲセ
ラレ、具體的ニソレ等ノ方途ヲ促進セシメ
ラレルヤウナ案ガアリマスカドウカ、先ヅ
何ワテ見タイト思ヒマス
○鎌尾政府委員 只今御尋ノ地方工業化委
員會デゴザイマスガ、是ハ五六年前ニ商工
省ニ、都市ニ集中シテ居ル工業ヲ、餘リ都
市ニ偏在ヲ來シテハイケナイノデ、地方ニ
分散シタラドウデアラウカト云フヤウナ
考ヘ方カラ、其ノ委員會ヲ拵ヘマシテ、關
係各省ノ人ニ其ノ委員ニナツテ貰ウテ、地
方工業ノ分散ニ關スル計畫的ノ調査ヲ進メ
テ參リマシタノデスガ、其ノ中色々ノ調
査事項ガゴザイマスガ、現在答申ヲ得マ
シテ實行ヲ致シテ居リマシテ、相當ノ效
果ヲ得タト認メラレマスモノハ、下諸
工業ノ確立デゴザイマス、是ハ此ノ事實
ニナリマシテモ、軍需工場或ハ大工場ト
ノ點ニ地方ノ中小ノ工場下諸關係ヲ結ビ
マシテ、轉業ノ對策ヲ、或ハ中小ノ工業
ノ更新ノ爲ニ相當ノ效果ヲ得テ居ルヤウ
ナ點ニゴザイマス、具體化シテ居ル問題
ト致シマス、只今ノ所大體下諸工業ノ問題

ダケニ限ラレマスガ、是ダケデハ地方工業
ノ分散ト云フコトニ付キマシテハ不十分
デゴザイマスノデ、昨年中カラ研究ヲ續キ
マシテ、昨年ノ十一月頃答申ヲ得マシタ案
ハ、日本ノ國防經濟確立ノ爲ニ工業ノ地域
的集中ヲ是正シヨウ、サウシテ工業ノ生産
力ヲ國防的ナ見地カラ全國ニ分布シヨウ、
斯ウ云フ考ニ於キマシテ、其ノ答申ハナ
チレタノデアリマスガ、ソレニ依リマスル
積極的ニ工業ヲ助成シテ、其ノ地方ニ工業
ヲ興シタイト云フ地域ト、過大都市ヲ防止
スル爲ニサウ云フ方面ニ於テハ工場ノ増加
シマスコトヲ制限シヨウト云フ地域ト、ソ
レカラ兩方ニ入ラナイ地域ト、サウ云フ風
ニ大體三分ニ分ケマシテ研究サレテ、例ヘ
バ東京デアルトカ、大阪デアルトカ云フヤ
ウナ大都市ニ付キマシテハソレ以上ニ集中
セシメナイ方ガ宜イノデアリナイカ、ソレハ
國防的ナ見地カラモ、又社會政策的ナ見地
カラモ、國民保健ノ上カラモサウ云フコト
ガ宜カラウト云フヤウナ答申ヲ得テ居リマ
ス、ソレカラ又地方ニ色々ノ資源ガアリ、
且ツ交通ノ關係、港灣ノ關係、消費地ノ關
係等モ考慮致シマシテ、此ノ方面ニ工業ヲ
新シク植付ケタラドウカト云フヤウナ地域
モ相當ゴザイマスノデ、サウ云フヤウナ新
シク工業ヲ興サセト云フ地域モ亦現在大體
此ノ案ヲ御考ニシテ、サウ云フ工業ヲ指定
シタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、案
トシテハ大體出來テ居リマスガ、マダ何處
ダト云フコトヲハッキリ申上ル譯ニ行キ
マセウ、大體サウ云フヤウナ仕事ヲ地方工
業化委員會デハ今ノ所マデ致シテ來タヤウ
ナ譯デアリマス
○卯尾田委員 只今委員會デ相當立案研究

中デアルト云フコトハ適當致シマシタ
目下日本デ一番經濟上必要ノコトハ申スマ
デモノナ生産力ノ擴充デアリマス、生産力
ノ擴充ノ效果ヲ舉ゲル上ニ於テ速ニ立案中
ノモノノ中デ、一番適地デアリ、要素ヲ含
マレテ居ル所ニ早ク新ナ計畫ヲサレルコ
トガ必要ナコトデアリナイカト思ヒマス、一
例ヲ申シマス、電氣ノヤウナモノデモ最
近縣ニ依ワテハ一年ニ二十五萬若クハ二十萬
ノキロト云フヤウナ相當ノ電氣ヲ發電サレル
ノデアリマス、若シソレガ計畫ガナイ場合
デアリマス、關西方面、關東方面、名古屋
方面ト云フ大都市ニ集中セラレテ結果、
自然ニ電氣自身ノ持テ不經濟ナチ、ロス、ガ
及ブノデアリマス、假ニ富山縣ノ例ヲ申シ
マス、十五年カラ十八年ニ三十萬、キロ、
ノ電氣ヲ起シマス、ソレガ今ノヤウナ工業
基地、計畫セラレタ案ヲ實施セラレナイ場
合ニ起ル損失ハ、少クモ十萬電氣ノ二割ハ
損失致シマス、三十萬、キロ、ノ二割ト云フ
コトデアリマス、今日建設費
カラ見テモ何千萬圓、其ノ收益カラ見マシ
テモ何百萬圓、ソレガ間接ニ統制經濟ニ依
ツテハレウツアル、地方中小工業者ガ
ソレノ利用ヲ考ヘマシテ云フト、簡單ナ電
力一ツデサヘモ地方ニ是ガ影響ガ非常ニ
大キイノデアリマス、サウ云フ工業ヲ立テ
此ノ都市ニ集中シマシテ、工業地ト一歩カ
ラ見マシテモ、速ニ解決シテ行ク方途ヲ考
ヘルコトガ必要デアリマス、サウ云フ意味デ石
炭ノ生産地或ハ電力ノ生産地、交通運輸ガ
工業地ニ至致大ニ關係ヲ持ツヤウナ所、サ
ウ云フヤウナ所ヲ地理的ニ配分ヲ致シマシ
テ、現在關東ヲ中心トシテ關東東京方面、
中京ヲ中心トシテ名古屋方面、關西方面ヲ

中心トシテ關西方面、或ハ九州ヲ中心トシ
テ西北方面、北海道ヲ中心トシテ工業ニ依
ル資源ノ利用出來ル方面、或ハ北陸ニ於テ
電氣ノ利用出來ル方面トカ、サウ云フコ
トニ依ワテ、一ツノ計畫性ヲ實現スルコト
ガ、生産力擴充ノ上ニ至大ニ關係ヲ持ツ
カリデナク、地方中小工業者ヲ救フ所以デ
ト思フノデアリマス、サウ云フ見地ニ立
テ何カ促進セシムル方法ガアリマスカ、何
ワテ置キタイノデアリマス
○鎌尾政府委員 只今御示ノ御意見ニ付キ
マシテハ吾々モ全ク同意ニ存ジマス、併シ
只今商工省デヤウテ居リマス、此ノ地方工
業化ノ仕事ハマダ調査ノ域ヲ十分ニ脱シタ
トハ言ヘナイ狀態デアリマシテ、現在ノ所ハ
マダ基礎的調査ヲヤウテ居ルト云フ狀態デ
ゴザイマス、之ニ付キマシテハ商工省ハ工
業生産力ガドウ云フ風ニ分布シテ居ルカト
云フヤウナ立論カラ此ノ問題ヲ見テ居ルノ
デアリマス、是ハ獨り商工省デ爲シ得ル問
題デアリマシテ、内務省、鐵道省、通信省、
其ノ他ノ關係各省トモ十分ナ連絡ヲ取ツ
テ、綜合的ナ一ツノ國土計畫ト云フヤウナ
考ヘ方ノ下ニ考ヘナケレバナラナイ問題デ
ゴザイマシテ、私共ハ企業院アタリガ中心
ニ此ノ問題ヲ考ヘテ立案イテ思ワテ居リマス
ガ、現在ノ所ハ只今申シマセウヤウニ、マ
ダ具體的ニヤウ云フ工業化ニ補助スルコト
ガ云フ資源ノ問題ヲ行カウト云フヤウナ
具體的ナ所マダ行ワテ居リマセウ、併
シ大體ドウ云フ地方ニハドウ云フ工業ガ適
シテ居ル、ドウ云フ地方ニハ斯ウ云フヤウ
ナ資源ガ十分アルカラ、或ハ電力又ハ石炭
ト云フ動力ノ關係ガ斯ウ云フ風デアリカラ、
其處ニハ重工業ヲ起シタラドウカ、ソレカ

ラ此ノ方面ニ餘リ集中サレテ居ルト、防空
上ノ關係カラ言フテ、國防上ノ關係カラモ
之ヲ制限シタラ宜イデナイカト云フヤウ
ナ點ハ、丁度幸ニ此ノ委員會ニハ陸海軍ノ
關係官モ委員ニナツテ居ラレマスノデ、サ
ウ云フ點ヲ是カラ具體化スルノ、ドウ云
フ方針ヲ行カウト云フヤウナ點ヲ只今調
ベテ居ルト云フ狀態デゴザイマス
○卯尾田委員 御調査ノ方針ハ能ク分リマ
シタガ、從來ノ如ク調査ニ依ワテ此ノ重大
ナ國防經濟ヲ完遂セシムル時機ヲ失ワテハ
イケナイト思ヒマス、其ノ點ハ勿論只今御
述ニナリマシタ如ク、動力ニ關シテハ通信
省、交通運輸ニ關シテハ鐵道省、地方關係
ニ付テハ内務省、色々ナ關係ヲ持テテ居ル
コトモ承認致シマシタ、サウ云フ立論カラ、
隨テ斯ウ云フ各省ニ關係ヲ持ツダケニ、此
ノ問題ガヤハリ運送セラレテ居ルニナルノ
デアリマス、ソレヲ商工省ハ工業ノ分散化ト
云フ主觀的ナ立場ニ立ワテ、各省ノ指導ヲ
セラレルヤウナ意味デ之ニ關係ヲ持タレル
コトガ之ヲ促進セシムル方法ダト存ジマス、
其ノ點ニ付テ是非中心ニナツテ案ノ出來ル
ヤウニセラレントコトヲ願ワテバミマセウ、
何レ國土計畫ニ付テモ内務大臣等ニ伺ヒタ
イト思ヒマスガ、先程御述ニナリマシタ都
市計畫ニ關係アル運送計畫トカ、國土計
畫トカ、サウ云フモノニ綜合的ニ關係ヲ此
ノ問題ガ持ツコトハ申スマデモナイノデア
リマシテ、當然ソレ等ノ進行ト相並立シタ
ケレバナラナイ、又一丸トナラナケレバナ
ラナイノデアリマスカラ、其ノ點ハ只今調
査中ト云フコトデアリマスカラ、私達個人
カラ見テ國家ノ所謂大計ニ屬スルトマデ確
信ヲ持ツテ居ル一ツノ案ガアリマスガ、サウ

云フ事ハ此ノ際時間ノ關係カラ止ムルコトニシテ、又適テ振興部長サンアタリトモヲ交合セテ意見ヲ申上ルル機會ガアラウト思ヒマス、此ノ時間ノ大切ナル時ニ於テハ止メタイト存ジマスガ、唯一懸案部長方中心トナワテ是等ノ案ノ實現ヲ早カラシメラレンコトヲ御願シテ此ノ點ハ止マ

次ニ地方局長ニ御尋致シマス、過般都市計畫概況ノ參考資料ヲ取イテ、年々都市計畫施行地域ガ擴大シテ居ルベカリデナシ、土地區劃整理ノ分量モ年々ト共ニ増加シテ居ル、是ハ都市計畫開設ノ意義明カナルモノト非常ニ慶賀ニ堪ヘマス、併シテガラ是方實行ハ從來都市中心トシテ、地方ニ少イ被ミガアリマス、都府ヲ通ジテ此ノ事業ノ普遍化ヲ圖ルニハ少クトモ町村ニマデ其ノ進テヲ及ボサナクハレバナラス、此ノ見地カラ其ノ町村自身ハ財政的ニ此ノ都市計畫實行ノ不可能ナル點多クアリマス、同シ國民文化、經濟其ノ他有ニ思典ガ都市ニ厚ク、村落ニ薄イト云フ實情カ

ニ對シテハ相當ナル法のノ制裁ヲ、偶然モ知レマセヌ、生シテ事件ヲ由テアリマス、即チ町村會議員、市會議員ヲ或ル事ニ關聯セシメテ、不在ノ折衝全會一致ノ形ヲ作テマデ町村合併ヲ強シテラレタ例モ多クアリマス、是ハ法のノ缺點ダト思ヒマス、併シテガラ今日自覺ニ俟テテ町村民方合併スルト云フコトモ、ソコニ色々町村ノ利害關係ガアルノデ是モ中々難シマセヌ、隨テ地方局長ニ於テハ、何カ法理的ニ町村合併ノ困難ニ行クヤウニスル御考ハナ

○扶府委員 町村ノ合併ハ町村ノ特色ヲ考慮シテ之ヲ行ハス上ニモ、其ノ他町村行政ノ合理化ヲ圖ルカモ見マシテモ、一般ノ見方トシテハ促進スルノ方途當アルト考ヘテ居リマス、唯町村ニハソレゾレ沿革ノアルコトハ存シテ居リマス、此ノ沿革ヲ無視シテ無理ニ合併スルコトハ、今マデノ例ニ照シテモ其ノ後ニ相當等ヲ生シタト云フヤウナ事例ガアリマス、政府ノ方針ト致シマシテハ、町村合併ハ成ベク勸奨スル方針ヲ執

スガ、ソレハ大體先ノ見通シガ付イタ場合ニ行フテ居ルノデアリマス、尙ホ法理上ニ於テ町村合併ヲ強シスルヤウナ立テ方ニ付キマシテハ今申上ルマシタヤウナ事情カ

○扶府委員 全國ニハ隨分小キイ村ガ存在シテ居リマシテ、其ノ數ニ至ラテハ百三十四十カ所七百八十戸數ヲ有スルモノガ一村ヲ形成シテ居ル關係カラ、先程申シマシ

モ狗ヲズ、發展ガ數年、或ハ十數年運レルト云フコトガ全國ノ町村ニハ相當アルノデアリマス、チウ云フヤウナ町村ニ對シテハ、ナハリ隣接町村ハ積極的ニ之ヲ合併セシメ

○扶府委員 大體ニ於テ私モ同意ニ存スルノデアリマス、殊ニ土地等ニ付キマシテハ、一ツノ經濟生活ノ單一團體ノ區域ト、ソレ

カヲ都市ト申シマス、町村ト申シマス、其ノ法理上ノ區域ト云フモノガ合致スルコトニ向來上ルト云フノガ、町村自治體、都市自治體トシテノ一番理想ノ形デアリト思フノデアリマス、是ハ都市ニ付キマシテハ最近相當其ノ傾向ガ實際ニ現ハレテ居ルト思ヒマス、但シ必要以上ニ唯形式的ニ合併ヲ至スト云フコトニ付キマシテハ、是ハ又

○出井委員 速記ヲ始メテ——卯尾田君

可解テ應答出来ナイコトガ多クイデアリマス、過般ノノモンハン事件以來一時安定シタト國民ニ安心ヲ與ヘマシタ停戰協定以

ハアリマシテモ、徑路ハサウ云フコトニナ

